

南部町地域防災計画

南部町防災会議

総 則 編

第 1 章	計画の目的と編成.....	1
第 2 章	防災計画の性格.....	2
第 3 章	防災の基本理念及び施策の概要.....	3

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	51
第2節 南部町の概況.....	60

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実.....	63
第2節 防災知識の普及・教育、防災訓練.....	66
第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充.....	72
第4節 消防予防計画.....	74
第5節 風水害等災害予防対策.....	77
第6節 雪害予防対策.....	84
第7節 建築物災害予防対策.....	86
第8節 文化財災害予防対策.....	88
第9節 特殊災害予防対策.....	89
第10節 情報通信システム整備.....	91
第11節 要配慮者対策の推進.....	94
第12節 孤立地区対策.....	98

第3章 水防計画

第1節 総則.....	99
第2節 水防組織.....	100
第3節 巡視警戒及び重要水防区域.....	101
第4節 ダム・水門等及びその操作.....	102
第5節 器具・資材及び設備の整備運用並びに輸送.....	103
第6節 通信連絡.....	103
第7節 洪水予報.....	105
第8節 水防警報.....	108
第9節 水防機関の活動.....	109
第10節 堤防決壊の通報.....	112
第11節 協力応援.....	112
第12節 水防報告.....	113
第13節 水防訓練.....	114
第14節 甲府河川国道事務所の情報伝達.....	114
第15節 その他.....	116

第4章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	118
第2節	職員配備計画	126
第3節	消防防災ヘリコプターの出動要請計画	129
第4節	広域応援体制	132
第5節	自衛隊災害派遣要請計画	142
第6節	災害関係情報等の受伝達	146
第7節	被害状況等報告計画	156
第8節	広報計画	163
第9節	災害通信計画	165
第10節	雪害対策	170
第11節	消防対策	173
第12節	緊急輸送対策	179
第13節	交通対策	183
第14節	災害救助法による救助	193
第15節	避難対策	201
第16節	孤立地区に対する支援活動	212
第17節	医療助産対策	214
第18節	防疫対策	220
第19節	食料供給対策	222
第20節	生活必需物資等救援対策	225
第21節	飲料水確保対策	228
第22節	応急教育対策	231
第23節	廃棄物処理対策	234
第24節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	239
第25節	救出計画	242
第26節	死体の搜索及び保護並びに埋葬計画	244
第27節	障害物除去計画	246
第28節	生活関連事業等の応急対策	248
第29節	民生安定事業計画	255
第30節	災害ボランティア支援対策計画	262

第5章 原子力災害対策計画

第1節	原子力災害予防対策	263
第2節	原子力災害応急対策	266

第6章 火山対策計画

第1節	概 要.....	270
第2節	火山災害応急対策.....	276

第7章 災害復旧・復興対策計画

第1節	計画の方針.....	279
第2節	激甚災害の指定に関する計画.....	281

地震編

第1章 地震編の概要

第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	401
第2節	南部町の特質と過去の地震災害	410
第3節	地震被害想定（東海地震）	410
第4節	南海トラフ地震及び首都直下地震対策	424

第2章 災害予防計画

第1節	防災組織の充実	425
第2節	地震に強いまちづくりの推進	425
第3節	大震火災対策の推進	428
第4節	生活関連施設の安全対策の推進	431
第5節	建築物災害予防計画	435
第6節	防災施設及び資機材の整備、拡充	437
第7節	広域応援体制の確立	438
第8節	防災意識の高揚及び自主防災会活動の推進	441
第9節	災害ボランティアの育成強化	447
第10節	防災訓練の実施	449
第11節	要配慮者対策の推進	449
第12節	孤立地区対策	455

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	456
第2節	職員配備計画	458
第3節	消防防災ヘリコプターの出動要請計画	463
第4節	地震災害情報等の収集伝達計画	463
第5節	被害状況等報告計画	466
第6節	広域応援体制	470
第7節	自衛隊災害派遣要請計画	470
第8節	広報計画	470
第9節	災害通信計画	472
第10節	消防対策	472
第11節	緊急輸送対策	475
第12節	交通対策	475
第13節	災害救助法による救助	475
第14節	避難対策	476

第15節	孤立地区に対する支援活動	478
第16節	医療・助産対策	478
第17節	防疫対策	478
第18節	食料及び生活必需物資供給計画	479
第19節	飲料水確保対策	480
第20節	応急教育対策	481
第21節	廃棄物処理対策	483
第22節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	484
第23節	救出計画	488
第24節	死体の捜索及び保護並びに埋葬計画	489
第25節	障害物除去計画	489
第26節	生活関係施設の応急対策	490
第27節	民生安定事業計画	492
第28節	災害ボランティア支援対策計画	492

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節	東海地震に関する事前対策計画の目的	493
第2節	東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時 （東海地震予知情報）の対策体制及び活動	495
第3節	情報の内容と伝達	504
第4節	広報活動	507
第5節	避難活動	513
第6節	住民生活防災応急活動	516
第7節	防災関係機関の講ずる措置	520
第8節	交通対策	523
第9節	事業所等対策計画	526

第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

第1節	南海トラフ地震に関する情報の種類	527
第2節	南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動	528
第3節	南海トラフ地震に関連する情報の伝達	532

第6章 災害復旧・復興対策計画

第1節	計画の方針	533
第2節	激甚災害の指定に関する計画	533

資 料 編

〔防災関係機関〕

○防災関係機関一覧.....	701
○災害拠点病院・町内診療所等.....	703
○給水装置工事事業者一覧.....	705

〔防災施設・設備等〕

○指定避難所一覧.....	707
○食糧等備蓄状況.....	718
○資機材備蓄状況.....	719
○自主防災倉庫一覧.....	720
○AED設置場所一覧.....	721
○耐震性貯水槽設置箇所一覧.....	722
○応急給水用施設・資機材保有状況.....	725
○自衛隊宿泊予定施設一覧.....	725

〔通信関係〕

○他機関の有する町内無線施設一覧.....	726
○町有通信施設一覧.....	727

〔消防・水防関係〕

○消防力の現況.....	733
○消防団の組織及び所管区域.....	733
○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等.....	734
○町内プロパンガス取扱店一覧.....	734
○雨量観測所一覧.....	735
○甲府地方気象台気象観測施設一覧.....	735
○水位観測所一覧.....	736
○簡易水位計.....	736
○重要水防区域一覧.....	737
○土石流危険溪流一覧.....	740
○水防倉庫一覧.....	742
○水防のための避難立退区域一覧.....	742
○農業用取水堰及び水門等一覧.....	743

〔輸送関係〕

○庁用車両一覧.....	744
○飛行場外離着陸場一覧.....	746
○ヘリコプター主要発着場一覧.....	747
○異常気象時における道路通行規制区間及び基準.....	747

〔条例等〕

○南部町防災会議条例.....	748
○南部町防災会議委員一覧.....	750
○南部町災害対策本部条例.....	751
○南部町地震災害警戒本部条例.....	752
○山梨県災害救助法施行細則（別表）.....	753

〔協定等〕

【相互応援】

○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定.....	760
○災害時における相互応援に関する協定書.....	763
○災害発生時における南部町と南部町内郵便局の協力に関する協定書.....	765

【消防相互応援】

○静岡県富士宮市・芝川町・富士宮市芝川町消防組合と山梨県富沢町・南部町・下部町・峡南広域 行政組合消防本部との消防相互応援協定.....	767
○静岡県静岡市、山梨県富沢町、同南部町、同身延町、同早川町、同峡南広域行政組合消防相互 応援協定書.....	770
○峡南広域消防相互応援協定書.....	772
○南部町、身延町消防相互応援協定.....	774
○静岡県清水市・山梨県富沢町消防相互応援協定書.....	776

【その他】

○大規模災害受援計画に基づく補給物資等調達に関する協定書.....	778
○災害時の情報交換に関する協定.....	780
○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書.....	782
○災害時の施設と敷地の利用に関する協定書.....	784
○災害時における応急活動の協力に関する協定書.....	786
○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定.....	788
○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱.....	789
○大規模災害時における避難所のトイレのし尿等の収集運搬に関する協定書.....	793
○富士山火山噴火時における鳴沢村の広域避難に関する覚書.....	795
○災害時におけるL P ガスの供給等に関する協定書.....	797

○災害時における遺体安置等の協力に関する協定書.....	799
○災害時における物資供給に関する協定書.....	801
○災害時における物資の保管等に関する協定書.....	803
○大規模災害時における被災者支援に関する協定書.....	805

〔災害危険箇所〕

○地すべり防止区域一覧.....	807
○急傾斜地危険区域一覧.....	808
○土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所一覧.....	812
○山地災害危険地一覧.....	818
○老朽ため池の所在地及び整備状況.....	824

〔様式〕

○自衛隊災害派遣要請依頼書.....	825
○応援等要請のための連絡事項.....	826
○医療救護班応援要請書.....	827
○消防防災航空隊出場要請書.....	828
○県指定に基づく報告様式.....	829
・市町村被害状況票（様式 2－1－1）.....	829
・市町村災害対策本部等設置状況（様式 2－1－2）.....	830
・市町村職員参集状況（警戒－4）.....	831
・地震防災応急対策実施等状況票（警戒－8）.....	832
・市町村別避難所開設状況一覧表（警戒－9）.....	833
・市町村初動体制確認票（様式 地－3）.....	834
・市町村被害速報（様式 地－5）.....	835
・市町村被害状況票（様式 3－4－2）.....	836
・市町村災害対策本部等設置状況・職員参集状況票（様式 3－4－5）.....	837
・避難所開設状況一覧表（様式 3－4－6）.....	838
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式.....	839
・災害報告（第 1 号様式）.....	839
・災害中間年報（第 2 号様式）.....	840
・災害年報（第 3 号様式）.....	841
○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式.....	842
・第 1 号様式（火災）.....	842
・第 2 号様式（特定の事故）.....	843
・第 3 号様式（救急・救助事故等）.....	844
・第 4 号様式（災害概況即報 その 1）.....	845
・第 4 号様式（災害概況即報 その 2）.....	846

○各種救助に係る様式.....	847
・地区別被害状況調査表（様式1）.....	847
・世帯別被害調査表（様式2）.....	848
・救助活動の種類別実施状況（様式3）.....	849
・被災世帯調査原票（様式4）.....	850
・救助の種目別物資受払状況（第14号様式）.....	851
・避難所設置及び収容状況（第15号様式）.....	852
・応急仮設住宅台帳（第16号様式）.....	853
・炊き出し給与状況（第17号様式）.....	854
・飲料水の供給簿（第18号様式）.....	855
・物資の給与状況（第19号様式）.....	856
・救護班活動状況（第20号様式）.....	857
・病院診療所医療実施状況（第21号様式）.....	858
・助産台帳（第22号様式）.....	859
・被災者救出状況記録簿（第23号様式）.....	860
・住宅応急修理記録簿（第24号様式）.....	861
・学用品の給与台帳（第26号様式）.....	862
・埋葬台帳（第27号様式）.....	863
・死体搜索状況記録簿（第5号様式）.....	864
・死体処理台帳（第28号様式）.....	865
・障害物の除去状況（第29号様式）.....	866
・輸送記録簿（第30号様式）.....	867
・賃金職員等雇上台帳（第6号様式）.....	868
○罹災証明願.....	869

〔その他〕

○町内指定文化財一覧.....	871

總 則 編

第 1 章 計画の目的と編成

第 1 目的

本町は、町の中央に一級河川である富士川が流れ、周囲には十枚山、篠井山等多くの山々が連なり、急峻な箇所が多く、地震、暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、崖崩れ、土石流など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。

また、近年の異常気象、社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、町、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「南部町地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本町の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、南部町防災会議が策定する計画である。

第 2 編成

この計画の編成は、次の 4 編からなる。

なお、地震編の各節において、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害編を準用することとする。

また、災害対策基本法第42条第 3 項の規定に基づき、自治会・町内会等において「地区防災計画」が策定され、南部町防災会議において承認されたときは、その都度、策定団体名や策定期間等を資料編に掲載する。

総 則 編

一般災害編

地 震 編

資 料 編

第 2 章 防災計画の性格

第 1 計画の性格

この計画は、町、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。

第 2 計画の修正

この計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び山梨県の作成する「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」を踏まえ、さらに阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓に、震度 7 を視野に入れた見直しを行うものであり、今後も必要に応じ修正を加え内容の充実を期すものとする。

第 3 防災計画の推進対策

1 町職員への周知徹底等

町の防災担当である交通防災課は、この防災計画を効果的に推進するため、他課との連携を図り次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

2 住民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、町職員のみならず、住民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるので、町は、住民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本理念及び施策の概要

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本町の、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としていく必要がある。

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。

災害対策の実施に当たっては、関係機関はそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災会や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、関係機関、住民等が一体となって最善の対策をとる必要がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本町を含む山梨県においては、切迫性が指摘されている南海トラフ地震（東海地震）をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から住民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本町の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策等の決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するものとする。

災害に対する備えとして、県、町、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。

各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策及びその後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、平常時から施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関（民間企業、ボランティア、NPO及びNGO等を含む。）相互の協力体制の構築に向けた、共同での実践的な訓練や研修及び協定の締結等を行う。
- 3 住民の防災活動を促進するため、住民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援並びに自主防災会の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
- 4 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
- 5 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

第2 災害応急対策

- 1 東海地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- 2 発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 被災による本町の行政機能の低下等により被災状況の把握等が行えないと認められる場合、県は本町の被災情報の収集に意を用いる。
- 4 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- 5 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- 6 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 7 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 8 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。

- 9 被災者について避難先から安全な避難所への誘導、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- 10 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 11 被災者の健康状態の把握、並びに必要なに応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な死体の処理等を行う。
- 12 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 13 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 14 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、放送事業者、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を求めながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 15 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施を行うとともに、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- 16 ボランティア、義援物資・義援金、県内外からの支援の適切な受け入れを行う。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- 3 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県等との連携

町は、大規模災害にも対応しうる即応体制を充実強化するため発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、近隣市町等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図るものとする。

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 南部町

南部町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

町は、次の事項を実施する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、業務継続計画を策定するなど、平時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制などを整備する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助に当たるものとする。

(1) 災害予防

ア 防災に関する組織の整備

- イ 防災に関する訓練の実施並びに教育、過去の災害から得られた教訓の伝承及び広報
- ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- エ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- オ 災害に伴う調査及び被害状況の想定
- カ 建築物等耐震対策の強化促進
- キ 危険物施設等の災害予防
- ク 町内の公共的団体等住民の自主防災会への指導育成
- ケ アからクまでのほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は地震予知情報等の収集、伝達及び広報の実施
- ウ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報の実施
- エ 防災資機材及び人員等の配備
- オ 警報の発表及び伝達
- カ 避難の勧告又は指示及び避難者の保護
- キ 消防・水防、その他応急措置
- ク 被災者の救難、救助その他の救護
- ケ 町が管理する施設等の応急措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他災害における社会秩序の維持
- サ 緊急輸送の確保
- シ 医療、清掃、防疫その他保健衛生等の措置
- ス 被災者の食糧、飲料水、生活必需品の供給
- セ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- ソ 応急仮設住宅の建設と施設及び設備の応急復旧
- タ 他関係機関に対する応援要請
- チ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ツ アからチまでのほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧対策

災害に応じ必要な対応と措置を実施するものとする。

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合整備

- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ク アからキまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発表及び伝達、避難の勧告又は指示並びに、市町村が避難勧告又は指示を行う際において必要な助言の実施
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 被災者等からの相談窓口の設置
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ アからサまでのほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ ア、イのほか、将来の災害に備える措置

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業費）

イ 融資関係

- （ア） 地方公共団体の災害復旧事業費の貸付
- （イ） 地方公共団体に対する短期資金の貸付
- ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - （ア） 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - （イ） 手形交換の特別措置
 - （ウ） 休日営業の特例措置
 - （エ） 融資の迅速化及び簡素化の特例措置

- (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
- (カ) 保険料支払いの迅速化措置
- エ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
 - (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害のある場合における普通財産の無償貸与
 - (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用の許可
- (2) 関東農政局（山梨支局）
 - ア 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
 - (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給
 - (エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
 - (オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
 - (カ) 応急用食料の調達・供給対策
 - ウ 災害復旧
 - (ア) 査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - (イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通
- (3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 災害時における輸送実態調査
 - イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める

- ウ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う
- エ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- オ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、山梨県や市町村に対し、気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う
- カ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- キ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める

(6) 関東総合通信局

- ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(7) 山梨労働局（諏訪労働基準監督署）

- ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
- イ 事業場内労働者の二次災害の防止
- ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
- エ 災害復旧工事における安全の確保

(8) 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、災害対策について次の事項を行う。

ア 災害予防

- (ア) 災害対策の推進
- (イ) 危機管理体制の整備
- (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
- (エ) 防災教育等の実施
- (オ) 防災訓練
- (カ) 再発防止対策の実施

イ 災害応急対策

- (ア) 災害発生直後の情報の収集・通信の確保（「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣を含む。）
- (イ) 活動体制の確立
- (ウ) 政府本部への対応等
- (エ) 災害発生直後の施設の緊急点検
- (オ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- (カ) 災害発生時における応急工事等の実施
- (キ) 災害発生時における交通の確保等
- (ク) 緊急輸送
- (ケ) 代替輸送
- (コ) 二次災害の防止対策
- (サ) ライフライン施設の応急復旧
- (シ) 地方自治体等への支援（支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣を含む。）
- (ス) 被災者・被災事業者に対する措置
- (セ) 災害発生時における広報
- (ソ) 自発的支援への対応
- (タ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

ウ 災害復旧・復興

- (ア) 災害復旧・復興の基本方針
- (イ) 災害復興の実施
- (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
- (エ) 都市の復興
- (オ) 借地借家制度等の特例の適用
- (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
- (キ) 被災事業者等に対する支援措置
- (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

(1) 平素における準備

- ア 防災関係資料の整備
- イ 関係機関との連絡・調整
- ウ 災害派遣計画の作成
- エ 防災に関する教育訓練
- オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備

(2) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣初動の準備
- イ 災害等情報の収集
- ウ 通信の確保
- エ 要請等の確認及び派遣要領の決定

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣

(4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

(1) 東海旅客鉄道株式会社

- ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
- イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）
- ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
- エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借り上げ
- カ 災害時における不通区間の代行又は振替輸送

(2) 東日本電信電話(株)（山梨支店）、(株)NTTドコモ山梨支店

- ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
- イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
- ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
- エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
- オ 災害復旧及び被災地における情報流通について顧客、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る

(3) 日本郵便株式会社

- ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- オ 郵便局窓口業務の維持
- カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
- キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(4) 日本赤十字社（山梨県支部）

- ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- イ 応援救護班の体制確立とその整備
- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- キ 義援金の募集及び配分

(5) 日本放送協会（甲府放送局）

- ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信

- イ 災害対策基本法に定める対策措置
- (6) 日本通運株式会社（山梨支店甲府支社）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借り上げ要請に対し、可及的に即応し得る体制の整備
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
 - (2) 輸送機関（山梨交通株式会社、一般社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための町長の車両借り上げ要請に対し、可及的速やかに即応し得る体制の整備
 - (3) ガス供給機関（一般社団法人山梨県エルピーガス協会）
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - (4) 医師会（南巨摩郡医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 7 南部警察署
 - ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - ウ 罹災者の救出、救護
 - エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体
 - ア 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、斡旋

- (2) 南部町商工会
 - ア 町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産
- (4) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (5) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
- (6) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
- (7) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会山梨県支部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
 - ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - イ 民間賃貸住宅の情報の提供
 - ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供
- 9 その他の公共的団体
 - (1) 南部町社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会）
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保
 - (2) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保

第2節 南部町の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本町は、県庁所在地の甲府市より南へ約60km離れた山梨県の最南端に位置し、北東から南西方向へ約21km、北西から南東方向へ約16.5kmで、総面積は200.63km²、県土の約4.5%を占めている。北側は身延町、東・南・西側の三方は静岡県（富士宮市、静岡市）に接した県境の町である。また、国道52号線、JR身延線など山梨県と静岡県を結ぶ主要幹線が地域内を貫いており、静岡県から山梨県にアクセスする際の玄関口として交通の要衝となっている。

2 地勢

町の周囲西側には十枚山（1,726m）、篠井山（1,394m）、仏谷山（1,503m）青笹山（1,555m）、北東には天子ヶ岳（1,316m）、長者ヶ岳（1,335.8m）、思親山（1,030m）、南に貫ヶ岳（897m）、東に白水山（811m）、白鳥山（567m）と緑豊かな山々が連なり、その山あいには源を発した清水は、戸栗川、船山川、中村川、佐野川、楮根川、富士川、万沢川となって町の中央を貫流する日本三大急流の一つ富士川に注いでいる。また、これらの河川に沿って集落が点在し、中山間地特有の景観を形成している。

3 地質

地質は、第3紀層が主で、林地と山畑地の大部分がこの層に属し、これら基岩の風化した砂壤土よりなり、表土も比較的深く雨量も多いことから植林に適している。一部、富士川沿岸部には沖積層があり、土壌は花崗岩を母材とする土砂及び砂壤土で、一般的に農作物の生産性は高い。

4 気象

気候条件は、年平均気温が15℃と比較的温暖で、年間降水量は2,500mm前後と山梨県内では最多雨地帯であり、降雪は極めて少なく、四季を通じて過ごしやすい太平洋沿岸気候に属している。

第2 社会的条件

1 人口及び産業

本町の人口は、平成27年の国勢調査によると、8,067人で、平成22年の調査時に比べ、10.5%減少しており、昭和60年以降漸減傾向にある。世帯数は、平成27年の調査では、3,006世帯で、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族化は進行している現状にある。

また、高齢化については、本町も例外ではなく、年齢別人口の構成比をみると、高齢化の一つの指標である老年人口比率（総人口に占める65歳以上の割合）は、年々高くなってきており、平成27年は、38.4%と人口の1/3を超え、県平均数値の28.4%を大きく上回っている。

区分 \ 年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	11,959	11,862	11,437	10,863	10,254	9,011	8,067
総世帯数	3,164	3,248	3,271	3,252	3,201	3,088	3,006
1世帯当たり人員	3.78	3.65	3.50	3.34	3.20	2.92	2.68

本町の農業は、山間農業の生産性の向上を図るため、気候温暖、多雨という条件を生かして茶の栽培に力を入れ、県内外に広く出荷されており、品質の良さには定評がある。

林業は、町の木であるひのきに象徴されるように、温暖多雨な気象条件に恵まれ、良質のひのき、杉を産出している。

2 土地利用

土地の利用状況は、宅地2.29km²（1.1%）、農用地5.49km²（2.7%）、森林188.12km²（93.7%）、その他4.97km²（2.5%）で、森林の割合が高くなっており、豊かな自然が保全されている。（※ 平成30年度固定資産の価格等の課税概要調書より）

3 交通

本町の南北には一級河川を挟んで国道52号線、主要地方道富士川身延線が走り、鉄道では、JR身延線の内船駅、寄畑駅、井出駅、十島駅があり、甲府方面や富士、富士宮方面への生活路線となっている。

第3 過去の災害履歴

明治以降の主な一般災害及び主な地震災害は、別表のとおりである。

なお、今後も文献等により過去の災害被害記録の収集を行い、必要な記録を追加する。

別表

1 風水雪害

発生年月日	被害状況
1959（昭和34） 8.14	台風7号により県下に豪雨、南部町は、罹災世帯480戸、人員2,398人、富沢町は、罹災世帯285戸、人員1,619人、という大被害を受け、両町に災害救助法が適用された。
1959（昭和34） 9.26	台風15号（伊勢湾台風）、南部町で罹災世帯90戸、重軽傷者8人、全壊6戸、半壊76戸、床下浸水8戸、富沢町で全壊7戸、半壊25戸、床上浸水21戸、床下浸水25戸の被害
1966（昭和41） 7.22	甲府市の相川等が集中豪雨で氾濫、死者1人、全壊・半壊家屋104戸、浸水家屋14,528戸
1966（昭和41） 9.25	台風26号、大雨により、河川の氾濫、山崩れ等発生、南部町で死者1人、富沢町で死者2人、行方不明1人の被害
1982（昭和57） 8.1～3	台風10号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者7人
1983（昭和58） 8.16～18	台風5号、6号、富士川増水、戸栗川橋歩道橋の左岸寄りが落下
1985（昭和60） 6.28～7.1	台風6号、佐野地区で土砂崩れ発生、住宅が全壊し、死者1名、負傷者2名の被害
1991（平成3） 9.19	台風18号による豪雨のため、南部区明治町等で多くの家屋が床下浸水の被害
2011（平成23） 9.21	台風15号による豪雨のため、佐野地区が孤立し、県に防災ヘリの出動を要請。町内全域において、河川の氾濫、山崩れ等が多数発生。床上浸水5戸、床下浸水6戸の被害。激甚災害が適用された。

2014（平成26）	2.14～15	山梨県全県的に断続的な豪雪。町内全域で30～60cmの積雪を記録。1mを観測した場所もある。また、南部町内で1500件停電し、最長で一週間停電した地区もあり、孤立集落も発生した。

2 火災

発生年月日	被 害 状 況
1930（昭和 5） 4. 29	南部に大火発生、101世帯が被害
1949（昭和24） 12. 8	内船に大火発生
1992（平成 4） 3. 9	南部に火災発生、 5 世帯が被害
1998（平成10） 9. 21	楮根地内国道52号においてタンクローリーとトラックの衝突による交通事故によって火災発生、 3 世帯 5 棟全焼の被害

3 地震災害

発 生 年 月 日		被 害 状 況
1498（明応 7）	8. 25	明応地震（M8.6）、紀伊から房総に至る海岸と甲斐で強い震動
1605（慶長10）	2. 3	慶長地震（M7.9）、東海・南海・西海諸道で大きな被害
1707（宝永 4）	10. 4	宝永地震（M8.4）、東海道から中国、九州にかけて大きな被害、東海地震と南海地震同時発生
1854（安政元）	12. 23	安政地震（M8.4）、本町では多少の被害
1898（明治31）	4. 3	山梨県南部を震央とする地震（M5.9）、多少の被害
1900（明治33）	1. 17	山梨県南部を震央とする地震（M6.3）、軽微な被害
1908（明治41）	12. 28	山梨県南部を震央とする地震（M5.8）、甲府市等で軽被害
1923（大正12）	9. 1	関東大震災（M7.9、甲府震度 6）、山梨県の被害はほぼ全県下にわたり、特に南都留、東八代、南巨摩、中巨摩で大きな被害、南巨摩郡下は、死者 3 人、重軽傷者22人、全壊81戸、半壊252戸
1923（大正12）	9. 1	山梨県南東部を震央とする地震（M6.8）、震央付近で多少の被害
1934（昭和 9）	9. 24	山梨・静岡県境を震央とする地震（M5.2）、軽被害
1944（昭和19）	12. 7	東南海地震（M7.9）、東南海道沖を震源とし、静岡、愛知、三重などで大きな被害、甲府市等にも被害発生
2009（平成21）	8. 11	駿河湾を震源とする地震（M6.5）、4 都県112人負傷、静岡県で大きな被害、山梨県ではけが人なし、南部町震度 4
2011（平成23）	3. 15	静岡県東部地震（M6.4）、南部町震度 4 被害なし

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

第1 南部町防災会議

南部町防災会議は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条に基づき設置する。

1 所掌事務

- (1) 南部町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前各号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 防災会議会長及び委員

- (1) 町長（会長）
- (2) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
- (3) 山梨県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者
- (4) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
- (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 町の教育委員会の教育長
- (7) 町の消防団長
- (8) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

※ 条例で示されている「自主防災組織」は、現在「自主防災会」として各地で組織されているため、本計画内では、これ以降「自主防災会」として表記する。

資料編 ○南部町防災会議委員一覧

第2 南部町災害対策本部

南部町災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2に基づき設置する。

なお、所掌事務及び組織等については、第4章第1節「応急活動体制」に定めるところによる。

第3 南部町水防本部

第3章第2節「水防組織」に定めるところによる。

第4 南部町地震災害警戒本部

南部町地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第16条に基づき設置する。

なお、所掌事務及び組織等については、地震編第4章第2節「東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動」に定めるところによる。

第5 応急体制の整備

- 1 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の充実・強化に努めるものとする。
- 2 町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第6 自主防災会

- 1 設置の目的
災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、各地区、自治会等を単位に組織する。
- 2 住民の責務
地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄など自発的な防災活動に努めるものとする。
その際、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うよう努めるものとする。
- 3 組織の編成及び活動
本町では、各地区及び自治会を単位とした自主防災会が、平成30年4月1日現在で、28組織（25区3自治会）あり、各自主防災会は、組織や地域の状況に応じた規約をそれぞれ作成し、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう平常時から準備、訓練に努める。
なお、町は、自主防災会が円滑に運営できるよう、「自主防災会運営補助金」を世帯数に応じて交付している。また、充実した防災資機材の確保や防災訓練等ができるよう、「地域の防災力を高める支援事業」として各自主防災会に10万円を限度に補助金を交付している。
本町の自主防災会の組織状況及び備蓄資機材については、資料編のとおりである。

資料編 ○ 自主防災倉庫一覧

- 4 組織の活動
 - (1) 平常時の活動
 - ア 情報の受伝達体制の確立
 - イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備器具等の整備・点検
 - エ 防災用資機材の備蓄及び管理・点検
 - オ 必要に応じて、活動している各地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及

び、これを地区防災計画の素案として町防災会議への提案

(2) 災害発生時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・指示の伝達
- イ 初期消火等の実施
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力
- カ 避難所の開設・運営

5 町が行う指導

- (1) 町は、県と連携し、自主防災会の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- (2) 町は、衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- (3) 町は、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災会の育成強化に努める。
- (4) 町は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

第2節 防災知識の普及・教育、防災訓練

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは町の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、町は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 職員に対する防災教育

町の災害予防責任者は、教育機関その他の関係する公私の団体に協力を求めるなどし、次により職員に対して防災知識の普及・教育を図る。

1 防災気象講習会

防災気象についての講習会等を、甲府地方気象台等と協力して実施する。

2 研修会

災害対策基本法等の法令に関する説明、研究を行い、土木、水防、建築、防災、営農その他防災技術の習得を図る。

3 検討会

防災訓練とあわせて開催し、業務分担等の認識を深める。

4 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

5 印刷物等の配布

災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

6 先進自治体等の研究、調査

防災対策の先進事例を行っている自治体、関係団体等の取組内容の研究・調査を行い、町の施策への活用方策の検討を行う。

第2 一般住民に対する広報

町の災害予防責任者は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるなど、その危険性を周知し、普及啓発を図る。特に気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることに鑑み、住民が水害リスクに向き合い被害を軽減する契機となるよう努める。

土砂災害に対しては、ハザードマップによる危険箇所を住民に認識させ、マップを利用した避難

訓練等を行う。また、掲示板等を設置し周知を図る。

1 啓発の方法

- (1) 広報紙（「広報なんぶ」）の活用
- (2) FM告知端末放送及びラジオ等の報道媒体の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 県立防災安全センターの活用
- (5) ハザードマップなど、防災関係資料の作成、配布
- (6) 防災映画、ビデオ等の貸出し
- (7) 防災・気象情報のインターネットへの配信
- (8) SNSを利用した防災・気象情報の配信

2 啓発の内容

- (1) 防災に対する一般的知識
- (2) 気象、災害発生原因等（大雨、台風、噴火等）に関する知識
- (3) 災害予防措置
- (4) 災害危険箇所、適切な避難所、避難路等に関する知識
- (5) 災害発生時にとるべき措置
- (6) 各家庭における食料、飲料水、生活用品等の備蓄（3日以上）
- (7) 国や県等の関係機関による防災の取組み
- (8) 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- (9) 過去の災害にかかる教訓
- (10) 過去の町内の中小河川・農業用水路等の浸水被害
- (11) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

第3 学校教育における防災教育

町は、次により幼児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）に対し、災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

生涯学習講座、婦人学級等において、その学級内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、気象情報等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得の習得、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布又は講座、映画、テレビ、ラジオ、体

験談等を素材として話し合い学習をすすめる等である。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

町は、独自に、又は防災関係機関の協力を得て、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第6 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。町は、町職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また一般住民に対しては当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展 示 室	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	防災関連品
視聴覚教室		120人収容、ビデオ、映写装置等
図書、相談室		400冊
訓練、実習室		応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等

第7 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第8 防災訓練の実施

町は、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう次の訓練を実施する。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

また、訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮し、支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

さらに、災害は、時間や季節、天候を問わず発生することから、それぞれの状況に対応できる訓

練を実施する。

1 総合防災訓練

町は、防災関係機関等と合同し、学校、幼稚園、保育所その他関係団体及び住民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合防災訓練を次により実施するものとする。

(1) 実施時期

8月30日から9月5日の防災週間中を実施日とするが、やむを得ない事情が生じた場合は、関係機関の協議により、最も訓練効果のある時期を選んで地震、風水害等を想定し、各地域において実施するものとする。

(2) 実施場所

町内全域で実施するが、それとは別に風水害等によって、大規模災害を受けやすい地域においても実施するものとする。

(3) 実施内容

関係機関の協議により、その都度実施要綱を定めて実施するものとする。

なお、できるだけ多くの機関が参加する訓練とする。

(4) 訓練重点事項

①情報通信連絡、②災害対策本部設置・運営、③避難、④救出・救護、⑤災害警備、⑥消防、⑦水防、⑧避難所開設、⑨救援物資輸送・調達、⑩防疫・給水、⑪応急復旧、⑫炊き出し等

(5) 機関別訓練例

機 関 名	訓 練 内 容
自 主 防 災 会	① 避難訓練 ② 避難所開設・運営訓練 ③ 消火訓練（消火器、可搬ポンプ、消火栓の取扱い） ④ 起震車による震度体験訓練 ⑤ 救急救命訓練 ⑥ 情報伝達訓練 ⑦ 炊き出し訓練 ⑧ 避難行動要支援者の避難誘導
社 会 福 祉 協 議 会	① 災害ボランティアセンター設置訓練
事 業 所	① 情報収集・伝達訓練 ② 営業停止周知訓練 ③ 避難訓練 ④ 自主防災会との協働（支援）訓練
医 療 機 関	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練 ③ 傷病者の受入れ・トリアージ等、医療機能の確保・復旧訓練
施 設	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練 ③ 避難所対応訓練（避難所に指定されている施設）
学 校	① 避難訓練 ② 保護者への引渡し訓練 ③ 関係機関への伝達訓練 ④ 引き渡しができない児童生徒の保護訓練 ⑤ 自主防災会と一体の避難所開設訓練
幼 稚 園 、 保 育 所	① 避難訓練 ② 関係機関への伝達訓練 ③ 保護者への引渡し訓練

土砂災害警戒区域内の 地 域 住 民	① 避難訓練

(6) 防災関係機関との連絡

災害が甚大なものであるほど、他の防災関係機関との連携が重要となるため、県をはじめ自衛隊の総合防災訓練への参加要請等を検討する。

2 非常通信訓練

非常災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施するものとする。

(1) 実施要領

峡南広域行政組合等関係機関の協力を得て実施するほか、町独自でも実施するものとする。

(2) 実施時期及び実施方法

関係機関の協議によりその都度定めるものとする。ただし、町独自の訓練については水防期及び火災期前に行うものとする。

3 避難訓練

学校等、医療機関、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努めるものとする。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、高齢者、障害者、外国人観光客などの要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努め、男女共同参画についても留意するものとする。

なお、学校等（保育所を含む。）においては、次のことに留意するものとする。

(1) 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災会等と連携するなどして訓練を実施する。

(2) 実施の回数は、年間を通じて時期や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。

(3) 人命、身体の安全の確保を基本とする。

4 防疫訓練

(1) 職員の訓練

常に防疫作業の習得を図るとともに、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとする。

(2) 機材器具等の整備

最低限常備する必要がある機材器具等は平素から整備し、災害時に備えるべき物件については、あらかじめ周知な計画をたてるとともに、備蓄物資については、いつでも使用できるように保管し、随時点検を行うものとする。

5 消防訓練

火災その他各種災害の発生に対処するため、消防施設の拡充と点検並びに消防団員の教養訓練を実施するとともに、各部相互の連絡をより一層緊密にして災害を未然に防止するよう努め、さらに地域住民に消防思想の周知徹底を図るよう次の事項について実施する。

(1) 消防施設の拡充と点検

町内施設を定期的に巡視し、施設の状況把握を点検し有事の際に完全に活動が遂行できるように配慮するものとする。

(2) 消防団員の教育訓練

常に消防団員の資質の向上を図るため、峡南広域行政組合中部消防署に指導を求め、教育訓練計画をたて、消防活動が住民の期待に添うよう努めるものとする。

(3) 消防思想の普及宣伝

町民に対し消防に関する意識の高揚と火災予防思想について、次の事項を実施しその普及徹底に努めるものとする。

ア FM告知端末放送、広報車、町広報紙により広報を行う。

イ 各種団体の協力を得て火災予防運動を実施する。

6 水防訓練

南部町水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次により水防に関する訓練を実施するものとする。

(1) 実施時期

町は、年1回以上、県水防指導員の指導により、水防訓練をするものとする。

(2) 実施場所

洪水のおそれのある河川の危険箇所を選んで実施する。

(3) 実施方法

演習要領は県総合水防演習に準じ、峡南建設事務所水防支部長と協議のうえ、次の訓練を行うものとする。

ア 観測

イ 通報

ウ 動員

エ 輸送

オ 工法

カ 避難

第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備を推進する。

第1 防災施設の整備

1 情報通信設備

本町では、災害時における電話の輻輳、又は有線途絶時に備え、県防災行政無線、町防災行政無線、衛星携帯電話、災害時用公衆電話を整備している。町は、定期的に保守点検を実施するとともに、その運用の習熟に努めるものとする。

また、住民等への広報手段について、FM告知端末放送が整備されているが、防災行政無線の同報系施設の整備についても検討を行っていく。

2 防災倉庫等

町内には、町備蓄倉庫5か所、各自主防災会倉庫26か所及び水防倉庫5か所があり、資機材、物資等の備蓄を行っている。これらの倉庫については、倉庫自体が被災することのないよう耐火・耐震構造等の考慮をし、老朽倉庫については、建て替え、修繕等を検討する。

資 料 編 ◦食糧等備蓄状況 ◦自主防災倉庫一覧 ◦資機材備蓄状況 ◦水防倉庫一覧

3 避難所

町においては、資料編に掲載のとおり避難所をあらかじめ指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、災害に対し安全な建物、広場などをあて、さらに給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するよう考慮するものとする。

資 料 編 ◦指定避難所一覧

第2 防災資機材の整備

1 点検整備の実施

防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を決め、点検整備計画を作成して点検整備を実施するものとする。

2 点検整備を要する防災資機材と保管機関

資 機 材	保 管 機 関
水防用備蓄資機材	町（建設課）
消防用資機材及び施設	峡南広域行政組合中部消防署、南部町消防団
防疫用資機材	町（福祉保健課）
給水用資機材	町（水道環境課）
備蓄食糧等	町（交通防災課）
自主防災会備蓄資機材	各自主防災会

ライフライン復旧資材	各事業者

3 資機材及び機械類の点検実施内容

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第3 県における防災施設の整備状況

1 県立防災安全センター

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の普及啓発などを実施する防災教育機関であるとともに、大規模災害に対応できる防災資機材や生活必需品を備蓄し、災害時には、県内市町村等への広域的な救援物資の輸送中継拠点の役割を果たす。

2 峡南地域県民センター

該当地域での大規模災害に迅速に対応するための防災資機材等を備蓄している。

3 土木施設災害対策拠点

災害時の緊急復旧活動及び救援活動等を迅速かつ的確に行うとともに近県との相互支援体制を充実するため、峡南建設事務所に防災拠点を整備する。

拠点機能は、次のとおりである。

- (1) 災害時の人員及び緊急物資の輸送拠点としての物資等の搬入、搬出を行う。
- (2) 緊急復興活動に必要な鋼材、盛土材、コンクリート等の備蓄を行う。
- (3) 緊急輸送道路とのネットワーク化を図る。

第4 新たな防災関連施設の整備・活用

1 「道の駅なんぶ」の整備・活用

「道の駅なんぶ」は、町内を南北に縦断する中部横断自動車道の2か所に設置されているインターチェンジの北部に位置する。

国道52号に直接アクセスできる立地条件から、中部横断自動車道や国道52号走行中の車両の一時避難や被災者救援の活動拠点としての機能を有する施設とする。

また、防災棟への食料品や資機材の整備を行うものとする。

第4節 消防予防計画

第1 消防力の充実強化

1 自治体消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

町は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災会との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

さらに、消防団員の増員と設備の強化を図るとともに、消防署との連携を強化し、消防体制の充実を図る。その際、女性消防団員についても、その能力が発揮できるような環境整備に配慮する。

(2) 消防施設等の整備強化

町及び峡南広域行政組合消防本部は「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。さらには、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努めるものとする。

特に、耐震性貯水槽を設置する場合は、容量60m³以上の規格の貯水槽を推奨する。

消防施設の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○消防力の現況

(3) 消防団員の教育訓練

町は救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防団員の訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

2 地域の自主防災会の充実強化

(1) 町は、自主防災会の育成強化を図り、組織の核となる自主防災会長等に対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 町は、平常時には自主防災会の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 町は、各地区への消火栓器具の適切な設置に努めるものとする。

(4) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図るものとする。

3 町消防計画の確立

町は、消防団が大規模地震災害等に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として次の事項を大綱とした町消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

(1) 消防力等の整備

- (2) 防災のための調査
- (3) 防災教育訓練
- (4) 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法
- (5) 災害時の避難、救助及び救急方法
- (6) その他災害対策に関する事項

第2 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

峡南広域行政組合中部消防署は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

町は、消防団など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び消火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

町は、峡南広域行政組合消防本部と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。
このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。
- (2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の強化指導等

峡南広域行政組合中部消防署は、火災発生及び被害の拡大を防止するため、防火対象物の定期的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行う。

また、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

5 防火防災思想、知識の普及

町は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、また、FM告知端末放送、町ホームページ等を活用して、火災予防週間及び防災週間において各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及に努める。

第3 林野火災予防計画

本町の森林面積は、町土の93.7%を占めておりそのほとんどは極めて急峻な地形となっており、林野火災が発生すれば、その消防活動は不可能に近い状態に陥り、林野の焼失はもちろん、人家へ

の延焼等大きな被害に発展する可能性も大きいので、その予防活動と消防活動が適切に実施できるよう計画するものである。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

町は、住民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。また、火災警報発表中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど住民に強く周知徹底を図る。

2 森林所有（管理）者に対する指導

町は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

町は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

(1) 防火管理計画

・特別警戒区域 ・特別警戒時期 ・特別警戒実施要領等

(2) 消防計画

・消防分担区域 ・出動計画 ・防御鎮圧計画 ・他市町村等応援計画
・資機材整備計画 ・防災訓練実施計画 ・啓発運動推進計画等

4 自衛消防体制の確立

町は、県、大城平外二山恩賜林保護財産区管理会、大日向外三山恩賜林保護財産区管理会、南部町森林組合等と連絡を密にとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等についてあらかじめ消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図るものとする。

5 関係職員の研修指導

町は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

第5節 風水害等災害予防対策

第1 山地の災害予防

本町の山地は、地形などの特質から崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。

このため、次に掲げる治山事業や森林整備事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

なお、森林のもつ土砂災害防止などの公益的機能を十分発揮させるため、県が平成24年度から森林環境税を導入し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していくことから、町は、その推進が図られるよう、県との連携に努める。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

特に、福祉施設、医療機関等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業の実施を県に働きかけていく。

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等の推進を県に働きかけ、土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 保安林の整備

災害時により保安機能の低下した保安林について、改植、補植、下刈等による森林整備を行い、森林機能の維持向上を図る。

資料編 ○山地災害危険地一覧

第2 河川対策

1 河川災害対策の推進

町内には、富士川、佐野川、富士川、戸栗川、船山川、万沢川等の河川が流れ、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では、堤防の建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。

今後も、洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、特に中小河川や農業用水路における過去の^{いっすい}水害や洪水の可能性を把握し、改修など適正な管理を進めていくとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、町内に設置されている雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図るものとする。さらに、必要箇所に簡易水位計を設置する。

また、直轄重要水防区域についても、甲府河川国道事務所富士川中流出張所に対し、河川改

修を要請するとともに、重要水防区域の河川改修事業を促進し、防災対策に努めるものとする。

2 浸水想定区域の指定・発表

町内の富士川沿いの一部地域が浸水想定区域に指定されている。指定された区域についてはハザードマップを作成し町民に公開している。今後も、新たな想定を実施したときはハザードマップを作成し、印刷物及び町ホームページ等により公表する。

3 浸水想定区域内の要配慮者関連施設等への対応

浸水想定区域に指定されている区域に設置されている社会福祉施設等の要配慮者関連施設について、災害発生時又は災害発生のおそれがあるときに速やかに利用者等の安全を確保できるよう、義務化されている避難計画の作成、避難訓練等の状況について、把握に努める。

浸水想定区域内における要配慮者利用施設

施設名	所在地	電話番号
南部町地域活動支援センター あじさい工房	南部町南部8022—7	(0556) 64—4774
南部町地域活動支援センター ふきのとう	南部町南部8022—8	(0556) 64—4877
南部町医療センター	南部町南部8050—1	(0556) 64—3117
南部町ふれあいサロン	南部町南部8050—1	(0556) 64—3121
社会福祉法人百葉の会 南部の郷	南部町南部8058—1	(0556) 64—1150
桐戸歯科医院	南部町南部8267	(0556) 64—4182
南部歯科医院	南部町内船8137—1	(0556) 64—4771
南部町立栄小学校	南部町内船8766	(0556) 64—2052
南部町立栄保育所	南部町内船8784	(0556) 64—2149
南部町アルファーセンター	南部町内船8812	(0556) 64—2075
富河医院	南部町富士1923	(0556) 66—2009
特別養護老人ホーム ネオライフとみざわ	南部町富士2688—3	(0556) 66—3500
南部町立富河小学校	南部町富士2700—19	(0556) 66—2008
南部町富河児童館	南部町富士2700—19	(0556) 66—2035
望月小児科内科医院	南部町富士2705—1	(0556) 66—2102
南部町立富河保育所	南部町富士2705—5	(0556) 66—2649
ゆう歯科クリニック	南部町万沢1326—10	(0556) 67—1182

資料編
 ○雨量観測所一覧
 ○水位観測所一覧
 ○重要水防区域一覧

第3 砂防対策

本町の森林地域は、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高い。

豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に対して次の砂防事業の実施を要請していく。

1 土石流対策

町内には土石流危険溪流が67溪流あり、砂防事業が県により実施されている。今後も、砂防

事業の促進を県に要請していく。

2 地すべり対策

町内には、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に農務関係で1か所、林務関係で1か所、土木関係で3か所の計5か所が指定されており、県により地すべり防止工事等が行われている。今後も地すべり防止事業の促進を図っていくとともに、指定以外の危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

土砂災害警戒区域等内における要配慮者利用施設

施設名	所在地	電話番号
南部町立南部中学校	南部町南部8746	(0556) 64—2119
佐野医院	南部町内船7202	(0556) 64—2037
富河医院	南部町福士1923	(0556) 66—2009

資料編
 ○地すべり防止区域一覧
 ○土石流危険渓流一覧

第4 急傾斜地等危険地災害予防対策

本町は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

町は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

2 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

町内では、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域として26か所が指定され、崖崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県により行われている。

今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

3 警戒避難体制の整備

町は、急傾斜地崩壊危険箇所ごとに災害警報の発表、避難救助等の警戒避難体制の確立を図る。

4 簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効な手法の一つであるので、簡易雨量観測器の設置推進によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。

5 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

町及び県は、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

6 防災のための集団移転促進事業

町及び県は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

7 崖地近接等危険住宅移転事業

町及び県は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

8 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

資料編 ○急傾斜地危険区域一覧

第5 警戒・避難対策計画の策定

町は、土砂災害警戒区域等の土砂災害危険箇所については県の指導を得て、警戒・避難対策計画を策定するものとする。策定に当たっては、次の事項に考慮する。

1 避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

2 避難収容施設の指定

(1) 避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設を併せて指定する。

(2) 収容施設の指定に当たっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

ア 地域の実情を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水及び通信設備）についても十分考慮すること。

イ 避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。

ウ 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

3 避難路の設定

(1) 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。

(2) 避難経路の設定に当たっては、次の事項に留意する。

ア 避難路について、崖崩れ等の危険が予想されないこと。

イ 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

ウ その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

4 地域住民への周知

町は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、土砂災害危険区域図を作成配布し、風水害や地震による危険性を周知徹底するとともに、集中豪雨時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時あるいは地震発生時に速やかに警戒体制や避難体制がとれるよう、広報紙等により啓発に努める。

また、大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、県が緊急調査を行った

場合、町は調査結果を速やかに入手し、近隣住民に周知する。

5 地域住民の避難誘導體制

町は、土砂災害に対する地域住民の避難態勢として、土砂災害警戒情報が発表された場合に速やかに避難勧告等を発令できるよう避難勧告等の発令基準を設定してあるが、必要に応じて見直しを行う。

また、面積、地形、地域の実情等に応じて町域をいくつかの地域に分割し、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれている地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令の範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

6 土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設等への対応

土砂災害警戒区域に設置されている社会福祉施設等の要配慮者関連施設について、災害発生時又は災害発生のおそれがあるときに速やかに利用者等の安全を確保できるよう、各施設との連絡体制の確立を図る。

資料編。土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所一覧

第6 孤立防止対策

土砂災害の発生等により交通が途絶した地域においては、食糧、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想される。

1 孤立化のおそれのある地区の把握

孤立化が予想される地区について、次に掲げる道路状況及び通信手段の確保の状況並びに関係機関等から意見を聴取し、あらかじめ把握に努めるものとする。

本町では、これらの条件から勘案し、「佐野地区」、「徳間地区」及び「陵草地区」に孤立化のおそれが考えられる。

孤立化のおそれのある地区（例）

【道路状況】

- ・地区につながる道路等において迂回路がない。
- ・地区につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ・地区につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- ・土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

【通信手段】

- ・空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- ・一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 物理的な孤立の防止

(1) 土砂災害防止

土砂災害防災対策については、本節「第1 山地の災害予防」、「第3 砂防対策」、「第4 急傾斜地等危険地災害予防対策」に定めるところによる。

(2) 孤立予想地区の特定

陸路の寸断により物理的に孤立した場合、空路による人員・物資の搬送が有効となる。町

は、孤立が予想される3地区については、あらかじめ当該地区付近のヘリコプター離着陸場を次のとおり定めている。

「佐野地区」⇒「佐野場外離着陸場」
「徳間地区」⇒「徳間スポーツ広場」（徳間ドクターヘリ場外離着陸場）
「陵草地区」⇒「陵草スポーツ広場」（陵草ドクターヘリ場外離着陸場）

資料編 ○飛行場外離着陸場一覧 ○ヘリコプター主要発着場一覧

3 情報の孤立防止

物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合、電話線等の切断により、情報の孤立が併発するおそれがある。

この場合、情報の入手（孤立地区への情報提供）及び発信（孤立地区からの救援要請）の双方が不可能となるおそれがあるため、町は、孤立が予想される地区内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、衛星携帯電話等災害に強い情報通信設備を配備しておくよう努めるものとする。

第7 農業対策

1 農業施設災害予防対策

町は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

(1) 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

ア たん水防除事業等により、農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの施設について、長寿命化や耐震化を見据えた点検・調査を行い、計画的に整備・補修を行うものとする。

イ たん水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

(2) 土砂災害等防ぐ農業用水利施設等の整備、要排水施設の整備

農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化や長寿命化に向けて、計画的な整備を行う。

(3) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。また、老朽化の著しい橋梁及びトンネルについて、耐震化や長寿命化に向けて、計画的な整備を行う。

(4) 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流出や崩壊を防止する。

(5) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

2 ため池等の対策

本町のため池は、調査によると、漏水のおそれはないという結果であるものの、災害の際に決壊流失した場合には、人畜、家屋等に極めて甚大な被害をもたらすため、亀裂又は漏水について常に点検を行い、適切な維持管理で予防の万全を期すものとする。

資料編 ○老朽ため池の所在地及び整備状況

3 農作物災害予防対策

農産物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。特に、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間（おおむね3月下旬～5月下旬）を設け、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

4 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種など）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第8 林業対策

1 林業対策

林道並びに治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調査、補強を行う等適正措置をとるものとする。

2 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいですが、その取扱いいかんによっては、その機能を喪失し、林地荒廃の原因にもなりかねないので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期すものとする。

第6節 雪害予防対策

平成26年2月14日の大雪により、山梨県全域において観測史上最大の大雪となり、大きな被害が発生し、県内各地のライフラインに大きな影響を及ぼした。

本町は、豪雪地帯ではないものの、山間部にあり、今後も同様の雪害が発生する可能性がある。

今後、このような豪雪においても、住民生活の安心・安全を確保し、円滑な経済活動等が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、豪雪による被害を未然に防止、又は被害の軽減を図るため、関係機関は、交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施する。

第1 雪害予防体制の整備

- 1 町は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。
- 2 町は、気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

第2 雪害安全対策

- 1 公共施設の安全確保
 - (1) 施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて修繕等を実施するとともに、除排雪対策を整備する。
 - (2) 施設管理者は、雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、立入禁止や雪庇除去等の応急対策を講じる。
- 2 住民の安全対策

町及び県は、建築物の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

第3 ライフライン確保対策

ライフライン管理者については、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、町及び県と連携して、対策を進めていく。

第4 避難行動要支援者の安全確保

災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者について、町及び県は、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。

また、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を行う。

第5 広報活動

町、県等防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等にかかる注意喚起に継続的に努める。

また、町及び県は、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図る。

第6 農業関係雪害予防対策

1 災害予防対策

予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、気象情報の迅速な伝達と被害を回避、又は、最小限に食い止めることができるような応急的技術手法の提供、耐雪性など、気象災害に強い施設や栽培技術の普及など、諸対策を講ずる。

なお、豪雪に対する農業施設等の強化対策、保全対策については、「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策」の活用を図る。

(1) 気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底

- ア 伝達システムの構築
- イ 気象観測網の充実
- ウ 気象災害の被害予測の確立
- エ 被害ほ場の追跡調査

(2) 気象に強い施設の普及

- ア 農業用施設の安全構築
- イ 既存施設の点検及び補強の促進

(3) 気象災害に強い栽培・技術管理

- ア 気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及

(4) 地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進

- ア 共同作業、救援システムづくりの推進
- イ 地域農業ボランティアの育成

(5) 農業共済制度への加入促進

- ア 農業共済制度への加入促進活動への支援

第7節 建築物災害予防対策

建築基準法、消防法などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう県は、建築確認審査業務を通した指導を行うので、町もこれに協力し、防災的なまちづくりの実現を図る。

さらに、違反建築物の指導を強化し、非防災的建築物等の建築の防止に努める。

第2 公共施設災害予防対策

1 老朽建物の改築促進

(1) 平成29年3月に公共施設長寿命化計画を策定した。平成32年3月迄には施設の個別計画を作成しなければならない。その中で、老朽度の著しい建物については、改築の促進を図る。改築に当たっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の建設の促進を図る。

(2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 町有建物の災害予防対策

不特定多数の者が集まる公共施設や災害時に避難所が開設される施設等についても計画的に耐震耐火調査を実施し、その調査結果に基づき、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討するものとする。

3 建物以外の町有施設の補強及び整備

建物以外の町有施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第3 住宅の不燃化の推進

現在、町営住宅については、居住者退去後に住宅を解体しているが、今後も必要性の高い住宅については、不燃化及び既設木造町営住宅の耐火構造への建替等を図る。

第4 防災査察

峡南広域行政組合中部消防署は、旅館、医療施設等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

第5 コンクリート塀の安全対策

建築基準法に沿わない、また老朽化したコンクリート塀については所有者による点検・安全対策を基本としている。安全対策の重要性を住民に周知させる。また各地で被害も拡大していることにより、国の動向も注視しつつ、町の助成も検討する。

第8節 文化財災害予防対策

第1 保護の対象

町内には数多くの史跡や文化財などが残されており、また伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は先人が残した町民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。

本町の文化財の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 町内指定文化財一覧

第2 文化財保護対策

1 国指定の文化財

文化庁、県及び町教育委員会は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）によって指定された国宝等の文化財が、適切に保存されるよう取り組んでいる。

2 県及び町指定の文化財

山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）及び南部町文化財保護条例（平成15年条例第92号）によって指定された文化財は、県及び町が独自に重要な文化財を指定して適切に保存されるよう取り組んでいる。

3 文化財の管理責任

- (1) 文化財の管理については、所有者及び管理責任者にその責任を義務づけている。
- (2) 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、町教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県教育委員会又は町教育委員会に、また町指定文化財については町教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）等については、所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。補助金の率は、国指定では50%から85%、県指定では50%が上限である。

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理責任者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、峡南広域行政組合中部消防署や地元消防団の協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第9節 特殊災害予防対策

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

町及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実情把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

町は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、中部消防署との連携強化を図るものとする。また、峡南広域行政組合消防本部は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 コミュニティーガス事業者の措置

コミュニティーガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及

（5）地震防災に係る訓練の実施

2 町の措置

町は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

- （1）災害予防の知識の啓発
- （2）消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- （3）ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立ち退きの勧告、指示

資料編 ◦コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等

第10節 情報通信システム整備

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施するうえで必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用など情報通信システムの整備に努める。

第1 町防災行政無線システムの整備

町は、町本部、各自主防災会、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、町防災行政無線を設置・配備している。なお、全国瞬時警報システム（J—A L E R T）を整備済みであり、緊急地震速報や弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合には、瞬時に住民に対して放送を実施できる仕組みとなっている。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

また、同報系無線についても、整備を検討していく。

第2 県防災行政無線システム

本町では、町役場及び南部分庁舎に県防災行政無線局が設置されている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第3 FM告知端末放送

町は、住民及び防災関係機関への非常災害その他緊急事項の広報施設として、FM告知端末放送設備を町内全世帯に設置・配備している。

第4 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ町役場、南部分庁舎の電話を東日本電信電話(株)に災害時優先電話として登録している。

町は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第5 衛星携帯電話

町は、孤立化のおそれがある地区にあらかじめ衛星携帯電話を整備している。孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話による通信体制の確保を図る。また、通信運用の習熟を図るため通信訓練

を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

資料編 ○衛星携帯電話配備一覧

第6 災害時用公衆電話

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時用公衆電話は比較的通話が可能となるので、あらかじめ指定避難所に災害時用公衆電話を整備している。また、通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

資料編 ○指定避難所一覧

第7 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、関東地方整備局、消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

町内で利用可能な関係機関の無線施設は、次のとおりである。

- 1 警察無線（南部警察署）
- 2 国土交通省無線（甲府河川国道事務所富士川中流出張所）
- 3 消防無線（中部消防署南分署）
- 4 東日本電信電話(株)無線
- 5 東京電力パワーグリッド(株)無線（東京電力パワーグリッド(株)山梨通信ネットワークセンター）

資料編 ○他機関の有する町内無線施設一覧

第8 その他通信設備の整備

- 1 インターネット等の整備

町は、インターネットホームページを開設し、広報活動を行っているが、災害時に町の被災状況や町民への協力依頼等の広報手段として利用できるよう、平素から整備を図っていくものとする。また、SNSを利用した防災・気象情報の配信を行う。

- 2 県との情報共有化の構築

町は、被災状況の把握のため、県との協力により映像情報やコンピューターシステムによる情報収集・共有化の構築を推進する。

- 3 アマチュア無線局の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、町本部の情報連絡体制を補完するため、各個人が扱うアマチュア無線局の運用についてあらかじめ協議を図っておく等協力体制の確立を図るものとする。

第9 Wi-Fiの整備

無線LAN機能を搭載した移動端末、特にスマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、被災地の復旧支援活動や避難所等において無線LANが有効な通信手段として高く評価されている。

そのため、今後、大規模災害発生時における通信手段の一つとして無線LANの積極的な活用を図っていく。

Wi-Fi整備箇所

整備箇所	住所	アクセス ポイント	電源の種類	備考
南部町役場本庁舎駐車場	富士28505-2	2	自家発電機	
南部町役場分庁舎駐車場	内船4473-1	1	〃	
南部町活性化センター	富士28505-2	2	蓄電池	
南部町農村環境改善センター	富士28505-2	3	〃	
アルカディア南部スポーツセンター	大和360	5	〃	
アルカディア文化館	大和360	1	〃	
アルカディア文化館横駐車場	大和360	1	〃	

無線LANの開放作業は、災害対策本部において開放条件を確認ののち統括部の指示により行うが、以下の場合においては災害対策本部の開放条件の確認を省略できる。

無線LANの開放条件・開放の対象

開放の条件	開放の対象
公衆無線LAN（Wi-Fi）整備済の施設に避難所の開設が決定された場合。	当該施設
本町において震度5強以上を観測する地震が発生した場合。	全てのWi-Fi
気象庁から本町の区域に特別警報が発表された場合。	全てのWi-Fi
無線LANビジネス推進連絡会または大手通信各社が、本町の区域において「00000 JAPAN」の提供について報道発表がなされた場合。	全てのWi-Fi
その他統括部交通防災班が必要と判断した場合。	必要なWi-Fi

第11節 要配慮者対策の推進

災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を推進する。

第1 高齢者・障害者等の要配慮者対策

災害対策基本法の改正に伴い、平成25年8月に国（内閣府等）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び、山梨県の「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、町は「避難行動要支援者支援マニュアル」（行動計画）を改正し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

- (1) 小地域単位での住民参加型・防災学習会を開催するものとする。
- (2) 自主防災活動や災害時に障害者等の救援を担う人材の育成と、自主防災会等の中での継続的な位置づけを確立するとともに、その活用を図るものとする。
- (3) 地域ぐるみの要配慮者支援体制「地域ふれあいシステム会議」を開催するものとする。
- (4) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

- (1) 自主防災会や関係委員、団体等を通じて避難行動要支援者を把握するものとする。なお、町は、町地域防災計画に基づき、平常時より要配慮者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由が適切に反映されるよう、定期的に更新するものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

- 在宅者で、次の要件に該当し、避難支援等関係者への情報提供に本人等の同意を得られた者
 - ア 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者
 - イ 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級の認定を受けている者
 - ウ 「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者で、程度区分がAの判定を受けている者
 - エ 精神保健福祉法の規定により精神障害者保健福祉手帳1級の判定を受けている者
 - オ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
 - カ 満75歳以上のひとり暮らしの者又は満75歳以上のみで構成する世帯の者
 - キ その他上記に該当しないが準ずる状態にあり、避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

(3) 避難行動要支援者名簿情報

- ア 氏名

- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居住地
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他町長が必要と認める事項

(4) 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無に係わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

ア 峡南広域行政事務組合消防本部（中部消防署南分署）

イ 山梨県警察本部（南部警察署）

ウ 南部町民生児童委員

エ 南部町社会福祉協議会

オ 各自主防災会

カ 南部町消防団

キ その他避難支援等の実施に携わる関係者

(5) 名簿に掲載する個人情報の入手

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係各課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約し、入手する。

また、必要に応じて、県等に情報の提供を求めることとする。

(6) 名簿の更新

町は、避難行動要支援者名簿について、原則として年2回以上更新することとする。

更新は、新たに町に転入した避難行動要支援者に該当する者や新たに要介護認定などで該当となった者を追加するとともに、転居や死亡等により避難行動要支援者の異動が住民登録で変更された者及び社会福祉施設への長期間の入所等が確認された者を削除し、掲載情報の修正の有無を再度確認するものとする。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(7) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

ア 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

イ 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。

ウ 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。

(8) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のとおり配慮する。

ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。

イ 高齢者や障害者等に合った、必要な情報を選択して伝達する。

ウ エリアメール等の日常的に使用している通信機器等への災害情報伝達手段を活用するなど、要配慮者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

(9) 避難支援等関係者の安全確保

各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保にも理解を得られるよう、平常時により説明を行う。

(10) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。

(11) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。

(12) 健常者に先がけて、東海地震「注意情報」や「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」

発表時及び、町長の判断で出す「避難準備・高齢者等避難開始情報」発令時に、避難行動要支援者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図るものとする。

3 介護が必要な要配慮者に対する避難所における対応

(1) 避難所において要配慮者専用のスペースの確保に努める。確保に当たっては、①静かでケアのしやすい場所、②トイレ、出口等に近い場所、③1階等階段を使用する必要のない場所等の点に留意する。

(2) 町では、次のとおり福祉避難所の開設予定施設を指定しているが、引き続き、地区ごと、障害種別ごとの福祉避難所の指定に努めるものとする。

福祉避難所開設予定施設

施設名	所在地	電話番号
アルファーセンター	南部町内船8812	(0556) 64—2075
活性化センター	南部町福士28505—2	
万沢ふれあいセンター	南部町万沢3471	(0556) 67—3755
南部町ふれあいサロン	南部町南部8050—1	(0556) 64—3121
旧睦合保育所	南部町南部4890-1	(0556) 64—2204

(3) 災害時に福祉避難所ごとの相談員として保健師を配置するものとする。

(4) 福祉避難所の同一敷地内に設置されている駐車場は、要配慮者避難の利用のために優先的に確保するものとする。

(5) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

(6) 大規模災害に対応できるよう、県内の他市町村や、県を通じて他都道府県に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図るものとする。

4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

町は、65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者夫婦世帯でいずれかが虚弱な者に対して急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、災害時に自主防災会等の協力を得られるよう、平常時より協議しておくものとする。

5 防災意識の普及啓発

在宅高齢者、障害者等については、自主防災会等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等を活用し地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

6 被災者への情報伝達活動

町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

7 応急仮設住宅

町は、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者や身体障害者等の要配慮者の優先的入居を行う等、十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第2 外国人及び観光客対策

地理に不案内な観光客や、震災に対して知識が乏しく、かつ日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及に努め、災害時でも適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図るとともに、対応マニュアル等の整備を図る。

また、町内各所に指定緊急避難場所、指定避難所、危険箇所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。

通訳ボランティアの主な活動

- ① 負傷者の応急手当等の際の通訳
- ② 町が実施する各種応急対策の内容の説明
- ③ その他被災外国人の意思の伝達

第12節 孤立地区対策

本章第5節「第6 孤立防止対策」のとおり、本町では「佐野地区」、「徳間地区」及び「陵草地区」において、特に孤立化のおそれが考えられる。その他の地区においても、大規模な風水害、土砂災害等によって孤立する可能性がある。

そのため、孤立した場合に備えて、各地区において必要な対策を定める。

第1 孤立危険性に関する住民への周知

町は、孤立した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、また携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

また、住民同士の共助の能力を高めるため、負傷者の応急手当や高齢者の介護等のための対策を推進する。

第2 通信設備等の整備

外部との通信手段を確保するため、衛星携帯電話、災害時用公衆電話の配備、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

第3 緊急救出手段の確保

孤立した場合に、緊急に救出できるよう、ヘリコプター離着陸場の整備など、緊急救出手段の整備を推進する。

なお、「佐野地区」、「徳間地区」及び「陵草地区」におけるヘリコプター離着陸場はそれぞれ次のとおり定めている。

「佐野地区」⇒「佐野場外離着陸場」

「徳間地区」⇒「徳間スポーツ広場」（徳間ドクターヘリ場外離着陸場）

「陵草地区」⇒「陵草スポーツ広場」（陵草ドクターヘリ場外離着陸場）

第4 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施基準等を検討しておく。

第5 食料等の備蓄の推進

町は、地域の住民の状況を把握したうえで、孤立を想定した食料等の備蓄、また備蓄倉庫の設置を推進する。

第3章 水防計画

第1節 総 則

第1 目的

この水防計画は水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって町内河川の洪水による水災を警戒し防ぎよしこれによる被害を軽減することを目的とするものである。

第2 水防責任

水防管理団体たる町はその管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

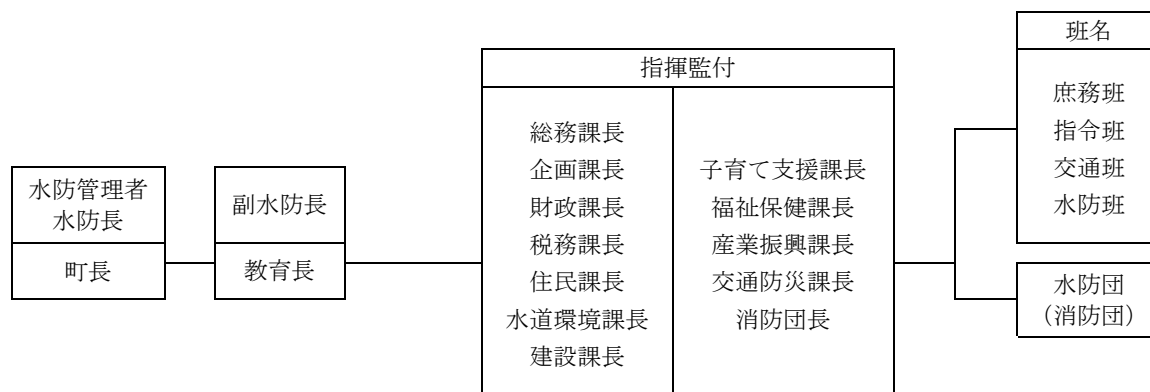
- 1 水防組織の確立
- 2 水防団、消防団の整備
- 3 水防倉庫、資機材の整備
- 4 通信連絡系統の確立
- 5 平常時における河川、遊水池等の巡視
- 6 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。なお、水防活動に当たっては、携わるすべての人命を守ることを最優先するものとする。

- (1) 水防に要する費用の自己負担の確保
 - (2) 水防団又は消防団の出動体制の確保
 - (3) 通信網の再点検
 - (4) 水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保
 - (5) 雨量、水位観測を的確に行うこと。
 - (6) 堤防、遊水池等決壊並びに決壊後の措置を講ずること。
 - (7) 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
 - (8) 住民の水防活動従事の指示
 - (9) 警察官の出動を要請すること。
 - (10) 避難のための立ち退きの指示
 - (11) 自衛隊の出動を依頼すること（知事を経由する）。
 - (12) 水防管理団体相互の協力応援
 - (13) 水防解除の指示
 - (14) 水防てん末報告書の提出
- 7 水防機関の整備をすること。
 - 8 水防計画を樹立すること（水防計画の策定は、水防協議会若しくは防災会議に図って定める）。
 - 9 水防団員数を確保すること。
 - 10 毎年水防訓練を行うこと。

第2節 水防組織

第1 水防管理団体（組織系統）



第2 水防事務分担

班	担当課	事務分掌
庶務班	交通防災課	1 各関係機関に対する連絡に関すること。 2 自衛隊その他関係機関への応援要請並びに受け入れに関する応援調整等渉外連絡に係る事項並びに公用負担の指導に関すること。 3 水防本部要員の給食、緊急自動車の確保、配車、その他庶務一般事項に関すること。
指令班	建設課	1 水防本部要員の決定並びに招集指令、指示事項の立案、状況の把握に関すること。 2 洪水予報等の受信記録、並びにテレビ、ラジオの情報記録、雨量、水位等の照会、受信に関すること。 3 峡南建設事務所水防支部及び町内各課・室等への洪水予報等の発信、雨量、水位、その他連絡事項について関係機関への連絡、伝達に関すること。 4 雨量、水位その他報告事項の取りまとめ及び記録に関すること。 5 水防時における河川、道路、橋梁、急傾斜地等の被害の収集、取りまとめ、各班への被害記録の伝達に関すること。
交通班	建設課	1 交通確保のための措置に関する連絡事項の立案、状況の把握及び判定に関すること。 2 水防時における道路、橋梁、河川、農林・土木施設等の被害箇所及び異常気象時通行規制の実施状況等の情報収集、取りまとめ並びに関係機関への連絡に関すること。
水防班	水防団 (消防団)	1 水防作業に関すること。 2 行方不明者の捜索に関すること。 3 救出・救助、救急・救護に関すること。 4 他班の応援に関すること。

第3節 巡視警戒及び重要水防区域

第1 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、県水防計画「第12章 協力応援」に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うよう努める。

2 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、水防計画に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、峡南建設事務所水防支部長及び河川等の管理者に連絡し、峡南建設事務所水防支部長は水防本部長（知事）に報告するものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

なお、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・^{いっすい}溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するとともに、被害の抑制に努めるものとする。

また、上記通報を受けた河川管理者は、水防上の危険性を確認し、危険が認められるときは当該区域の市町村長に避難勧告等の発令資する事象として情報提供するものとする。

第2 重要水防区域

- 1 町内河川、遊水池等で特に水防上警戒又は防ぎよに重要性を有する区域及び箇所は、資料編に掲載する「重要水防区域一覧」のとおりである。
- 2 町内河川等において、土石流発生に伴う警戒箇所は資料編に掲載する「土石流危険渓流一覧」のとおりである。

資料編 ○重要水防区域一覧
 ○土石流危険渓流一覧

第4節 ダム・水門等及びその操作

第1 ダムの操作

本町域におけるダム施設は次表のとおりである。

ダムの管理の原則、放流時及び洪水時における措置等操作の基準については、柿元ダム操作規程に定めるところによるものとする。

河川名	名称	位置	管理者
佐野川	柿元ダム	左岸 南部町大字下佐野字家の向 右岸 南部町大字下佐野字柿元	日本軽金属(株)

第2 農業用取水堰及び水門等の操作

水防長は町域内における農業用取水堰及び水門等を把握し、その管理者に適切な操作を行わせ水災を未然に防止するよう措置するものとする。

農業用取水堰及び水門等の一覧は資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○農業用取水堰及び水門等一覧

第5節 器具・資材及び設備の整備運用並びに輸送

第1 設備資材及び器材の整備

- 1 水防倉庫備蓄資材及び器具の配備は資料編掲載のとおりとする。
- 2 水防倉庫備蓄資材に不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- 3 資材確保のため、水防区域の竹木等を調査するとともに、各農家及び各業者等の手持ち資材を調査し緊急の補給に備えること。

資料編 ○水防倉庫一覧

第2 輸送の確保

- 1 水防長は管内の重要水防区域についてのあらゆる状況を推定した次のような輸送路見取図を作成し、峡南建設事務所水防支部長に提出しておくものとする。
 - (1) 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
 - (2) 万一に備えた、多角的な輸送路の選定図
- 2 町の管理に属する道路、橋梁等の支障箇所について水防長は、峡南建設事務所水防支部長及び南部警察署に通報又は連絡するものとする。

なお、町内の異常気象時における道路通行規制区間及び基準は資料編掲載のとおりである。

資料編 ○異常気象時における道路通行規制区間及び基準

第6節 通信連絡

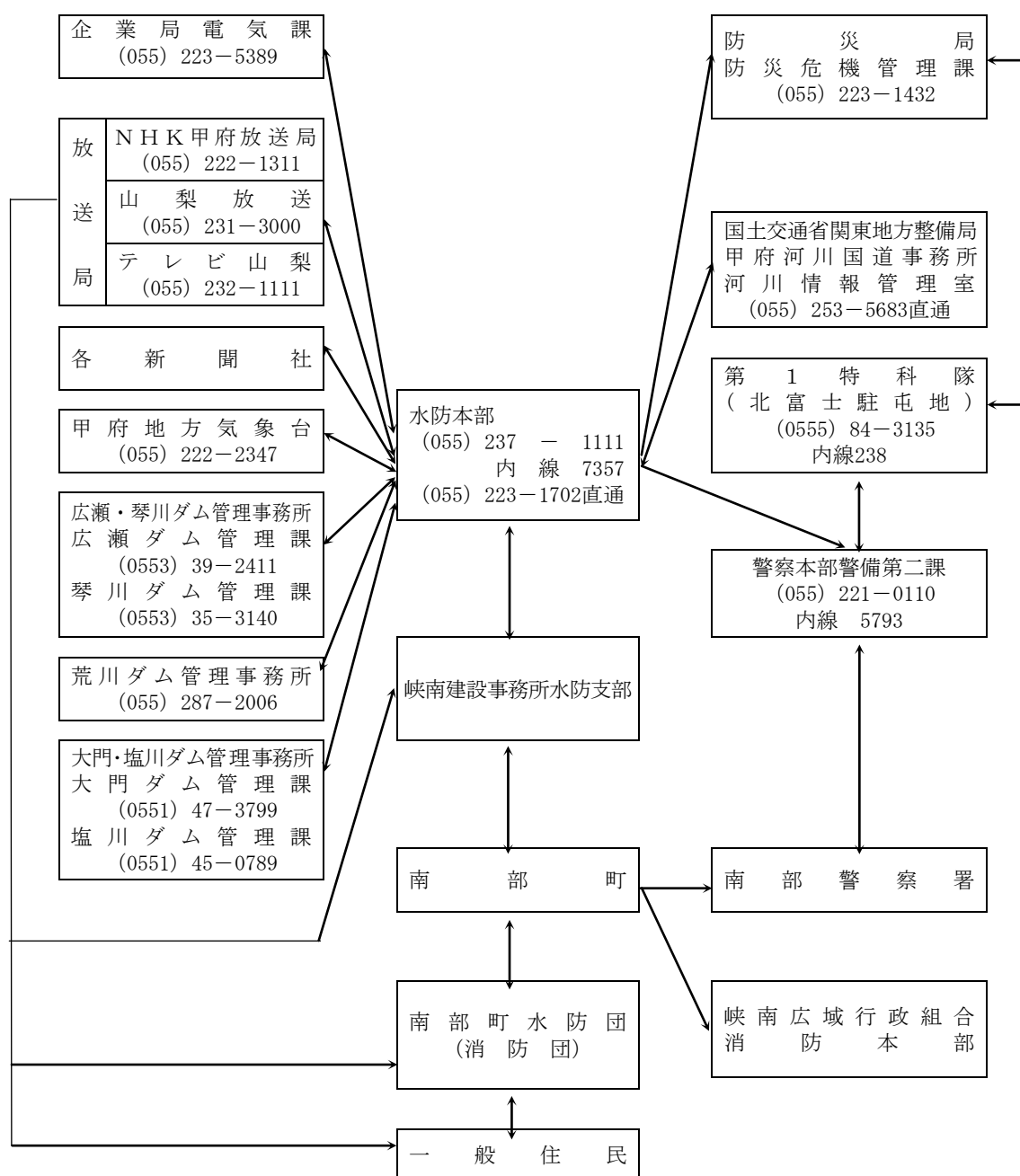
第1 水防管理団体の通信連絡

水防管理団体は迅速に通信連絡を図るとともに電話不通時に備えての対策を講じておくものとする。

水防管理団体は水防団体及び消防機関等との連絡のため、東日本電信電話(株)加入電話（所有者）又はFM告知端末放送等を水防時に利用することを協定し、非常通話ができるよう措置しておくものとする。

なお、水防時に必要とする連絡のため電話電報等の通信を要する主なる系統は、次に掲げる連絡系統図によるものとする。

連絡系統図



第2 東日本電信電話株式会社の非常電報の取扱い

東日本電信電話株式会社の非常電報の取扱いについては、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、東日本電信電話株式会社電話サービス契約約款及び電報サービス契約約款等による。

1 非常扱いの電報の取扱いについて

(1) 非常扱いの電報の内容

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に非常扱いの通話の内容と同様の電報は、電気通信事業法第8条の規定により、非常扱いの電報として取り扱うものとする。（約款第26条）

(2) 非常扱いの電報の差出

非常扱いの電報を発信する場合は、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出て行うものとする。

第3 雨量の観測通報

1 雨量観測所

本町における県所管及び県以外の機関所管の雨量観測所は、資料編掲載のとおりである。

集中豪雨時には、所管官署、所管者へ問い合わせを行い、状況によっては関係団体に連絡するとともに、必要な体制をとるものとする。

資料編 ○雨量観測所一覧

2 甲府地方気象台の雨量通報要領

甲府地方気象台は管内の気象官署及び地域気象（雨量）観測所の資料を県水防本部長より依頼があった場合通報する。なお、本町の気象観測施設は資料編のとおりである。

資料編 ○甲府地方気象台気象観測施設一覧

第4 水位の観測通報

本町における県所管及び国土交通省所管の水位観測所は資料編のとおりである。

資料編 ○水位観測所一覧

第7節 洪水予報

第1 甲府地方気象台が行う洪水予報等

1 注意報及び警報の発表基準

区 分		発 表 基 準	
警 報	大 雨 警 報	表面雨量指数基準	14
		土壌雨量指数基準	164
	洪 水 警 報	流域雨量指数基準	富士川流域=23.2、戸栗川流域=19.1、船山川流域=10.6
		複合基準 ^{※1}	—
		指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む。）[南部]
注 意 報	大 雨 注 意 報	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	123
	洪 水 注 意 報	流域雨量指数基準	富士川流域=18.5、戸栗川流域=15.2、船山川流域=8.4
		複合基準 ^{※1}	—
		指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む。）[南部]

※1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっ

ているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

（注）発表基準欄に記載した数値は、山梨県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して定められたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

2 特別警報

「数十年に一度」規模の大規模な水害が発生する可能性がある場合、「大雨特別警報」が発表される。発表の基準は、本編第4章第6節「災害関係情報等の受伝達」に記載のとおりである。

3 注意報・警報・特別警報の切替・解除

注意報・警報・特別警報はその種類に係わらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報・特別警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報・特別警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報・特別警報に切り替えられる。

第2 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定する富士川（釜無川を含む。）についての洪水予報は、甲府河川国道事務所長と甲府地方気象台長とが次に示す基準に基づき発表するものとする。

1 洪水予報を行う河川名及びその区域

河 川 名	実 施 区 域	洪水予報基準地点
富士川 (釜無川を含む。)	左 岸 韮崎市水神一丁目4621-4番地先 武田橋から海まで 右 岸 韮崎市神山町大字鍋山字釜無川河原 武田橋から海まで	船 山 橋 清 水 端 南 部

2 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

（単位：m）

河 川 名	観 測 所 名		水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	避 難 判断水位	氾 濫 危険水位
富士川 (釜無川を含む。)	船山橋	ふなやまばし	1.50	2.00	2.00	2.20
	清水端	しみずばた	3.00	3.40	6.50	7.20
	南 部	な ん ぶ	2.50	3.80	4.20	4.90

3 洪水予報発表者

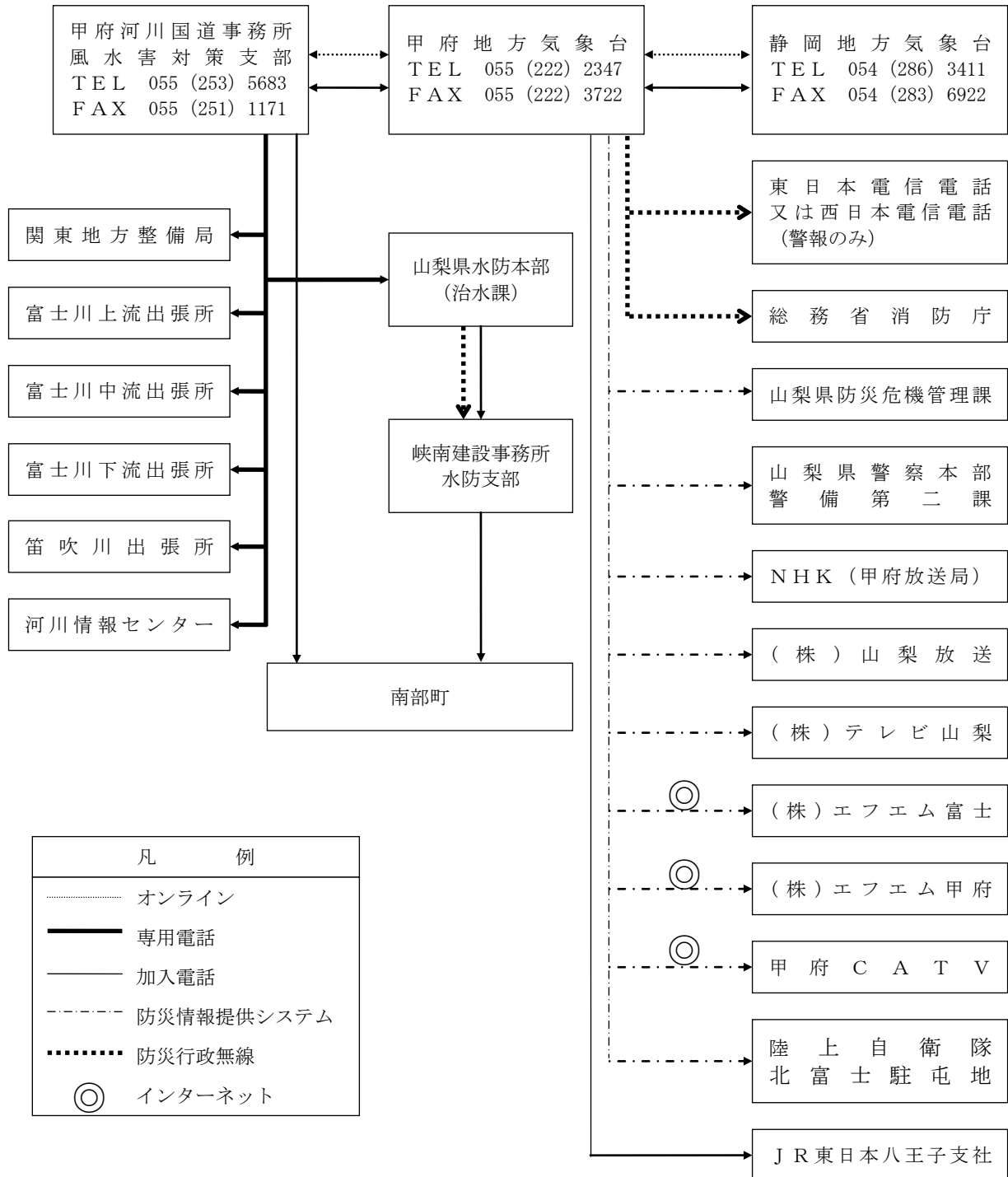
河 川 名	発 表 者	責任者官職名
富 士 川 (釜無川を含む。)	甲府河川国道事務所 甲 府 地 方 気 象 台	甲府河川国道事務所長 甲 府 地 方 気 象 台 長

4 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	表 題	発 表 基 準	解 除 基 準
洪水警報	氾濫発生情報	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。	洪水予報の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、甲府河川国道事務所と甲府地方気象台が協議
	氾濫危険情報	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したときに発表する。	

	氾濫警戒情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したときに発表する。	のうえ決定する。
洪水注意報	氾濫注意情報	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。	

5 洪水予報通報伝達系統図



(注) NTTへの警報の通知は気象業務法第13条第1項の洪水警報の通知をもってこれに代える。

第8節 水防警報

第1 国土交通省の行う水防警報

1 水防警報の基準水位観測所

警報の基準水位観測所及びその所在地、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位、計画高水位は次のとおりである。

指定河川		基準水位観測所							水防警報区	
水系名	河川名	基準水位観測所	零点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	地域関係事務所	関係水防管理団体
富士川	富士川 (釜無川を含む。)	南部	120.000	2.50	3.80	4.20	4.90	8.18	身延河川砂防管理課	南部町

2 基準水位観測所別水防警報の警告対象となる水防管理者の範囲

基準水位観測所別水防警報の警告対象となる水防管理者は、次のとおりである。

水系名	河川名	基準水位観測所	関係建設事務所	関係水防管理者
富士川	富士川 (釜無川を含む。)	南部	身延河川砂防管理課	南部町長

3 水防警報の種類及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1 不意に出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報により、又は水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他の河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれのあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、その他氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

第9節 水防機関の活動

第1 水防管理団体の非常配備

水防管理者（水防長）が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- 1 水防管理者（水防長）が自らの判断により必要と認める場合
- 2 水防本部長（知事）から富士川に関する警報事項の伝達を受けた場合
- 3 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

第2 出動体制及び活動

1 水防団出動体制

(1) 待機

水防団員に足止を命じ、幹部は水防詰所（消防詰所）に集合し、必要に応じて速やかに次の段階に入り得るような状態に置くものとする。待機命令はおおむね次の状況の際に発するものとする。

ア 洪水予報が通知されたとき。

イ 県水防本部が待機の態勢に入ったとき。

(2) 準備

水防団の団長、班長等は所定の詰所に集合し資機材の整備、点検、作業人員の配備計画等に当たり、水防上危険ある工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。

準備命令はおおむね次の状況の際に発するものとする。

ア 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

イ 水防警報が通知されたとき。

ウ 自ら必要と認めたとき。

(3) 出動

水防団の一部又は全員が所定の詰所に集合し警備配置につく。出動命令はおおむね次の状況の際に発するものとする。

ア 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

イ 水防警報（出動）が通知されたとき。

ウ 自ら出動の必要を認めたとき。

(4) 報告

次の場合は水防管理者（水防長）は峡南建設事務所水防支部長に報告するものとする。

ア 氾濫注意水位に達し、またそれ以外の場合においても水防及び消防機関が出動したとき、この場合水防管理者（水防長）は南部警察署に報告するものとする。

イ 危険が増大して水防作業を開始したとき。

ウ 堤防その他の異状を発見したとき。

2 本部員及び水防団の活動

- (1) 水防管理者（水防長）は、峽南建設事務所水防支部長の連絡により緊急必要と認めたときは、水防団に対し第1及び1により出動及び非常配備を命じる。本部員の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準じる。
- (2) 水防団員は出動前によく家事を整理し、万一家人が避難する場合における要領を家人に伝え後顧の憂いをなくし、一旦出動したならば勝手な行動をとらない。
作業中は、上司の命令に従い団体行動をとらなければならない。
- (3) 出動命令を出したときは直ちにこの旨を峽南建設事務所水防支部長に報告し、指示を受ける。

(4) 水防自動車及び身分証明

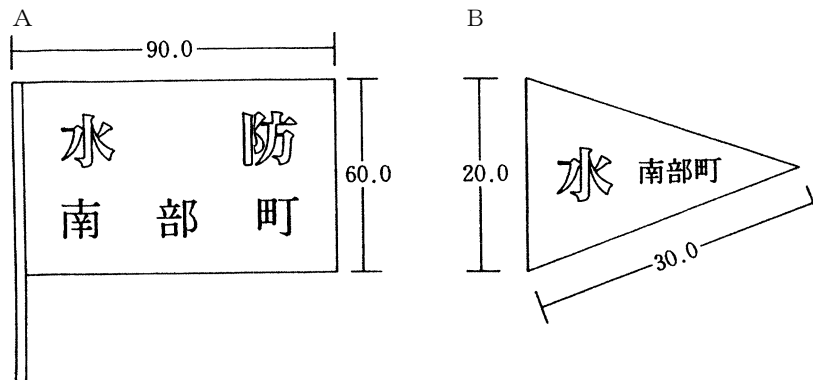
水防法第20条第1項の規定の水防信号及び水防法第18条による標識を定める。

ア 水防要員の標識、左腕に腕章をつける（C）。

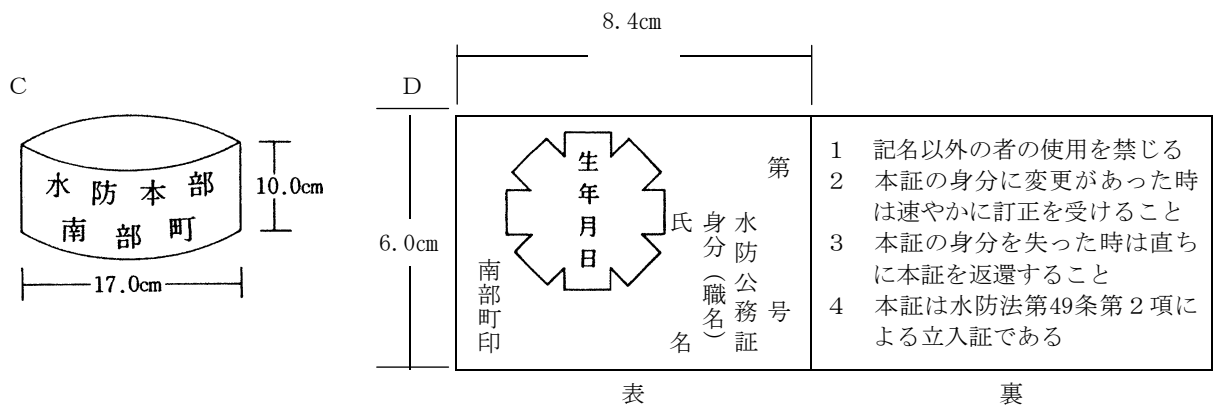
イ 諸所の標識は、下記の標識Aを掲げ夜間は遠方からも活動状況が分かるように表示灯を掲げるものとする。

ウ 水防用自動車優先通行標識

水防用自動車として使用する車は、下記の標識（B）を設備する。



(注) 水防赤字 赤字取線は6mmとする。太さは3mmとする。



(5) 水防信号

水 防		信 号	
設 備	警 戒 信 号	サ イ レ ン	
第1信号 量水標の水位が氾濫注意水位に達し、なお増水のおそれがあることを知らせる。 水防関係者待機・資材の手配準備	○ ○ ○ 休止 休止 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○—休止 ○—休止 ○—	
第2信号 水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせる。	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○—休止 ○—休止 ○—	
第3信号 水防管理団体の区域内に居住する者の出動すべきことを知らせる。	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○—休止 ○—休止 ○—	
第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる。	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○—休止 ○—休止	

- 注 1 信号は適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差し支えない。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第3 設備資機材

水防管理者（水防長）は、本章第5節「第1 設備資材及び器材の整備」に示す水防資機材を整備しておくこと。資機材の払出しにおいては事前に危険箇所へ配置、その他水防長の命令により指揮し、又は緊急を要する場合は各班において適時徴用する。

第4 避難のための立ち退き

- 1 水防管理者（水防長）は、自ら防ぎよする堤防等が破堤した場合又は破堤の危機にひんした場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対し立ち退き又はその準備を通信連絡系統により指示するものとする。
- 2 水防管理者（水防長）は、当該区域を管理する警察署長と協議のうえ、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な措置を講じておくものとする。
- 3 水防管理者（水防長）は1の立ち退き又は準備を指示した場合は当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- 4 要配慮者は早めに避難させるものとする。
- 5 立ち退き計画の主たる事項は次のとおりとする。
- 6 本町における立ち退きの実施計画については資料編掲載のとおりである。

資料編 。水防のための避難立退区域一覧

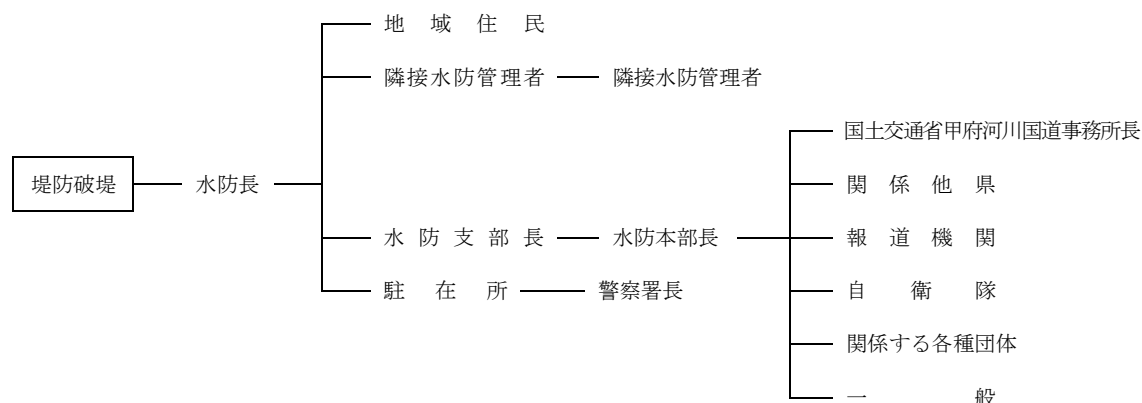
第5 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ警戒の必要がなくなった場合は、解除を命じ、なお待機として周知する。必要がないときは、部別に待機解除命令を水防長より各分団各班に指示のうえ、峡南建設事務所水防支部長にこの旨報告する。

第10節 堤防決壊の通報

堤防等が破堤した場合は水防管理者（水防長）、水防団長又は消防機関の長は直ちに峡南建設事務所水防支部長及び氾濫の及ぶおそれがある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

連絡系統図



第11節 協力応援

第1 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの画像、ヘリ巡視の画像）の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与
- 5 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- 6 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報

第2 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者（水防長）は、水防法第23条の定めに基づき、必要があるときは他の水防管理者（水防長）又は市町村長若しくは消防長に対して、応援を求めるものとする。
- 2 本町は、身延町及び静岡県富士宮市と次のとおり協定を締結している。
町は、引き続き隣接する水防管理団体等と水防事務に関しての応援協定の締結を推進していく。

種 別	連 絡 系 統	連 絡 事 項
静岡県富士宮市に対する連絡事項	南部町水防管理者（水防長） ↓ 富士宮市	1 水防団待機水位 2.5m 上記水位を超え急に上昇したとき、及び水位が下がったときは連絡を行う。
		2 氾濫注意水位 3.8m 上記水位を超えたとき、及び水位が下がったときは連絡を行う。
身延町から南部町に対する連絡事項	身 延 町 ↓ 南部町水防本部	1 身延地方の気象状況 2 富士川通り身延町大字角打、身延橋量水標の水位

第3 自衛隊の派遣要請

自衛隊法第83条の規定により、知事は、災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊の派遣を要請することができるので、町長の判断により必要があると認める場合には、知事に対し、派遣の要請を求めるものとする。

第4 警察官の出動要請

水防管理者（水防長）は、水防法第22条の規定に基づき、水防上必要があると認めるときは南部警察署長に対し、警察官の出動を求めるものとする。

第12節 水防報告

第1 水防報告

水防管理者（水防長）が峡南建設事務所水防支部長に緊急に報告すべき事項は次のとおりである。

- 1 水防団を出動させたとき。
- 2 他の水防管理者等に応援を要求したとき。
- 3 破堤、氾濫したとき。
- 4 洪水増減の状況
- 5 応援の状況
- 6 その他必要と認める事態を生じたとき。

第2 水防てん末報告

水防が終結したとき水防管理者（水防長）は遅滞なく次の事項を取りまとめて別記様式により峡南建設事務所水防支部長に報告するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 警戒出動及び解散命令の時刻
- 3 水防団員又は消防機関に属する者の出動の時期及び人員
- 4 水防作業の状況

- 5 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 6 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- 7 水防法第21条による収用又は使用又は器具、資材の種類及び使用場所
- 8 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- 9 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- 10 応援の状況
- 11 居住者出動の状況
- 12 警察の援助状況
- 13 現場指導官公職氏名
- 14 立ち退きの状況及びそれを指示した事由
- 15 水防関係者の死傷
- 16 功労者及びその功績
- 17 雨後、水防につき考慮を要する点その他水防管理者の所見
- 18 堤防その他の施設にして緊急を要するものが生じたときはその場所及びその損傷状況
- 19 その他必要な事項

第13節 水防訓練

水防法第35条の規定により水防訓練を年1回以上、県水防指導員の指導により行うものとする。

水防訓練の演習要領は県統合水防演習に準じ、峡南建設事務所水防支部長と協議のうえ、水防管理者（水防長）が定める。

第14節 甲府河川国道事務所の情報伝達

甲府河川国道事務所からの水防警報・洪水予報・水位到達情報の伝達については、町の「避難準備・高齢者等避難開始情報」「避難勧告」「避難指示（緊急）」を発令する参考材料とする。

別記様式

水 防 実 施 状 況 報 告 書

管理団体で水防箇所

毎に作成するもの

(作成責任者)

㊦

管理団体名										指定非指定の別															
水防実施時の台風名又は豪雨名										報 告 年 月 日		平成 年 月 日													
場 所		川 右 岸 地先 m								所 要 費 件 費 件 費 件 費		管理団体名		県支出分		合 計									
日 時		自 至 月 日 日										人 手 当		円		円		円							
出動人員数		水防団員		消防団員		そ の 他		計				そ の 他		円		円		円							
		人		人		人		人				計		円		円		円							
水防作業の概況及工法		工法 箇所 m								資 材 費		円		円		円									
										器 材 費		円		円		円									
										燃 料 費		円		円		円									
										雑 費		円		円		円									
水 防 の 効 果		堤防		田		畑		家		鉄道		道路		人員		合 計		円		円		円			
				m		ha		ha		戸		m		m		人		か ま す 俵		枚		枚		枚	
		被 害																む し ろ		枚		枚		枚	
																		な わ		kg		kg		kg	
																		丸 太		本		本		本	
																		そ の 他							

他の団体よりの 応 援 の 状 況										立 退 きの 状 況 及 び それを指示した理由				
居 住 者 出 動 状 況										水防功労者の氏名年令 所属及びその功績概要				
警 察 の 援 助 状 況										堤防その他の施設等の 異常の有無及び緊急工 事を要するものが生じ た時はその場所及び損 傷状況				
現場指導官公職氏 名										水 防 活 動 に 関 す る 自 己 批 判				
水防関係者の死傷										備 考				

第15節 そ の 他

第1 費用負担

水防管理団体はその管理区域の水防に要する費用は水防法第41条により各々当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は応援した水防管理団体との間で協議によって決める。

第2 公用負担

1 公用負担権限

水防法第28条により水防のための必要があるときは、水防長（町長）、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土地、土石、竹木等の使用
- (3) 土石、竹木、その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防長、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公 用 負 担 命 令 権 限 証 明 書	
南部町水防団	
〇〇 〇〇	
上記の者に	の区域に於ける水防法第28条第1項の権限行為を委任したことを証明する。
平成 年 月 日	
	南部町長 〇〇 〇〇 印

3 公用負担命令並びに他人土地使用権限

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)		公 用 負 担 証	
目的別 負担内容	種類 使用	収用	処分等
平成 年 月 日	南 部 町 長	〇 〇	〇 〇 印
	事 務 取 扱 者	〇 〇	〇 〇 印
〇 〇 〇 〇 殿			

第3 災害補償

1 公務災害補償

水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり又は公務による負傷若しくは病気により死亡、若しくは障害の状態となったときは条例の定めるところにより損害を補償するものとする。

2 水防法第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償

水防法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、また、水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第4章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 南部町災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、南部町災害対策本部を設置する。

1 設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なおかつ防災の推進を図る必要があると認めるとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 町内で震度が6弱以上を記録したとき。
- (4) その他町長が必要と認めた場合

2 廃止の時期

災害対策本部は、町内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

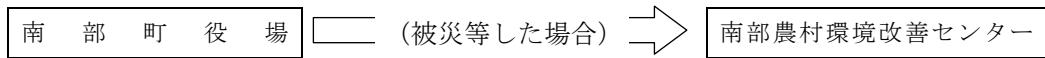
災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を町役場に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先			連 絡 方 法
町	職 員		庁内放送、町防災行政無線、電話、口頭、衛星携帯電話、Ｌアラート
県	知 事		県防災行政無線（ＦＡＸ）、電話、衛星携帯電話、Ｌアラート
峡南地域県民センター			県防災行政無線（ＦＡＸ）、電話、衛星携帯電話、Ｌアラート
峡南広域行政組合消防本部			県防災行政無線、電話、Ｌアラート
南部警察署			電話、連絡員、Ｌアラート
近 隣 市 町			県防災行政無線、電話、Ｌアラート
町 内 関 係 機 関			電話、町防災行政無線、連絡員、Ｌアラート
一 般 住 民			ＦＭ告知端末放送、広報車、町防災行政無線（区長を通じて）、Ｌアラート
報 道 機 関			電話、口頭、文書、Ｌアラート

4 災害対策本部の設置場所

南部町役場に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次に掲げる施設又は被災状況に応じ、町長が指定する施設に設置するものとする。



5 本部長の職務代理者の決定

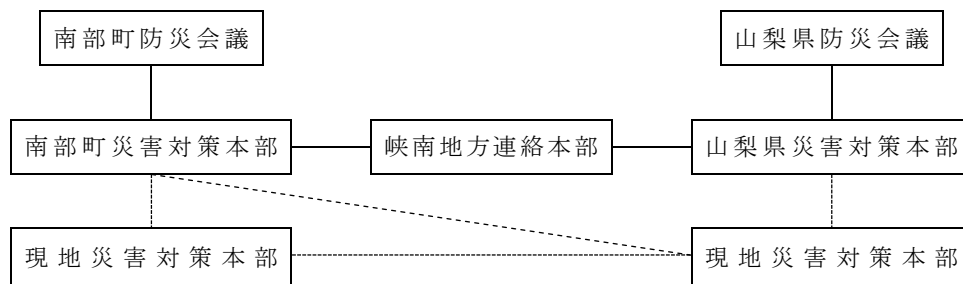
本部長（町長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

第	1	順	位	教育長
第	2	順	位	総務課長
第	3	順	位	企画課長
第	4	順	位	財政課長

資料編 ○南部町災害対策本部条例

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

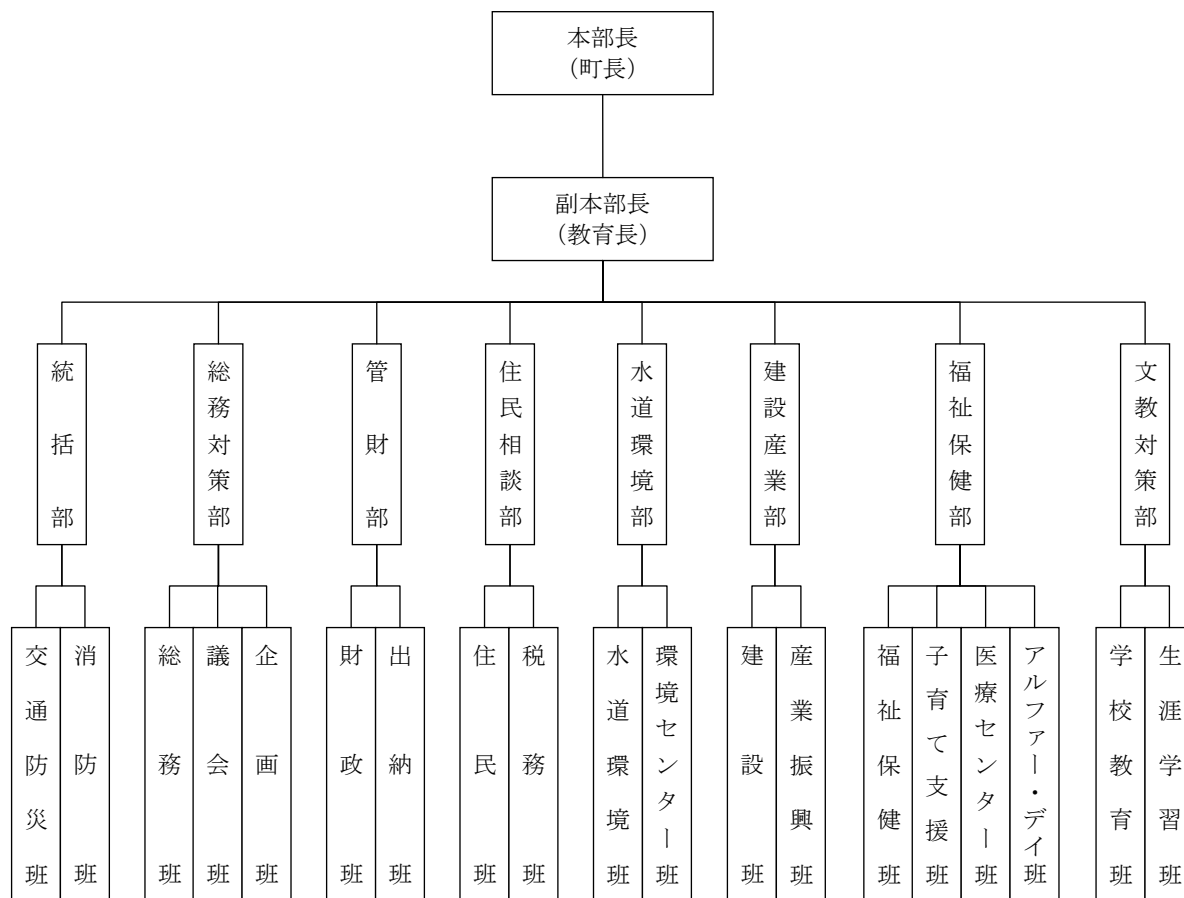
1 南部町防災組織系統図



（注） 災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

2 町災害対策本部の編成

南部町災害対策本部組織図



3 分担任務

- (1) 本部には、部及び班を置き、部長並びに班長を置く。
- (2) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- (3) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。
- (4) 班長は、当該班の所属事項について、応急対策の処理に当たる。
- (5) 各班に属する課室等の職員は、その班員となり、上司の命を受けて応急対策に当たる。
- (6) 町本部の分掌事務は別表のとおりであるが、別表に定めていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

第3 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもってあてる。
- 3 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場

合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

第4 県の現地対策本部との連携

町本部は、町内に大規模災害が発生し、県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

なお、設置場所は南部町役場とする。

第5 町庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、町庁舎等が被災したことにより、町が県に被災状況、及びこれに対してとられた措置の概要の報告ができなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は町に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

1 被災地への職員派遣

地方連絡本部（峡南地域県民センター）職員を本町に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。

2 消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

3 その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

第6 県による応急措置の代行

被災により、町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合、県は、応急措置を実施するために町に与えられた権限のうち町に代わって次の事務の全部又は一部を行うこととしている。

- 1 警報区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りの制限・禁止、又は当該区域からの退去の命令
- 2 他人の土地等の一時使用、土石等の使用、又は収用の実施
- 3 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去
- 4 現場にある者を応急措置の業務に従事させる命令

別表

南部町災害対策本部分掌事務

本部長：町長

副本部長：教育長

部 名 (所 属)	班 名	分 掌 事 務
統括部 (交通防災課) (消防団)	交通防災班	1 災害対策本部の設置、運営及び庶務に関すること。 2 本部員会議の運営に関すること。 3 本部員への連絡招集に関すること。 4 災害情報の収集及び伝達に関すること。 5 避難勧告・指示等の発令及び警戒区域の設定に関すること。 6 県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 7 自衛隊その他関係機関への応援要請並びに受け入れに関すること。 8 被害状況等の取りまとめ・分析に関すること。 9 応急活動方針及び災害応急対策の立案・調整に関すること。 10 災害対策本部各部等の活動及び災害応急対策の統制・調整に関すること。 11 状況の取りまとめ及び県等への報告に関すること。 12 災害時通信の確保・運用に関すること。 13 孤立集落の状況把握及び被災対応に関すること。 14 災害救助法の適用に関すること。
	消防班	1 消防及び水防に関すること。 2 消防団との情報伝達に関すること。 3 行方不明者の捜索に関すること。 4 避難勧告・指示の伝達に関すること。 5 避難広報及び誘導に関すること。 6 救出・救助、救急・救護に関すること。
総務対策部 (総務課) (議会事務局) (企画課)	総務班	1 職員の非常招集、解散に関すること。 2 南部分庁舎、万沢支所との連絡に関すること。 3 職員の参集状況及び安否確認（家族を含む。）に関すること。 4 職員の動員調整及び他自治体からの応援職員等の管理に関すること。 5 自主防災会との連絡に関すること。 6 FM告知端末放送に関すること。 7 交通防災班の応援に関すること。
	議会班	1 議会との連絡調整に関すること。 2 交通防災班の応援に関すること。
	企画班	1 災害時広報に関すること。 2 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること。 3 災害記録写真等の収集・整理に関すること。 4 災害状況及び救助活動の記録、統計に関すること。 5 コンピューター機器及びネットワーク機器の被害確認及び再開準備業務に関すること。
管財部 (財政課) (出納室)	財政班 出納班	1 本部活動費の経理に関すること。 2 被害、救助費用、その他災害の経理に関すること。 3 災害応急対策に要する資機材、車両、器具及び燃料等の調達に関すること。 4 応急食糧、生活必需品等の確保に関すること。 5 救援物資集積所の開設・運営（救援物資の受付、仕分け、配

		分）輸送に関すること。 6 義援金、見舞金の受付、保管に関すること。 7 住宅金融支援機構に関すること。 8 町備蓄物資の供給に関すること。 9 災害対応資機材等の緊急輸送に関すること。 10 庁用自動車、民間自動車の配車に関すること。 11 所管町有施設利用者の安全確保に関すること。 12 所管町有施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 13 避難所開設に伴う所管町有施設の利用に関すること。 14 他部の応援に関すること。
住民相談部 （住民課） （税務課）	住民班	1 災害時相談窓口の設置に関すること。 2 被災者の債権整理に関すること。 3 遺体の収容、遺体安置所の開設・運営、処理、埋火葬に関すること。 4 峡南衛生組合南部支所（64-8022）（火葬場管理者）との連絡運営に関すること。
	税務班	1 危険度判定活動計画の検討及び支援要請に関すること。 2 家屋等の被害認定調査に関すること。 3 罹災証明書の発行に関すること。 4 被災納税者の減免等に関すること。 5 被災住民への税関係の相談に関すること。 6 他部の応援に関すること。
水道環境部 （水道環境課） （環境センター）	水道環境班	1 飲料水の確保・供給に関すること。 2 上水道施設の被害調査及び応急補修に関すること。 3 給水装置工事事業者との連絡に関すること。 4 断水地域の調査及び広報に関すること。 5 被災ペットの飼育管理に関すること。 6 防疫・保健衛生業務に関すること。 7 アスベスト飛散対策に関すること。
	環境センター班	1 廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）の処理及び防疫に関すること。 2 災害等廃棄物処理事業費補助金に関すること。 3 峡南衛生組合（0556-42-2207）（可燃ごみ焼却業者）との連絡運営に関すること。 4 一般家庭並びに避難所のゴミ集積及び運搬に関すること。 5 峡南衛生組合南部支所（64-8022）（し尿処理業者）との連絡運営に関すること。 6 し尿運搬業者への応援要請に関すること。 7 仮設トイレの設置に関すること。 8 死亡獣畜の処理に関すること。
建設産業部 （建設課） （産業振興課）	建設班	1 道路、橋梁、河川、農林・土木施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 県、国、関係機関との情報交換に関すること。 3 緊急輸送道路の確保に関すること。 4 二次災害防止のための交通規制に関すること。 5 農林道の被害調査、応急対策及び建設事業者等との連絡・調整に関すること。 6 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 7 被災住宅、建築物の応急危険度判定に関すること。 8 障害物の除去に関すること。 9 応急仮設住宅の建設に関すること。 10 仮設住宅の提供に関すること。 11 被災住宅の応急修理に関すること。 12 建築確認手数料の減免に関すること。

	産業振興班	1 国道・県道・鉄道利用者の滞留者の把握調査及び避難誘導に関すること。 2 農林産物、果樹及びそさい並びに農地山林の被害調査及び応急対策に関すること。 3 家畜及び畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 農林水産物等の技術対策の樹立及び指導に関すること。 5 農業災害関係の金融対策等の相談、指導に関すること。 6 農林業団体との連絡調整に関すること。 7 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 8 商工業者の被害に伴う金融対策等の相談、指導に関すること。 9 旅館、民宿及び観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。
福祉保健部 (福祉保健課) (子育て支援課) (医療センター) (アルファセンター) (デイサービスセンター)	福祉保健班	1 避難所、避難場所、福祉避難所の設置、管理及び運営に関すること。 2 避難者の収容・援護に関すること。 3 病院、その他医療機関の被害調査に関すること。 4 傷病者の収容及び応急措置に関すること。 5 峡南保健福祉事務所その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 心身障害者に対する応急対策業務に関すること。 7 社会福祉協議会、日赤との連絡に関すること。 8 感染症等予防対策に関すること。 9 災害弔慰金に関すること。
	子育て支援班	1 保育所、児童館及び保育児童の安全確保、安否調査に関すること。 2 保育所、児童館の被害調査、報告及び応急対策に関すること。 3 避難所開設に向けた応援体制の確立に関すること。 4 福祉保健班の応援に関すること。
	医療センター班	1 診療所利用者の安全確保に関すること。 2 救護所の設置に関すること。 3 DMATの派遣要請及び受入れに関すること。 4 医療用資機材等の調達・要請に関すること。 5 病院、診療所、その他医療機関との連絡調整に関すること。 6 災害拠点病院との連絡調整に関すること。 7 医師会との連絡に関すること。
	アルファセンター班 デイサービスセンター班	1 利用者の安全確保及び被害状況調査に関すること。 2 利用者家族の安否確認及び利用者の引渡しに関すること。 3 福祉保健部内の連絡調整に関すること。 4 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。 5 ボランティア団体等の受付け、連絡に関すること。 6 山梨県社会福祉協議会・日赤との連絡調整に関すること。 7 生活福祉資金に関すること。
文教対策部 (学校教育課) (生涯学習課)	学校教育班	1 教職員・児童・生徒等の安全確保、安否情報に関すること。 2 学校施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 3 各学校体育館等の指定避難所の開設準備に関すること。 4 炊き出しに伴う学校給食施設の管理に関すること。 5 災害時の応急教育に関すること。 6 被災児童・生徒等への教科書、学用品等の支給に関すること。 7 被災児童・生徒等の保健管理に関すること。
	生涯学習班	1 社会教育施設利用者の安全確保に関すること。

		2 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 文化財の被害状況の調査及び保全措置に関すること。 4 社会体育施設利用者の安全確保に関すること。 5 社会体育施設の被害状況及び応急対策に関すること。

第2節 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

職員の配備基準

種別	配置時期	配備内容	配備人員	配備の要領
第1配備	1 次の警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風（雪）警報 (4) 大雪警報 2 その他必要により町長が配備を指令したとき。	災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手するもので、状況により第2配備に移行できる態勢とする。	次の所属は、2名以上の配備とする。 ・交通防災課 ・総務課 ・企画課 ・産業振興課 ・建設課 ※ 上記以外の所属においても、被害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。	1 交通防災課は、気象情報を関係機関及び住民に連絡するとともに、情報の収集に当たる。 2 総務課は、第2配備に移行できる態勢をとる。 3 建設課は、雨量、水位等の状況を収集するとともに峡南建設事務所等との連絡を密にする。
第2配備	1 警報発表後、気象状況の推移により災害の危険が高まり、警戒が必要なとき。 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 その他必要により町長が配備を指令したとき。	災害警戒本部を設置する。 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる態勢とする。	町長・教育長 次の所属は、全課員の配備とする。 ・交通防災課 ・総務課 ・企画課 ・産業振興課 ・建設課 上記以外の所属は、所属長を含め、2名以上とする。	1 各所属長は、情報の収集を強化するとともに状況に応じて逐次町長に報告すること。 2 交通防災課長は、消防団との連絡を密にして状況に応じ、出動態勢を整える。
第3配備	1 大雨等の特別警報が発表されたとき。 2 重大な被害が予測されるとき。 3 災害対策本部を設置したとき、又は本部長（町長）が指令したとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。	全所属全職員の配備とする。	1 災害活動に全力を集中する。 2 各部長は、状況に応じて逐次本部長に報告する。

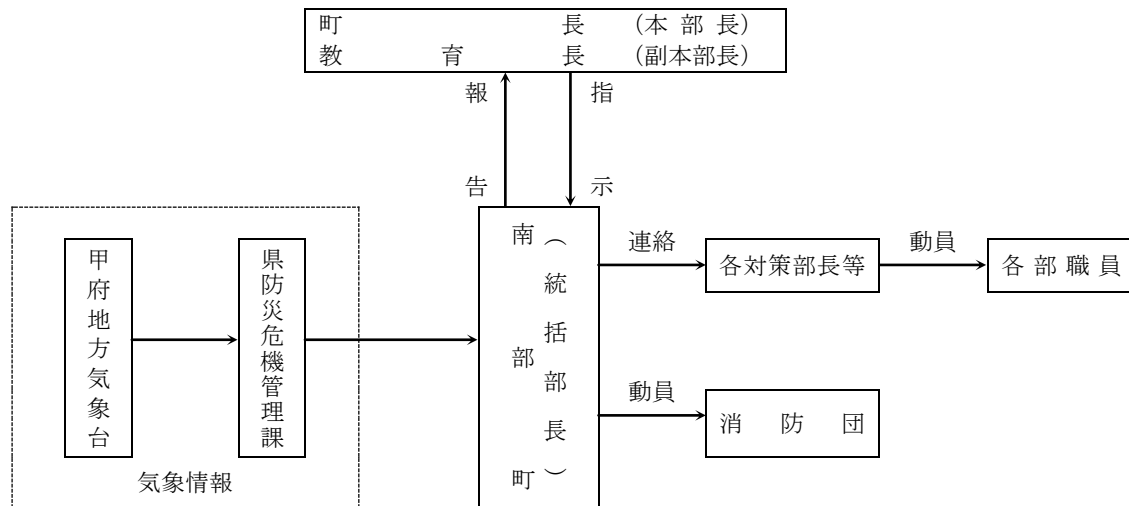
（注） 災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変の配備態勢を整えるものとする。

第2 動員の伝達及び配備

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

1 勤務時間内における伝達

- (1) 気象情報等の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、統括部長は、非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。また、消防団長にも非常配備を伝達する。
- (2) 各対策部長は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。



2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- (1) 宿直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに電話等により統括部長に連絡するものとする。
- (2) 統括部長は、宿直者から連絡を受けた場合は、本部長（町長）、副本部長（教育長）等に報告をし、各対策部長及び消防団長に伝達する。
- (3) 各対策部長は、直ちに配備職員に連絡し、所定の場所に参集させる。
- (4) 連絡を受けた職員は、以後の状況の推移に注意し、登庁する。
なお、登庁の際には、参集途上の被害状況等を把握するものとする。

(5) 自主参集

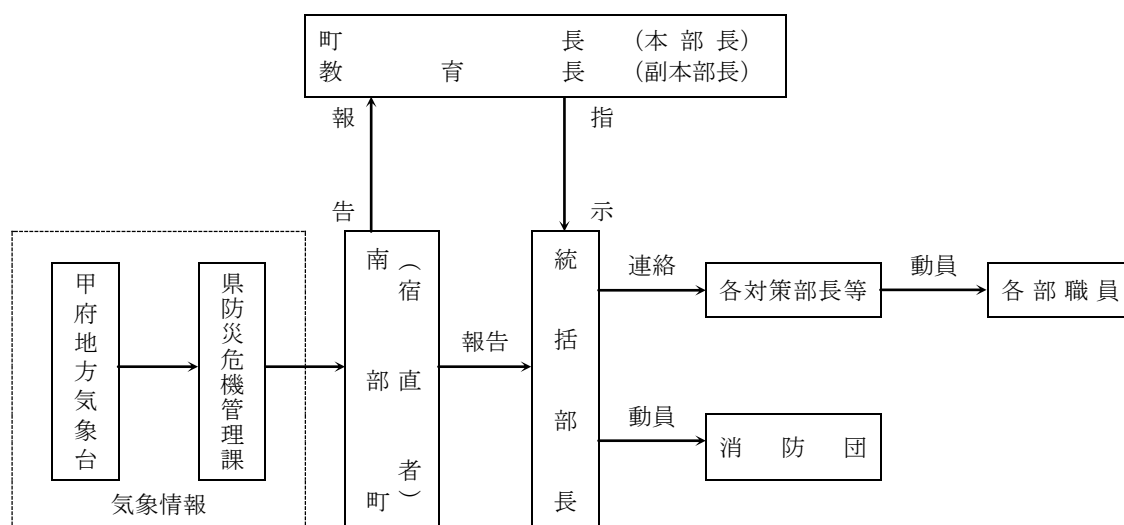
勤務時間外等において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害多大と判断されるときは、所属長からの連絡を待たずに職員自ら所属の課等に参集するものとする。

(6) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、職員初動マニュアルに基づき、指定避難所又は最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

(7) 初動体制の確立

勤務時間外に災害が発生し、職員の配備に時間がかかる場合は、先に参集した職員を緊急対策班として、各種情報の収集、連絡など初動活動に当たるものとする。



3 配備報告

各対策部長は、動員、配備を完了したときは、その状態を直ちに統括部長を通じて本部長に報告する。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うに当たって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各対策部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務対策部長に要請するものとする。

- (1) 応援内容
- (2) 応援を要する人数
- (3) 応援を要する日時
- (4) 出動場所
- (5) その他必要事項

2 動員の措置

- (1) 総務対策部長は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の指示を行うものとする。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。

第4 初期応急対策の実施

町長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある場合は、直ちに本部員会議を招集し、初期応急対策の実施に努めるものとする。

第3節 消防防災ヘリコプターの出動要請計画

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、消防防災ヘリコプターの出動を要請し、速やかに被害情報の収集、救出、救助活動を行うものとする。

第1 要請基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行うものとする。

1 公共性

災害等から県民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。

2 緊急性

差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）。

3 非代替性

消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）。

第2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

1 災害応急対策活動

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- (3) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- (4) その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

2 火災防ぎょ活動

- (1) 林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- (2) 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- (3) その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

3 救助活動

- (1) 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- (2) 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- (3) その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

4 救急活動

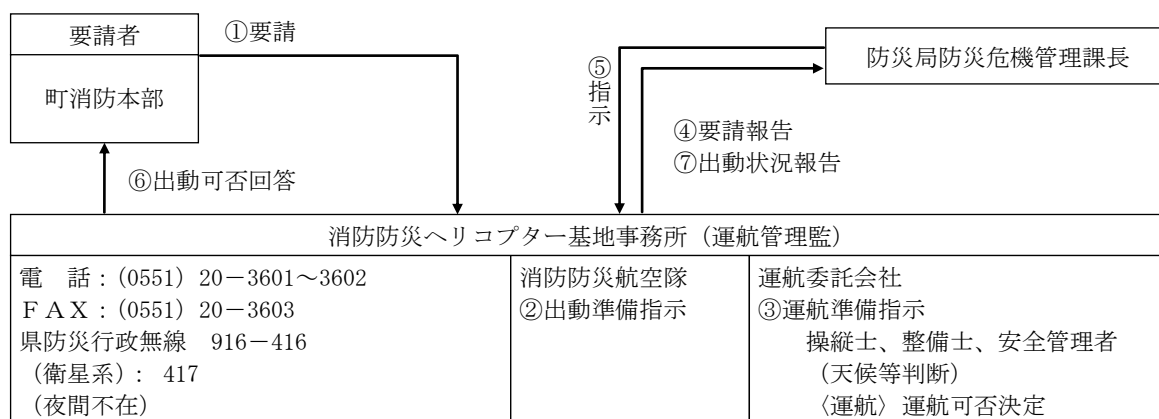
- (1) 別に定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合

- (2) 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- (3) 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

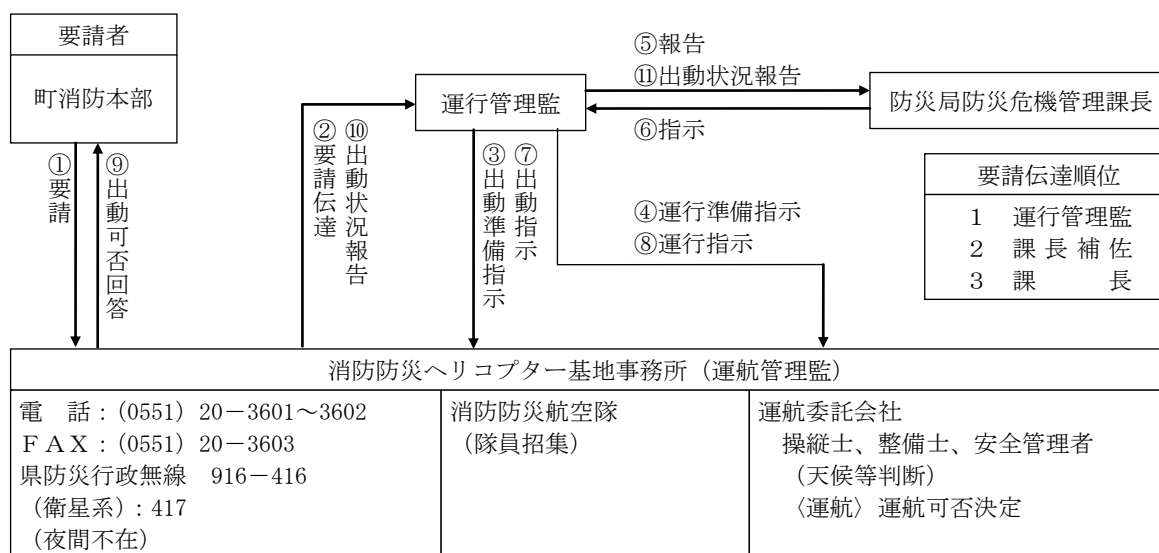
第3 緊急運航の要請

消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、災害が発生した市町村の長及び消防事務に関する一部事務組合の消防長並びに関係行政機関の長が、消防防災航空隊に対して電話にて速報後、資料編掲載の消防防災航空隊出場要請書により、ファックスを用いて行うものとする。

緊急運航連絡系統図



土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



資料編 ○ 消防防災航空隊出場要請書

第4 受入れ体制

緊急運航を要請した場合、町は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

資料編 ○飛行場外離着陸場一覧 ○ヘリコプター主要発着場一覧

第4節 広域応援体制

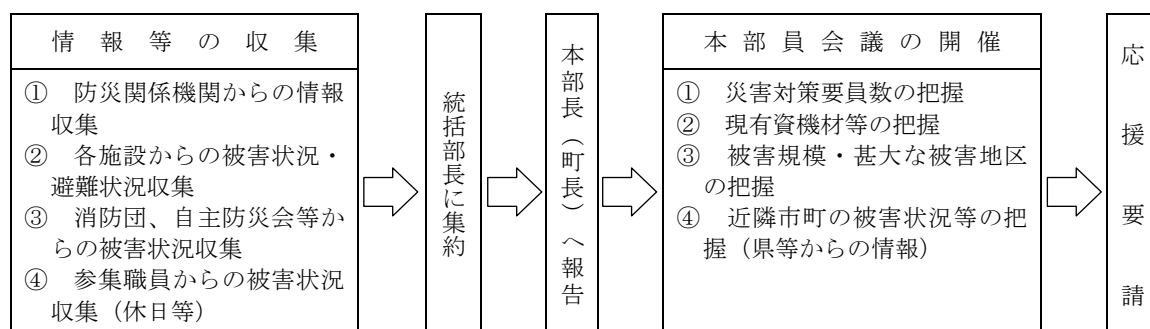
災害発生時に際し、町のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本町の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

なお、知事は市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとされている。（災害対策基本法第68条）

第3 応援協定等に基づく要請

1 応援協定に基づく要請

町は大規模災害の発生に備え、別表1のとおり他市町村と相互応援協定を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合には、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

なお、県内の協定締結市町村等への連絡先については、別表2のとおりである。

2 郵便局に対する協力要請

町は、緊急車両等としての車両の確保、被災住民の避難先及び避難状況の情報、郵便局ネットワークを活用した広報活動等が必要となった場合には、「災害発生時における南部町と南部町

内郵便局の協力に関する協定書」に基づき町内郵便局に協力を依頼するものとする。

3 その他関係団体等に対する協力要請

町は、被害の状況や支援の必要性等に応じて、避難所運営や被災者の生活に必要な物資の供給、遺体安置、罹災証明書の手続支援等のため、関係団体、法人等に対して協力を要請するものとする。

資料 編	○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定 ○災害時における相互応援に関する協定書 ○災害発生時における南部町と南部町内郵便局の協力に関する協定書 ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書 ○災害時の施設と敷地の利用に関する協定書 ○災害時における応急活動の協力に関する協定書 ○大規模災害における避難所のトイレのし尿等の収集運搬に関する協定書 ○富士山火山噴火時における鳴沢村の広域避難に関する覚書 ○災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書 ○災害時における遺体安置等の協力に関する協定書 ○災害時における物資供給に関する協定書 ○災害時における物資の保管等に関する協定書 ○大規模災害時における被災者支援に関する協定書

第4 職員の派遣

町は、県及び他市町村から応援要請を受けたときは、速やかに職員を派遣するよう努める。

なお、職員を派遣するときは、派遣先の地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第5 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

1 町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 町長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣の斡旋について必要な事項

第6 消防の応援要請

- 1 大規模災害時における消防活動については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や市町村間で締結した消防相互応援協定等により相互応援を行う。

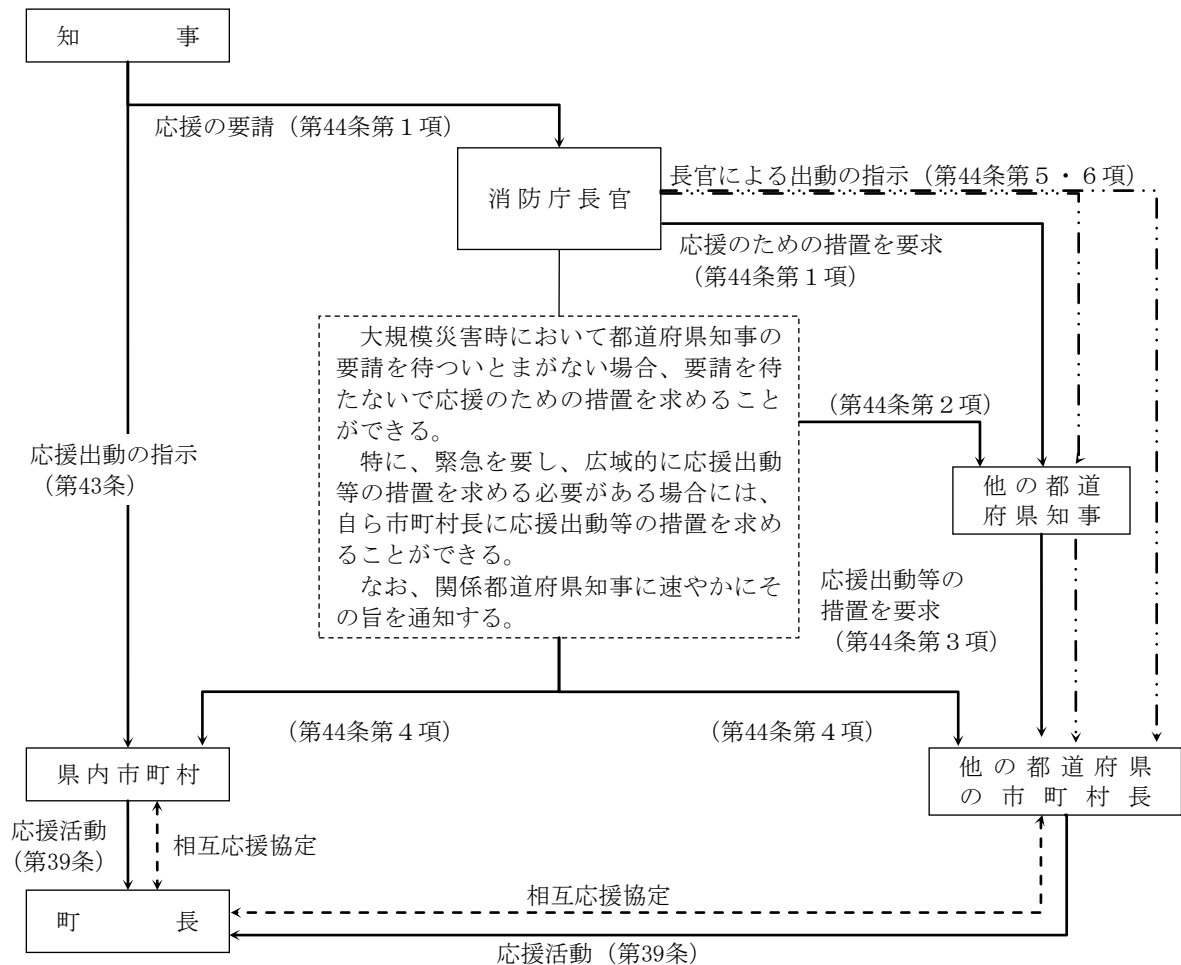
本町における消防相互応援協定の締結状況は次表のとおりである。

協 定 名	協 定 先	内 容
南部町、身延町消防相互応援協定	南部町、身延町	・火災防ぎよのための応援隊の派遣 ・その他の災害防除のための応援隊の派遣
峡南広域消防相互応援協定書	三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鰍沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町	・普通応援 ・特別応援（協定市町への応援）
静岡県富士宮市・芝川町・富士宮市芝川町消防組合と山梨県富沢町・南部町・下部町・峡南広域行政組合消防本部との消防相互応援協定	（静岡）富士宮市、芝川町、富士宮芝川町消防組合 （山梨）富沢町、南部町、下部町、峡南広域行政組合消防本部	・普通応援 ・特別応援（協定市町への応援）
静岡県清水市・山梨県富沢町消防相互応援協定書	清水市、南部町	・災害が発生し、首長から要請があったとき。 ・幹線道路に通行不能箇所が生じ、災害発生箇所に所管の消防隊の到着が遅れ、首長から要請があったとき。
静岡県静岡市、山梨県富沢町、同南部町、同身延町、同早川町、同峡南広域行政組合消防相互応援協定書	（静岡）静岡市 （山梨）富沢町、南部町、身延町、早川町、峡南広域行政組合消防本部	・普通応援 ・特別応援（協定市町への応援）

注 協定締結機関名は、協定締結時現在

- 2 上記1をもってしても対処できないと判断したときは、消防組織法第24条の3の規定に基づき、知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等、消防の広域応援を要請する。

広域消防応援体制



資料編

- 静岡県富士宮市・芝川町・富士宮市芝川町消防組合と山梨県富沢町・南部町・下部町・峡南広域行政組合消防本部との消防相互応援協定
- 静岡県静岡市、山梨県富沢町、同南部町、同身延町、同早川町、同峡南広域行政組合消防相互応援協定書
- 峡南広域消防相互応援協定書
- 南部町、身延町消防相互応援協定
- 静岡県清水市・山梨県富沢町消防相互応援協定書

第7 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第8 消防防災ヘリコプターの出動要請

災害発生時に際し、消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第3節「消防防災ヘリコプターの出動要請計画」の定めるところにより、知事に消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第9 応援受入れ体制の確保

1 連絡窓口の明確化

町は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、統括部交通防災班に連絡窓口を設置

する。

2 救援物資受入れ施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の施設を救援物資の集積所とし、その整備に努める。

当該施設に搬送された救援物資は、管財部財政班職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
中央化学（株）山梨工場	南部町福士28505—4	(0556) 66—3211	(0556) 66—3224
道の駅なんぶ 防災棟	南部町中野3034—1	(0556) 64—8552	(0556) 64—8553

3 受入れ体制の確立

町は、災害の規模や支援の必要性に応じて、県や県内市町村、その他地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し必要な準備を整える。

(1) 受援計画の概要

ア 重点項目

- ①人的支援の受入手順や受入れに係る役割分担の明確化
- ②物資の調達や物流に係る受援体制の整備
- ③受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備（受援対象業務シートの作成）

イ 本計画の発動

南部町内において震度6弱以上の地震が発生した場合に発動する。また、大規模な災害が発生し、町災害対策本部長が必要と認めた場合にも発動する。発動期間は「災害後1か月」を基本とするが、必要に応じて、発災後1か月以降の応援受入れも想定する。

ウ 本町の受援体制

受援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、本部統括部及び受け入れる各課に受援を担当する組織及び担当者を設置する。

なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

資料編	○自衛隊宿泊予定施設一覧 ○飛行場外離着陸場一覧 ○ヘリコプター主要発着場一覧 ○災害時における物資の保管等に関する協定書

第10 広域一時滞在

1 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、町や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章「第15節 避難対策 第11 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な町長及び知事が行う協議等の手続は次によるものとする。

なお、町長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結及び本章「第15節 避難対策 第4 避難計画の作成」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

2 県内広域一時滞在

(1) 県内他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア 協議の実施

災害発生により、町内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の2第1項及び第86条の6第1項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

（災害対策基本法第86条の2第2項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の2第6項）

エ 県内広域一時滞子の終了

町長は、県内広域一時滞子の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の2第7項）

(2) 県内他市町村から被災住民の一時的滞在を求められた場合の対応

ア 協議の実施

町長は、広域一時滞子の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）又は知事より、(1)ア又は5(1)の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の2第3項及び第86条の6第1項）

イ 受け入れ決定の通知等

町長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の2第4項及び第5項）

ウ 県内広域一時滞在の終了

町長は、協議元市町村長より県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の2第8項）

(3) 知事からの助言

町長は、必要に応じて知事に対して広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

（災害対策基本法第86条の6第1項）

3 県外広域一時滞在

(1) 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の町長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

町長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。（災害対策基本法第86条の3第1項）

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

町長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の3第2項及び第86条の6第2項）

ウ 受け入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第86条の3第9項）

エ 協議内容の公示及び通知

町長は、知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の3第10項）

オ 県外広域一時滞在の終了

町長は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第86条の3第11項及び12項）

4 県外市町村からの避難住民の受け入れ

(1) 知事から協議を受けた場合の対応

ア 被災住民の受け入れ

町長は、知事から県外市町村からの避難住民の受け入れの協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。（災害対策基本法第86条の3第5項）

イ 受け入れ決定の通知等

町長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の3第6項及び7項）

ウ 広域一時滞在の終了

町長は、知事より広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の3第14項）

5 知事による協議等の代行及び特例

(1) 県内広域一時滞在の協議等の代行

知事は、災害の発生により本町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県内広域一時滞在の必要があると認めるときは、2(1)に準じ、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、町が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を町長に引継ぎを行う。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行了を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

（災害対策基本法第86条の4第1項、2項及び第86条の5並びに同法施行令第36条の2）

(2) 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により本町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より3(1)アの要求がない場合にあっては、3(1)イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受け入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第86条の5）

別表1

相互応援協定名	協定締結機関	主 要 請 内 容
大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定	(山梨) 南部町、身延町 (青森) 八戸市、七戸町、三戸町、南部町 (岩手) 盛岡市、遠野市、二戸市	1 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫活動並びに施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供 3 災害応急活動に必要な車両等の派遣 4 災害応急活動に必要な職員の派遣 5 児童生徒の受け入れ 6 被災者に対する住宅の斡旋 7 1～6に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
災害時における相互応援に関する協定書	中部西関東市町村地域連携協議会構成会員市町村 (長野) 1市3町5村、 (山梨) 2市26町6村、 (静岡) 2市)	1 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 2 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣 3 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 4 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必

		要な機材の提供 5 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供 6 被災者を一時収容するための施設の提供 7 1～6に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
災害発生時における南部町と南部町内郵便局の協力に関する協定書	南部町内郵便局	1 緊急車両としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。） 2 避難所開設状況及び避難者リストの情報の相互提供 3 郵便局ネットワークを活用した広報活動 4 郵便業務に係る災害特別事務及び援護対策 5 道路の損傷状況の情報提供
災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	1 町内の被災建物の調査 2 町が発行する「罹災証明」について、町民からの相談の補助
災害時の施設と敷地の利用に関する協定書	南部警察署	<南部警察署からの要請> 1 南部警察の警察署代替施設、警察車両駐車場の貸与
災害時における応急活動の協力に関する協定書	一般財団法人山梨県トラック協会	1 一般社団法人山梨県トラック協会は、南部町内の事業所に備蓄した食料・飲料水等の備蓄品を町の求めに応じて提供
大規模災害における避難所のトイレのし尿等の収集運搬に関する協定書	株式会社東海環境衛生社	1 仮設トイレから発生するし尿等の収集運搬
富士山火山噴火時における鳴沢村の広域避難に関する覚書	鳴沢村	1 富士山の噴火及び噴火のおそれがあり、広域避難が必要な場合に、鳴沢村からの広域避難者の受入れ
災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書	山梨県エルピーガス協会 LPガス峡南地区会	1 避難所、救護所、防災拠点施設等へのLPガスの提供
災害時における遺体安置等の協力に関する協定書	ふじかわ農業協同組合	1 遺体の収容及び安置に必要な資機材、消耗品等の提供 2 遺体の安置に必要な施設及び労務の提供 3 遺体の搬送に関する手配
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	1 災害発生時に町が必要とする物資の供給
災害時における物資の保管等に関する協定書	中央化学株式会社	1 災害救助用物資の保管の要請（物資等の受入れ、仕分け、在庫管理、払出し、運営は町が行う）
大規模災害時における被災者支援に関する協定書	山梨県行政書士会	1 被災者相談窓口の設置 2 町の罹災証明書発行事務への協力

注 協定締結機関名は、協定締結時現在

別表2

災害時応援協定締結県内市町村等連絡先一覧

締結市町村	電話番号	衛星系番号(注1)	締結協定(注2)
甲斐市双葉庁舎(旧双葉町)	0551-28-2211	401	②
甲斐市敷島庁舎(旧敷島町)	055-277-3111	382	②

甲斐市竜王庁舎（旧竜王町）	055-276-2111	381	②
北杜市（旧須玉町、旧明野村、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村、旧小淵沢町）	0551-42-1111	403	②
甲府市	055-237-1161	201	②
韮崎市	0551-22-1111	207	②
中央市玉穂庁舎（旧玉穂町）	055-273-2211	383	②
昭和町	055-275-2111	384	②
中央市田富庁舎（旧田富町）	055-273-2111	385	②
南アルプス市（旧八田村、旧白根町、旧芦安村、旧若草町、旧櫛形町、旧甲西町）	055-282-1111	390	②
市川三郷町（旧市川大門町）	055-272-1101	343	②
市川三郷町（旧六郷町）	0556-32-2111	344	②
身延町（旧中富町）	0556-42-2111	363	①・②
身延町身延支所（旧身延町）	0556-62-1111	365	①・②
身延町下部支所（旧下部町）	0556-36-0011	345	①・②
富士川町（旧増穂町）	0556-22-3111	361	②
富士川町鯉沢サービスセンター（旧鯉沢町）	0556-22-2151	362	②
早川町	0556-45-2511	364	②

注1：本庁舎、分庁舎からかける場合は「専用電話機」を使用する。

注2：締結協定の①は「大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定」、②は「災害時における相互応援に関する協定書」をそれぞれ示す。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の3要件を満たすものとする。

公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要があること
緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること
非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるもの

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

第2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要であり、かつ、事態やむを得ないと認めるもので他に実施する組織等がないものとし、おおむね次による。

区 分	内 容
被害状況の把握（情報収集）	車両、航空機等状況に適した方法による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の捜索救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、輸送、設置等
消防活動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供）
道路や水路の障害物の除去	道路若しくは水路の破損又は障害物等の啓開・除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は通常関係機関提供）
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資の緊急輸送	被災者等のけが人、救急患者等の患者空輸及びトラック、航空機を利用した物資輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水

物資の無償貸付 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る。）
危険物の保安又は除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物及び不発弾等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力上対処可能なもの

第3 災害派遣要請依頼要領等

1 災害派遣要請の依頼

- (1) 町長は、町域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、要請を依頼することができる。
- (2) 町長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び町域に係わる災害の状況を長官又はその指定する者（第1特科隊長）に通知することができる。

緊急の場合の連絡先

部隊名	電話番号	FAX番号	県防災行政無線
陸上自衛隊第1特科隊 （北富士駐屯地）	(0555) 84—3135 3136 (内線235又は238)	(0555) 84—3135 3136 (内線239)	(衛星系) 435 (地上系) 051
	〈夜間〉 (0555) 84—3135 (内線280、302)		

※ 本庁舎、分庁舎からかける場合は「専用電話機」を使用する。

2 自衛隊の自主活動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第22条に基づき、特別の部隊を編成し、派遣することができる。

資料編。自衛隊災害派遣要請依頼書

第4 災害派遣部隊の受入れ体制

1 他の機関との競合重複排除

町長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を求める。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を統括部交通防災班に設置するものとする。

4 派遣部隊の受け入れ

町長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

(1) 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備 考
1 コ中隊	2,500㎡	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む
1 コ連隊（隊）	20,000㎡	100m×200m	
1 コ師（旅）団	160,000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地（野营地）は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

(2) ヘリコプター発着場の必要地積

種類	必要な地積	備 考
小型ヘリ ※1	30m×30m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする
中型ヘリ ※2	40m×40m	
大型ヘリ ※3	100m×100m	

※1 航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ

※2 ※1の使用目的のほか、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリ

※3 人員・物資を輸送するための大型ヘリ

資 料 編

- 自衛隊宿泊予定施設一覧
- 飛行場外離着陸場一覧
- ヘリコプター主要発着場一覧

第5 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。なお、費用区分は、山梨県地域防災計画第3章災害応急対策6「(10)経費負担区分の参考例」を参考とする。

- 1 災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に係わるものを除く。）等の購入費及び修繕費
- 2 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借り上げ料
- 3 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係わるものを除く。）
- 5 災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
- 6 損害賠償費

第7 災害派遣部隊に付与される権限

- 1 人の生命・身体等に対する危害防止措置
 - (1) 警告・避難等の措置（警察官職務執行法）
 - (2) 警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）
- 2 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
 - (1) 土地・建物等への立入り（警察官職務執行法）
- 3 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置
 - (1) 妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）
- 4 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎよ又は災害の拡大防止のために必要な措置
 - (1) 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）
 - (2) 町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）
 - (3) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

第6節 災害関係情報等の受伝達

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第1 予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等

1 甲府地方気象台が発表する予報・警報

(1) 予報・警報の種類

種 類	概 要
府 県 天 気 予 報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報
天 気 分 布 予 報	地方予報区を対象に、約20km格子で3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分布図形式で行う予報
地 域 時 系 列 予 報	代表的な地域又は地点を対象に、3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週 間 天 気 予 報	発表日翌日から7日先までの天気、降水確率、気温等の予報（含む、信頼度）
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
警報級の可能性（明日まで）	大雨、大雪、暴風（暴風雪）が明日までの警報級の現象になる可能性を、定時の天気予報の発表（毎日5時、11時、17時）に合わせて、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報
警報級の可能性（明後日以降）	大雨、大雪、暴風（暴風雪）が2日先から5日先までの警報級の現象になる可能性を、週間天気予報の発表（毎日11時、17時）に合わせて、県単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
府 県 気 象 情 報	気象予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予報、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
土 砂 災 害 警 戒 情 報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	数年に1回程度しか発生しないような激しい短時間大雨を観測又は解析したときに、府県気象情報の一種として発表する情報
竜 巻 注 意 情 報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報
指定河川洪水予報	河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報

※予報区とは、予報及び警報・注意報対象とする区域。天気予報については全国、地方、府県の各予報区がある。

(2) 警報・注意報基準一覧

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表する。

府県予報区			山梨県	
一次細分区域			中・西部	
市町村等をまとめた地域			峡南地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	164
	洪水		流域雨量指数基準	富士川流域=23. 2、戸栗川流域=19. 1、船山川流域=10. 6
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む。）〔南部〕
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	123
	洪水		流域雨量指数基準	富士川流域=18. 5、戸栗川流域=15. 2、船山川流域=8. 4
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む。）〔南部〕
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥		最小湿度25％で実効湿度50％※2	
	なだれ		１．表層なだれ：24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき ２．全層なだれ：積雪50cm以上、最高気温15℃以上（甲府地方气象台）で、かつ24時間降水量が20mm以上	
	低温		夏期：最低気温が甲府地方气象台で16℃以下又は河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が２日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方气象台で－6℃以下　河口湖特別地域気象観測所で－10℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温３℃以下	
着氷		著しい着氷が予想される場合		
着雪		著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100mm

※1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

※2 湿度は甲府地方气象台の値

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、その欄を“—”で示している。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (4) 土壌雨量指数基準値は1 km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域＝23.2」は、「〇〇川流域の流域雨量指数23.2以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html) を参照。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

(3) 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類に係わらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

(4) 記録的短時間大雨情報の発表基準

標 題	発 表 基 準
山 梨 県 記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	県内気象官署、地域気象（雨量）観測所、又は解析雨量で、1 時間に100mm以上を観測又は解析したとき。

(5) 特別警報の指標

「数十年に一度」規模の大規模災害が発生する可能性がある場合、「特別警報」が発表される。

現象	特別警報の基準	指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	雪を要因とする特別警報の指標

ア 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報が発表される。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント対象とする。）

山梨県内市町村の「50年に一度の値」は以下のとおり。

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48時間 降水量 (mm)	3時間 降水量 (mm)	土壌雨量指数
中・西部	中北地域	甲府市	341	108	217
中・西部	中北地域	韮崎市	353	104	217
中・西部	中北地域	南アルプス市	376	103	223
中・西部	中北地域	北杜市	302	94	194
中・西部	中北地域	甲斐市	332	101	211
中・西部	中北地域	中央市	383	120	239
中・西部	中北地域	昭和町	348	116	222
中・西部	峡東地域	山梨市	305	98	196
中・西部	峡東地域	笛吹市	368	111	226
中・西部	峡東地域	甲州市	362	104	213
中・西部	峡南地域	市川三郷町	456	134	270
中・西部	峡南地域	早川町	539	144	283
中・西部	峡南地域	身延町	610	181	330
中・西部	峡南地域	南部町	619	190	338
中・西部	峡南地域	富士川町	445	129	252
東部・富士五湖	東部	都留市	551	163	282
東部・富士五湖	東部	大月市	492	140	260
東部・富士五湖	東部	上野原市	530	144	275
東部・富士五湖	東部	道志村	647	184	314
東部・富士五湖	東部	小菅村	492	129	265
東部・富士五湖	東部	丹波山村	462	119	253

東部・富士五湖	富士五湖	富士吉田市	585	194	323
東部・富士五湖	富士五湖	西桂町	430	129	244
東部・富士五湖	富士五湖	忍野村	549	179	304
東部・富士五湖	富士五湖	山中湖村	581	193	323
東部・富士五湖	富士五湖	鳴沢村	596	191	325
東部・富士五湖	富士五湖	富士河口湖町	483	148	277

注1)「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注2)48時間降水量、3時間降水量、土壌雨量指数いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注3)特別警報は、府県程度の広がり度50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注4)特別警報の判定に用いる3時間降水量の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報が、特別警報として発表される。

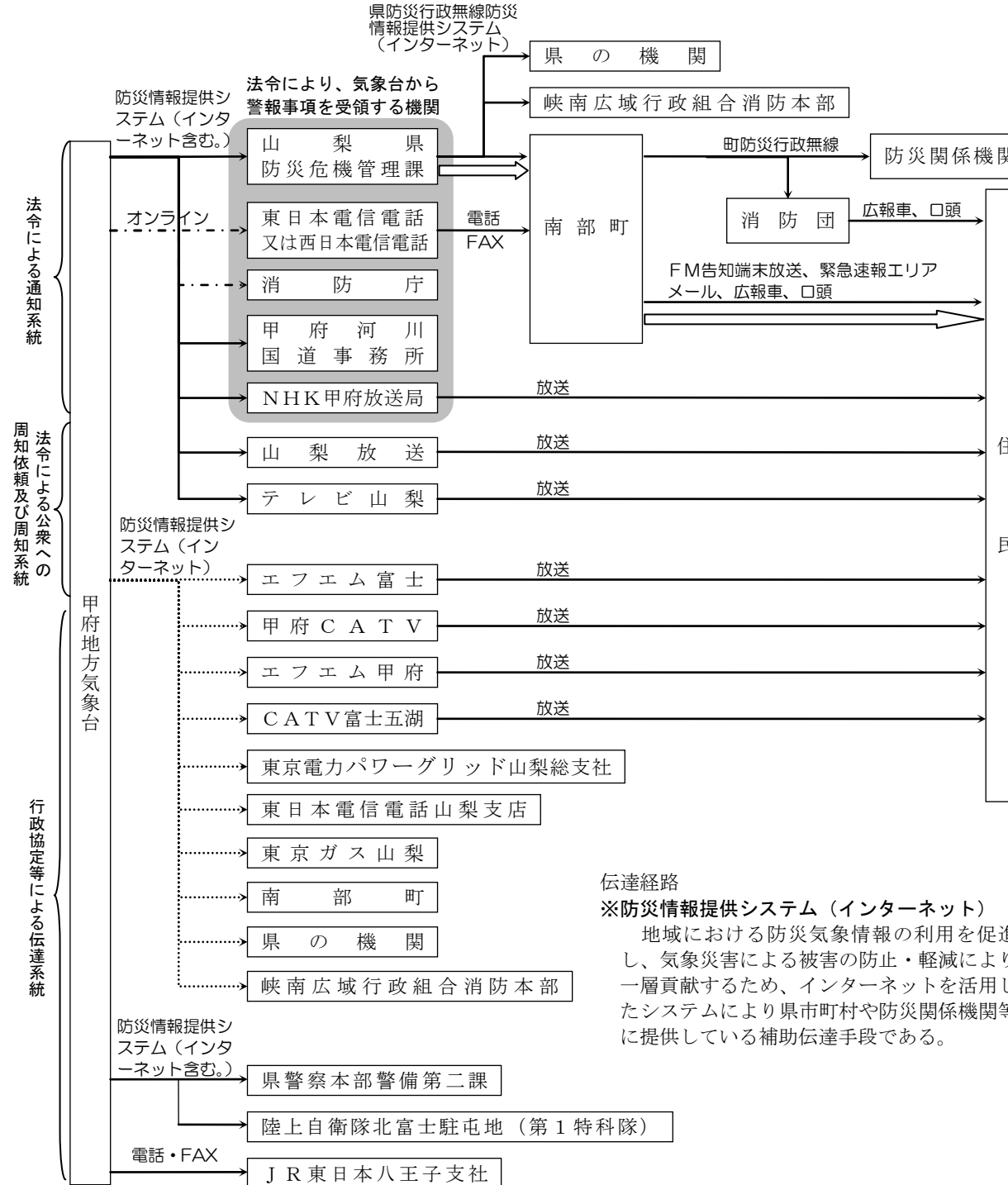
ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

山梨県内観測地点の「50年に一度の積雪深」は以下のとおり。

平成29年10月20日現在

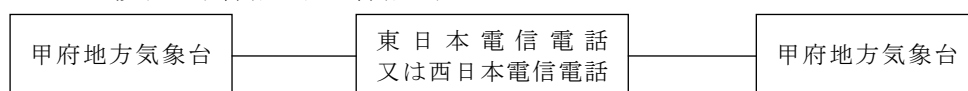
府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	備 考
山梨県	甲府	49	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	90	



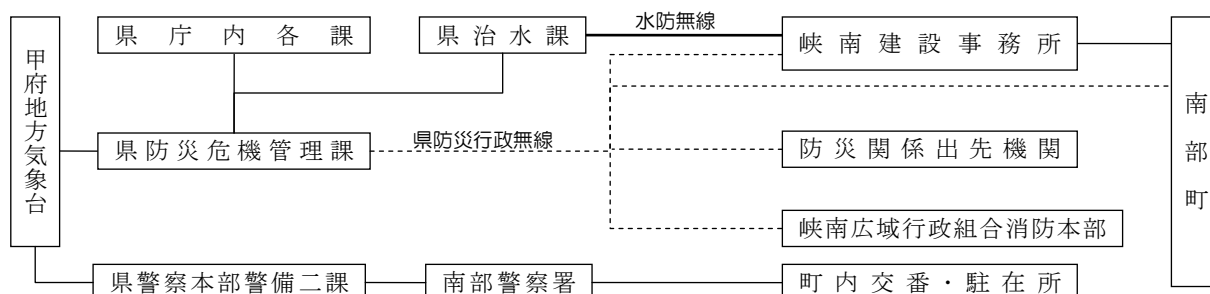
(注1) すべての注意報、警報は、全機関（東日本電信電話又は西日本電信電話へは、警報に関する事項のみがオンライン伝達される。）に伝達。ただし、ＪＲ東日本八王子支社へは指定河川洪水予報のみが伝達される。情報は、種類によって上記伝達先の一部を省略し、伝達することがある。

(注2) 特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

(7) N T Tの扱う気象警報・洪水警報の伝達



(8) 県の水防管理団体への伝達



2 町の発表する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、町長が発表する。

（注） 甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想されるとき、又は該当したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

- ① 実効湿度60%以下で最小湿度35%以下となり、最大風速が7m/s以上吹く見込みのとき。
- ② 実効湿度50%以下で最小湿度25%以下となる見込みのとき。
- ③ 最大風速12m/s（甲府地方気象台の観測値は14メートル以上を目安とする。）以上吹く見込みのとき（降雨・降雪中、又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある。）。

第2 注意報及び警報等の伝達

1 町役場部内の伝達

注意報・警報等の伝達に当たっては、本庁内は庁内放送で、南部分庁舎、万沢支所等その他の施設及び機関については、FM告知端末放送及び電話を使用して行うものとする。

2 住民その他関係団体

町長は伝達された警報等が甚大な被害をもたらすことが予想される場合には、速やかに、次により周知徹底するものとする。

- (1) サイレン又は警鐘
- (2) FM告知端末放送
- (3) 広報車
- (4) その他


```

graph TD
    A[気象台] --> B[山梨県]
    A --> C[山梨県]
    B --> D[南部警察署]
    B --> E[山梨県]
    E --> F[峡南地域県民センター]
    E --> G[峡南広域行政組合消防本部]
    F --> G
    G -- 無線 --> H[南部町]
    D --> H
    E -- 県防災行政無線 --> H
    H -- 口頭 電話 --> I[消防団長]
    H -- 口頭 電話 --> J[消防分団長]
    H -- 口頭 電話 --> K[なんぶ光ネット  
ふるさと情報センター]
    H -- 口頭 電話 --> L[自主防災会]
    H -- 口頭 電話 --> M[広報担当係]
    H -- 口頭 電話 --> N[登録制メール  
(職員用)]
    H -- 口頭 電話 --> O[庁内各課]
    H -- 口頭 電話 --> P[万沢支所、  
南部分庁舎]
    H -- 口頭 電話 --> Q[教育委員会]
    H -- 口頭 電話 --> R[関係機関団体]
    I -- 無線放送 --> S[一般住民]
    J -- サイレン・鐘 --> S
    K -- 放送 --> S
    L -- 各区放送 --> S
    M -- 広報車 --> S
    R -- 森林組合  
その他重要な施設 --> S
  
```

土砂災害警戒情報は、気象庁の作成する降雨予測が、設定された監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が共同で作成し、市町村単位で発表する。

発表基準	発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。
解除基準	解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、あわせて土壌雨量指数の２段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

2 避難基準

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、本章第15節第1「避難基準」のとおり、避難勧告を発令することとしている。

なお、町域を形状、地形等を基に地域を分割したうえで、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれている地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告を発令できるよう、発令範囲のあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

3 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、本節第1「1(6) 甲府地方気象台の伝達経路」による。

また、県は、土砂災害の危険度等をメッシュ単位で分割し地図上に表示した情報（補足情報）をインターネットで公開する。

4 土砂災害警戒情報を受けたときの対応

町は、土砂災害警戒情報を受けたときは、直ちに地域の住民、自主防災会及びその他関係機関へ適切に伝達する。

5 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としない。

第4 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた町長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- (2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、町長は、その状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

2 通報を要する異常現象

(1) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等

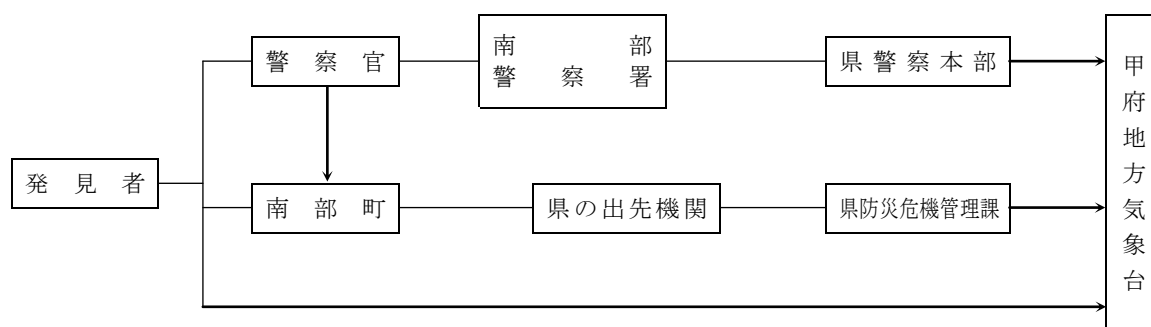
(2) 地震関係

頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等

3 通報手段

加入又は公衆電話等の有線施設によるか、それぞれの施設に設置された無線設備（山梨県防災行政無線等）による。

4 伝達系統



第7節 被害状況等報告計画

迅速かつ適切な災害応急復旧対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

第1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、町は、次により災害情報を迅速かつ確に収集・伝達する。

なお、収集・伝達に当たっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を県の出先機関、消防機関、警察署等と協力し、収集するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

1 各部における被害状況調査

各部は、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、被害状況の調査を行うに当たっては、脱漏、重複等のないよう十分留意するとともに、異なった被害状況の場合はその原因、理由を検討し、再度調査を行う。

担 当		協 力 団 体 名	調 査 事 項
部	調査責任者		
統 括 部	交 通 防 災 課 長		一般被害及び応急対策状況の総括
総 務 部	総 務 課 長	区長会	各区の被害
管 財 部	財 政 課 長		町有財産の被害
福 祉 保 健 部	子育て支援課長		保育所、児童館の被害
	福 祉 保 健 課 長	民生委員、社会福祉施設の管理者	人、社会福祉施設の被害
建 設 産 業 部	産 業 振 興 課 長	農業委員、農協、森林組合、観光協会	農林商工関係被害、観光施設の被害
	建 設 課 長	南部町建設業協会	公共土木施設の被害
水 道 環 境 部	水 道 環 境 課 長	給水装置工事事業者	上水道施設被害
文 教 対 策 部	学 校 教 育 課 長	学校長、公民館長	教育施設、社会教育施設の被害、文化財の被害

2 各地区における被害状況調査

消防団及び自主防災会は連携協力し、地域の被害情報収集並びに被害状況調査を実施する。

これらの被害情報については、自主防災会長が集約のうえ、速やかに町本部へ報告する。

3 郵便局との連携強化

町は、町内郵便局とあらかじめ締結している協定に基づき、郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に情報交換し、町内及び町周辺の被災状況等を把握する。

資 料 編 ○災害発生時における南部町と南部町内郵便局の協力に関する協定書

4 関係機関からの情報収集

町は、消防、警察、峡南地域県民センターなど関係機関と連絡を密にし、情報を収集する。

5 県への応援要請

被害が甚大のため、町において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

6 被害報告についての協力

町防災会議は、その分掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。（災害対策基本法第21条）

また、建物の被害状況を把握する場合、必要に応じて、県土地家屋調査士会に対して、協定に基づき、被害調査の協力を求めるものとする。

資料編 ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

第2 災害情報の取りまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、統括部長が取りまとめ、本部長及び副本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

(1) 報告先

本部長は、統括部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は「火災・災害等即報要領」に定める直接即報基準に該当する場合は、消防庁に直接報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

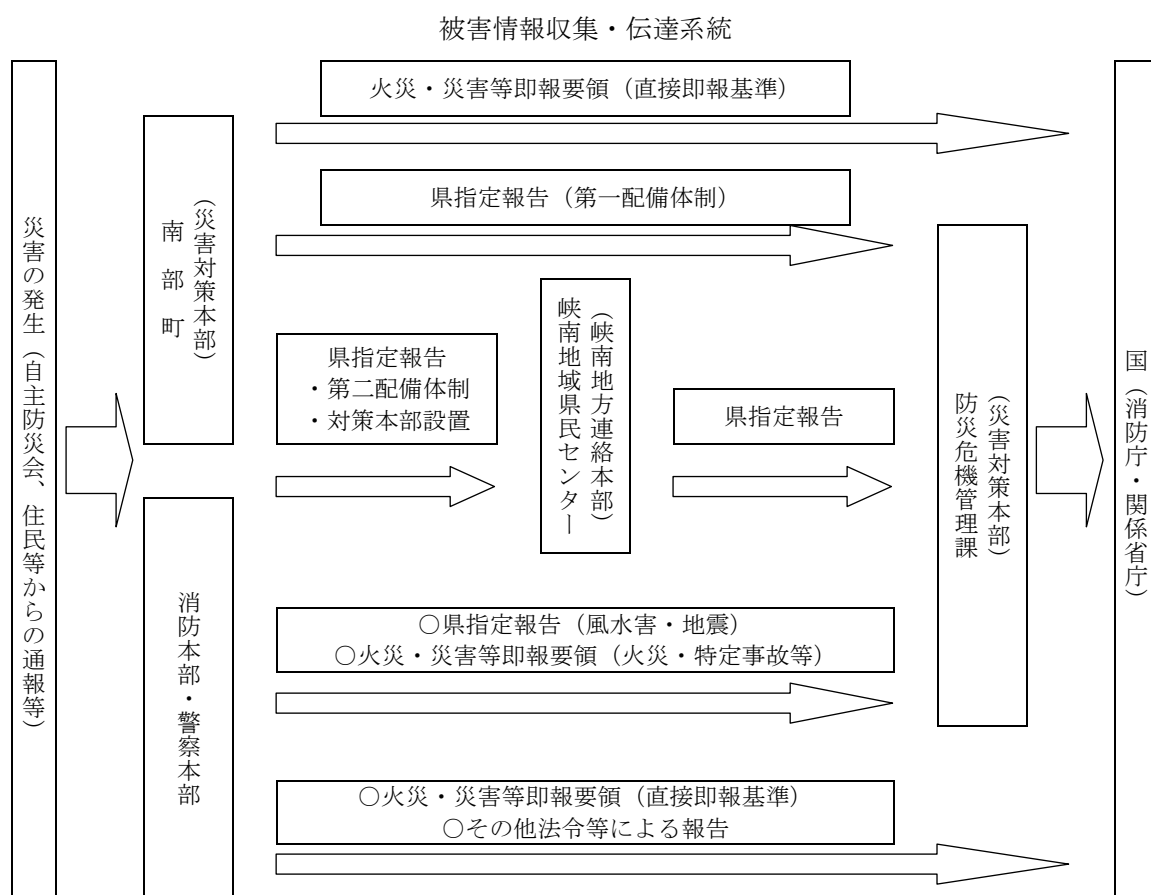
県への被害状況等の報告先

	電話番号	FAX番号
県防災局防災危機管理課	055-223-1432	055-223-1439
峡南地域県民センター	0556-22-8165	0556-22-8135
峡南保健福祉事務所 (峡南保健所)	0556-22-8145	0556-22-8147
峡南林務環境事務所	055-240-4140	055-240-4189
峡南農務事務所	055-240-4135	055-240-4139
峡南建設事務所	055-240-4123	055-240-4134

消防庁への被害状況等の報告先

回線別		区分	平日（8：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク（※）	電 話		048-500-90-43422	048-500-90-49101
	F A X		048-500-90-49033	048-500-90-49036

※ 本庁舎からかける場合は県防災行政無線（衛星系）の「電話機」を使用する。



(2) 報告ルート

ア 第一配備態勢

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総 括 情 報	町 県 警 察 本 部 消 防 本 部	町・県警察本部・消防本部→県（防災危機管理課）→国（消防庁、関係省庁等） 直接即報基準
人、建物	町	町→防災危機管理課→消防庁等
農水産物	町	町→峡南農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	町 峡南農務事務所	町→峡南農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	町 ほか	町→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、 河川砂防、ダム、都市建築、崖崩れ	各 管 理 者	管理者→峡南建設事務所→各主管課→治水課→防災危機管理課 →ダム事務所→
発電施設	各 発 電 施 設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者→防災危機管理課

(臨時火山情報（注意喚起）)

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総 括 情 報	町 県 警 察 本 部 消 防 本 部	町・県警察本部・消防本部→県（防災危機管理課）→国（消防庁、関係省庁等） 直接即報基準
その他情報	町 各 管 理 者 等	町・各管理者等→富士・東部管内出先機関→各主管課→防災危機管理課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者→防災危機管理課

イ 第二配備態勢

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総 括 情 報	町 県 警 察 本 部 消 防 本 部	町→峡南地域県民センター→県（防災危機管理課）→国（消防庁等） 県警察本部・消防本部→防災危機管理課 直接即報基準
人、建物	町	町→峡南保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
病院	各 施 設 管 理 者	施設管理者→峡南保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
社会福祉施設	各 施 設 管 理 者	施設管理者→峡南保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
水道、清掃施設	町	→峡南保健福祉事務所→衛生薬務課→福祉保健総務課→防災危機管理課 町 →峡南林務環境事務所→森林環境総務課→防災危機管理課
農水産物	町	町→峡南農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	町 峡南農務事務所	町→峡南農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	町 峡 南 林 務 環 境 事 務 所	町→峡南林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、 河川砂防、ダム、都市建築、崖崩れ	各 管 理 者	管理者→峡南建設事務所→各主管課→治水課→防災危機管理課 →ダム事務所→
発電施設	各 発 電 施 設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者→防災危機管理課

※各事務所は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に峡南地域県民センターにも報告する。

(臨時火山情報（噴火の可能性）)

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総 括 情 報	町 県 警 察 本 部 消 防 本 部	町→峡南地域県民センター→県（防災危機管理課）→国（消防庁等） 県警察本部・消防本部→防災危機管理課 直接即報基準
その他情報	町 各 管 理 者 等	町・各管理者等→各出先機関→各主管課→防災危機管理課
ライフライン	各 事 業 者	各事業者→防災危機管理課

※各事務所は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に峡南地域県民センターにも報告する。

ウ 第三配備態勢

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
被 害 状 況	県 民 ・ 自 主 防 災 会 事業者・管理者 町	住民等→町災害対策本部→峡南地方連絡本部→県災害対策本部→国（消防庁、関係省庁等）

エ その他の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
商 工 関 係	商 工 会 等	商工会→商工会連合会、商工会議所→産業政策課→防災危機管理課
文 教 施 設	各 管 理 者	町→教育事務所→教・総務課→防災危機管理課 私学管理者→私学文書課→防災危機管理課 県立学校管理者→教・総務課→防災危機管理課
県 有 施 設	各 管 理 者	教育委員会関係各管理者→教・総務課→防災危機管理課 企業局関係各管理者→企・総務課→防災危機管理課 上記以外各管理者→管財課→防災危機管理課

2 消防機関への通報殺到時の措置

- (1) 峡南広域行政組合消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに町本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。
- (2) 町は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

3 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 報告の種類・様式

町は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県に災害報告を行うものとする。

- (1) 県指定に基づく被害報告
 - ア 市町村被害状況票（3-4-2）
 - イ 市町村災害対策本部等設置状況・職員参集状況票（3-4-5）
 - ウ 避難所開設状況一覧表（3-4-6）
- (2) 災害報告取扱要領に基づく被害報告
 - ア 災害報告（第1号様式）
 - イ 災害中間年報（第2号様式）
 - ウ 災害年報（第3号様式）
- (3) 火災・災害等即報要領に基づく被害報告
 - ア 火災等即報（第1号様式、第2号様式）
 - イ 救急、救助事故等報告（第3号様式）
 - ウ 災害即報（第4号様式（その1、2））

資 料 編 ○ 県指定に基づく報告様式
 ○ 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

。「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第4 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

被害程度の判定基準等

1	死	者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2	行方不明	者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者		・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4	住	家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5	棟		建築物の単位で、独立した一つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世帯		生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舍等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舍等を1単位として扱う。
7	被害額		物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	住家全壊 (全焼・全流失)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
9	住家半壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
10	床上浸水		建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの
11	床下浸水		建物の床上に達しない程度の浸水したもの
12	一部破損		建物の損壊が半壊に達しない程度のも。ただし、軽微なものは除く。
13	非住家		住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14	非住家（公共建物）		国、県、市町村、J R、N T T等の管理する建物
15	非住家（その他）		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16	文教施設		学校（各種学校を含む。）全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	病院		医療法に定める病院（20人以上）
18	流失埋没		田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19	冠水		稲付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20	農業用施設		水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21	林業用施設		治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22	農産物		食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23	畜産被害		家畜、畜舎等の被害
24	水産被害		養魚場、漁船等の被害
25	林産物		立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26	商工被害		建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道路		高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道

28	橋	梁	市町村道以上の道路に架設した橋	
29	河	川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。	
30	砂	防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設	
31	下	水	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道	
32	林	道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地	
33	鉄	道	不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清	掃	施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通	信	被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	被	災	世帯	通常的生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	被	災	者	被災世帯の構成員

（注）

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第8節 広報計画

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、総務対策部企画班において行う。ただし、災害の状況に応じて各部及び消防団その他の機関において実施する。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係対策部において積極的に関係機関への通報に努め、事後総務対策部企画班に報告する。

第2 広報の方法

F M告知端末放送、広報車、電話等を通じ、また南部町ホームページへの掲載、SNS等により迅速に広報を行うものとする。また、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。なお、必要に応じて、協定に基づき南部町内郵便局に対して広報活動の支援を要請するものとする。

また、町は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

資料編 ○災害発生時における南部町と南部町内郵便局の協力に関する協定

第3 広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点を置いて広報を行うものとする。

なお、広報を行うに当たっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努める。

また、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等を実施する。特に、聴覚障害者に対しては、町ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障害者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報を検討する。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難の勧告、指示事項
- 3 災害情報及び町の防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 一般住民に対する注意事項
- 7 その他必要な事項

第4 要配慮者への広報

聴覚障害者に対しては、南部町ホームページへの掲載、チラシの配布等、視覚障害者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティ

アの協力による外国語広報、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

第5 災害用伝言ダイヤルの周知

災害発生時には、東日本電信電話(株)が電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、町役場、避難場所等への掲示等により、住民に周知を図るものとする。

また、大規模災害時の専用サービスとして、携帯電話各社が「災害用伝言板サービス」を設置することについても、同様に周知を図る。

第6 住民からの問い合わせへの対応

町は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を町役場・役場分庁舎に開設し、住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

なお、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第9節 災害通信計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法

町は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本町の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

町は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(2) 町防災行政無線

町は、町内各出先機関及び町本部と災害現場等との通信連絡等のため、町防災行政無線を各区長及び消防団各部部长に配備し通信の確保を図る。

(3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

(4) 消防無線

峡南広域行政組合消防本部、中部消防署南分署や南部消防団との連絡手段として消防無線を活用する。

資料編 ○他機関の有する町内無線施設一覧

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

町	↔	県	=	県防災行政無線・N T T回線・衛星携帯電話
町	↔	消防署	=	N T T回線・消防無線・衛星携帯電話
町	↔	警 察	=	N T T回線
町	↔	消防団	=	N T T回線・町防災行政無線
町	↔	自主防災会	=	N T T回線・町防災行政無線・衛星携帯電話・災害時 用公衆電話
消防署	↔	消防団	=	N T T回線

第2 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめ東日本電信電話(株)に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第3 非常通話の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

第4 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定された東日本電信電話(株)に「非常電報」であることを申し出るものとする。

第5 孤立防止用非常無線通信の確保

有線通信が途絶したとき、町役場、町役場分庁舎、学校等に設置した孤立防止用非常無線電話により通信を確保する。孤立防止用非常無線電話は、受話器を上げるだけで東日本電信電話(株)山梨支店と接続される。

第6 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、電力事業を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を利用して通信する。町は、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

町域における他機関の通信施設は、次のとおりである。

- 1 警察無線（南部警察署）
- 2 国土交通省無線（甲府河川国道事務所富士川中流出張所）
- 3 消防無線（中部消防署南分署）
- 4 東日本電信電話(株)無線
- 5 東京電力パワーグリッド(株)無線（東京電力パワーグリッド(株)山梨通信ネットワークセンター）

資料編 ○他機関の有する町内無線施設一覧

第7 非常通信の使用

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、山梨地区非常通信協議会の構成員の協力を得る等し、非常通信を行うものとする。

- 1 非常通信により通信することのできる内容
 - (1) 人命の救助に関するもの
 - (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
 - (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
 - (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
 - (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
 - (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
 - (8) 避難者の救援に関するもの
 - (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
 - (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
 - (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
 - (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの
- 2 非常通信の依頼手続
- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片仮名で書く。
 - (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
 - (3) あて先は、受信人の住所、氏名及び分かれば電話番号をはっきり記載する。
 - (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
 - (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する。
- 3 非常通信の料金
- (1) 東日本電信電話(株)以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
 - (2) 東日本電信電話(株)の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において東日本電信電話(株)の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第8 Lアラート（災害情報共有システム）の活用

町は、以下の場合、Lアラートを活用して住民に情報提供を行うものとする。

- 1 災害警戒本部及び災害対策本部設置状況
災害警戒本部及び災害対策本部を設置又は解散したとき、情報提供を行う。
- 2 避難情報
「避難準備・高齢者等避難開始情報」、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域を発令又は解除したとき、その対象となる地域、世帯、人数の情報提供を行う。
- 3 避難所情報
避難所を開設又は閉鎖したとき、情報提供を行う（ただし、避難者数は除く。）。
- 4 その他の情報
1～3以外で、緊急に住民に周知すべき情報があるとき、必要に応じて、情報提供を行う。

第9 放送の要請

町長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、原則として別記様式により県を通じて放送局に要請を行うが、緊急時で県を通じるいとまがない場合には、町長が直接放送の要請を行うものとする。

町は、災害時に円滑な実施を図るため、平常時からこれらの関係機関と十分協議をしておくものとする。

放送局名	協定締結 年 月 日	電話番号及び県防災行政無線番号		申込窓口
N H K（甲府放送局）	S 58. 7. 1	(055) 255-2113	9-220-1-058	放送部
山 梨 放 送	S 58. 7. 1	昼 (055) 231-3232 夜 (055) 231-3250 (090-1555-8222)	9-220-1-066	放送本部
テ レ ビ 山 梨	S 58. 7. 1	昼 (055) 232-1114 夜 080-3126-4455	9-220-1-067	放送部
エ フ エ ム 富 士	H 2. 2. 28	(055) 228-6969	9-220-1-068	—

第10 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

町もホームページを開設しているので、災害時には災害情報等の掲載について検討するものとする。

- 1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報
- 2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

山梨県庁URL⇒<http://www.pref.yamanashi.jp/>

南部町役場URL⇒<http://www.town.nanbu.yamanashi.jp/>

第11 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は町の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、町内アマチュア無線局に対して急使を派遣し、情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

なお、平時から訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

第12 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

別記様式

放 送 要 請 に つ い て （ 放 送 局 あ て ）			
殿 年 月 日 南 部 町 長 災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。 1 要 請 先 NHK・YBS・UTY・FM富士 2 緊急警報信号の要否 要・否 3 要 請 理 由 (1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため (2) 災害時の混乱を防止するため (3) (市町村) から要請があったため (4) 4 放送希望日時 (1) 直 ち に (2) 月 日 時 分 5 放 送 事 項 (1) 別紙のとおり			
受 信 者		発 信 者	

第10節 雪害対策

雪害が発生した場合、又は、発生のおそれがある場合、町は、県及び関係機関と連携し、被害拡大防止と被災者の救助救護に努める必要がある。このため、町は、雪害の規模や程度、拡大の可能性等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、雪害応急対策を実施する。

第1 雪害対策体制の確立

1 職員の配備体制

町は、降雪の状況に応じて「第2節 職員配備計画」に基づき、必要な職員を参集する。職員の参集に当たっては、災害の状況に応じて、参集場所を柔軟に対応するものとする。また、職員は災害応急対応に注力するものとするが、併せて、自らの身の安全の確保にも努めるものとする。

2 災害対策本部の設置

町は、降雪により災害応急対策が必要と判断したときは、「第1節 応急活動体制」に基づき、災害対策本部を設置する。

3 関係機関との情報連絡

町は、県や国その他道路管理者、ライフライン施設管理者等と被災状況や除雪状況、交通状況等の情報連絡に努める。

また、町は、南部分庁舎や万沢支所において、近隣の被災状況や除雪状況、交通状況等を把握したときは、交通防災課（災害対策本部）に報告し、情報の共有を図るものとする。

第2 幹線道路の確保

町は、町道の無雪化を目指し、除雪作業を行う。除雪対象の選定に当たっては、国道及び県道と接続する幹線道路を優先するものとする。

第3 除雪作業の開始時間

町は、次のいずれかに掲げる状況に該当する場合に除雪作業を開始する。

なお、これらの状況の把握に当たっては、自主防災会やボランティア等との連携により情報連絡を密にし、住民ニーズに即した対策の推進を図るものとする。

- 1 風等により吹溜りが生じ、車両の通行が不可能又は、困難になったとき。
- 2 積雪多量で車両の通行に多大の支障を生じたとき。

第4 堆積雪の排除

- 1 機械除雪等により、道路両端に排除した堆積雪の搬出は、原則として幹線道路の交差点等で障害になる所を、道路管理者において排除し、それ以外の所は地域の自主防災会や住民の協力を得て行うものとする。なお、地域の協力を得る場合には、あらかじめ、広報や防災行政無線等によって協力を呼びかけるものとする。

- 2 前記1の場合において、小河川等への雪捨ては、^{いっすい}溢水のおそれがある。

なお、事前に指定する排雪場所は、以下のとおり。

排雪場所	管理者	電話番号
富士川右岸 南部町南部地先 (戸栗川合流点上流)	甲府河川国道事務所富士川中流出張所	0556-64-2310
富士川左岸 南部町内船地先 (南部橋下流)	甲府河川国道事務所富士川中流出張所	0556-64-2310
本郷河川公園	身延河川砂防管理課	0556-62-9065
矢島河川公園	身延河川砂防管理課	0556-62-9065

3 雪下ろしによる除雪・排雪は、交通確保上重要な問題となるので、国、県、町道の特に沿道住民に対し、広報や防災行政無線等により道路への雪捨てはしないよう周知及び指導又は協力を求める。

4 集落道路、細街路等の除雪は、地域の自主防災会や住民の協力のもとに実施する。その際、自力での外出や活動が困難又は医療・介護等の支援の必要性が高い住宅に通じる道路の除雪を優先的に行うものとする。

第5 雪崩、融雪対策

地形並びに気象情報等に基づき、雪崩等の発生が予想される場合には、当該区域に対する消防団等による巡視を強化し、関係者に必要な注意等を行うとともに町及び防災関係機関は相互に連絡をとりながら防止対策を図る。

第6 農作物対策

農作物を雪害から守るため、次の指導を行う。

- 1 計画的に果樹棚や樹冠上の雪を払い落とすようにする。
- 2 雪の中に埋もれた枝は、雪が固まらないうちに掘りおこす。
- 3 ハウス栽培では、降雪時に暖房機を稼働するとともに、連棟型では、連結部の排雪に努める。倒壊するおそれがある場合は、ビニールを切り裂く。
- 4 ビニールハウスは外側の雪掘りを行う。このときは、両側を均等に取り除くようにする。

第7 屋根の雪降ろしの指導

積雪による建築物の倒壊を防止するために、屋根の雪降ろしをするよう住民に呼びかける。また、建築物の構造、雪の状態等によっては早めの雪降ろしを実施し、雪降ろしの際は、次の事項に注意するよう指導するものとする。

- 1 雪降ろしの際は、必ず命綱をつける。
- 2 非常口、避難通路等を確保する。
- 3 プロパンガスのホース等に注意する。
- 4 電線、電話線等に注意する。

第8 活動時の留意事項等

- 1 豪雪により道路交通が遮断されたときは、必要に応じて県に消防防災ヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、使用するヘリポートを指定し、使用が可能な状態の整備に努める。
- 2 帰宅困難者が発生した場合は、必要に応じて最寄りの指定避難所、公共施設等に誘導する。避難先の選定に当たっては、防寒対策の有無について確認し、決定する。

第9 広報活動

町は、災害予防計画における広報活動のうち、雪害時においても必要な事項については、繰り返し広報を実施して、住民に対する注意喚起等を行う。さらに、雪の影響による重大事故等が発生したときは、迅速かつ的確な広報を実施し、再発防止に努める。

第11節 消防対策

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

1 峡南広域行政組合消防本部中部消防署

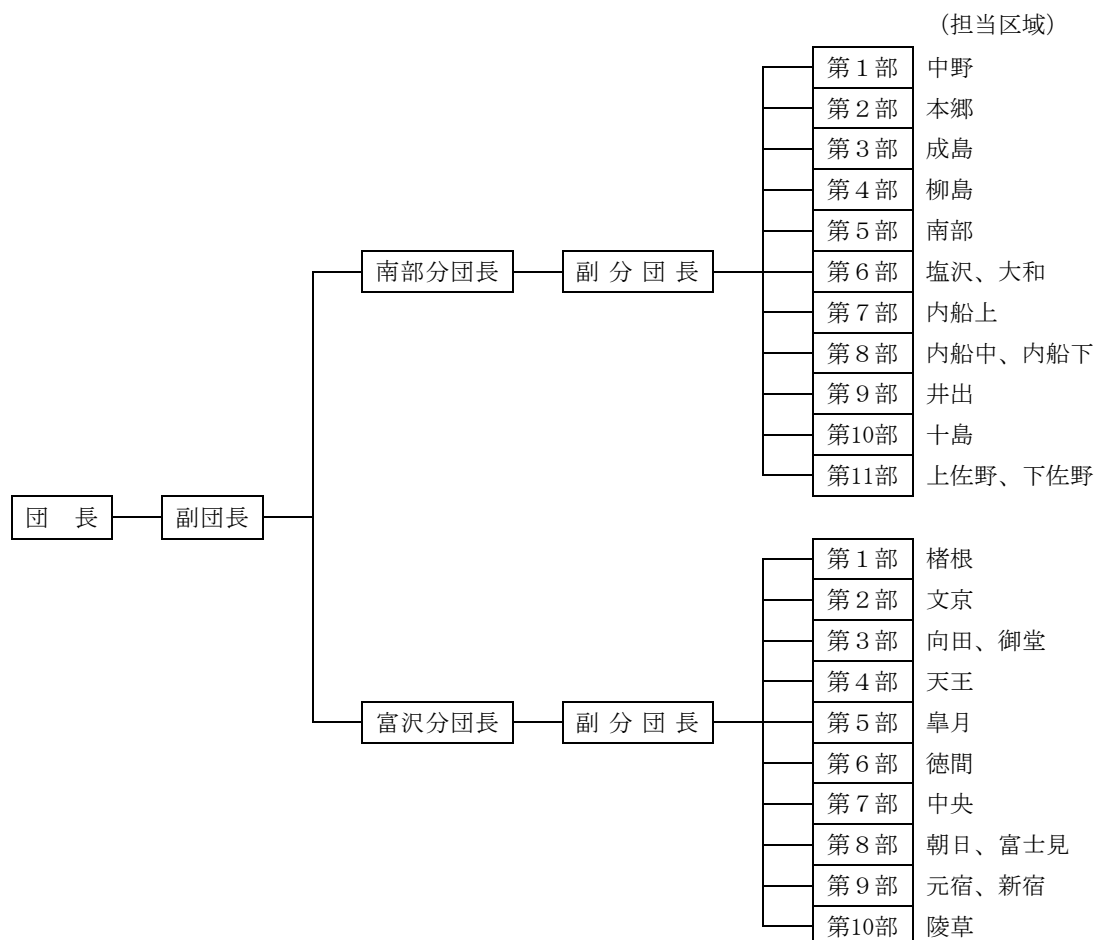
西八代郡の1町と南巨摩郡の4町（平成30年4月1日現在）で組織する峡南広域行政組合消防本部による常備消防として中部消防署南分署が設置されており、火災発生の未然防止、発生時の早期鎮圧並びに救急救助等の業務を行っている。

2 南部町消防団

平成15年3月1日の南部町、富沢町の市町村合併による新町発足に伴い、旧町それぞれの消防団を合併し、南部町消防団が発足した。

本町の消防団は、現在本部の他2分団21部で編成されている。

今後は団員個々の実働能力、年齢等を勘案し、編成を行っていくとともに、教育訓練の充実・強化をなお一層推進していく必要がある。



第2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、峡南広域行政組合消防本部消防計画の定めるところによる。

第3 消防団員の招集

1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から分団長、各部長を通じてN T T回線、防災行政無線及び消防無線で伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出勤しなければならない。

2 招集集結場所

団員は、各部詰所に集結すること。

第4 火災防ぎょ計画

1 火災警報発表時の計画

火災警報発表時における火災の事象は一般の防ぎょ計画では万全を期し得られないので、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して、一般防ぎょ計画を基礎としていかなる火災の事象にも応じられるよう、次の事項に留意して計画を樹立するものとする。

(1) 消防団

消防ポンプ車の運用について、最少出動要員を消防詰所等に待機させ出動の迅速を図る。

2 近隣市町との相互応援等

火災等の災害発生時に、町の消防力だけでは対処できないと判断した場合には、近隣市町等とあらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき応援を要請し、被害の最小限度への防止に努めるものとする。

本町の消防相互応援協定の締結状況は次のとおりである。

協 定 名	協 定 締 結 機 関	内 容
南部町、身延町消防相互応援協定	南部町、身延町	・火災防ぎょのための応援隊の派遣 ・その他の災害防除のための応援隊の派遣
峡南広域消防相互応援協定書	三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鰍沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町	・普通応援 ・特別応援（協定市町への応援）
静岡県富士宮市・芝川町・富士宮市芝川町消防組合と山梨県富沢町・南部町・下部町・峡南広域行政組合消防本部との消防相互応援協定	（静岡）富士宮市、芝川町、富士宮芝川町消防組合 （山梨）富沢町、南部町、下部町、峡南広域行政組合消防本部	・普通応援 ・特別応援（協定市町への応援）

静岡県清水市・山梨県富沢町消防相互応援協定書	清水市、南部町	・災害が発生し、首長から要請があったとき。 ・幹線道路の通行不能箇所が生じ、災害発生箇所に所管の消防隊の到着が遅れ、首長から要請があったとき。
静岡県静岡市、山梨県富沢町、同南部町、同身延町、同早川町、同峡南広域行政組合消防相互応援協定書	（静岡）静岡市 （山梨）富沢町、南部町、身延町、早川町、峡南広域行政組合消防本部	・普通応援 ・特別応援（協定市町への応援）

注 協定締結機関名は、協定締結時現在

資料編 ○静岡県富士宮市・芝川町・富士宮市芝川町消防組合と山梨県富沢町・南部町・下部町・峡南広域行政組合消防本部との消防相互応援協定 ○静岡県静岡市、山梨県富沢町、同南部町、同身延町、同早川町、同峡南広域行政組合消防相互応援協定書 ○峡南広域消防相互応援協定書 ○南部町、身延町消防相互応援協定 ○静岡県清水市・山梨県富沢町消防相互応援協定書

3 災害防ぎょに関する措置

- (1) 消防組織法第24条の2による非常事態発生の場合、知事から町長に必要な指示があったときは、防ぎょ措置の早期確立を期するものとする。
- (2) 大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、近隣市町の消防機関が町を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておくものとする。

4 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、協定市町に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を樹立するものとする。

- (1) 応援部隊の集結場所の指定
 - ア 応援部隊の集結場所を指定する。
 - イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。
- (2) 応援部隊の水利の誘導
 - ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。
 - イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

5 危険区域の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域を危険区域とし、次の事項に留意し、小地域に区画し、計画を樹立する。

- (1) 危険区域の設定要件は、次のとおりであって、この危険区域設定とともに、部隊の運用について計画を樹立しておくものとする。
 - ア 道路地形及び水利の状況
 - イ 公園、空地、路面の有無
 - ウ 建築物の粗密及びその構造の種別
 - エ 爆発、引火物件その他、危険物取扱場所の有無

(2) 防ぎょ計画の設定要件

ア 出動部隊数

イ 消防署所又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分

ウ 各部隊の到着順ごとの水利統制

エ 各部隊の進入担当方面

オ 使用放水口数及び所要ホース数

カ 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在

キ 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

6 特殊建物の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等が滞在する建物であるから、特殊な防ぎょ計画を樹立するものとする。

なお、防ぎょ計画設定要件は、上記「危険区域の防ぎょ計画」の設定要件に準じ、防ぎょ上必要と認められる最小限度の消防車及び人員を予定しておくものとする。

7 消防水利の統制計画

各地区ごとに、水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水压等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を、次により樹立する。

(1) 平常時の統制計画

(2) 減水時の統制計画

(3) 断水時の統制計画

8 飛火警戒計画

飛火によって、第二次及び第三次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して樹立する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに地元自衛消防隊等の統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができるよう計画を樹立するものとする。

(1) 飛火防ぎょ部隊の編成

ア 飛火警戒隊（編成は所定防ぎょ部隊以外の予備部隊、このほか風下方面の自衛消防隊等）

飛火警戒隊は、飛火によって第二次、第三次の火災が発生したとき出動防ぎよする。

イ 飛火巡ら隊（消防団若しくは自衛消防隊等）

飛火巡ら隊は、飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する。

(2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛消防隊等と飛火警戒に当たる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒に当たる。

(3) 飛火警戒の要領

- ア 飛火警戒隊のうち1名を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。
- イ 自衛消防隊等には、小型ポンプ、消火器、バケツ、火たたき等携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

9 防ぎょ線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎょ手段により難しい場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して樹立するものとする。

(1) 防ぎょ線の種別

- ア 大防ぎょ線……大火災を防止する延焼阻止線
- イ 中小防ぎょ線……火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防ぎょ線の設定要件

次の事項に留意して定める。

- ア 地形、水利状況
- イ 道路、公園、空地の有無
- ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無
- エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配置

防ぎょ線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。

- ア 所要部隊の配置と担当方面の指定
- イ 応援部隊の集結場所の所定
- ウ 各隊のとるべき水利と誘導方法の指定
- エ 各隊のホースの延長数、進入部署

（地域内の防ぎょ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎょ線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。）

第5 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

町長又は峡南広域行政組合消防本部消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプター若しくは自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。これらの応援要請方法については、本章第3節「消防防災ヘリコプターの出場要請計画」、第5節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるとおりである。

2 林野火災防ぎょ計画の樹立等

町長又は消防長は、林野火災防ぎょに当たって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機적連携を保つ林野火災防ぎょ計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）
- (2) 出動順路及び防ぎょ担当区域

- (3) 携行する消防資機材
 - (4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
 - (5) 隊員の安全確保
 - ア 気象状況の急変による事故防止
 - イ 落石、転落等による事故防止
 - ウ 進入、退路の明確化
 - エ 隊及び隊員相互の連携
 - オ 地理精通者の確保
 - カ 隊員の服装
 - (6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
 - (7) 防火線の設定
 - (8) 防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
 - (9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保
 - (10) 消火薬剤及び資機材等の確保
 - (11) 救急救護対策
 - (12) 食料、飲料水、資機材及び救急資材の運搬補給
 - (13) 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法
- 3 資機材整備計画
- 本町が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、第2章第4節「消防予防計画」に定めるとおりであるが、町は林野火災を想定した資機材、水利等の整備に努めるものとする。

第12節 緊急輸送対策

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

町長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、町が対処できないときは、他市町村若しくは県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車による輸送
- 2 機関車及び列車による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人力による輸送

第3 輸送力の確保

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 町保有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業車両（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 町有車両

災害時における町有自動車の集中管理及び配備は、管財部財政班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは管財部財政班に依頼するものとする。

財政班は、稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うに当たっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第13節「交通対策」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各部からの要請により、町有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、管財部財政班は総務対策部総務班と連携して、直ちに町内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

なお、各自主防災会及び事業所における輸送手段、車両等の確保あるいは調整は、自主防

災会会長又は事業主が実施するものとする。

ウ 協力要請

町内で自動車の確保が困難な場合には、応援協定に基づき、締結市町村に必要な数の車両の提供を要請するほか、必要により（一社）山梨県トラック協会等に協力を要請し、あるいは他市町村又は県に調達斡旋を要請する。

資料編 ◦ 庁用車両一覧
 ◦ 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定
 ◦ 災害時における相互応援に関する協定書

2 機関車及び列車による輸送

自動車の使用が不可能な場合、又は機関車又は列車によることが適当な場合は、機関車又は列車により輸送を行う。

なお、JRにより輸送する場合は、「JR運賃割引の適用基準」を参考とする。

3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第3節「消防防災ヘリコプターの出場要請計画」、第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

4 人夫等による輸送

前各号による輸送が不可能な場合は、人夫等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本章第29節「第8 労働力確保対策」の定めるところによる。

5 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。また、県が開設する広域物資輸送拠点を把握し、連携体制を構築するものとする。

第4 緊急輸送道路の確保

1 基本方針

- (1) 道路管理者は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限して、緊急輸送道路を確保する。
- (2) 緊急輸送道路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。
- (3) 被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認めるときは、被災地周辺の都道府県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。
- (4) 道路管理者は、災害が発生した場合には災害対策基本法第76条の6の規定により、道路における車両の通行が停止し、または著しく停滞し車両その他の物件が緊急通行車両の通行の

妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が出る恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることができる。

- (5) 道路管理者は、県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、速やかに必要な措置をとるものとする。

2 県による緊急輸送道路の指定

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

町域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

区 分	道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
第1次緊急輸送道路	高速自動車国道	—	中部横断自動車道	県内全線	25.0
	一般国道(指定区間)	52	国道52号	国道20号交点(甲斐市)～国道411号交点(甲府市) 静岡県境～国道52号(甲西道路)交点(富士川町)	60.8
第2次緊急輸送道路	一般国道(指定外)	469	国道469号	県内全線	2.6
	主要地方道	10	富士川身延線	県内全線 国道469号重用区間0.5km：国道52号交点(南部町)～国道469号交点(南部町)	22.0
	一般県道	803	内船停車場線	全線 富士川身延線重用区間0.7km：富士川身延線内船駅前(南部町)～富士川身延線南部橋東三差路(南部町)	1.6
		809	釜の口塩沢線	国道52号交点(南部町)～峡南・身延管理課防災備蓄倉庫(南部町)	1.4

3 緊急輸送道路確保のための措置

(1) 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

(2) 放置車両の撤去等

緊急輸送道路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

なお、町が管理する道路において、以下に掲げる場合には、町は、その状況に応じて車両移動の措置をとるものとする。

- ・車両の移動を命ぜられた運転者が当該措置をとらない場合
- ・車両の運転者が現場にいないために移動等の命令ができない場合
- ・町が、道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合

(3) 運転者等に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 信号機用電源付加装置の設置

緊急通行車両の円滑な進行を確保するため、緊急輸送道路の主要交差点の信号機に停電用発電機を設置し、交混防止を図る。

(5) 障害物の撤去

緊急輸送道路の障害物の撤去については、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

第13節 交通対策

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

- (1) 町長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合には、建設産業部建設班は、道路の被害状況を調査する。

- (2) 建設産業部建設班は、消防団や自主防災会から各地区の道路被害の状況を収集し、被害状況の把握に努める。
- (3) 建設産業部建設班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに町本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。
- (4) 町本部は、建設産業部建設班から報告された情報を南部警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、速やかに道路の、障害物等の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては南部警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制対策

1 異常気象時における道路通行規制

町域において異常気象時に規制を受ける道路の通行規制区間及び危険内容等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○異常気象時における道路通行規制区間及び基準

2 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 町 事 長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警	公 安 委 員 会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条第1項
	南部警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
察	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

3 交通規制の実施

(1) 警察の交通規制

南部警察署は、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送道路の確保に重点を置いた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

(2) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損、施設構造の保全、交通の危険を防止する等、必要があると認めたときは、通行を規制する。

4 交通規制の標示

(1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。

(2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行う。

5 交通規制の措置

(1) 道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

ア 規制の対象

イ 規制する区域又は区間

ウ 規制する期間

(2) 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知する。

また、道路管理者が行ったときは、地域を管轄する警察署長に通知する。

道路管理者	予 定 指 定 区 間
国	20号 上野原市井戸尻から北杜市白州町山口（国界橋北詰） 52号 南部町万沢（甲駿橋北詰）から甲府市丸の内2—31—8 138号 富士吉田市上吉田字上町から山中湖村平野向切詰（県境） 139号 富士河口湖町富士ヶ嶺（県境）から大月市大月町2丁目（20号分岐点） （富士吉田市上吉田字上町、富士吉田市下吉田字新田を除く。）
日本道路公団	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道山梨県全線
県	上記以外の国道、県道及び林道
市町村	市町村道

6 道路標識の設置基準

（1）道路標識を設ける位置

標識の種別	位 置
通行の禁止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
迂回路線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

（2）道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

7 警察官等の措置命令等

警察官、自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、通行禁止区域等において次の措置をとることができる。

（1）警察官の措置命令等

ア 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車等の移動を命ずるものとする。

イ 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

（2）自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

（3）消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

第3 交通情報及び広報活動

町は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

また、インターネットにより情報提供を行う。

第4 災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、以下のとおりとする。

（山梨県道路公社の場合）

通行車両の責任者が作成した右の表示を添付（通行車両の責任者が作成して貼付する。）した車両を無料とする。

（中日本高速道路(株)八王子支社の場合）

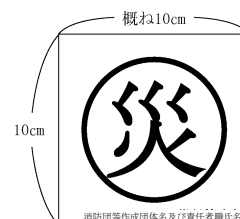
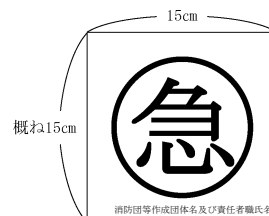
- （1） 山梨県は、中日本高速道路(株)八王子支社に速やかに災害派遣等従事車両の取扱いについて協議を行う。
- （2） 中日本高速道路(株)災害派遣従事車両の取扱いの回答に基づき、山梨県の災害派遣命令者は「災害派遣等従事車両証明書」の発行を行う。
- （3） 災害派遣等従事車両証明書を携帯する車両は、入り口では通行券を受け取り、料金を支払う料金所ごとに一時停止した後に証明書を提出し、料金を徴収しない車両としての取扱いを受けるものとする。ただし、証明書の紛失その他特別の事情により証明書の不携帯が生じた場合は、料金所において一時停止したうえで、その旨を申し出るものとする。この場合①通行区間（道路名、流出・流入IC）、②車両番号、③通行車の所属機関、氏名等を料金所係員に申し出、証明書を後日料金所に提出するものとする。

2 災害復旧等の出動の取扱い

- （1） 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、峡南地域県民センター、峡南建設事務所、町、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。
- （2） 申し出を受けた関係機関は、次の内容を下記有料道路管理者に速やかに通報する。

- ア 通行予定時刻
- イ 目的
- ウ 行先
- エ 車両数
- オ 通行区間
- カ 代表者氏名

通 報 先	電 話 番 号
山梨県道路公社 道路管理課	055-226-3835



- （3） 通行する当該車両は、通行車両の責任者（管財部財政班）が作成した右の表示を貼付する。（通行車両の責任者が作成して貼付する。）

- (4) 中日本高速道路(株)八王子支社が管理する道路の場合は、「1 緊急出動の取扱い」と同様とする。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
- ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第6 緊急通行車両の確認申請

1 緊急交通路の通行を認める車両の分類

- (1) 緊急通行車両（災害対策基本法施行令第32条の2）

緊急自動車、災害応急対策に使用される車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

※ 第一局面＝大規模災害発生直後

- (2) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意志決定により通行を認めるもの（アの車両を除く。）。

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

ア 自動車番号標（ナンバープレート）により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は要しない。）

（ア） 自衛隊車両等（＝災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両）

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として取り扱う。

（イ） 大型貨物自動車、事業用自動車等

◆ 第二局面において緊急交通路の交通容量に余裕がみられる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等を一律に除外するなど、規制除外車両の範囲の拡大を図る。

※ 第二局面＝交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面

イ ア以外の車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は必要）

（ア） 規制除外の事前届対象となる車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

○医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

○医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

○患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

○建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（イ） 規制除外の事前届対象とならない車両

◆ 第二局面において、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から除外する車両

○燃料を輸送する車両（タンクローリー）

○路線バス・高速バス

○霊柩車

○一定の物資を輸送する大型貨物自動車

※ 搬送する物資の例

・医薬品、医療機器、医療用資材等

・食料品、日用品等の消費財

・建築用資材

・金融機関の現金

・家畜の飼料

・新聞、新聞用ロール紙

2 緊急通行車両の確認

（1） 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、南部警察署及び交通検問所等において実施する。

（2） 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証の交付を行って

る。本町においても庁用自動車については資料編に掲載のとおり事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けている。

資料編　。庁用車両一覧

(3) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの
- オ 施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
- ク 緊急輸送の確保に従事するもの
- ケ その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に従事するもの

(4) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

イ 標章及び証明書の交付

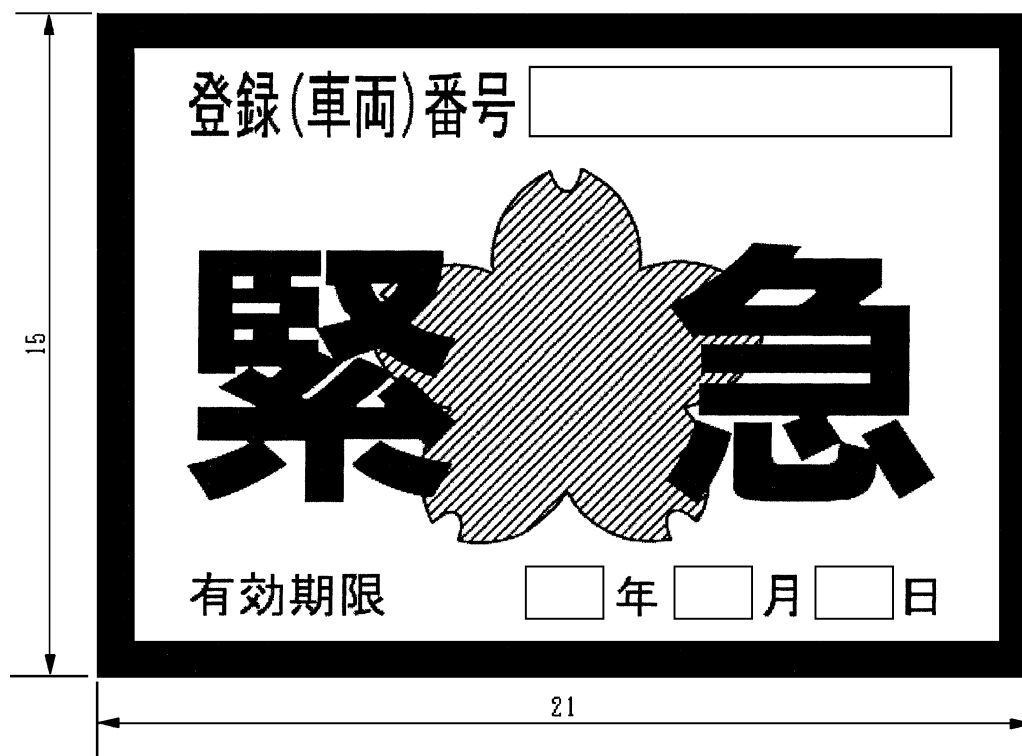
前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式）が交付される。

ウ 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

別図

緊急通行車両の標章



備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 規制除外車両の確認

(1) 規制除外車両の確認手続

公安委員会の行う規制除外車両の確認手続は、警察本部交通規制課、警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。

(2) 規制除外車両の事前届出

県公安委員会（警察本部交通規制課経由）においては、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、規制除外車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本町においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

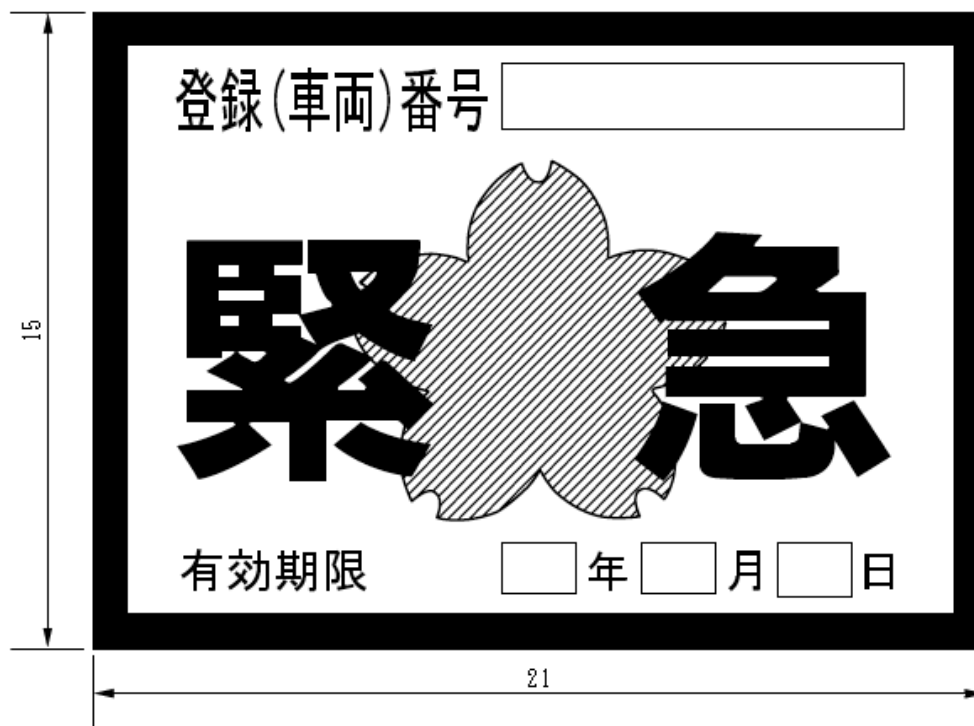
(3) 規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両の確認

規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のため必要な審査は省略する。

規制除外車両の確認に係る標章

別図

規制除外車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日	
規制除外車両確認証明書			
山梨県公安委員会 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時		年 月 日 時 から 年 月 日 時 から	
通行経路	出発地		目的地
備 考		取扱者 署（隊） 階級 指名 印	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第7 広域避難者への道路交通の確保支援

町外で大規模災害等が発生した場合、本町内の道路を経由して他地域へ避難する避難者が発生することが想定される。

このような事態を覚知した場合、町は、避難者の通行が予想される道路沿道の住民を中心に、外出を控えることを呼びかけ、避難者が速やかに目的地に到達できるよう支援する。

第14節 災害救助法による救助

災害が発生した際に、一定規模以上の災害の救助活動については、速やかに災害救助法の適用を受け、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 町における災害救助事務

町における災害救助事務の一般的な手順は次のとおりである。

なお、災害救助事務を行うに当たり使用する各種様式は、資料編掲載の「各種救助に係る様式」及び「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式によるものとする。

段階	実施要項	内 容	担 当 部 班
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設備準備 2 管理運営マニュアル作成	統括部交通防災班
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合せ	統括部交通防災班
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	統括部交通防災班
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班を設け、調査責任者を置く。 2 町内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	統括部交通防災班
災害発生直後	被害の状況把握	1 現地の情報収集責任者からの報告 2 町役場の地区担当責任者の出動、調査班による調査「被災世帯調査原票」（様式4）の作成 ① 被害の程度（人的、物的） ② 家族の状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助被災世帯の集計 ・ 「世帯別被害調査表」（様式2）の作成 ・ 「地区別被害状況調査表」（様式1）の作成	統括部交通防災班
	被害状況報告（発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき】 ○ 被害状況即報（第4号様式（その1）） 町 → 防災危機管理課 ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1）、「世帯別被害調査表」（様式2） 町→峡南地域県民センター→防災危機管理課 【災害対策本部が設置されているとき】 ○ 被害状況即報（第4号様式（その1）） 町→峡南地方連絡本部→県災害対策本部（峡南地域県民センター） ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1）「世帯別被害調査表」（様式2） 町→峡南地域県民センター→防災危機管理課 ※災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに県災害対策本部及び防災危機管理課へ報告	統括部交通防災班

災害救助法適用後へ第一段階	災害救助法の適用要請		町→峡南地域県民センター→防災危機管理課	統括部交通防災班
	避難所の開設		1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	福祉保健部福祉保健班
	被災者の救出		1 救出のための要員（消防団員）の動員 2 機械、器具の借り上げ	統括部消防班 管財部財政班
	炊き出しその他による食品の給与		1 食料の応急調達 2 炊き出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握	管財部財政班
	飲料水の供給		1 給水車の確保 2 機械、器具の借り上げ	水道環境部水道環境班
	医療・助産	救護班の派遣要請等	県医療救護対策本部（医務課、保健所）への医療救護班の派遣要請等	福祉保健部福祉保健班
		救護班によらない医療の実施	1 南巨摩郡医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	福祉保健部医療センター班
	死体の搜索		1 機械、器具の借り上げ 2 自衛隊等への協力要請	管財部財政班 統括部消防班
	死体の処理		死体安置所の確保、処理の実施	住民相談部住民班
	埋葬		1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨壺代支給	住民相談部住民班
災害救助法適用後へ第二段階	応急救助実施状況報告		救助日報に基づき毎日報告	統括部交通防災班
	被服寝具その他生活必需品の給与		物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	統括部交通防災班 管財部財政班
	学用品の給与		物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	文教対策部学校教育班
	障害物の除去		1 対象世帯の選定 2 実施計画	建設産業部建設班
	義援金受付開始		受付窓口の設置等	管財部財政班
災害救助法適用後	中間報告		1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告	統括部交通防災班
	要配慮者等の状況報告		被保護移行見込世帯の状況	福祉保健部福祉保健班
	応急仮設住宅の設置		必要戸数の決定 → 敷地の確保 → 工事施行	建設産業部建設班
	住宅の応急修理		対象世帯選定 → 実施計画 → 大工左官等雇上	建設産業部建設班
	救助の特別基準の申請		特別基準の必要なものは、救助期間内に要請	統括部交通防災班

第三段階	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	福祉保健部福祉保健班
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	福祉保健部福祉保健班
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	福祉保健部福祉保健班
	確定報告	文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告	統括部交通防災班

資料編 ○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式
○各種救助に係る様式

第2 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本町における適用基準はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

- (1) 本町の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人	口	被害世帯数
5,000人以上15,000人未満		40世帯

- (2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本町の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人	口	被害世帯数
5,000人以上15,000人未満		20世帯

- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 町の被害が(1)、(2)又は(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

2 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- ① 全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ② 半壊（又は半焼）住家2世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ③ 床上浸水及び土砂の堆積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

第3 災害救助法の適用手続

- 災害に際し、町域における災害が前記「第2 災害救助法の適用基準等」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。
- 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受

なければならない。

第4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行い、町長は知事が行う救助を補助するものとする。

ただし、知事は、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。この場合、知事は町長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を町長に通知する。

第5 災害救助法による救助

1 避難

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得がたいときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、町で処理が困難なときは、隣接市町へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

1人1日当たり320円以内

(6) 対象経費

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。

なお、福祉避難所については、

ア おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費

イ 高齢者、障害者等に配慮した簡易トイレ等の器物の費用

ウ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗機材費

などを加算できる。

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の設置方法

(ア) (一社) プレハブ建築協会及び(一社) 全国木造建設事務協会との協定により必要資材及び数量を確保する。

(イ) 敷地は、町長が協力して選定する。

(ウ) 設置は、直営、請負又はリースとする。

ウ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着工期限	備 考
1戸当たり平均29.7㎡ (地域の実情、世帯構成等に応じて設定)	1戸当たり 5,610,000円以内	災害発生の日から 20日以内	費用は、原材料費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費

エ 供与期間

建設工事が完了してから最長2年とする。

ただし、「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能。

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者

(ア) 住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしても応急修理ができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 応急修理の規模及び期間

費 用	応急修理の期間	修 理 の 規 模	備 考
1戸当たり 平均584,000円以内	災害発生の日から 1か月以内	居室、炊事場、便所等必要 欠くことのできない場所	費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費

(3) 民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を行う。

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア) 住宅が全壊、全焼または流出した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 供与機関

2か年以内とする。

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

ア 避難所に収容された者

イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者

ウ その他滞留者等給付を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,140円以内（主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗機材費、雑費）

4 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

- ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	壊焼失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
		冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
半壊 半焼 床上浸水	壊焼	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
		冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500

注：夏期（4月～9月） 冬期（10月～3月）

5 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容 ・看護

(4) 費用の限度額

救 護 班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病 院 又 は 診 療 所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

6 助産

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

・分娩の介助 ・分娩前後の処置 ・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費

イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

7 救出

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生日から3日以内

8 障害物の除去

(1) 対象

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。

ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。

エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実 施 期 間	費用の限度額	備 考
災 害 発 生 の 日 か ら 10 日 以 内	町内において障害物の除去を行った 1世帯当たり135,400円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具 の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

9 死体の搜索

(1) 搜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索期間 災害発生日から10日以内

(3) 費用 搜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

10 死体の処理

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

(3) 処理期間

災害発生の日から10日以内

(4) 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,400円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,300円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

11 死体の埋葬

(1) 死体の埋葬を行うとき

ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備 考
1体当たり211,300円以内	1体当たり168,900円以内	棺、骨壺、火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含む。

12 学用品の給与

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1か月以内	小学校児童及び中学校生徒 教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材実費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材実費
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 4,400円以内 中学校生徒 1人当たり 4,700円以内 高等学校等生徒 1人当たり 5,100円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	

第15節 避難対策

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難誘導体制の整備

1 避難基準の設定

町は、県から必要な助言を受け、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定する。また、必要に応じ見直す。

2 「避難準備・高齢者等避難開始情報」発令体制の確立

町は、気象警報（特別警報含む。）、降水量、河川水位その他情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、危険予想地域の住民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる「避難準備・高齢者等避難開始情報」を発令する体制の確立に努める。

< 3 類型の避難情報 >

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難 開始情報	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ○その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ○特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ○指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※ ¹ への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※ ² を行う。
避難指示 (緊急)	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○土砂災害の危険地域等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ○指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※ ¹ への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※ ² を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

3 避難基準

河川の氾濫による水害や大雨による土砂災害による避難基準を次表のとおり定める。

避難情報	河川の氾濫による水害	大雨による土砂災害
避難準備・高齢者等避難開始情報	○以下の河川水位が「氾濫注意水位」に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・富士川（釜無川を含む。）（南部：3.80m） ○洪水警報が発表されたとき。	○大雨警報が発表されたとき。 ○土砂災害警戒区域等付近において前兆現象の発見があったとき。 （湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からばらばら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）
避難勧告	○以下の河川水位が「避難判断水位」に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・富士川（南部：4.20m） ○破堤につながるような漏水等を確認したとき。	○土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ○近隣市町村において前兆現象の発見があったとき。 （斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）
避難指示（緊急）	○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に達したとき。 ・富士川（南部：4.90m） ○河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ○堤防の決壊・越水を確認したとき。	○特別警報が発表されたとき。 ○近隣市町村において土砂災害が発生したとき。 ○近隣市町村において土砂移動現象、前兆現象の発見があったとき。 （山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊等）

4 避難勧告等発令時の留意事項

- (1) 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するとともに、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に情報の提供に努める。また災害の状況に応じて避難勧告等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により近隣のより安全な建物への「緊急的待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動の促進にも努める。
- (2) 町は、避難勧告等を発令する際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第2 避難の勧告又は指示

1 避難の実施責任者及び報告先

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。ただし、緊急の場合には消防職（団）員等関係職員が勧告、指示を行い得るよう、町長の権限の一部を代行させることができる。

実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
町長（勧告、指示）	災害全般	知事	災害対策基本法第60条
知事（勧告、指示）	〃	町長	災害対策基本法第60条

警察官（指示）	〃	町公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた県職員（指示）	洪水、地すべり	警察署長	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（町長）（指示）	洪水	警察署長	水防法第29条
自衛官（指示）	災害全般	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条

2 避難勧告又は指示の方法

災害により危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、危険地域の住民等に対し、次の方法により避難のため、必要な勧告又は指示を行うものとする。

(1) 町長の勧告・指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、町長は立ち退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立ち退きを指示するものとする。また、上記の場合並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで町長に通知があったときは、町長は知事に報告を行う。

(2) 知事の勧告・指示

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行う。

(3) 水防長（町長）の指示

洪水により、又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、水防長（町長）は、立ち退き又はその準備を指示する。この場合、南部警察署長に速やかに通知するものとする。

(4) 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立ち退き又はその準備を指示するものとする。この場合、南部警察署長に速やかに通知するものとする。

(5) 警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は直ちに立ち退きを指示するものとする。この場合、その旨を町長に速やかに通知するものとする。

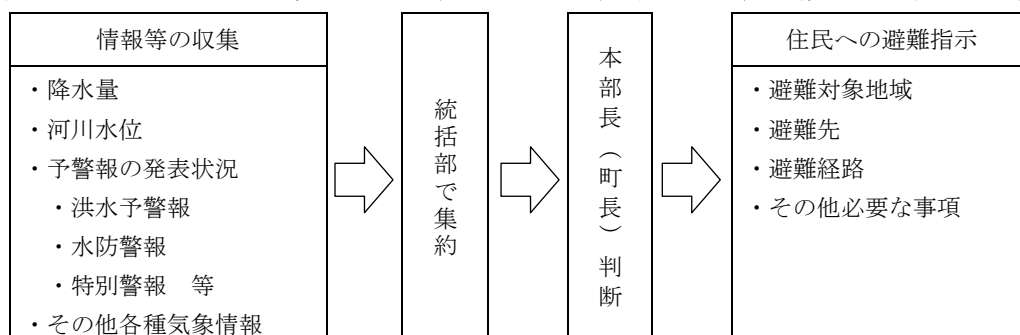
(6) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいるものを避難させるものとする。

3 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を

明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の勧告又は指示を行う。



4 避難勧告又は指示の伝達方法

- (1) 町長は、避難のための立ち退きを図るため万全を期し、避難所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。
- (2) 避難の勧告又は指示は災害対策本部の広報活動によるが、勧告又は指示を発した場合は、自主防災会等を十分活用して、避難区域の住民に周知の徹底に努めるものとする。

5 屋内での退避等の安全確保措置の指示

災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合で、屋外を移動して避難することにより、かえって被災するおそれがあるときは、自宅の上階部分など、一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動である「屋内での避難等の安全確保措置」を指示する。

第3 警戒区域の設定

1 町長の措置

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、自衛官の措置

町長等が現場にいないとき、又は町長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、町長の職権を代行することができる。

3 知事の措置

知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により町長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

第4 避難計画の作成

町は地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自主防災会等の単位ごとに避難組織の整備に努めるとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設する。なお、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るものとする。

なお、この計画の作成に当たって、県の指導を求めるものとする。

1 避難計画の概要

- (1) 防災用具、非常持出品、食料等の準備及び点検

- (2) 災害別、地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
- (3) 危険地域、危険物施設等の所在場所
- (4) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (5) 集合地・避難経路及び誘導方法
- (6) 避難の際の携帯品の制限
- (7) 収容者の安全管理
- (8) 負傷者の救護方法
- (9) 障害者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者個別の避難支援プランの策定、迅速な安否確認等）

2 避難所の選定基準等

町は、公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、想定される災害に対する安全性等に応じ、その施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において被災者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。

指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

指定避難所は、速やかに被災者を受け入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、おおむね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

○ 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として町長が指定するもの。（複数の異常な現象の種類を対象に指定可能）

指定緊急避難場所の指定基準

- ①管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- ②立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。
- ③構造条件：上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。
上記のほか、地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準として、以下の条件が定められている。
- ④当該施設が地震に対して安全な構造であること。
- ⑤当該場所及びその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物がないこと。

○ 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち町長が指定するもの。

指定避難所の指定基準

- ①規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- ②構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ③立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- ④交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

- (1) 指定避難所における避難民の1人当たりの必要面積は、4㎡以上とする。
- (2) 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 指定避難所は、崖崩れや浸水などの危険のおそれがない所とする。
- (4) 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- (5) 指定避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所ではできる限り避けて選定する。
- (6) 要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこととする。
- (7) 町は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。
- (8) 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

3 避難所の整備

指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話、災害時用公衆電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

4 避難道路の選定条件

- (1) 避難道路沿いには、崖崩れや出水等のおそれがないものとする。
- (2) 避難道路の選択に当たっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

- (4) 誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するように努める。

第5 避難の方法

1 避難の誘導

住民が安全、迅速に避難するため、消防団等の協力を得て、自主防災会（自治会）単位であらかじめ設定した集合地に集まり安否確認を行い、指定された避難所へ避難するものとする。町は、要所に誘導員として各自主防災会の避難誘導班及び消防団員を配置し、また夜間時には投光器を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、乳幼児、高齢者、障害者等の要配慮者や外国人等の避難に当たっては、避難の順位を優先させる等の配慮をする。

2 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障のない最小限度のものとする。

3 住民の措置

災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や町の行う広報等に注意しながら、避難するものとする。

この際、被害の状況によって町外への避難が最善と判断できるときは、町外の安全な場所に避難するものとする。

4 避難終了後の確認措置

- (1) 避難の勧告又は指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立ち退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難の勧告又は指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第6 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、町は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設に当たっては、町は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設するが、これら適当な施設を得がたいときは、町内公共施設の応急的な使用を検討するほか、野外にバラックやテント等により開設するものとする。
- (3) 災害の状況により、町内での処理が困難の場合は、応援協定に基づき協定締結市町村等へ収容を委託するものとする。
- (4) 町長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

資料編 ○指定避難所一覧
 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定
 ○災害時における相互応援に関する協定書

2 避難所の管理運営

(1) 避難所への職員派遣

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに避難所に避難担当職員を派遣し駐在させ、施設管理者と協力して避難所の管理運営に当たる。なお、避難者の健康面、精神面の管理に配慮し、健康相談や感染症予防、栄養指導等のため、必要な職員の配置に努める。

(2) 避難所管理職員の責務

ア 避難所管理職員は、避難所の人員・安否・必要とする物資・数量等の実態把握と保護に当たる。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。その際には、個人情報の取扱いに留意しながら、効率的な情報共有を行う。

イ 避難所の運営に当たっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、スペースを確保して避難者のプライバシーの保護、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。また、乳幼児、高齢者、障害者等の要配慮者及び外国人等のニーズの把握、これらの者への情報提供、さらには、粉ミルクや柔らかい食品、アレルギー対応食品等特別な食事を必要とする者に対する食料の提供等にも配慮する。

ウ 必要に応じて要配慮者の福祉施設への入所や各種支援を行うものの配置など、支援体制の強化に努める。

エ 避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための職員配置に努める。

オ 応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

カ 女性や高齢者等、要配慮者が意思決定に参画できる体制とし、避難所運営の責任者に男女双方を配置し、お互いの意見が取り入れられる体制とする。

(3) 避難所の管理運営の留意事項等

ア 町は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災会、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。

イ それぞれの避難所で受入れている避難者にかかる情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について町と共有する。

ウ 避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保・保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄

養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じて協定に基づきLPガス供給を要請するほか、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

エ 避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

オ 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

カ 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

キ 災害の規模等に鑑みて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。

（4）要配慮者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

また、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

資料編 〇災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書

第7 要配慮者対策

避難所開設時には、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対する生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮するものとするが、特に、障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等に対しては、状況に応じて次の施設に福祉避難所を開設するものとする。

福祉避難所の開設、運営は、福祉保健部福祉保健班が町社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

福祉避難所開設予定施設

施設名	所在地	電話番号
アルファセンター	南部町内船8812	(0556) 64—2075
活性化センター	南部町福士28505—2	
万沢ふれあいセンター	南部町万沢3471	(0556) 67—3755
南部町ふれあいサロン	南部町南部8050—1	(0556) 64—3121
旧睦合保育所	南部町南部4890—1	(0556) 64—2204

また、日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、山梨県民間社会福祉救援合同本部へ連絡し、通訳又は語学ボランティアの派遣などの対応を図る。

第8 防災対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等学校長は、適切な処置を行うものとする。
- 2 豪雨による浸水等児童・生徒等の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎内に退避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第9 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、町、警察、鉄道管理者、バス事業者は、相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、町、県及び関係機関は、平時から帰宅困難者等の一時的な避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは関係各機関必要に応じて、滞在場所を確保し、保護するものとする。

なお、滞在場所の確保に当たっては、男女ニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

第10 被災動物等救護対策

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、峡南保健福祉事務所等関係機関や愛護者団体等関係団体との協力体制を要請する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、峡南保健福祉事務所、愛護者団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

2 避難所における動物の適正な飼育

町は、避難所を設置した場合、峡南保健福祉事務所及び関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の受け入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、え

さ等を調達する。町内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。

- (2) 動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭の斡旋、保護施設への受け入れ及び譲渡等の調整を行う。
- (3) 動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。
- (4) 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。

山梨県関係機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
峡南保健福祉事務所	南巨摩郡富士川町鯉沢771—2	(0556) 22—8151	(0556) 22—8147
山梨県動物愛護センター	中央市乙黒1083	(055) 273—5034	(055) 273—5614

第11 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

町は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、町営住宅等を活用し、避難者の受け入れに努める。

第12 町外への避難

町内避難所での避難者の受け入れが困難な場合、県及び協定締結団体等に、町外避難所への避難を要請する。

資 料 編	○ 指定避難所一覧 ○ 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定 ○ 災害時における相互応援に関する協定書

第16節 孤立地区に対する支援活動

町は、災害発生時における孤立地区の発生状況を把握し、孤立集落が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など孤立地区に対し、必要な対策を行う。

第1 洪水、土砂災害等の危険性の伝達

町は、甲府地方気象台や関係機関より、雨量や河川の水量の情報を収集し、洪水や土砂災害等の発生が予想される場合には、FM告知端末放送等により、地域住民に必要な情報を伝達する。

第2 避難基準・避難行動

1 避難基準

町は、本章第15節「避難対策」に記載されている避難基準に基づき、各種情報を発令する。

ただし、住民は身近な異変を把握し、自ら避難の判断を行うものとする。

避難判断の目安は次のとおりとする。

- 24時間の降水量が50mmを超えたとき。
- 大雨警報、洪水警報、特別警報が発表されたとき。
- 上流域が被害を受け、下流域も浸水のおそれがあるとき。
- 土砂災害警戒情報が発令されたとき。
- 土砂災害の前兆現象が発見されたとき。

（湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）

2 避難行動

住民は、避難が必要と判断したとき、自家の2階以上又は最寄りの避難所に避難する。

避難所に避難した住民は、代表者を決定し速やかに町に災害や避難の状況等を報告する。

第3 孤立地区の把握

町は、孤立地区の発生が予想される場合、対象地区に対して、一般加入電話、町防災行政無線、衛星携帯電話等を活用し、また、状況に応じて峡南地域県民センターを通じて県に県消防防災ヘリコプター等による空中偵察の要請を行い孤立状況の実態の把握に努める。

第4 外部との通信手段を確保

一般加入電話、町防災行政無線、衛星携帯電話、災害時用公衆電話等を活用し、外部との通信の確保を図る。

第5 緊急救出手段の確保

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、徒歩、自転車、バイク等を活用し、あるいは県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

第6 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施について、県等関係機関と検討する。

第7 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

第8 緊急支援物資の確保・搬送

町は、備蓄倉庫に備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、町のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町村、協定締結市町村、事業者等に対して、必要な物資の供給を要請する。

第17節 医療助産対策

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された町長が行うものとする。

第2 救護班の編成

- 1 医療の万全を期するため、福祉保健部医療センター班は救護班の編成を行う。救護班の編成は、主に次のとおりとする。

救護班の編成

- ・南巨摩郡医師会医師、看護師
- ・町保健師
- ・町医療センター職員
- ・南部町赤十字奉仕団
- ・消防職員

- 2 医師会、保健所、消防署等との緊密な連携を図るものとする。町は必要に応じて、災害派遣医療チーム（DMAT）へ支援を要請する。
- 3 患者護送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素主旨を徹底し、編成準備しておくものとする。

第3 仮設救護所の設置

適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、避難場所、小中学校等公共機関や、災害現場に救護所を設置する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

第4 医療救護班

- 1 医療救護班の要請

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、「大規模災害時医療救護マニュアル」に定める手順により、県に対して医療救護班の派遣を要請する。

医療救護班の編成

- ・県直轄救護班（県立中央病院）
- ・日本赤十字社山梨県支部班
- ・山梨大学班
- ・峡南地区医療救護班
- ・災害拠点病院班等
- ・医師会班（西八代・南巨摩）
- ・歯科医師会班
- ・その他（医療ボランティア等）

2 医療救護所の設置

町は、医療救護班に対して避難場所、その他災害の状況に応じた適当な場所を医療救護所設置場所として確保し、傷病者の応急処置や治療を要請する。

なお、医療救護所の設置場所確保に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 被災傷病者の発生及び避難状況
- (2) 医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- (3) 被災地の医療機関の稼働状況
- (4) 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- (5) 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

3 応急医療救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班の応急医療救護業務は次のとおりである。

- (1) 医療救護班
 - ア 傷病者の応急処置
 - イ 後方医療機関への搬送の可否及び搬送順位の決定（トリアージ）
 - ウ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
 - エ 助産救護
 - オ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力
- (2) 歯科医療救護班
 - ア 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導
 - イ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療
 - ウ 検視・検案に際しての協力

4 被災者の心のケア対策

災害による被災者のストレスケア等のため、町は、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）への支援を要請する。

第5 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受け入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

1 災害拠点病院等の指定

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受け入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資機材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

本町の属する峡南地区における地域災害拠点病院及び地域災害支援病院は、別図のとおりである。

2 応急医療救護活動

県災害対策本部の設置、震度6弱以上の地震の発生など大規模災害発生時には、別図の体制

をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行うものとする。

第6 歯科医療対策

町は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

1 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

2 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

3 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

第7 精神保健医療対策

大規模災害時において、精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等による新たな精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が高まることから、町内関係機関の協力により精神科医療の提供及び精神保健活動を行うものとする。なお、対応が困難な場合等には、県救護本部（障害福祉課）に対して支援を要請するものとする。

第8 被災傷病者等の搬送体制の確保

1 緊急搬送の対象

- (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資機材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行うものとする。

(1) 搬送手段

- ア 救急車
- イ 庁用車両
- ウ 自家用車両
- エ 防災ヘリコプター
- オ ドクターヘリ

(2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

(3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制……傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……あらかじめ町内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、南部警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

第9 災害医療情報等の収集・提供等

1 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況
- (3) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況
- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 避難所等の生活、保健、医療情報

2 災害医療情報の提供

- (1) 町（福祉保健部医療センター班）は、次の医療情報を住民に提供するように努めるものとする。

ア 診療可能な医療機関の情報

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

イ 医療救護所等に関する情報等

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等

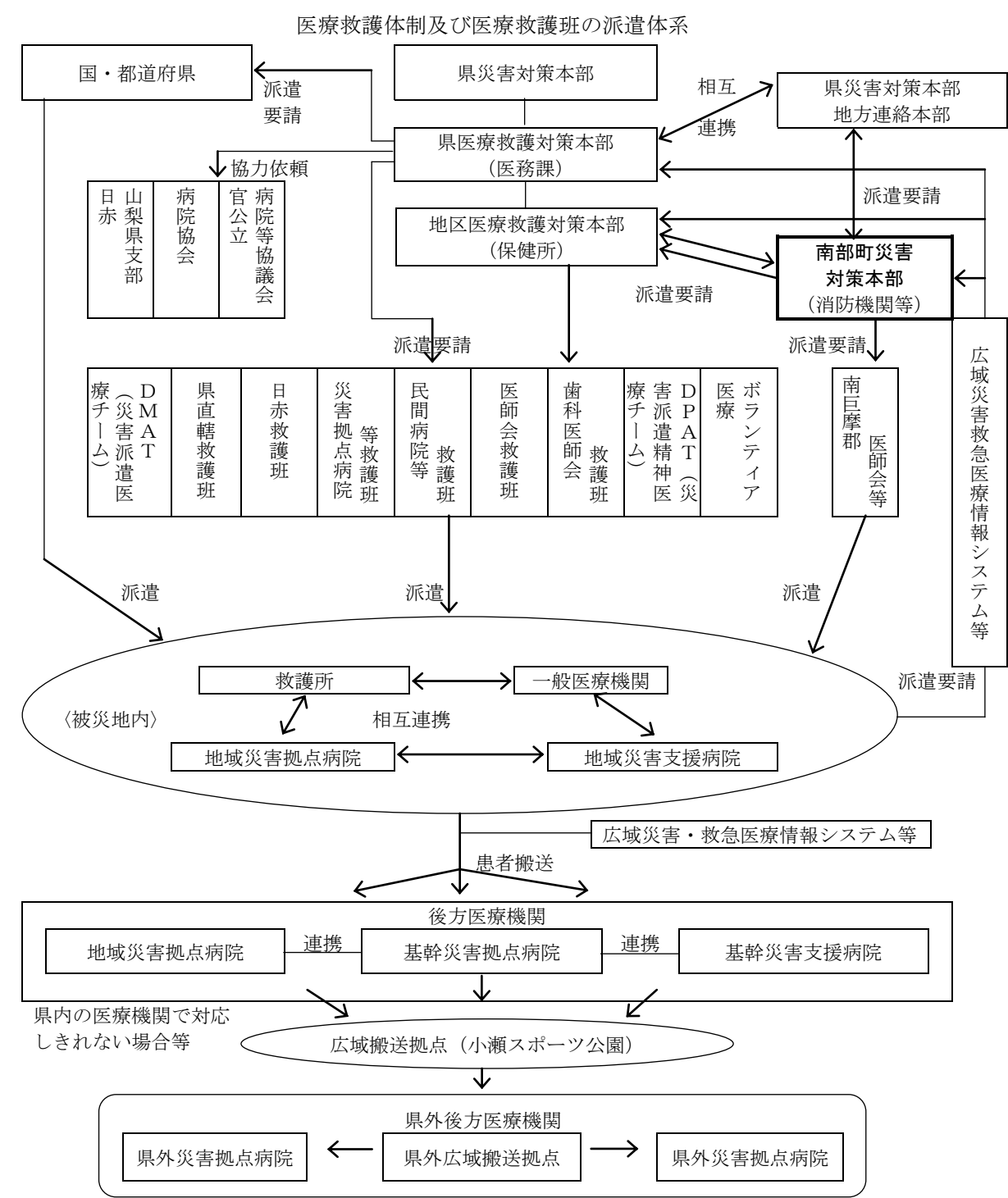
- (2) 町は医療機関等から次の情報を収集し、家族等からの照会に対し、回答に努める。

ア 被災入院患者の氏名

イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先

ウ 診療機能に関する情報全般

別図



区 分	病 院 名	医療救護班編成数	病床数（※）
※1 地域災害拠点病院	（峡南医療センター） 富士川病院	2 班	一般154床 感染 4床
※2 地域災害支援病院	（峡南医療センター） 市川三郷病院 しもべ病院	2 班 1 班	一般 50床 療養 94床

	峡南病院	1 班	一般 40床
	飯富病院	1 班	療養 26床 一般 61床
	身延山病院	1 班	療養 30床 一般 50床

（注） 病床数は、平成30年4月1日現在

第18節 防疫対策

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 町の防疫組織

福祉保健部福祉保健班は、保健師とともに南巨摩郡医師会の協力を得て防疫組織を編成し、峡南保健所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

町は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なものであるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。町は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

5 広報等の実施

町は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識をもち、その予防に注意を払うよう、FM告知端末放送による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 その他

法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第3 防疫用資機材及び薬剤

1 防疫用薬剤

薬剤は水道環境課において適当量を備蓄し、不足する場合は、県に斡旋要請を行うか、町内取扱業者から緊急調達するものとする。

なお、散布については、自主防災会の協力を得て行うものとする。

2 応援協定に基づく緊急調達

町内等で必要な防疫用資機材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。

資 料 編 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定 ○災害時における相互応援に関する協定書

第19節 食料供給対策

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保と炊き出し、その他食品の提供は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、町長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには町長が行うものとする。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊き出しの対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し炊事の方途のない者
- (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とするものとする。

3 供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食当たり200玄米グラム（精米180グラム）とし、乾パンについては、115グラムを1食分とする。

- (2) 乳児及び幼児用粉乳

乳児及び幼児用粉乳については、必要量を町内の薬局等から調達するものとする。

第3 食料の供給計画

1 事前措置

町は、食品の供給計画の策定に当たっては、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」の本町における避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

2 米穀の確保

町は、被害状況等から判断して必要と認めた場合は、町で備蓄するアルファーマを速やかに供給する。必要な供給量に不足を生じた場合には、次により調達を行う。

- (1) 町内の米穀販売業者から購入する。
- (2) 協定締結市町村に必要な米穀の供給を依頼する。
- (3) 上記(1)、(2)によっても必要な米穀の調達が不可能なときは、給食として必要とする応急用米穀の数量等を、知事を通じ農林水産省生産局長に要請し、必要量を確保する。

3 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の緊急引渡要領

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局長は知事からの通知を受けて米穀の引渡しを行うものとする。

町長は、通信等の途絶のため知事の指定を受けることができない場合、農林水産省生産局長に対し、所定の文書をもって緊急引渡しの要請を行い、現品を受領するものとする。

このほか、引渡し処理等の方法については、「災害時における食糧供給対策実施要領」によるものとする。

4 弁当、乾パン及びパンの確保

被災者への食料供給は、状況により弁当、乾パン等の供給が適当と判断した場合は、町内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、商工会等に協力を要請し、弁当、乾パン及びパンを確保する。

5 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、町内の食料販売業者、また商工会等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により協定締結市町村から必要な副食等の供給を依頼する。

調達時の留意事項

- ① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かなものなど）。
- ② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資 料 編 ◦大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定
 ◦災害時における相互応援に関する協定書
 ◦食糧等備蓄状況
 ◦災害時における物資の保管等に関する協定書

第4 食料集積所の確保

1 他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

2 当該施設に搬送された救援食料等は、管財部財政班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に次表に定める管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	管 理 責 任 者
中央化学（株）山梨工場	南部町富士28505—4	（0556）66—3211	財政課長
道の駅なんぶ 防災棟	南部町中野3034—1	（0556）64—8552	財政課長

第5 炊き出しの実施

1 炊き出し場所

炊き出しのための施設は、南部町学校給食共同調理場を必要により利用するものとする。

また、状況によっては各避難所で炊き出しを実施する。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
南部町学校給食共同調理場	南部町福士2700—18	(0556) 64—2709

2 炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、町学校給食共同調理場職員をもってあてるほか、協力者として日赤奉仕団、ボランティア、自主防災会等の協力を得るものとする。

第6 住民、自主防災会による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民や自主防災会に対し家族構成に応じた食料の備蓄を行うよう広報紙等を通じて広報を実施する。

<具体例>

- ・飲料水3日分（一人1日3リットルが目安）
 - ・非常食3日分の食料として、ご飯（アルファ米など）、ビスケット、板チョコ、乾パンなど
 - ・トイレトペーパー、ティッシュペーパー、マッチ、ろうそく、カセットコンロなど
- ※飲料水とは別に、トイレを流したりするための生活用水も必要です。日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水をいつも張っておく、などの備えをしておきましょう。

首相官邸ホームページより

第7 災害救援自動販売機の設置

災害救援自動販売機は、災害時に停電となった場合に、人的操作で自動販売機内の商品が搬出できる自動販売機である。

町は、緊急災害時における円滑な救援飲料の確保のため、南部町役場本庁舎と南部分庁舎それぞれに災害救援自動販売機を設置する。

第20節 生活必需物資等救援対策

被災者の生活の維持のために必要な生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給配分を行えるよう、町は県、関係機関と協力し、その備蓄する物資・資機材の供給に関し相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、空調器具や燃料など実情を考慮するとともに、要配慮者ニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、町長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには町長が行うものとする。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、塵紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

3 必要物資の把握

町は次により被災者ニーズの把握を行うものとする。この場合、電話若しくは防災行政無線を活用し、迅速かつ正確に行うよう努める。

- (1) 避難所における被災者ニーズについては、福祉保健部福祉保健班員が状況及び避難者の意見等から把握し、福祉保健部長に報告する。福祉保健部長は、これらの需要を総括し、統括部交通防災班へ報告する。
- (2) 自宅等に滞在する被災者のニーズについては、各地区組長が情報を収集し、自主防災会長に報告する。自主防災会長はこれらの情報を集約し、統括部交通防災班へ報告する。

- (3) 統括部交通防災班は、これらのニーズを集約し、必要品目、数量等を勘案し、管財部財政班に対して町備蓄物資の供給を、指示する。管財部財政班は、必要により職員を配備し、配分作業を行う。また、場合によっては自主防災会やボランティア等の協力を得て迅速かつ適正に配分作業を行う。

4 生活必需品等の確保

(1) 町備蓄物資の提供

町は、備蓄している毛布を速やかに提供する。

(2) 町内業者等からの調達

町は、商店あるいはJ Aふじかわ、南部町商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

(3) 応援協定に基づく調達

上記(2)でも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、協定締結市町村に必要な生活必需物資の供給を依頼する。

(4) 国、県への物資等の供給の要請等

ア 町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

イ 町長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

ウ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は町長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

エ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、町長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

オ 国、県、町及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

カ 県及び町は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルートの確保、配送、分配を適切に行う。

キ 町は地域内輸送拠点速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。なお、地域内輸送拠点の開設に当たっては、県が開設する広域物資輸送拠点との連携に配慮するものとする。

資料編	○食糧等備蓄状況 ○資機材備蓄状況 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定 ○災害時における相互応援に関する協定書 ○災害時における物資供給に関する協定書 ○災害時における物資の保管等に関する協定書

5 販売業者への指導

生活必需品等の売惜しみ、買占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要

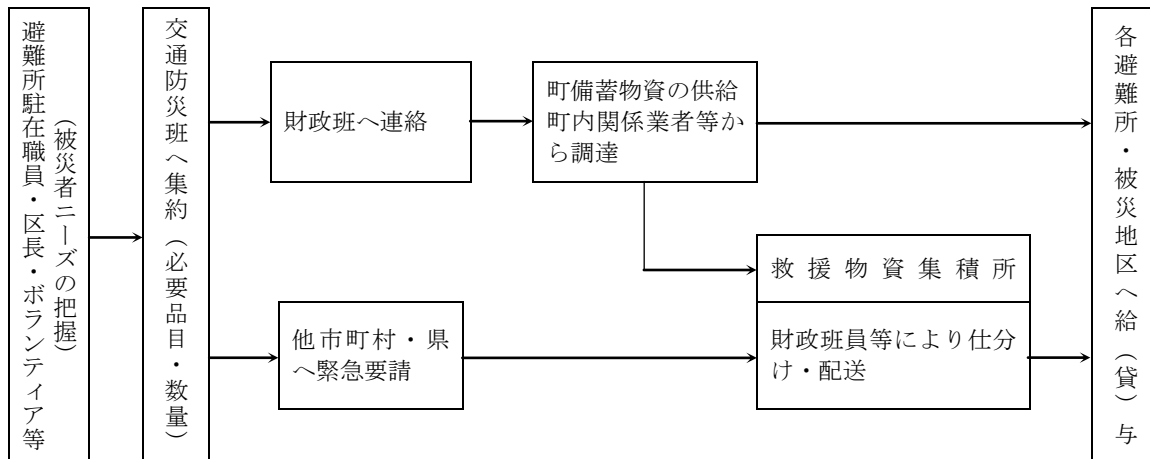
請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第3 救援物資集積所の確保

- 1 県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。
- 2 当該施設に搬送された救援物資等は、管財部財政班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
中央化学（株）山梨工場	南部町富士28505—4	(0556) 66—3211	(0556) 66—3224
道の駅なんぶ 防災棟	南部町中野3034—1	(0556) 64—8552	(0556) 64—8553

生活必需品等の供給フロー



第4 「山梨県小災害内規」による給与

災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」により、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、町は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第21節 飲料水確保対策

災害のため飲料水が、こぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、町長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには町長が行うものとする。

第2 給水活動

1 水の確保方法

町は、次により応急給水用飲料水の確保をする。

- (1) 町で備蓄する飲料水
- (2) 町内111か所に設置する耐震性貯水槽
- (3) 配水池
- (4) 地下水や湧水等の予備水源
- (5) 協定締結市町村、県から調達

資料編

- 耐震性貯水槽設置箇所一覧
- 食糧等備蓄状況
- 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定
- 災害時における相互応援に関する協定書

2 必要給水料

給水は、一人一日3リットルを確保するものとする。

3 応急給水方法

町は、次により応急給水を実施する。

- (1) 町で備蓄する飲料水を速やかに供給する。
- (2) 近隣の水道から給水車、給水タンク車を用いて被災者救護所、救急病院、給食提供所等緊急性の高い所から優先して運搬給水を実施する。
- (3) 指定避難所等での拠点給水を実施する。
- (4) 仮設給水栓、仮設配水管による給水を実施する。
- (5) 溜水、河川水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

4 応急給水資機材

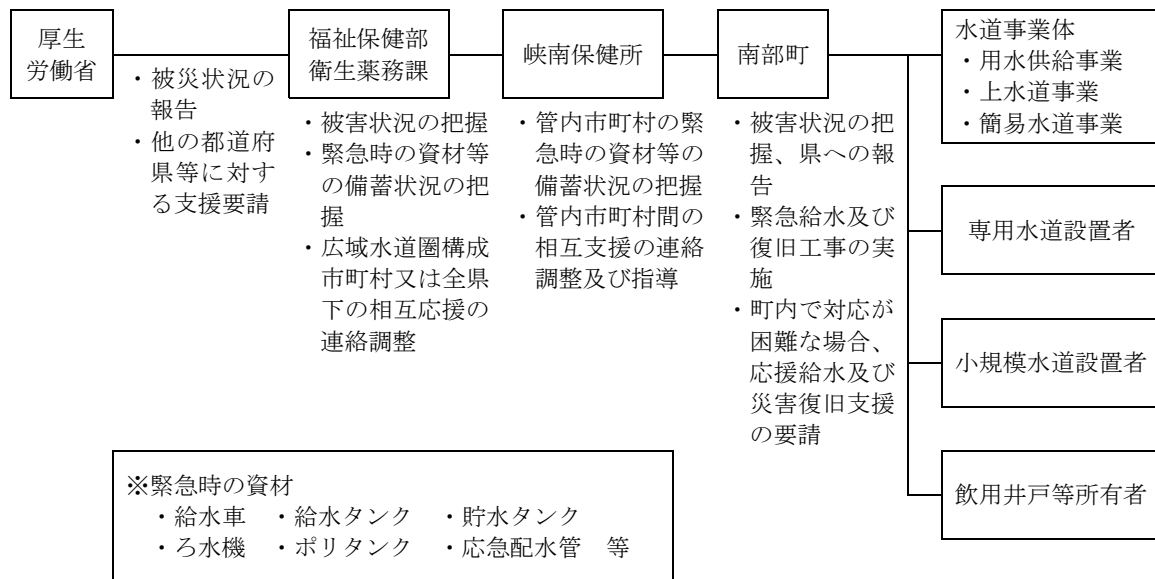
町は、町で備蓄する次の資機材等により応急給水を実施する。不足する場合は、峡南保健所、協定締結市町村等に要請を行うものとする。

- (1) 給水車、タンクとセットした給水タンク車（タンクによってはポンプも用意）
- (2) 小型発電機
- (3) 応急給水用ポリタンク、ポリ袋

(4) ろ水機

災害時における飲料水確保対策

・自衛隊の出動要請



資料編 ○ 応急給水用施設・資機材保有状況

給水時の留意事項

- ① 給水の優先順位
給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高い所から行う。
- ② 要配慮者への配慮
一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第4 給水施設の応急復旧

1 被害状況等の把握

水道環境部水道環境班は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、住民からの通報等により断水地域の把握に努める。

被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

2 応急復旧活動の実施

応急復旧に当たっては、被害の状況により給水装置工事事業者等の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な作業を進めるものとする。

(1) 送・配水管路

管路の復旧作業は早期通水の立前から管の破壊、継手の脱出等、管路の切断状態の復旧を最優先し、継手漏水等については通水可能な限り、二次的なものとして扱う。

また、復旧方式については、管路の被害状況により既設管の応急復旧と臨時配水管の布設を併用し、原則として上流から作業を進める。

(2) 給水装置

給水装置の応急復旧は、配水管路の応急復旧と並行して、道路部分の復旧を行うとともに、給水拠点、その他必要場所への応急給水栓の設置を行う。また、倒壊家屋及び焼失家屋の給水装置についても、必要に応じて止水栓又は給水管の一時閉止などの応急処置を行う。

資料編 ○給水装置工事事業者一覧

第5 広報の実施

町は給水を行う場合、混乱が生じないように、次の事項について分かりやすく間違いのないように広報する。

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、FM告知端末放送、広報車等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、FM告知端末放送、広報車等により給水場所・時間、給水方法、水質についての注意事項等について被災地の住民に周知を図る。

第6 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第22節 応急教育対策

教育施設又は児童・生徒等の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒等に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

町立の学校における災害応急教育は、町教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、町長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときは、町長が町教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校の一部が被災したとき	① 特別教室、空き教室、体育館等の使用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	① 災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の使用 ② 応急仮校舎の建築
町内の大部分が被災したとき	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設、民間施設等の使用

2 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 近隣校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に報告する。

なお、児童・生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

2 児童・生徒等への対応

校長は、災害の状況に応じ、町教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝えるものとする。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとるものとする。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護した児童・生徒等数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、町教育委員会と協議し、児童・生徒等の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒等を適切に避難させる。

4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

(2) 被災児童・生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 その他

学校内に避難所が開設された場合、校長は町及び教育委員会との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学校給食施設の措置及び活用計画

一定の地域、あるいは学校の校舎が災害を受けたため、従来、実施していた学校給食の全部又は一部が実施不可能となったときは、この場合、次に掲げる事項については、特に留意するものとする。

る。

- 1 他の給食施設・設備の活用対策について
- 2 給食物資及び作業員の確保対策について
- 3 近隣の給食実施校よりの給食の援助対策について
- 4 パン供給不能の際の米飯給食の計画について
- 5 食中毒の予防対策について
- 6 準要保護児童、生徒給食費補助金追加申請対策について

第5 学用品等の確保

文教対策部学校教育班は、学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒等に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

第6 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 児童・生徒等に対する地震予知情報又は災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
- 2 各学校長は、被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織（子供会等）の整備工夫を行うものとする。
- 5 被災地域の幼児、児童生徒が転入学を希望するときは、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受け入れ及び許可等を速やかに行う。

第7 災害に対する児童・生徒等の事前指導

- 1 関係機関の実施する災害予防等の行事と呼称して、ポスター標語等を通じ事故防止について認識させる。
- 2 学校は常に児童・生徒等の事故防止のため計画的な教育活動の実施を図るとともに、正しい規律の確立に努め、外部諸機関との協調、家庭、PTAとの密接なる連絡を図るものとする。
- 3 各学校は、防災に対する計画を樹立して、災害による事故防止に努めるとともに、児童・生徒等の避難訓練を実施して、人命保護の体制確立に万全を期するものとする。

第23節 廃棄物処理対策

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

第1 基本的事項

1 実施責任者

ごみの収集及びし尿の処理は町長が行うものとするが、被害甚大でごみ処理の契約を締結している町外の施設（以下「ごみ処理施設」という。）で処理不可能の場合は、峡南林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。なお、町は平時から大量の廃棄物の発生に備え、一時保管場所の確保に努めるものとする。

2 基本的な処理方針

町は、災害廃棄物の処理に当たっては、撤去段階から積極的に分別を実施し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。

また、早期に復旧・復興を果たすため、できる限り速やかに、最長でも発災から3年で災害廃棄物の処理を終えることとする。

3 想定される役割

平常時（災害予防）、応急対応時、復旧・復興時における町の役割は次のとおりとする。

また、町は、各段階における処理の手順や実施方法等、災害廃棄物の処理に必要な事項を取りまとめた「災害廃棄物処理計画」を作成し、災害時に備えるものとする。

平常時 （災害予防）	○災害支援協定の締結 ○廃棄物処理施設の耐震化及び被害対策 ○被害想定に基づく廃棄物発生量の推計 ○処理スケジュール及び処理フローの検討 ○仮置場の必要面積の算定及び候補地の選定 ○収集運搬方法・ルート、必要資機材等の検討
応急対応時	○処理施設の被害状況の把握、県への報告 ○被害状況に基づく廃棄物発生量の推計及び処理可能能力の把握 ○関係団体等への協力・支援要請 ○処理スケジュール及び処理フローの決定 ○災害廃棄物の処理 ○実行計画の作成 ○処理の進捗状況の管理
復旧・復興時	○実行計画の実施及び見直し ○関係団体との連携 ○処理施設の復旧 ○処理の進捗状況の管理

4 対象とする災害廃棄物

本計画の対象とする災害廃棄物は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月環境省）に規定するものをいう。

種類	内容
災害により発生する廃棄物	
木くず	柱・梁・壁材、流木等
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車等
腐敗性廃棄物	畳、被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、P C B廃棄物、感染性廃棄物、有害性物質を含む医薬品類及び農薬類等
その他適正処理困難物	消火器、ボンベ類、ピアノ、マットレス等
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
し尿	仮設便所等からの汲取りし尿
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ

第2 平常時の対応

1 協力・支援体制の整備

町は、近隣をはじめとする県内市町村等と廃棄物の処理に関する災害支援協定の締結に努める。

2 処理体制の整備

町は、災害廃棄物処理に係る応急体制を整備するため、あらかじめ次の事項について検討し、把握に努める。

(1) 災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計

町は、次の推計方法（県における推計方法）を参考に、被害想定に応じた発生量及び自区内処理可能量を推計する。

災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）発生量の推計方法

発生量（t）	被害棟数（棟）×平均床面積（m ² /棟）×発生原単位（t/m ² ）×係数 ※被害区分：全壊、半壊、焼失（木造・非木造）		
種類別発生量	災害廃棄物発生量（t）×災害廃棄物等の種類別割合		
平均床面積	全壊	木造：127m ² /棟	R C造：1,454m ² /棟
	半壊	S造：281m ² /棟	その他：102m ² /棟
	焼失	木造：127m ² /棟	非木造：322m ² /棟
発生原単位	全壊	木造：0.696 t/m ²	R C造：1.107 t/m ²
	半壊	S造：0.712 t/m ²	その他：0.838 t/m ²
	焼失	木造：0.696 t/m ²	非木造：0.805 t/m ²
係数	全壊：1	半壊：0.2	
	焼失（木造）：0.66	焼失（非木造）：0.84	

種類別割合	項 目	全壊、半壊	火災（木造）	火災（非木造）
	可燃物（％）	18	0.1	0.1
	不燃物（％）	18	65	20
	コンクリートがら（％）	52	31	76
	金属くず（％）	6.6	4	4
	柱角材（％）	5.4	0	0

平均床面積：「山梨県統計データバンク市別構造別着工建築物」の平成22～平成26年度の建物の数、床面積から算出

発生原単位：「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」（平成9年3月兵庫県）による。

係数：「災害廃棄物対策指針技術資料」による。

種類別割合：「災害廃棄物対策指針技術資料」南海トラフ巨大地震の想定（東日本大震災の処理実績に基づく種類別割合）による。

焼失による木造・非木造別の被害想定を行っていない場合には、木造と非木造の割合を8対2（県内の建物のおおよその構造別割合）として算出する。

災害廃棄物（避難所ごみ）発生量の推計方法

避難ごみ発生量	避難者数（人）×収集実績に基づいた発生原単位（g/人・日）
収集実績に基づいた発生原単位	「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の過去10年間の山梨県1人1日当たりの排出量の平均値を用いる。

算出式：「災害廃棄物対策指針技術指針」による。

災害廃棄物（し尿）収集必要量の推計方法

し尿収集必要量（L）	①災害時におけるし尿収集必要人数×②1日1人平均排出量	
①災害時におけるし尿収集必要人数	③仮設トイレ必要人数＋④非水洗区域し尿収集人口	
②1日1人平均排出量	1.7L/人・日	
③仮設トイレ必要人数	避難所避難者数＋⑤断水による仮設トイレ必要人数	
④非水洗区域し尿収集人口	汲取人口－避難者数×（汲取人口/総人口）汲取人口	
⑤断水による仮設トイレ必要人数	〔水洗化人口－避難者数×（水洗化人口/総人口）〕×上水道支障率×1/2	
	⑦水洗化人口	平常時に水洗トイレを使用する住民数 （下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）
	⑧総人口 上水道支障率 1/2	水洗化人口＋非水洗化人口 地震による上水道の被害率 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定
⑥計画収集人口	「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の山梨県の直近年度の値を用いる。	
⑦水洗化人口		
⑧総人口		

算出式：「災害廃棄物対策指針技術指針」による。

1日1人平均排出量：「災害廃棄物対策指針技術指針」による。

(2) 仮置場

想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、平常時に仮置場の候補地を設定する。また、仮置場は、主に災害廃棄物を分別し、一定期間保管する場所と、主に破碎・選別等を行う場所とに分けて設置することが考えられるため、場所ごとの具体的な利用方法をあらかじめ定めておく。

町における災害廃棄物の仮置場の予定場所は次のとおりである。

施設名	所在地
アルカディア南部総合公園運動場	南部町大和360
石合町有地	南部町福士19641—1 他

(注) 町有地以外の土地を利用する場合には、所有者と協議をして使用する。

(3) 処理スケジュール・処理フロー

災害廃棄物発生量や処理可能量等の推計をもとに災害廃棄物の処理スケジュールと処理フローを定める。

また、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、処理方法等について定める。

第3 応急対応

1 組織体制の確立

平常時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。

2 被災状況等の情報収集

災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、町は、南部町環境センターから、廃棄物処理施設の被災状況や収集運搬車両の状況等の収集運搬体制、廃棄物発生量の推計に必要な情報等を収集する。

3 協力・支援の要請

町のみではごみ・し尿等の処理業務が不可能又は困難な場合は、峡南林務環境事務所に連絡し、県、他市町村に応援を要請して速やかに収集・処理を行う。

また、町は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

4 災害廃棄物処理実行計画の作成

平常時に作成した災害廃棄物処理計画を基に、廃棄物の発生量と処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成する。

5 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備し、必要な分別排出を住民に周知する。

(2) 仮置場

被害状況を反映した発生推計量をもとに必要な面積の見直しを行い、効率的な受入れ、分別・処理等が可能な搬入導線等を考慮し、設置場所を確保する。

(3) 分別・処理・再資源化

廃棄物の種類ごとの性状や特徴等に応じた適切な方法を選択し、復興計画や復興事業の進捗に合わせて分別・処理・再資源化を行う。

ごみ処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理対象物
南部町環境センター	南部町万沢5979—3	67—3619	可燃・不燃

6 仮設トイレの設置、し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

水道環境部水道環境班は、断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

(2) 収集方法

し尿の収集は、協定に基づき許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

(3) 処理方法

ア 収集したし尿は、し尿処理施設で処理する。

イ 被害が甚大で町では処理が困難な場合には、県（峡南林務環境事務所）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力
峡南衛生組合し尿処理場南部支所	南部町万沢5979—3	64—8022	19kl／日

資料編。大規模災害時における避難所のトイレのし尿等の収集運搬に関する協定書

7 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、死亡獣畜取扱場で処理するものとする。

8 環境対策、モニタリング

町は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音、振動、臭気、水質等のモニタリングを行い、被災後の状況を確認し、地域住民へ情報の提供を行う。

第4 復旧・復興時の対応

町は、災害廃棄物処理の進捗に応じて、適宜災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う。

また、実行計画に定めた処理スケジュールに照らして、災害廃棄物の処理が適切に進んでいるかを把握し、処理が計画どおりに進んでいない場合には、県に対して助言、支援等を求める。

第24節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を供給し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、町長の補助を得て知事が行うが、知事から仮設住宅の設置委任を受けた場合は、町長は直ちにその設置に当たるものとする。

第2 供与及び修理の対象者

1 応急仮設住宅を供与する罹災者

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。
 - ア 特定の資産のない失業者
 - イ 特定の資産のないひとり親家族
 - ウ 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者
 - エ 特定の資産のない勤労者
 - オ 特定の資産のない小企業者
 - カ アからオまでに準ずる者

2 応急修理を受ける者

- (1) 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。
- (2) 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者であること。

第3 応急仮設住宅の設置場所

1 建設予定地

町は、応急仮設住宅の建設や予定地として次の用地を選定している。応急仮設住宅建設の必要が生じた場合には、災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地に適切かつ迅速に建設するものとする。

なお、実際に応急仮設住宅を建設するときは、災害廃棄物の仮置場との距離を保ち、良好な生活環境の確保に努めるものとする。

応急仮設住宅建設用地

名 称	所 在 地	土 地 所有者	敷地面積	建設戸数	特 記 事 項
南部町富沢野球場	南部町福士28505—3	町	12,182㎡	100戸	南部町役場本庁舎隣、国道52号横
旧富河中学校グラウンド	南部町福士2700—18	町	10,543㎡	87戸	南部町役場本庁舎から徒歩2分、国道52号横
アルカディア南部総合公園運動場	南部町大和360	国	12,650㎡	78戸	内船駅より車で4分
島尻スポーツ広場	南部町内船片瀬地先	国	9,209㎡	80戸	内船駅より車で3分

（注） 町有地以外の土地を利用する場合には、所有者と協議をして使用する。

2 建設用地の選定

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけで不足する場合は、次の事項等に留意して他の建設用地を選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとする。

建設用地の選定条件

- ① 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- ② 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- ③ 被災者の生業の見通しがたつ場所
- ④ 崖崩れ等の二次災害のおそれがない場所

第4 建設資機材及び業者の確保

町は、町内建設業者に委託して仮設住宅の建設又は、応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。

第5 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給

町は、県から民間賃貸住宅の情報を収集し、自らの資力で住宅を得ることができる被災者へ情報提供を行う。

第6 入居者及び修理対象者の選考

1 町営住宅への入居

町は、南部町営住宅条例（平成15年条例第152号）の規定に基づき、災害により住宅が滅失した者には、公募を問わず、優先的に入居させるものとする。

2 応急仮設住宅への入居又は住宅の応急処理

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考に当たっては、選考委員会等を設置、障害者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

第7 広報の方法

応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理等の募集に関する広報は、次により行う。

- 1 FM告知端末放送、町ホームページ等
- 2 町役場本庁舎、南部分庁舎、万沢支所、各避難所等への掲示

第8 管理及び処分

- 1 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- 2 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第25節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を搜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行い、知事から委任されたときは知事の補助機関として町長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際ともに流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合など生命、身体が危険な状態にある者とする。

第3 救出の方法

救出は災害の条件によって異なるが、関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出作業を行う。

1 救出活動

(1) 救出活動は、統括部消防班が、町保有の救出资機材等を活用して実施する。必要により自主防災会、中部消防署南分署等の協力を依頼する。

なお、町は、民生・児童委員、区長、自主防災会等の協力を得て、平常時より妊産婦、乳幼児、寝たきりの高齢者、身体障害者等要配慮者の所在等の状況把握に努め、災害時に備えておくものとする。

(2) 被災者の救出に当たっては、南部警察署に協力を要請するとともに、緊密な連携のもとに救出に当たるものとする。

(3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、南巨摩郡医師会など医療関係機関の協力を得るほか、本章第17節「医療助産対策」の定めるところにより実施する。

2 救出资機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出资機材、要員が確保できない場合は、町内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、町内のみの動員又は町にある資機材では救出が困難な場合は、協定締結市町村から必要な救助要員や救出资機材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資 料 編 ◦大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定 ◦災害時における相互応援に関する協定書

第4 地域住民による初期活動

1 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときには、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに町及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、要配慮者の安全確保を図る。

第5 孤立地区対策

町内において孤立地区が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合には、次の措置をとるものとする。

1 県への報告

孤立地区が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合には、孤立地区や関係道路等の被害に関する情報を県に報告するとともに、状況に応じて応援を要請する。

2 必要物資の確保

孤立地区内の住民の人数、季節等を勘案し、必要な食料、飲料水、生活必需物資等を確保する。物資の不足が予想される場合、長期化が想定される場合等には、陸路、空路等あらゆる手段を活用し、物資の供給を行う。

3 情報通信体制の確保

町は、孤立地区が発生した場合には、孤立地区との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。電話線等の切断により、有線電話が途絶した場合には、衛星携帯電話による通信の確保に努めるほか、自主防災会長が保有する町防災行政無線を通じて通信体制の確保を図る。

4 救出・救助の実施

地区住民の救出・救助の必要が認められる場合には、陸路、空路あらゆる手段を活用し、行うものとし、空路による実施が必要なときは、県に対して消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請依頼を行うものとする。

5 道路応急復旧

通行が不能となっている町道については、建設業者等の協力を得て道路の応急復旧を実施する。また、町管理以外の道路については、関係道路管理者に被害の状況を報告し、速やかな応急復旧の実施を要請する。

第26節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、搜索、処理、埋葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

死体の搜索、処理及び埋葬は、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、町長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには町長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族から行方不明の問い合わせ等について、町は住民相談部住民班に相談窓口を設置し、南部警察署と連携を図りながら、行方不明に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴など必要事項を記録した書面で南部警察署に通知し、書面による通知が困難な場合には、電話等により連絡する。

2 搜索活動

搜索活動は、町職員、消防団のほか南部警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、自主防災会等地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の搜索中に死体を発見したときは、町本部及び南部警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

第3 死体の検案

1 検案の実施

- (1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。
- (2) 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

2 死体の輸送

警察官による検視（見分）及び救護班による検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

第4 死体の収容、安置

1 身元確認

南部警察署、自主防災会等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め死体を引き渡す。

身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

2 死体収容（安置）所の開設

本部長は、公共建物、寺院又は公園など死体収容に適切な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。

死体収容（安置）所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイスなど必要機材を確保する。死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。なお、必要に応じて、協定に基づきふじかわ農業協同組合に協力を要請するものとする。

資料編 ○災害時における遺体安置等の協力に関する協定書

第5 埋・火葬

- 1 死体について、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- 2 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が分かり次第、引き渡す。

第27節 障害物除去計画

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、町が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が町長の補助を得て行うが、知事から実施を委任されたときには町長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第2 障害物除去の要領

障害物の除去は、建設産業部建設班が担当し、町内建設事業者等に請負わせて速やかに実施する。

町のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの

ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの

エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

町は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、町所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、町指定緊急輸送道路（本章第12節「緊急輸送対策」参照）など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害の

おそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第3 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積するものとし、本町では次の場所を予定している。しかしこの場所が使用できない場合等には、所有者の承認を得て私有地を使用するものとし、その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

障害物の集積場所予定地

名称	所在地	土地所有者	敷地面積
アルカディア南部総合公園運動場	南部町大和360	町	12,650㎡
石合町有地	南部町富士19641－1 他	町	2,972㎡

（注） 町有地以外の土地を利用する場合には、所有者と協議をして使用する。

第28節 生活関連事業等の応急対策

第1 電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社）

災害時の電気供給のための応急対策は、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社の計画によるものとするが、おおむね次のとおりである。

1 電力事業者の措置

(1) 防災体制

ア 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第2非常態勢	・大規模な被害が発生した場合（大規模な被害の発生が予想される場合も含む。） ・東海地震注意情報が発表された場合
第3非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度6弱以上の地震が発生した場合

イ 災害対策組織

災害が発生したとき、山梨総支社内に非常災害対策本部を設置する。

(2) 応急復旧対策

ア 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電車、変圧器車等を整備して応急出勤に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

イ 設備の予防強化

(ア) 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じる。

(イ) 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

ウ 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合等には、適切な危険防止措置を講じる。

エ 災害時における広報

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに広報車及び防災行政無線による活用等により直接当該地域に周知する。

(ア) 感電事故及び漏電による出火の防止

(イ) 電力施設の被害状況、復旧予定等

オ 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

2 町の措置

(1) 優先的電力復旧の要請

次の町防災拠点施設への優先的電力復旧の要請を行うものとする。

ア 町役場（南部分庁舎を含む。）

イ 医療機関

ウ 避難場所開設施設

(2) 広報の実施

F M告知端末放送、広報車、町ホームページ等を活用し、次の事項について広報を実施する。

ア 感電事故及び漏電による出火の防止

イ 電力施設の被害状況、復旧予定等

第2 電気通信事業施設（東日本電信電話(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店）

1 防災体制

東日本電信電話(株)山梨支店及び(株)NTTドコモ山梨支店の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

2 災害応急対策

(1) 災害時用公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には、避難所に、罹災者が利用する災害時用公衆電話の設置に努める。

(2) 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対策本部への携帯電話の貸出し及び避難所での充電サービスに努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

3 災害時における広報

(1) 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧状況等の広報を行い、通信ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店等前に設置している掲示板等により、直接当該被災地に周知する。

(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

4 設備の応急復旧

東・西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害に伴う電気設備等の応急普及は、恒久復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

第3 コミュニティガス施設応急保安対策（エネオスグローブエナジー（株））

1 コミュニティガス事業者の措置

(1) ボンベハウス

ア ボンベハウスに異常を認めたとき

（ア） ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。

（イ） 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。

（ウ） 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

イ 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

(2) 導管

ア 本支管及び供給管

（ア） 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。

（イ） 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。

イ 屋外管・屋内管

（ア） 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

（イ） 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。

ウ 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

(3) 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

2 町の措置

(1) 警戒区域の設定等

漏洩、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、峡南広域行政組合消防本部及び南部警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。

(2) 広報の実施

FM告知端末放送、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施する。

ア 使用再開に当たっての注意事項

イ コミュニティガス事業者施設の被害状況、復旧予定等

資料編 ○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等

第4 液化石油ガス応急保安対策

1 液化石油ガス事業者の措置

(1) 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、（一社）山梨県エルピーガス協会に「災害対策本部」を設置する。

(2) 応急対策

- ア 関係機関との連絡
- イ 一般消費者向け広報
- ウ 応急復旧資機材の調達
- エ 復旧要員の派遣

2 町の措置

(1) 警戒区域の設定等

漏洩、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、峡南広域行政組合消防本部及び南部警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。

(2) 広報の実施

F M告知端末放送、広報車、町ホームページ等を活用し、次の事項について広報を実施する。

- ア 使用再開に当たっての注意事項
- イ 液化石油ガス施設の被害状況、復旧予定等

(3) 液化石油ガスの斡旋、供給要請

「災害時におけるL Pガスの供給等に関する協定書」により避難所への液化石油ガスの斡旋、供給等について、積極的な協力を要請するものとする。

資料編 ○町内プロパンガス取扱店一覧
 ○災害時におけるL Pガスの供給等に関する協定書

第5 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 火薬類の応急対策

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

- ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときは、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。
- イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等安全上の措置を講ずる。
- ウ 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じ付近の住民に避難するよう警告する。
- エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるととも

に警察官に通報する。

(2) 町の措置

ア 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。

イ 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、峡南広域行政組合消防本部及び南部警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 爆発又はそのおそれがあると認めたときは、峡南広域行政組合消防本部に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大防止を図る。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

2 高圧ガスの応急対策

(1) 製造者等の措置

ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

イ 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。

ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

(2) 町の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、峡南広域行政組合消防本部及び南部警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、峡南広域行政組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎよ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

3 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。

- ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(2) 町の措置

- ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。
- イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、峡南広域行政組合消防本部及び南部警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。
- ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、峡南広域行政組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。
- エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

4 毒物劇物の応急対策

(1) 毒物劇物の管理者の措置

- ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。
- イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。
- ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

(2) 町の措置

- ア 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。
- イ 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは、峡南広域行政組合消防本部及び南部警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。
- ウ 漏洩、流出又はそのおそれがあるときは、峡南広域行政組合消防本部に出動を要請し、災害防ぎょ又は災害の拡大を防止する。
- エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

第6 郵政業務応急対策

日本郵便株式会社は、郵政事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行う。

1 郵便関係

(1) 郵便はがき等の無償交付

集配郵便局長は、自局区内に非常災害が発生し、災害救助法が発動されたときは、郵便はが

き等の無償交付の決定を行い、局前掲示等で公示する。対象者は、避難所に収容されている者又は被服、寝具その他生活必需品の給与若しくは貸与を受けた者で、被災1世帯当たり通常はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内とする。

(2) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

ア 被災者が差し出す郵便物等の料金免除

当該被災地域の被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常はがき又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、見やすい所に「災害用」と記載された郵便物の料金を免除する。速達及び電子郵便の特殊取扱いを行う。

イ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災の救助を行う地方公共団体及び日本赤十字社等にあてた救助用寄付金・見舞金を内容とした現金書留郵便物及び救助用物資を内容とする普通小包郵便物で見やすい所に「救助用」と記載された郵便物の料金を免除する。

引受局は、簡易郵便局を含むすべての郵便局とする。

ウ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため、必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する。

2 電報・電話関係

被災者が災害救助法が発動された町内に所在する郵便局から発信する、被災状況の通報又は救助を求めることを内容とし東日本電信電話(株)が定める条件に適合する電報・電話は、その料金を免除する。

3 為替貯金関係

郵便局長は、町に災害救助法が発動されたときは、直ちに「郵便貯金の非常払い」や「郵便貯金の非常貸付」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知する。

4 簡易保険・郵便年金関係

郵便局長は、町に災害救助法が発動されたときは、直ちに「保険料等の払込猶予期間の延伸」や「保険金（倍額保険金を含む。）、貸付金等の非常即払」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知する。

5 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体及び中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救護を目的とする寄付金を郵便振替により送金するときは通常払込及び通常振替の料金免除の取扱いを実施する。

第29節 民生安定事業計画

第1 被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 支給条件

(1) 支援金の限度額

対 象		支 給 額	
		複数世帯	単身世帯
基 支 援 金	全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯	100万円	75万円
	大規模半壊世帯	50万円	35.5万円
加 支 援 金	その居住する住宅を建築し、又は購入する世帯	200万円	150万円
	その居住する住宅を補修する世帯	100万円	75万円
	その居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く。）	50万円	37.5万円

※支給額は、基礎支援金と加算支援金の合計額となる。

世帯人数が一人の場合は、各該当金額の4分の3の額

3 町の事務

町は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するに当たって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- (1) 町名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊・全焼・全流失、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）
- (4) その他必要な事項

第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援事業

第1の被災者生活再建支援法に基づく救済を受けられない自然災害による被災者を対象に、平成28年1月1日より、県・町が共同で被災者の生活再建を支援するための支援金支給制度を実施する。

1 適用要件

- (1) 対象となる自然災害
県内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害
- (2) 対象となる被災世帯
支給額は、以下の「基礎支援金」と「加算支援金」の支援額の合計額となる。

2 支給条件

被災者生活再建支援法と同一。

資料編	○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱 ○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定

第3 中小企業金融対策

1 融資

融資は、次のとおりである。

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	使途	限度額	利率	期間	担保等	備考
中小企業金融公庫 甲府支店 (代理店) 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害 復旧 貸付	を被災した中小企業者 を被災した中小企業者 を被災した中小企業者	災害救助法発動地域のうち、公庫、金庫が特に指定した地域に所在する直接又は間接に被害	既往貸付の残高にかかわらず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率。 ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 15年以内（2年以内の据置期間を含む。） 運転資金 10年以内（2年以内の据置期間を含む。）	必要に応じて担保・保証人を求める。	特別利率を適用する場合は市町村長その他担当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要
国民金融公庫 甲府支店 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害 貸付			(1) 各貸付ごとの融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。	災害貸付の利率。 ただし、特定の激甚災害の場合はその都度定める。	普通貸付 10年以内（2年以内の据置期間を含む。） 特別貸付は各貸付制度に定められた機関		
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害 復旧 資金			組合 2,000,000万円以内 構成員 200,000万円以内	商工中金所定の利率。ただし、特定の激甚災害等についてはその都度定める。	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)		
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済変動対策 融資 (災害復旧関係)	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 (一企業限度額 5,000万円)	1.40%	設備資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 7年以内 (2年以内の据置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる。	直接被害者は原則として市町村長の発行する被害証明書が必要
	経済変動対策 融資 (東日本大震災復興関係)			設備資金 3,000万円 運転資金 3,000万円 (一企業限度額 3,000万円)	1.40%	設備資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)		

2 信用保証について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による災害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」による東日本大震災復興緊急保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 東日本大震災復興緊急保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額、災害関係保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

第4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

1 新築住宅 400万円、18年償還（うち3年据置き）

2 改修住宅 200万円、11年償還（うち1年据置き）

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※貸付利率 災害発生時の支援機構の融資金利と同率

第5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む。）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の用途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・融資機関が負担） ※保証料も融資機関負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	J A

2 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で町長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の用途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金

貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50%以上の者）に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	——
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（平成29年12月20日現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っているものについては、年間経営費の3/12に相当する額、又は粗収入の3/12に相当する額のいずれか低い額
貸付利率	年0.20%
据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第6 災害援護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子父子寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯（原則官公署の発行する罹災証明書が必要）	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子父子寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始283万円 事業継続142万円
貸付期間	7年以内 （6月以内の据置き）	10年以内 （うち3年据置き）	住宅7年以内2年据置き 開始7年以内2年据置き 継続7年以内2年据置き
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等

貸付利率	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）	年3%	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	南部町（県は全額町に貸与、国はそのうち2/3を貸与する。）	県

第7 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・町・日本赤十字社県支部・共同募金会・婦人会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第8 労働力確保対策

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

1 労働力の確保

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

(1) 鰍沢公共職業安定所長は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。

ア 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。

イ 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。

ウ 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。

また、あらかじめ、常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者についてはあらかじめ居住地、連絡先、連絡方法等を整理しておく。

(2) 町長は、鰍沢公共職業安定所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

2 災害応急対策求人について

町長又は防災関係機関の長は、鰍沢公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申込みを行うものとする。

(1) 職種別所要求人の数

(2) 作業場所及び作業内容

(3) 作業時間、賃金等の労働条件

(4) 宿泊施設の状況

(5) 必要とする期間

(6) その他必要な事項

3 その他

- (1) これら災害応急対策に鯉沢公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準をもととすること。
- (2) 鯉沢公共職業安定所長は、2の求人により応募した就労希望者の配置については、緊急度、重要度等について峡南地域県民センター所長と協議し、必要に応じ適宜調整を行いながら実施するものとする。

第9 罹災証明書の交付

被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、罹災証明の発行に必要な住家の被災状況の調査を行う場合は、必要に応じて協定を締結している県土地家屋調査士会及び県行政書士会に協力を求めるものとする。

このため、平常時より住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

資料編	○ 罹災証明願 ○ 指定避難所一覧 ○ 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書 ○ 大規模災害時における被災者支援に関する協定書

第10 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者からの情報を提供するものとする。

第11 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、町は国、県と連携し、避難者の様々な行政手続が1か所で行える体制整備に向けて検討する。

第30節 災害ボランティア支援対策計画

第1 災害ボランティアの受け入れ

町、町社会福祉協議会、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施できるよう、県及び関係団体等との情報共有体制等の連携を強化する。

第2 災害ボランティアの促進

県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部の整備促進に努めるものとする。町及び町社会福祉協議会は県と連携をとりながら、活動に努める。

また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、それぞれ互いに協力するものとする。

さらに、町、県及び関係団体は、被災地入りしているNPO、ボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

第5章 原子力災害対策計画

第1節 原子力災害予防対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺など様々な影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、山梨県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針及び県計画の改定を受け、見直しを行う必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離を目安に次のとおり設定している。(ア・イは、実用発電原子炉の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ: Precautionary Action Zone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(おおむね半径5km)

イ 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域(おおむね半径30km)

(今後、県計画の改定に合わせて、記載事項を修正)

本章における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「原子力災害」… 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害をいう。
- ・「原子力緊急事態」… 原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」… 原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「原子力事業者」… 原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」… 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

第1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力（株）浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転開始年月日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了年月日	H21. 1. 30		—		

第2 本町で想定される浜岡原子力発電所における原子力災害の影響と取組方針

旧原子力規制庁が平成24年12月に公表した「拡散シミュレーション」によると、本町に最も近い浜岡原子力発電所において、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故と同程度の事故が発生した場合の放射線量は、風向や原子力発電所からの距離を考慮すると、本町への影響はわずかなものであり、町民の生命に直接影響を及ぼす被害は低いと予測されることから、建物内への退避により安全の確保を図る。その一方で、飲料水や農水産物等への影響は否定できないため、放射線量の観測、情報収集を図り、関係機関や住民へ情報提供を行う。

第3 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、県を通じて国、中部電力（株）浜岡原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、連携体制の整備に努める。

第4 モニタリング体制等の整備

町は、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて、収集するとともに、町内でモニタリングが必要と判断された場合には、県から可搬型測定機器等の貸出しを受ける。

第5 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

町は、県とともに、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- 6 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。

第6 防災業務職員に対する研修

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、消防職員等の防災業務職員に対し、必要に応じ県から研修を受ける。

- 1 原子力防災体制に関すること。
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること。

- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- 6 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 8 その他緊急時対応に関すること。

第2節 原子力災害応急対策

本節は、中部電力（株）浜岡原子力発電所において原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態または全面緊急事態が発生した場合（山梨県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制、町内の観測体制の確立

1 警戒事態発生後

警戒事態が発生した場合、町は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、町内関係機関及び町民へ情報提供を行う。

2 施設敷地緊急事態発生後

施設敷地緊急事態が発生した場合、町は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況等について情報を収集し、必要に応じ、町内関係機関及び町民へ情報提供を行う。

3 全面緊急事態発生後

全面緊急事態が発生した場合、町は、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、町内関係機関及び町民へ情報提供を行う。

4 町内の観測体制の確立

原子力緊急事態宣言発出後、町は速やかに役場庁舎、学校、その他公共施設等において放射線量の定期的な観測を開始する。このとき、放射線量の定期的な観測が可能な機関・事業者等から協力の申出があったときは、観測の方法、時間帯等を共通のものとし、観測結果を町に報告するよう求めるものとする。

第2 避難者の受け入れ

1 一時滞在避難所の指定

原子力災害により広域避難が決定した場合、町は、被災市町村からの避難者を受け入れることとなっている。

町は、被災市町村から山梨県内への避難者の受入れ要請があった場合、県と協議のうえ、一時滞在避難所を確保するとともに、社会体育施設等を活用し避難者の受け入れに努める。

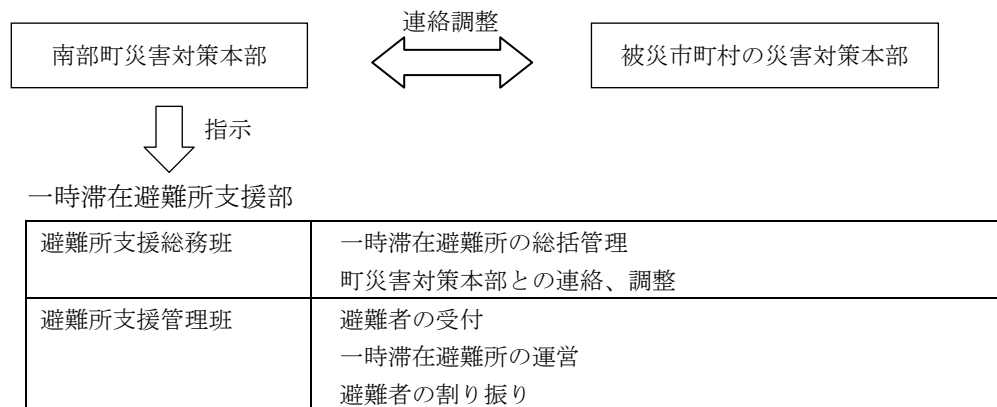
一時滞在避難所は、被災市町村の住民等が、避難所（旅館、ホテル等）に避難するまでの間、一時的に滞在（宿泊）する場所が必要と判断される場合に設置するものであり、本町では、次の公共施設を一時滞在避難所として指定する。

なお、一時滞在避難所の運営は基本的に被災市町村が行うものとし、町は、被災市町村の運営体制が整うまでの間支援する。

一時滞在避難所名	所在地	避難者受入 可能人数	施設管理担当課
南部町総合会館	南部町内船4473－1	190	生涯学習課
南部町活性化センター	南部町富士28505－2	126	生涯学習課
南部町農村環境改善センター	南部町富士28505－2	87	生涯学習課
アルカディア南部スポーツセンター	南部町大和 360	346	生涯学習課
旧町立富河中学校体育館	南部町富士2700－18	229	生涯学習課
旧町立富河中学校校舎	南部町富士2700－18	105	財政課
旧町立万沢中学校体育館	南部町万沢4230	124	生涯学習課
広域柔剣道場	南部町南部8779－1	83	生涯学習課
男女共同参画推進センターびゅあ峡南	南部町内船	72	山梨県

2 避難者受入れ支援の体制

町は、県から一時滞在避難所の開設準備依頼があったとき、災害対策本部を設置し一時滞在避難所の受入れ支援体制を配備する。



3 一時滞在避難所の開設準備

(1) 一時滞在避難所支援部の招集

町災害対策本部は、県から避難者の受入れ要請があった場合、一時滞在避難所支援部の要員を招集し、開設準備を指示するとともに、開設準備状況について、被災市町村に連絡するものとする。

(2) 一時滞在避難所開設のための資機材の準備

町災害対策本部は、一時滞在避難所支援部の要員をもって、開設に必要な資機材を避難所へ搬入するものとする。

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- 原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表1の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、本町に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の避難行動要支援者に十分配慮するものとする。

- 町長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に対する指示があったとき、住民等に対する

屋内退避または指示の措置をとる。

表1 屋内退避又は避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値（※ ¹ ）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h （地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※ ² ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 （移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ³ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転※ ⁴ させるための基準	20 μ Sv/h （地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※ ² ）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間内に一時移転※ ⁴ を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

第4 飲料水・飲食物の摂取制限

- 1 町は、県が行う緊急時モニタリングの結果により汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の要請を受けたときは、必要な措置をとるとともに、住民に対して速やかに情報提供を行う。
- 2 県から要請を受けたとき、又は必要と判断したときは、汚染農畜産物の採取禁止、出荷制限等の措置をとる。

表2 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射線ヨウ素
飲料水	300Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000Bq/kg

対 象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	500Bq/kg

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素の アルファ核種
飲料水	1 Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	10Bq/kg

対 象	ウラン
飲料水	20Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	100Bq/kg

（「原子力災害対策指針」）

第5 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

町は、県が実施する医療活動に協力するとともに、活動の情報を住民に提供し、住民の健康対策を支援する。

第6 住民等への的確な情報伝達活動

町は県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

第7 風評被害等の影響への対策

町は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第8 除染対策

町内で、通常の値を超える放射線量が観測された場合、国、県にその旨を報告し、除染対策に努める。

第6章 火山対策計画

本町は、県が定める「富士山周辺市町村」（富士山の噴火による噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響範囲を有する市町村）や「降灰後危険予想範囲市町村」（降灰が10cm以上と予想され、降灰後の降雨による土石流が予想される市町村）には含まれていない。

しかし、隣接する身延町が「富士山周辺市町村」と指定されているほか、静岡県富士宮市も同様の被害が想定されており、本町においても直接的な被害は想定されていないものの、一定の対策が必要である。

本章では、本町の状況に即した火山災害予防対策及び火山災害応急対策について記述するものとする。

第1節 概要

第1 火山の現象及び情報の種類

1 想定される火山現象とその危険性

火山噴火の前兆現象及び火山災害事象は以下のとおりである。なお、本町において発生が想定されていない事象を含めて記述する。

(1) 想定される前兆現象

ア 火山性地震（かざんせいじしん）

火山周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火する前や噴火中に地震が起こる現象である。多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれもある。

イ 火山性微動（かざんせいびどう）

地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。

ウ 山体膨張（さんたいぼうちょう）

山体の一部が膨張する現象である。

エ 噴気（ふんき）

火山内部から噴出する気体で、通常大部分が水蒸気であるが、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガスなどが含まれることもある。

(2) 火山災害事象の解説

ア 溶岩流（ようがんりゅう）

1,000℃前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さである。

イ 降灰（こうはい）

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは、厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

ウ 噴石（ふんせき）

噴火時に火口から放り飛ばされる直径数センチ以上の岩片を噴石という。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2キロ以内は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるため危険である。なお、このような噴石のほか、小石や軽石は、風下では風に乗って遠く離れた地域にも到達することがある。1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10キロほど離れた場所で20センチ程度の軽石が到達し、さらに20キロ離れた所でも数センチの軽石が到達した。

エ 火砕流（かさいりゅう）・火砕サージ（かさいさーじ）

高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、発生が予想される場合には事前に避難する必要がある。

オ 融雪型火山泥流（ゆうせつがたかざんでいりゅう）

雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。主に谷底など低い所を流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。

カ 降灰後の降雨による土石流（こうはいごのこううによるどせきりゅう）

山の斜面に厚く積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10センチ以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。

キ 岩屑なだれ（がんせつなだれ）

山の一部が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れてくる。富士山では、約2900年前に御殿場方面に崩れたことや、さらに昔にも複数回あった可能性があるとの記録がある。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。

ク 雪泥流（せつでいりゅう）

雪代（ゆきしろ）・スラッシュ雪崩（なだれ）ともいい、融雪期の降雨、急激な気温上昇等により融雪が進むことによる流水が引き金となり、雪や土砂が混じって流下する現象である。富士山では、中世や江戸時代には麓の村をおそった大規模な雪代があったことが古文書に記録されている。

ケ 水蒸気爆発（すいじょうきばくはつ）

熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯や湖に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがある。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石や爆風の危険があるので注意が必要となる。

コ 火山ガス（かざんがす）

火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出す現象で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。

サ 空振（くうしん）

噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接の影響はないが、規模が大きい場合には、窓ガラスなどが割れることもあるので注意が必要である。

シ 洪水氾濫（こうずいはんらん）

川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流や溪流などからの土砂流入によって下流に流されてきて川底に溜まることによって、本流の河床が上昇して洪水が起こる現象である。宝永の噴火後には、神奈川県酒匂川などで繰り返し被害があった。川沿いでは注意が必要である。

ス 津波（つなみ）

山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生する。富士山で発生した実績は確認されていないが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要がある。

2 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

国（気象庁）の発表する噴火情報・火山情報等の種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と想定される現象等は、次のとおりである。

(1) 噴火警報・火山情報等の種類

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

気象庁が、警報の解除を行う場合等に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。
		4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険が及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。状況によっては、今後の情報等に注意を促す。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。
		2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等
噴火予報	火口内等	1（活火山であることを留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）	特になし。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

※噴火の規模の区分は、噴出量により2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。

エ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

（ア）降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
- ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表

- ・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

（イ） 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表
- ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

（ウ） 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
- ・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1mm以上 1 mm未満
少量	0.1mm未満

オ 火山情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

（ア） 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

（イ） 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

（ウ） 富士山の火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

（エ） 週間火山概況

過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

（オ） 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

（カ） 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

カ 噴火速報

気象庁が、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表する。

第2節 火山災害応急対策

本町における火山噴火の被害は、降灰を中心とした限定的なものと考えられる。したがって、火山災害応急対策として以下の対策をとるものとする。

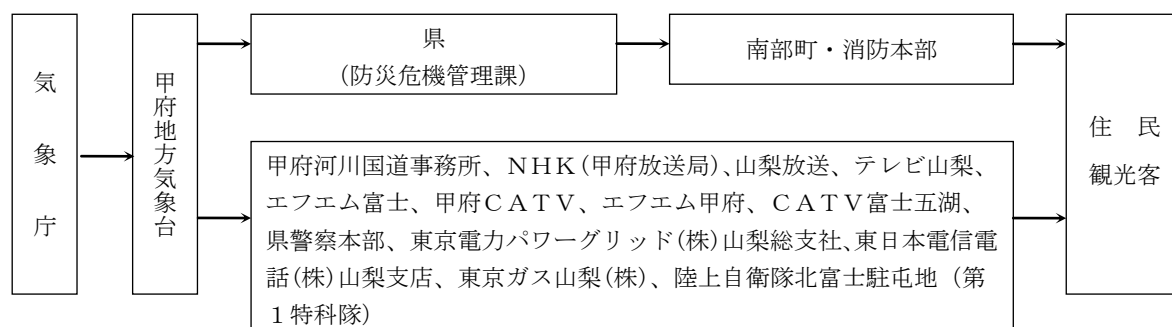
第1 噴火・降灰状況の情報収集・伝達

気象庁地震火山部が富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。また、県内への影響が予想される他火山の降灰予想についても同様の通報・伝達を行う。

町は、噴火・降灰に関する情報を県から入手したときは、住民に対してFM告知端末放送、町ホームページ、町防災行政無線、広報車等により速やかに伝達する。

また、必要に応じて、住民がとるべき措置を検討し、住民に対して周知徹底を図る。

伝達系統（降灰予報及び火山情報等）



第2 降灰の処理

- 1 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。
- 2 町は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置場、火山灰の利用、処分等について事前に検討を行う。
- 3 道路管理者は、あらかじめ、ロードスweeper（道路清掃車）等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、火山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。

- 4 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

第3 避難者の受け入れ

- 1 一時滞在避難所の指定

町は、噴火等により被災市町村又は県から避難者の受入れ要請があった場合、県と協議のうえ、一時滞在避難所を確保するとともに、社会体育施設等を活用し避難者の受け入れに努める。

る。なお、鳴沢村から広域避難の要請を受けたときは、「富士山火山噴火時における鳴沢村の広域避難に関する覚書」に基づき必要な対応をとるものとする。

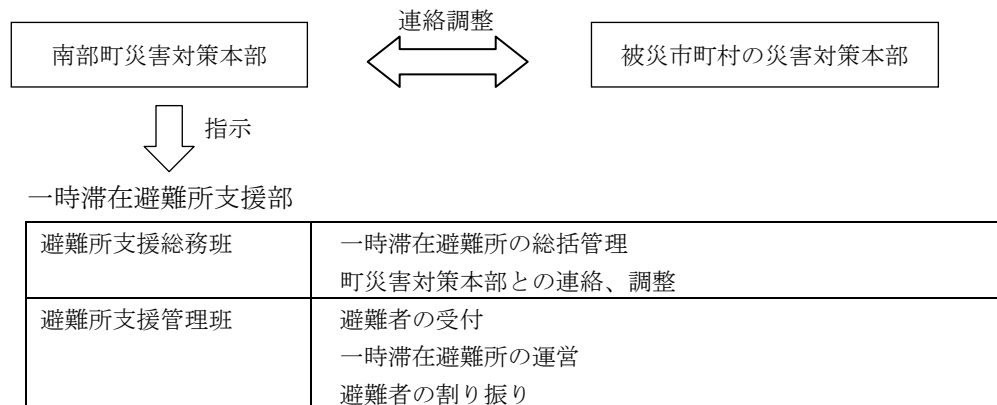
一時滞在避難所は、被災市町村の住民等が、避難所（旅館、ホテル等）に避難するまでの間、一時的に滞在（宿泊）する場所が必要と判断される場合に設置するものであり、本町では、次の公共施設を一時滞在避難所として指定する。

なお、一時滞在避難所の運営は基本的に被災市町村が行うものとし、町は、被災市町村の運営体制が整うまでの間支援する。

一時滞在避難所名	所在地	避難者受入 可能人数	施設管理担当課
南部町総合会館	南部町内船4473－1	190	生涯学習課
南部町活性化センター	南部町富士28505－2	126	生涯学習課
南部町農村環境改善センター	南部町富士28505－2	87	生涯学習課
アルカディア南部スポーツセンター	南部町大和 360	346	生涯学習課
旧町立富河中学校体育館	南部町富士2700－18	229	生涯学習課
旧町立富河中学校校舎	南部町富士2700－18	105	財政課
旧町立万沢中学校体育館	南部町万沢4230	124	生涯学習課
広域柔剣道場	南部町南部8779－1	83	生涯学習課
男女共同参画推進センターびゅあ峡南	南部町内船	72	山梨県

2 避難者受入れ支援の体制

町は、被災市町村又は県から一時滞在避難所の開設準備依頼があったとき、災害対策本部を設置し一時滞在避難所の受入れ支援体制を配備する。



3 一時滞在避難所の開設準備

(1) 一時滞在避難所支援部の招集

町災害対策本部は、被災市町村又は県から避難者の受入れ要請があった場合、一時滞在避難所支援部の要員を招集し、開設準備を指示するとともに、開設準備状況について、被災市町村及び県に連絡するものとする。

(2) 一時滞在避難所開設のための資機材の準備

町災害対策本部は、一時滞在避難所支援部の要員をもって、開設に必要な資機材を避難所へ搬入するものとする。

資料編 ○富士山火山噴火時における鳴沢村の広域避難に関する覚書

第4 応援の派遣

町は、被災市町村又は県から応援の要請を受けたときは、その内容に応じて、町職員その他必要な技能を有した者等の派遣を行う。

第5 救援物資の供給

町は、被災市町村又は県から応援の要請を受けたときは、必要な食料・生活必需品等の供給を行う。

第6 避難行動及び緊急輸送活動のための不要不急の外出の抑制

噴火・降灰により富士山周辺市町村からの避難行動及び富士山周辺市町村への緊急輸送活動のため、町内の道路が渋滞する可能性があることから、町は、緊急輸送道路沿道の住民に対して不要不急の外出を控えるよう、広報に努める。

第7章 災害復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握とあわせて恒久的計画をたてるものとする。

第1 災害復旧・復興対策計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行うものとする。なお、町内に著しく異常かつ激甚な災害が発生したときは、必要に応じて、県に工事の代行を要請する。

なお、平常時より民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成に当たっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

第2 災害復旧・復興対策計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
 - (4) 下水道災害復旧事業計画
 - (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
 - (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
 - (4) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画

- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

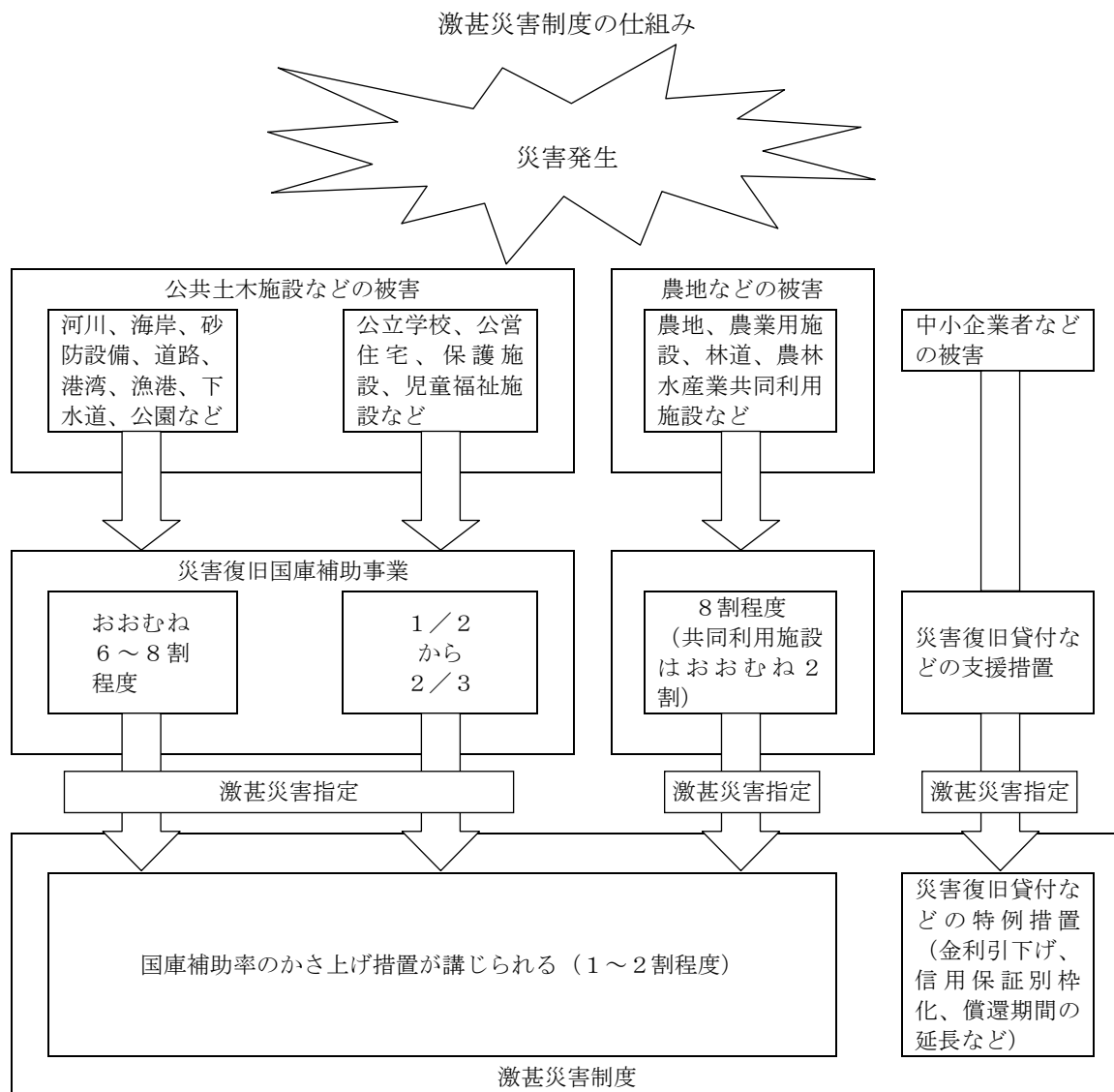
第2節 激甚災害の指定に関する計画

第1 計画の方針

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努めるものとする。

第2 激甚災害に関する調査

- 1 知事は、町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 3 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。



地 震 編

第1章 地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとした。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章「東海地震に関する事前対策計画」をもってあてる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

町は、次の事項を実施する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、業務継続計画を策定するなど、平時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制など

を整備する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助に当たるものとする。

(1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓の伝承
- ウ 大規模な地震防災訓練の実施
- エ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 建築物等耐震対策の強化促進
- キ 危険物等災害予防対策の推進
- ク 地震防災応急計画の作成・指導
- ケ 自主防災会の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- コ 大震火災対策の推進
- サ アからコまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の勧告及び指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 備蓄物資の放出及び知事に対する物資等の供給、斡旋要請
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- ス 町の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 地震災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 大規模な地震防災訓練の実施
- オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ク 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ケ 危険物等災害予防対策の推進
- コ 地震防災応急計画の作成指導
- サ 自主防災会の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- シ 大震火災対策の推進
- ス アからシまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の勧告及び指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎの措置

(3) 地震災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

- ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- イ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - （ア） 預貯金等の中途解約等の特例措置
 - （イ） 手形交換の特例措置
 - （ウ） 休日営業の特例措置
 - （エ） 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - （オ） 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - （カ） 保険料支払いの迅速化措置
- ウ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付

(2) 関東農政局（山梨支局）

- ア 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
- イ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
- ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
- エ 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設等の整備
- オ 地震防災に関する情報の収集及び報告
- カ 主要食料等の在庫状況把握

(3) 関東森林管理局東京分局（山梨森林管理事務所）

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持造成
- イ 民有林直轄治山事業の実施
- ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給

(4) 関東運輸局（山梨運輸支局）

- ア 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
- イ 緊急輸送に使用し得る連絡体制の確立

(5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）

- ア 東海地震に関連する情報等の通報
- イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
- ウ 地震情報の発表と伝達
- エ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
- オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置

(6) 関東総合通信局

- ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

- (7) 山梨労働局（鯉沢労働基準監督署）
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止
- (8) 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、災害対策について次の事項を行う。

 - ア 災害予防
 - (ア) 災害対策の推進
 - (イ) 危機管理体制の整備
 - (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - (エ) 防災教育等の実施
 - (オ) 防災訓練
 - (カ) 再発防止対策の実施
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 災害発生直後の情報の収集・通信の確保（「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣を含む。）
 - (イ) 活動体制の確立
 - (ウ) 政府本部への対応等
 - (エ) 災害発生直後の施設の緊急点検
 - (オ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - (カ) 災害発生時における応急工事等の実施
 - (キ) 災害発生時における交通の確保等
 - (ク) 緊急輸送
 - (ケ) 代替輸送
 - (コ) 二次災害の防止対策
 - (サ) ライフライン施設の応急復旧
 - (シ) 地方自治体等への支援（支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣を含む。）
 - (ス) 被災者・被災事業者に対する措置
 - (セ) 災害発生時における広報
 - (ソ) 自発的支援への対応
 - (タ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
 - ウ 災害復旧・復興
 - (ア) 災害復旧・復興の基本方針
 - (イ) 災害復興の実施
 - (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
 - (エ) 都市の復興
 - (オ) 借地借家制度等の特例の適用

- (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
- (キ) 被災事業者等に対する支援措置
- (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- エ 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画
 - (ア) 地震防災応急対策に係る措置
 - (イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - (ウ) 中央防災会議主事会議の申合せ
 - (エ) 大規模な地震に係る防災訓練
 - (オ) 地震防災上必要な教育及び広報
- オ 南海トラフ地震防災対策推進計画
 - (ア) 初動体制の立ち上げ
 - (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
 - (ウ) 被災状況等の把握
 - (エ) 被災者の救命・救助
 - (オ) 被害の拡大防止・軽減
 - (カ) 被災した地方公共団体支援
 - (キ) 被災者・避難者の生活支援
 - (ク) 施設等の復旧、被災地域の復興
 - (ケ) 強い揺れへの備え
 - (コ) 巨大な津波への備え
- カ 首都直下地震対策計画
 - (ア) 首都中枢機能の継続
 - (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
 - (ウ) 所管施設・事業者における利用者の安全確保
 - (エ) 被災状況等の把握
 - (オ) 被災者の救命・救助
 - (カ) 被害の拡大防止・軽減
 - (キ) 被災した地方公共団体支援
 - (ク) 被災者・避難者の生活支援
 - (ケ) 施設等の復旧、首都圏の復興
 - (コ) 強い揺れへの備え
 - (サ) 巨大な津波への備え

4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

- (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練

- オ その他
 - （ア） 防災関係資機材の点検・整備
 - （イ） 隊員の非常参集体制の整備
- （2） 災害派遣の準備
 - ア 地震災害警戒本部会議への参加
 - イ 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達
 - ウ 災害派遣初動の準備
 - エ 災害等情報の収集
 - オ 通信の確保
 - カ 要請等の確認及び派遣要領の決定
- （3） 災害派遣の実施
 - 要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣
- （4） 撤収及び撤収後の措置
- 5 指定公共機関
 - （1） 東海旅客鉄道株式会社
 - ア 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達
 - イ 列車運転規制措置
 - ウ 旅客の避難、救護体制の確立
 - エ 列車の運行状況等の広報
 - オ 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
 - カ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - （2） 東日本電信電話(株)（山梨支店）、(株)NTTドコモ山梨支店
 - ア 主要通信の確保
 - イ 通信疎通状況等の広報
 - ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
 - エ 気象警報等の市町村長への伝達
 - （3） 日本郵便株式会社
 - ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

- (4) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその準備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
- (5) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - イ 非常組織の整備
 - ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - エ 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道
- (6) 日本通運株式会社（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - ウ 知事及び各機関からの車両借り上げ要請に対処し得る体制の確立
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する各種情報等の報道
 - イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
 - ウ 日本放送協会に準ずる措置
 - (2) 輸送機関（山梨交通(株)、社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
 - ウ 知事及び各機関からの車両借上げ要請に可及的速やかに即応し得る体制の整備
 - (3) ガス供給機関（(一社)エルピーガス協会）
 - ア ガス供給施設の保安整備
 - イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - ウ 被災地に対するガス供給体制の確立
 - (4) 医師会（南巨摩郡医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

7 南部警察署

- ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
- イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
- ウ 被災者の救出、救護
- エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 農業協同組合（ふじかわ農業協同組合）、森林組合（南部町森林組合）等農林業関係団体

- ア 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
- イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
- ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
- エ 農林業生産資材等の確保、斡旋

(2) 南部町商工会

- ア 町が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
- イ 災害時における物価安定についての協力体制の確立
- ウ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立

(3) 病院等医療施設の管理者

- ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
- イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
- ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達

(4) 社会福祉施設及び学校施設の管理者

- ア 児童生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達
- イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
- ウ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
- エ 災害時における収容者の保護受け入れの準備
- オ 火気使用及び実験学習の中止
- カ 応急医薬品の整備

(5) 公共施設等の施設管理者

- ア 避難訓練の実施
- イ 災害時における応急対策

(6) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会山梨県支部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）

- ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
- イ 民間賃貸住宅の情報の提供
- ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供

(7) （公財）山梨県下水道公社

- ア 災害発生時の情報収集、緊急点検、緊急調査、緊急対応の策定

イ 緊急対応用資機材の整備、配置計画

ウ 関係機関との連絡調整

9 その他の公共的団体

(1) 南部町社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会）

ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ ボランティアの登録・受付等とその受入れ体制の確保

(2) 山梨県ボランティア協会

ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ ボランティアの登録・受付等とその受入れ体制の確保

第2節 南部町の特質と過去の地震災害

一般災害編第1章第2節「南部町の概況」を準用する。

第3節 地震被害想定（東海地震）

第1 調査の前提

1 目的

平成15年に中央防災会議（内閣府）から、新たな東海地震の想定震源域が示されたことを機に、県は、次の理由でこの東海地震被害調査を実施し、「山梨県東海地震被害被害想定調査報告書（平成17年）」にまとめ、公表した。

- ・ 想定震源域が見直されたことにより、山梨県内での想定震度と揺れ・液状化に伴う各種被害状況が前回実施した「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」と異なってくると考えられたこと。
- ・ 山梨県は丹波山村及び小菅村を除く全市町村（平成18年3月1日現在）が震度6弱以上の揺れが想定される「東海地震防災対策強化地域」に指定されており、県内全域に大きな影響を及ぼすと考えられること。
- ・ 100～150年周期で発生すると考えられている東海地震であるが、前回の「安政東海地震」（1854年）から150年が経過しており切迫性が高いため、早急に対策を進める必要があること。
- ・ 国（内閣府）においても東海地震が広域に被害を及ぼすと考えられる海溝型地震であることから、地震防災対策強化地域を一つの被災地とみなし、広域的な防災体制の確立に向けて、事前対策を早急に進めていること。

これらの理由から、調査を実施し、その成果を各防災関係機関が進める具体的な地震防災対策に資する基礎資料とする。

2 想定震度

被害想定基礎となる震度分布を詳細に検討するためには、多くの地盤データが必要であり、また甲府盆地の過去の地震災害の状況から、堆積盆地特有の地下構造が地表の揺れに影響を与えることも考えられる。以上のことから県地域振興局建設部等のボーリングデータ約1,000本をはじめ、文献等を検討するとともに、平成13年～15年度に実施した「甲府盆地地下構造調査」成果を活用して地盤構造に関する基礎データ（地盤モデル）を整理した。

これらをもとに、甲府盆地250mメッシュ、その他の地域500mメッシュ単位に地震動計算を行った。

具体的には、中央防災会議での地震波形データを入手し、地盤モデルに基づいて計測震度等を算出し、中央防災会議の計算結果（1kmメッシュ）も検討・考慮した結果、原則として震度の異なるメッシュにおいて、その最大値を選択した（安全側の選択）。

3 想定ケース

被害の様相が異なることが想定される代表的な季節、時間帯を前提条件として想定した。

- 想定地震：東海地震（マグニチュード8.0、地震動計算には最も山梨県に被害を及ぼすことが想定される地震の発生パターン「D1」モデル（中央防災会議）を採用）
- 地震発生時刻：①冬の朝5時（阪神・淡路大震災と同様のケースで、建物被害の影響が最も大きいと思われるケース）②春秋の昼12時（関東大震災と同様のケース）③冬の夕方18時（火災の影響が大きいと思われるケース）を想定した。
- 予知について：地震発生時刻①～③のそれぞれについて、地震予知情報がなく、突発で発生した場合と、地震予知情報により警戒宣言が発令された場合についても想定を行った。

第2 地震動・液状化

地震動については、町のほぼ全域で震度6強又は震度6弱、南部の一部地域及び富士川流域では震度7が点在している。液状化危険度については、富士川流域で一部危険性があるものの「危険度は極小」という想定結果になっている。

第3 斜面崩壊

1 斜面崩壊危険度

本町の急傾斜地崩壊危険箇所のうち97か所が「危険性が高い」、19か所が「危険性がある」と想定され、また、地すべり危険箇所は3か所が「危険性が高い」、2か所が「危険性がある」と想定されており、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所の約6～8割がランクAに属している。

	ランクA (危険性が高い)	ランクB (危険性がある)	ランクC (危険性が低い)	計
急傾斜地崩壊危険箇所	97	19	0	116
地すべり危険箇所	3	2	0	5

2 斜面崩壊による人家被害

急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は、全壊47棟、半壊108棟である。

全壊棟数	半壊棟数
47	108

3 全箇所に対策工が施された場合の対策効果

全壊、半壊ともに被害が約 1 割に減少するとされている。

全壊棟数	半壊棟数
5	13

第 4 建物被害

本町では、地震動が大きいため、多くの建物被害が発生するものと想定され、中でも木造建物の被害が大きく町内木造建物の約78%が全壊若しくは半壊等の被害を受けるものとされている。その他 R C 造、S 造、軽量 S 造等の建物の被害率も高く、町内全建物の約64%が全壊若しくは半壊等の被害を受けるものとされている。

なお、本町は液状化の危険性が極めて少ないと想定されているため、建物被害のほとんどは地震動そのものに伴うものである。

1 揺れ・液状化による被害棟数

建物区分	棟 数						被 災 率					
	木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計	木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計
全壊	1,222	4	27	22	4	1,279	32.7%	9.3%	11.8%	13.1%	33.3%	30.5%
半壊	1,160	7	51	26	4	1,248	31.0%	16.3%	22.4%	15.5%	33.3%	29.8%
大破	510	2	12	11	2	537	13.7%	4.9%	5.2%	6.7%	13.3%	12.8%
中破	451	2	16	15	1	486	12.1%	5.6%	7.1%	9.0%	10.8%	11.6%

注：被災率は南部町建物棟数（木造3,740棟、R C 造43棟、S 造228棟、軽量 S 造168棟、その他12棟、合計4,191棟（固定資産課税台帳調べ））に基づき算出した。

2 揺れによる被害棟数

建物区分	棟 数						被 災 率					
	木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計	木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計
全壊	1,220	4	27	22	4	1,277	32.6%	9.3%	11.8%	13.1%	33.3%	30.5%
半壊	1,155	7	51	26	4	1,243	30.9%	16.3%	22.4%	15.5%	33.3%	29.7%
大破	508	2	12	11	2	535	13.6%	4.9%	5.1%	6.7%	13.3%	12.8%
中破	446	2	16	15	1	481	11.9%	5.3%	7.0%	8.9%	10.8%	11.5%

注：被災率は南部町建物棟数（木造3,740棟、R C 造43棟、S 造228棟、軽量 S 造168棟、その他12棟、合計4,191棟（固定資産課税台帳調べ））に基づき算出した。

3 液状化による被害棟数

建物区分	棟 数						被 災 率					
	木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計	木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計
全壊 (=大破)	2	0	0	0	0	2	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
半壊 (=中破)	5	0	0	0	0	5	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%

注：被災率は南部町建物棟数（木造3,740棟、R C造43棟、S造228棟、軽量S造168棟、その他12棟、合計4,191棟（固定資産課税台帳調べ））に基づき算出した。

4 対策時の揺れによる全壊棟数

対策効果として、ここでは、すべての建物が耐震補強・建て替えがなされ、新耐震基準並みの強度をもつようになった場合を想定し、揺れによる全壊棟数の低減効果をみることにした。

対策効果を考慮した場合の揺れによる全壊棟数は次のとおりである。

対策時の全壊棟数						対策による全壊棟数の低減率					
木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計	木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計
414	1	14	10	1	440	34%	25%	52%	45%	25%	34%

このように全体としては、全壊棟数は対策前の約34%にまで減少する。これは、構造の大部分を占める木造建物の全壊棟数が対策前の約34%にまで低減していることが影響している。建物の耐震対策は一朝一夕には進まないが、着実に耐震化を実施することで大きく被害を軽減することができることを示唆している。

第5 火災

冬5時に地震が発生した場合には、2件の出火があり、1件が消火され、5棟が焼失する。

春秋12時の地震が発生した場合には、昼時で調理用の器具が多く利用されている時間帯である分、冬5時よりは出火が多く、合計で3件、うち2件が炎上するが、これらはすべて消火されるため、焼失棟数も10棟にとどまる。

冬18時は暖房器具が利用される冬期で、かつ最も調理器具が利用される時間であるため出火件数は12件と多く、うち6件が炎上する。大規模な延焼火災は発生しないものの、26棟もの焼失被害が発生するものと想定されている。

予知ありの場合は、火気器具や電熱器具等の使用が差し控えられるため、出火件数は1件と少なく、すべて消火される。このため、5棟の焼失にとどまる。

	全出火件数	炎上出火件数		消火件数	焼失棟数
		木造	非木造		
冬5時	2	1	0	1	5
春秋12時	3	2	0	2	10
冬18時	12	5	1	6	26
予知あり	1	1	0	1	5

第6 ライフライン被害

1 上水道施設

(1) 物的被害

上水道施設における被害の想定結果は次のとおりである。

配水管被害は、319.6か所（2.76か所／km）で発生すると想定される。

配水管延長 (km)	被害箇所数 (か所)	被害率 (か所／km)
115.6	319.6	2.76

注：施設延長は、平成14年度水道統計調査より

(2) 機能支障

上水道における機能支障（断水）は、発生直後の断水戸数は約3,030戸（約99.1%）とほぼ全戸で断水が想定され、発生1週間後でも約2,414戸（約78.9%）と高い断水率が想定されている。

需要家数 (戸)	断水率（%）				断水需要家数（戸）			
	直後	1日後	2日後	1週間後	直後	1日後	2日後	1週間後
3,058	99.1	91.5	91.2	78.9	3,030	2,797	2,790	2,414

注：需要家数（給水戸数）は、平成16年度末現在

(3) 復旧日数

全県的な復旧には約1か月を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1か月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定により円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

2 LPガス

(1) 機能支障

LPガスの要点検需要家数（建物被害による使用不能も含む。）は、約1,961戸（約60.3%）と想定される。LPガスは主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、建物被害と似た傾向となっている。

LPガス需要家数 (戸)	要点検需要家数 (戸)	LPガス機能支障 率（%）
3,252	1,961	60.3

注：全世帯数から都市ガス需要家数を差し引いたものをLPガス需要家数とした。

(2) 復旧日数

復旧は都市ガスに比べると早く、全県的な復旧日数は約1～2週間と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1～2週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定により円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

3 電力施設

(1) 物的被害

電力施設における物的被害は地中配電線約0.1km（約1.63%）、電柱約73基（2.25%）、架空配電線約0.9km（0.92%）と想定される。

地中配電線			電柱			架空配電線		
地中配電線 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱基数 (基)	被害基数 (基)	被害率 (%)	架空配電線 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
4.0	0.1	1.63	3,230	73	2.25	100.9	0.9	0.92

(2) 機能支障

電力施設における機能支障は4,594戸（約96.4%）で、ほぼ全戸で停電被害が発生するものと想定される。

需要家契約口数 (口)	停電率 (%)	停電需要家契約口数 (口)
4,766	96.4	4,594

注：需要家契約口数は、全県における一般家庭需要家契約口数（平成16年2月末現在）をもとに、世帯数により市町村ごとに配分した。

(3) 復旧日数

復旧は他のライフラインに比べ早く、全県的な復旧日数は約5日程度と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約5日

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定により円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

4 電話通信

(1) 一般電話

ア 物的被害

一般電話における物的被害の想定結果は、地中ケーブル約0.4km（約1.63%）、電柱約99.1本（約2.25%）、架空ケーブル約1.0km（約1.02%）と想定される。一般電話施設における物的被害等による通話機能支障の想定結果は次のとおりであるが、これ以外に輻輳の問題があり、一般電話は数日間かかりにくい状況になると考えられる。

地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
地中ケーブル延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
23.2	0.4	1.63	4,403	99.1	2.25	94.8	1.0	1.02

注1：電話通信設備量は、平成15年3月末現在

注2：電柱本数は、NTT交換ビル別電柱本数をもとに市町村別値を推定

イ 機能支障

通信機能支障件数は、1,188件（約27.1%）と想定される。

加入件数（件）	通話機能支障率 (%)	通話機能支障件数 (件)
4,392	27.1	1,188

注：加入件数は、全県における加入件数（平成15年3月末現在）

をもとに、世帯数により市町村ごとに配分した。

ウ 復旧日数

全県的な復旧には約1週間を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定により円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(2) 携帯電話

携帯電話の契約口数は、年々増加傾向にあるが、設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる（仮に被災した場合でも、複数の無線基地局でエリアをカバーしていることから、1施設程度の被害では大きな影響には至らないと想定される。また、支障が発生した場合でも3日以内程度で可搬式基地局を設置し機能回復を図ることも可能と考えられる。）。携帯電話は無線と有線の併用による通信システムであることから、一般電話と比較した場合、地震による影響は受けにくいシステムではあるが、完全な無線通信ではないことから基地局と交換機を結ぶケー

ブルの被害等が想定される。また、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し輻輳が発生する。

阪神・淡路大震災、芸予地震、新潟県中越地震等過去の事例から判断しても、携帯電話は一般電話と同様に激しい輻輳により利用が困難となる状況が考えられる。しかし、東日本電信電話(株)による災害伝言ダイヤル(171)や(株)NTTドコモ、auによる災害伝言板サービス等の運用は災害時において安否情報の確認などに大きな効果を発揮すると考えられる。

第7 交通施設等被害

1 道路施設

緊急輸送道路指定路線について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。本町で第1次緊急輸送道路に指定されている国道52号、第2次緊急輸送道路に指定されている富士川身延線では、ランクAとなるほか、一部区間でランクAAとなる。

身延町以南では一部地震7も発生し、国道52号による甲府市方面からのアクセスは困難となるし、また、ランクAとなる区間が点在する国道139号線、300号線による富士吉田市方面からのアクセスも困難となることから、本町及び身延町は孤立する可能性がある。

注：道路の利用可能想定結果に関するランク分類

ランクAA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送に重要な影響が発生する可能性がある区間
ランクA	大規模な被害が発生する可能性がある区間あるいは、かなりの確立で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
ランクB	軽微な被害が発生する可能性がある区間あるいは、まれに被害が発生する可能性ある区間
ランクC	被害が発生する可能性がほとんどない区間

2 鉄道施設

地震時における鉄道施設について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

本町域では、ランクAA及びランクAとなり、その他の身延線沿線地域でも震度6強以上となることから多くの区間でランクAA及びランクAとなり、運行は困難であると想定されている。

3 河川

山梨県の主要河川（平水時の河川幅が5メートル以上の河川を対象）について、液状化、斜面崩壊による影響可能性について想定を行った。本町の佐野川等の一部では、斜面崩壊の影響を受けて河川閉塞が発生するなどの可能性があり、満水時と重なった場合には土石流に発展する可能性もある。

なお、過去の地震においては、宝永地震や安政東海地震の際に白鳥山が崩壊し、富士川を堰き止め、決壊によって洪水が発生した事例がある。同様に大雨時に危険な土石流危険渓流の集水域に大規模崩壊危険性の高い箇所があった場合、地震時土石流の危険性が高く、それらが川を堰き止めた場合に被害が発生する可能性が高い。また、過去に何度も発生した箇所も今後も危険性が高いため、早急な対策が必要である。

第8 人的被害

1 死傷者

最大ケースの建物被害による死傷（朝5時、予知なしの場合）では、死者約69人、重傷者約59人、軽傷者約527人と想定される。建物被害に起因する死傷が要因としては最も割合が高く、次いで斜面崩壊、火災の順となっている。

また、予知があった場合、死者約26人、重傷者約23人、軽傷者約203人と想定され、予知によって事前に的確な行動がとれることで半数以上に被害を低減することができる。

(1) 建物被害、火災、斜面崩壊による死傷

(単位：人)

		5時発生ケース			12時発生ケース			18時発生ケース		
		死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
建物被害	東海地震予知なしケース	69	59	527	20	39	348	19	37	332
	東海地震予知ありケース	26	23	203	8	15	134	7	14	127
火災	東海地震予知なしケース	1	1	1	1	1	1	1	1	4
	東海地震予知ありケース	1	1	1	1	1	1	1	1	1
斜面崩壊	東海地震予知なしケース	4	7	16	3	5	12	3	5	11
	東海地震予知ありケース	1	2	6	1	2	4	1	2	4
合計	東海地震予知なしケース	74	67	544	24	45	361	23	43	347
	東海地震予知ありケース	28	26	210	10	18	139	9	17	132

(2) 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の人的被害を試算した。

- ・建物の耐震補強・建て替えによる耐震化
- ・斜面の対策工の実施
- ・家具転倒防止器具の設置

上記対策を実施することで、人的被害を対策前と比べ大幅に低減することが可能である。建物や斜面の耐震化はすぐに進むものではないが、家具転倒防止等比較的簡単にできる対策を実施すれば、対策前の半数以下に被害を低減することができる。

(単位：人)

	5時発生ケース			12時発生ケース			18時発生ケース		
	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
東海地震予知なしケース	19	23	193	8	16	127	7	15	124
東海地震予知ありケース	8	10	75	4	7	50	4	7	48

2 要救助者

死傷者とほぼ同様の傾向にあり、最大ケースの（朝5時、予知なしの場合）要救助者は約367人と想定され、また、予知ありの場合では約141人と想定される。

朝5時において要救助者が最も高く、木造建物における需要が高い。昼間の時間帯は非木造建物での要救助者数も高くなる。非木造建物の救助活動は木造建物に比べると救助困難性が増すため、昼間には夜間に比べて全体の要救助者数は減少するが、非木造建物を中心に困難性は増す可能性がある。また、発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高く、木造建物での救助事象を中心に共助活動が望まれる。多くの住民が協力して活動することで、生存率の高い発災後の数時間で多くの生き埋め者を救助することが可能である。

(1) 要救助者数想定結果

(単位：人)

	5時発生ケース			12時発生ケース			18時発生ケース		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
東海地震予知なしケース	340	27	367	106	73	179	101	69	170
東海地震予知ありケース	131	10	141	41	28	69	39	27	66

(2) 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の要救助者数を試算した。

- ・建物の耐震補強・建て替えによる耐震化
- ・斜面の対策工の実施

上記対策を実施することで対策前の約3分の1にまで要救助者数を低減することが可能である。

(単位：人)

	5時発生ケース			12時発生ケース			18時発生ケース		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
東海地震予知なしケース	115	15	130	36	40	76	34	38	72
東海地震予知ありケース	44	6	50	14	15	29	13	15	28

第9 生活支障

1 滞留旅客・帰宅困難者

交通機関が停止した場合における観光客を対象とした滞留旅客・帰宅困難者数の想定結果は次のとおりである。本町では県の想定する「峡南圏域」内の5か所の観光地区分から「峡南南部」を対象に検討するものとする。

8月は1年の中でも観光客が多い時期であり、大規模地震が発生した場合の滞留旅客・帰宅困難者数も非常に多く発生する。昼間発災の場合、約1,845人、夜間の場合でも約263人が滞留すると想定される。

峡南圏域（峡南南部）

(単位：人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間（10時～18時）	330	301	331	485	503	531	394	1,845	386	351	839	320
夜間（18時～翌10時）	30	88	142	27	28	13	117	263	187	20	16	22

2 医療機能支障

東海地震が発生した場合、震源に近いため、本町の属する峡南医療圏では多くの死者・重傷者が発生し、現状の医療体制では対応が困難となる可能性があり、他医療圏への搬送が必要となるが、県全体としても手術・入院を要するような重症患者対応は困難となり、東京都など県外へ搬送する必要がある。また、外来患者対応においても、対応が困難となる可能性がある。

(1) 医療需給過不足数（要転院患者数含む。）

(単位：人)

対応可能 入院重症 患者数	要転院患者数	重傷者数 +病院死者数 (5時)	対応可能外 来患者数	軽傷者数 (5時)	医療需給過不足数	
					入院患者対応	外来対応
1	2	141	0	544	-142	-544

注1：要転院患者数の想定的前提

- ・被災した医療機関における入院患者のうち、高度な治療を要する転院の必要な患者の割合を50%とする。残り50%は病院のスペースや施設外で対応すると仮定
- ・医療機関の施設も地域内の他の建築物と同比率で被害を受けると仮定（RC造建物被害率と同じとした。）

- ・当該地区の焼失棟数率と同率の被害を受けると仮定
- ・ライフライン機能低下による医療機能低下としては、断水（あるいは停電）した場合、震度6強以上地域では医療機能の60%がダウンし、それ以外の地域では30%がダウンすると仮定

注2：医療需給過不足数の想定的前提

- ・発生患者は負傷者発生市町村の医療機関で対応するものとした。
- ・要転院患者数の想定と同様の考え方で、医療機関の建物被害やライフライン機能低下による医療低下率を仮定した。
- ・医療機関側の医療供給量は、重傷者の場合は一般病床数、軽傷者の場合は平常時の外来患者数をもとにした。
- ・重傷者対応の場合の需要発生数は重傷者数＋医療機関での死傷者とした（医療機関での死者は阪神・淡路大震災では全死者数の10%であったが、ここでは安全側に考え100%とした。）。
- ・震後の新規外来需要発生数は軽傷者数とした。
- ・死傷者数は地震が冬5時に発生した場合のものをを用いた。時間帯が夜間等になると、医師等が参集困難となる状況が考えられるが、本想定では医師等スタッフがいる状況下を前提としている。

3 住機能支障

自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災1日後で約4,854人（約1,453世帯）、1週間後で約8,349人（約2,499戸）、1か月後で約2,243人（約671世帯）と想定される。これらの人全員が避難所に避難することを考えた場合、もし避難所がすべて被害なく使えると仮定すると、発災1日後で約471人、1週間後で約3,966人が収容困難になると想定される。

また、発災1か月以降の応急仮設住宅需要は約992戸と想定される。

(1) 短期的住機能支障

ア 短期的住機能支障想定結果

（単位：人（世帯））

	避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数（合計）			
	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計
発災1日後	975 (292)	483 (144)	1,697 (508)	3,155 (944)	525 (157)	260 (78)	914 (274)	1,699 (509)	1,500 (449)	743 (222)	2,611 (782)	4,854 (1,453)
発災1週間後	975 (292)	483 (144)	3,969 (1,188)	5,427 (1,624)	525 (157)	260 (78)	2,137 (640)	2,922 (875)	1,500 (449)	743 (222)	6,106 (1,828)	8,349 (2,499)
発災1か月後	975 (292)	483 (144)	0 (0)	1,458 (436)	525 (157)	260 (78)	0 (0)	785 (235)	1,500 (449)	743 (222)	0 (0)	2,243 (671)

イ 避難所収容人数と想定した避難所生活者数との比較

（単位：人）

避難所収容人数	避難所人口（1日後）	避難所人口（1週間後）	避難所人口（1か月後）	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
				1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
4,383	3,155	5,427	1,458	1,228	－1,044	2,925	0.72	1.24	0.33

注：想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所外避難の比率をもとに配分したものであるため、必ずしも厳密な数値ではないが、ここでは避難所生活者数と避難所収容人数との比較を行ったものである。また、避難所はすべて震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

ウ 避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較

（単位：人）

避難所 収容人数	住居制約 者数（1 日目）	住居制約 者数（1 週間後）	住居制約 者数（1 か月後）	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
				1日 後	1週 間後	1か 月後	1日 後	1週 間後	1か 月後
4,383	4,854	8,349	2,243	－471	－3,966	2,140	1.11	1.90	0.51

注：想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所外避難の比率をもとに配分したものであるため、必ずしも厳密な数値ではないが、ここでは避難所生活者数と避難所収容人数との比較を行ったものである。また、避難所はすべて震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

(2) 中長期的住機能支障

（単位：世帯）

中期的住機能支障	長期的住機能支障			
応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・建て替え	自宅改修・修理
992	635	94	156	23

(3) 食料・飲料水需要量

食料需要量については、(1)のウの表の住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外生活者数）＝食料需要者数と考えて、1人1日3食×3日間を前提とし、1日当たりの需要量を算出した。本町では発災後1日分の食料として、14,562食が必要となる。

飲料水については、本町では町の給水活動によって必要量が供給できると想定されている。

食料需要量	飲料水過不足量		
〔直後数日〕 (一日当たり食分)	当日	2日目	3日目
14,562	62トン	65トン	65トン

注：飲料水過不足量の想定的前提

- ・給水の対象は断水地域の人口とした。
- ・給水必要量は3日目までは1人1日当たり3リットルとした。
- ・飲料水の供給量は市町村による応急給水量とした。市町村による供給量は、配水池の貯水量を上限とし、1日当たりの供給量は各市町村別の給水車及び給水タンク、貯水のう・ポリタンクによる1日の水輸送可能量（1日5回の輸送を想定）とした。

4 清掃・衛生支障

(1) 仮設トイレ需要量

多くの住居制約者が発生した地域を中心に仮設トイレ需要が発生し、本町では約23基の仮設

トイレ需要が発生するものとされている。

なお、全県的には仮設需要に対応できるだけの仮設トイレ備蓄があるため、不足する市町村への備蓄トイレやレンタルトイレの輸送を実施し賄うことが可能であるが、仮設トイレを設置した場合、汚物回収が混乱する可能性があり、対策を講じる必要がある。

1日後	1週間後
23基	23基

(2) 住宅・建築物系のがれき

建物の倒壊や焼失による被害等によって住宅・建築物系のがれきや公益公共系のがれきが発生する。住宅・建築物系のがれき量は約89,700トン（142,000m³）と想定される。

合計			
	木造被害による	非木造被害による	焼失による
89,700トン (142,000m ³)	66,500トン (126,400m ³)	22,600トン (14,500m ³)	600トン (1,100m ³)

第4節 南海トラフ地震及び首都直下地震対策

本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。なお、平成24年8月29日に公表された報告では、本町の最大震度は6強と想定されている。この想定は、平成17年度に公表された東海地震の最大震度の想定（震度7）より低い震度であるものの、大規模な被害が想定されていることは間違いない。

そのため、町では、県その他関係機関との協力のもと、これまでの地震対策と合わせ、法の主旨に基づき平素から地震防災対策を進める。

なお、首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に指定されていないものの、隣接する静岡県富士宮市が同区域に指定されていることから、本町においても、首都直下地震を念頭に置いた対策を検討する。

第1 被害想定、関連計画の反映

1 被害想定への反映

現在、南海トラフ地震における被害想定は行われておらず、当面は「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」及び「山梨県東海地震被害被害想定調査報告書（平成17年）」を参考に対策を進めて行く事とする。

なお、今後被害想定が行われたときは、速やかに想定内容を本計画に反映させるものとする。

2 緊急輸送対策

静岡県静岡市から本町を含む山梨県西部を縦断し長野県小諸市に至る高速自動車国道として、中部横断自動車道の整備が進められている。このうち、平成31年3月に新東名高速道路清水JCTから富沢ICまでの区間が開通し、同年夏ごろまでに富沢ICから南部ICまでの区間、さらに、平成31年度中には全区間が開通する予定である。

県では、平成30年8月に「山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画」の見直しが行われ、今後、概ね5年間で供用予定の緊急輸送道路として、中部横断自動車道が一次輸送路として含まれることとなった。平成32年度以降に供用開始される予定であることから、これまでのルートに新たなルートが加わり、主要防災拠点間の接続が多様化される。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

一般災害編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

町は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 道路施設等の対策

県の東海地震、南関東直下型地震等を想定した調査によると、本町においては急傾斜地や崖の崩壊に関する危険が指摘されており、それに伴って道路破損の被害の発生が予想される。

危険箇所指定区域には、標示板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、危険区域の保全を図る。

1 道路の整備

町長は、地震発生時における道路機能を確保するため、町道について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的に工事等を実施する。

また、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

2 橋梁の整備

町長は、大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後、新設する橋梁については、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

なお、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

3 道路の整備推進

地震の規模が甚大であるほど、緊急啓開道路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能をもつ幅員の広い道路が必要となるので、未整備路線については関係機関との協議を進め整備を推進するとともに、整備路線についても拡幅や延伸等の必要な整備を促進していくものとする。

第2 河川の対策

河川等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっているが、町は、地震発生後、国土交通省及び県が管理する河川施設に異常を発見したときは、速やかに補強等の工事の実施を要請する。

第3 ため池等の対策

本町のため池は、調査によると、漏水のおそれはないという結果であるものの、災害の際に決壊流失した場合には、人畜、家屋等に極めて甚大な被害をもたらすため、亀裂又は漏水について常に点検を行い、適切な維持管理で予防の万全を期すものとする。

資 料 編 。老朽ため池の所在地及び整備状況

第4 土砂災害危険箇所対策

土砂災害危険箇所の予防対策については、一般災害編第2章第5節「風水害等災害予防対策」の定めるところによる。

第5 液状化災害対策

1 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、町をはじめとする各施設の管理者等は、施設の設置に当たって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

2 小規模建築物の液状化対策

国において作成した指針等を活用して、町は、広報紙、ホームページ等の各種広報媒体を活用して、液状化対策の普及、啓発に努める。

第6 市街地対策

1 市街地の整備

狭隘で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施して、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

公園や緑地は、市街地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。

公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、今後も小規模の公園も含めて公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

第7 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

- (1) 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、各地区の自主防災会と連携した初期消火体制の確立を図る。
- (2) 交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力ポンプの整備を図る。
- (3) 危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。
- (4) 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水利はもちろん、井戸等も消防水利

として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

- (5) 自主防災会ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

2 緑化の推進

(1) 避難場所等の緑化

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等、また避難路となる街路等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を生かし、常用広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

(2) 災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

第8 住民への情報提供

町及び県は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した地震ハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第3節 大震火災対策の推進

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

町は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県、峡南広域行政組合消防本部及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第4節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 消防力の充実整備

町は、警戒宣言発令時、又は地震発生時速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、施設整備事業（起債事業）等により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

第2 自衛消防力の整備強化

消防法第8条、大規模地震対策特別措置法第8条に基づく防火対象物の管理者は、自主安全体制を確立するため消防計画、地震防災応急計画又は地震対策を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、消防機関の活動開始前における防災対策上緊急に必要な設備等を整備するとともに、教育及び訓練を行い、消防機関の活動を円滑にするための措置を講ずるものとする。

第3 救出計画の作成

大規模地震により倒壊した建築物より住民を救出するため、次の計画を作成する。

1 救出資機材の整備

- (1) 家屋、建造物等の下敷になった人々の救出を敏速に行うため、バール、ジャッキなどの救出機材とともに、酸素呼吸器、タンカ等の救護に必要な資機材の整備も進める。
- (2) 近隣住民による初期救出活動を促すため、発災時には町有資機材を放出し、より迅速な救出活動が行えるようにする。
- (3) 自主防災会の整備する資機材の中に、救出に有効な資機材を取り入れるように指導する。

2 消防団の活動体制の整備

消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるので、次の事項について計画を作成する。

- (1) 大規模地震が発生した際の連絡手段指揮系統の確立
- (2) 峡南広域行政組合消防本部中部消防署南分署との連携方法
- (3) 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生後に平常な交通機関が利用できないときの迅速なる参集体制の確立

第4 大震火災対策の推進

大地震の発生によって家屋、橋梁、道路等が破壊され多くの被害を生ずるほか、火災による被害も予想される。したがって、これを予防及び軽減するため次の事項を基本にして地域の実情に即した効果的な予防対策を樹立するものとする。

1 被害想定を作成

大震火災における消火救援等の各種対策を樹立するに当たり、まずその対策の前提となる大震火災の被害を想定し、地盤調査、耐震耐火建造物の調査、過去の地震被害などをもとにして、家屋倒壊予想、家屋の焼失、延焼予想、水道、電気及び通信の被害予想、道路及び交通機関の被害予想、消防活動の障害の予想など、大地震火災の原因の関係ある事項を加味し作成する。

2 初期消火体制の確立

大地震直後の道路の通行不能等の悪条件下で初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、水バケツ、消火器等を整備するとともにその体制を確立する。特に、住民の初期消火活動が行われるよう指導する。

また、消防本部、消防団及び自主防災会の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

3 可搬式小型動力ポンプの整備

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、可搬式小型動力ポンプの配置を計画的に行う。

資料編 ○消防力の現況

4 消防水利の強化

危険地域を中心に消火栓、防火水槽等の消防水利を増設し、その適正配置を推進するとともに、河川、堀、池等の自然水利はもちろんのこと、井戸、工業用水等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてるものとする。

また、耐震性防火水槽の設置を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性防火水槽に改良し水利の確保を図るものとする。

資料編 ○耐震性貯水槽設置箇所一覧

5 破壊消防等による防御線の設定等

被害想定をもとにし、破壊消防による防御線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について事前に検討し計画をたてる。

6 避難場所の設定、適正な避難の勧告・指示及び誘導方法の確立

被害想定をもとにし、安全な避難場所を設定して住民にその場所を周知徹底させる。また、被災者への避難の勧告・指示及び誘導についてその時期、方法、範囲等を具体的に検討し避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、町職員、警察、峡南広域行政組合消防本部及び自主防災会を中心とした適切な避難誘導體制を確立する。

7 応援協力体制の整備

本町は、近隣市町と消防相互応援協定を締結しているが、大規模地震発生時にも迅速に応援

要請ができるよう、連絡体制の整備を図る。

資料編	○ 静岡県富士宮市・芝川町・富士宮市芝川町消防組合と山梨県富沢町・南部町・下部町・峡南広域行政組合消防本部との消防相互応援協定 ○ 静岡県静岡市、山梨県富沢町、同南部町、同身延町、同早川町、同峡南広域行政組合消防相互応援協定書 ○ 峡南広域消防相互応援協定書 ○ 南部町、身延町消防相互応援協定 ○ 静岡県清水市・山梨県富沢町消防相互応援協定書

8 通信連絡体制の整備

震災時の通信連絡体制の確立、非常通信利用の検討、整備を図る。

9 大震火災訓練の実施

大震火災における消火、破壊、救助、通信等の効果的方策を検討し、具体的な計画をもとにした実践的な防災訓練を実施する。特に、自主防災会を中心とした一般住民の参加を求めて、震災時における初期消火、避難等を身をもって体験するように計画する。

10 ヘリコプター基地の整備

ヘリコプター基地の適正配置、及び照明機材の整備を図る。

第5 家庭に対する指導

町は、自主防災会等を通して、また中部消防署南分署の協力を得て、家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

- 1 地震防災に関する知識の習得
- 2 家庭に対する防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置の推進
- 3 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- 4 防災訓練等への積極的参加の促進

第4節 生活関連施設の安全対策の推進

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとする。

第1 上水道施設安全対策の推進

水道事業者（水道環境課）は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

1 水道水の確保

(1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

(2) 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設に当たっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、配水管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努める。

3 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあっては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

4 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

5 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、工事用資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整に努める。

6 応急給水用機材の備蓄

町は、応急給水活動を速やかに実施するため、日頃から町で備蓄する応急給水用機材の整備、点検に努めるものとする。

資料編 ○給水装置工事事業者一覧 ○応急給水用施設・資機材保有状況

第2 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

町は、電気施設の安全対策の推進を要請するとともに、地震発生時における連絡体制の確保、町役場、医療機関、避難所等の防災拠点施設の優先的電力復旧についてあらかじめ協議を図っておく

ものとする。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第3 コミュニティーガス安全対策の推進

コミュニティーガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

町は、コミュニティーガス事業者の安全対策の推進を要請するとともに、地震発生時における連絡体制の確保についてあらかじめ協議を図っておくものとする。

1 施設・設備の安全確保

(1) コミュニティーガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。

(2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。

(3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 地震災害発生時の留意事項の広報の徹底

コミュニティーガスの場合、個別の利用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス利用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

資 料 編 コミュニティーガス事業者の名称、所在地、供給区域等

第4 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

町は、液化石油ガス事業者の安全対策の推進を要請するとともに、地震発生時における連絡体制の確保、避難所への液化石油ガスの斡旋、供給等についてあらかじめ協議を図っておくものとする。

1 施設・設備の安全確保

(1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施

(2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備

(3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進

(4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- (1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- (2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

- (1) 容器転倒防止措置の強化
- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓蒙の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

資料編 ○町内プロパンガス取扱店一覧
○災害時におけるＬＰガスの供給等に関する協定書

第5 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。

町は、電気通信事業者の安全対策の推進を要請するとともに、地震発生時における連絡体制の確保、町防災拠点施設の優先的通信復旧等についてあらかじめ協議を図っておくものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 災害時用公衆電話の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震等災害発生時の通信規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 車載型衛星通信地球局
- (2) 非常用移動電話局装置
- (3) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (4) 応急復旧ケーブル
- (5) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備

- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第6 鉄道施設安全対策の推進

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

町は、鉄道事業者の安全対策の推進を要請するとともに、地震発生時における連絡体制の確保、帰宅困難者発生時における相互の対応方針等についてあらかじめ協議を図っておくものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋梁の維持、補修

イ のり面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

- (2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

- (3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第5節 建築物災害予防計画

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第1 建築物の耐震対策

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その実効が図られているところである。

県が実施した「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、想定地震における本町の死傷原因は、ほとんどが建物の倒壊によるものとされている。

このため、町は、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

1 一般建築物の耐震性向上

町では、「南部町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱」に基づき、申込者に対し、既存木造住宅の耐震診断を実施している。耐震診断の結果、住宅に危険性があると認められた場合には、耐震改修・建替工事の実施等必要な指導及び助言を行い、建築物の地震に対する安全性の向上に努めるものとする。

建物の耐震対策について、パンフレットの配布、町ホームページへの掲載など、各種媒体を利用した広報活動を推進する。

2 公共建築物の耐震性の向上

- (1) 町有施設の耐震診断を実施し、補強の必要な建物は速やかかつ計画的に耐震改修を行う。
- (2) 避難、救護及び災害対策活動等の拠点となる学校施設、公的医療機関、社会福祉施設等防災上重要な建築物の計画的な耐震診断、耐震化及び非構造部材の落下防止対策を実施する。
- (3) 耐震改修の必要が認められる建物については、耐震調査を行ったものを中心に、緊急度や建替計画などを考慮するなかで、順次、耐震補強を実施する。

3 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

第2 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、町は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物 件 等	対 策 実 施 者	措 置 等
横 断 歩 道 橋	管 理 者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交 通 信 号 等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯 街 路 樹 等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電 柱 街 灯 等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看 板 広 告 物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブ ロ ッ ク 塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設に当たっては安全なものを設置する。
ガ ラ ス 窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自 動 販 売 機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹 木 ・ 煙 突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第 3 社会福祉施設等防災対策

高齢者人口の増加に伴い、要配慮者への対策が重要性を増しているところであり、施設の新設又は老朽施設の増改築に当たっては、耐震、耐火構造に改めるとともに、消防用設備の設置を促進する。

第 4 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修促進計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進する。

第 5 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に、ブロック塀等の倒壊による死者が卓越していた。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていないことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導していく。また、特に通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善や生け垣化等の措置を啓発、推奨していく。

第 6 崖地近接危険住宅移転

崖地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、事前に災害から住民の生命を保護するため、国から必要な補助金交付を受け、また県からの必要な技術指導及び助成により、崖地近接危険住宅移転事業を促進する。

第 7 公共施設地震災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、町の耐震改修促進計画にあわせて改築の促進を図る。改築に当たっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 町有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された町有建物のうち、災害応急活動の拠点

となる町役場、避難所となる学校施設、公民館等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

また、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物については、耐震調査を行ったものを中心に、緊急度や建替計画などを考慮するなかで、順次、耐震補強を実施する。

3 建替時等の措置

改修や建て替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

- (1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。
- (2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

第8 危険物施設等地震災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 町の措置

町は峡南広域行政組合消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を推進する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業者の措置

事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第6節 防災施設及び資機材の整備、拡充

一般災害編第2章第3節「防災施設及び防災資機材の整備、拡充」を準用する。

第 7 節 広域応援体制の確立

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第 1 応援協定等締結状況

本町の応援協定等の締結状況は、別表 1 のとおりである。

資 料 編	○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定 ○災害時における相互応援に関する協定書 ○災害発生時における南部町と南部町内郵便局の協力に関する協定書 ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書 ○災害時の施設と敷地の利用に関する協定書 ○災害時における応急活動の協力に関する協定書 ○大規模災害における避難所のトイレのし尿等の収集運搬に関する協定書 ○富士山火山噴火時における鳴沢村の広域避難に関する覚書 ○災害時におけるＬＰガスの供給等に関する協定書 ○災害時における遺体安置等の協力に関する協定書 ○災害時における物資供給に関する協定書 ○災害時における物資の保管等に関する協定書 ○大規模災害時における被災者支援に関する協定書

第 2 協定の充実等

町は、協定締結市町村等と、締結している相互応援協定の内容を適宜見直しを行い、充実、具体化を図るとともに、平常時から連携強化を図る。

なお、大規模地震発生時には近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の充実に努めるなど、広域的な連携強化に努めるものとする。

第 3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

なお、県内の協定締結市町村への連絡先については、別表 2 のとおりである。

2 受入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第 4 章第 4 節「広域応援体制」及び資料編に掲載の協定書に定めるところによる。

別表 1

相互応援協定名	協 定 締 結 市 町 村	主 要 請 内 容
大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定	(山梨) 南部町、身延町 (青森) 八戸市、七戸町、三戸町、南部町 (岩手) 盛岡市、遠野市、二戸市	1 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫活動並びに施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供 3 災害応急活動に必要な車両等の派遣 4 災害応急活動に必要な職員の派遣 5 児童生徒の受け入れ 6 被災者に対する住宅の斡旋 7 1～6に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
災害時における相互応援に関する協定書	中部西関東市町村地域連携協議会構成会員市町村 (長野) 1市3町5村、 (山梨) 2市26町6村、 (静岡) 2市)	1 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 2 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣 3 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 4 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 5 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供 6 被災者を一時収容するための施設の提供 7 1～6に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
災害発生時における南部町と南部町内郵便局の協力に関する協定書	南部町内郵便局	1 緊急車両としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。) 2 避難所開設状況及び避難者リストの情報の相互提供 3 郵便局ネットワークを活用した広報活動 4 郵便業務に係る災害特別事務及び援護対策 5 道路の損傷状況の情報提供
災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	1 町内の被災建物の調査 2 町が発行する「罹災証明」について、町民からの相談の補助
災害時の施設と敷地の利用に関する協定書	南部警察署	<南部警察署からの要請> 1 南部警察の警察署代替施設、警察車両駐車場の貸与
災害時における応急活動の協力に関する協定書	一般財団法人山梨県トラック協会	1 一般社団法人山梨県トラック協会は、南部町内の事業所に備蓄した食料・飲料水等の備蓄品を町の求めに応じて提供
大規模災害における避難所のトイレのし尿等の収集運搬に関する協定書	株式会社東海環境衛生社	1 仮設トイレから発生するし尿等の収集運搬
富士山火山噴火時における鳴沢村の広域避難に関する覚書	鳴沢村	1 富士山の噴火及び噴火のおそれがあり、広域避難が必要な場合に、鳴沢村からの広域避難者の受け入れ
災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書	山梨県エルピーガス協会 LPガス峡南地区会	1 避難所、救護所、防災拠点施設等へのLPガスの提供
災害時における遺体安置等の協力に関する協定書	ふじかわ農業協同組合	1 遺体の収容及び安置に必要な資機材、消耗品等の提供 2 遺体の安置に必要な施設及び労務の提供

		3 遺体の搬送に関する手配
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	1 災害発生時に町が必要とする物資の供給
災害時における物資の保管等に関する協定書	中央化学株式会社	1 災害救助用物資の保管の要請（物資等の受入れ、仕分け、在庫管理、払出し、運営は町が行う）
大規模災害時における被災者支援に関する協定書	山梨県行政書士会	1 被災者相談窓口の設置 2 町の罹災証明書発行事務への協力

別表 2

災害時応援協定締結県内市町村等連絡先一覧

締 結 市 町 村	電話番号	衛星系番号（注 1）	締結協定（注 2）
甲斐市双葉庁舎（旧双葉町）	0551-28-2211	401	②
甲斐市敷島庁舎（旧敷島町）	055-277-3111	382	②
甲斐市竜王庁舎（旧竜王町）	055-276-2111	381	②
北杜市（旧須玉町、旧明野村、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村、旧小淵沢町）	0551-42-1111	403	②
甲府市	055-237-1161	201	②
韮崎市	0551-22-1111	207	②
中央市玉穂庁舎（旧玉穂町）	055-273-2211	383	②
昭和町	055-275-2111	384	②
中央市田富庁舎（旧田富町）	055-273-2111	385	②
南アルプス市（旧八田村、旧白根町、旧芦安村、旧若草町、旧櫛形町、旧甲西町）	055-282-1111	390	②
市川三郷町（旧市川大門町）	055-272-1101	343	②
市川三郷町（旧六郷町）	0556-32-2111	344	②
身延町（旧中富町）	0556-42-2111	363	①・②
身延町身延支所（旧身延町）	0556-62-1111	365	①・②
身延町下部支所（旧下部町）	0556-36-0011	345	①・②
富士川町（旧増穂町）	0556-22-3111	361	②
富士川町鯉沢サービスセンター（旧鯉沢町）	0556-22-2151	362	②
早川町	0556-45-2511	364	②

注 1：本庁舎、分庁舎からかける場合は「専用電話機」を使用する。

注 2：締結協定の①は「大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定」、②は「災害時における相互応援に関する協定書」をそれぞれ示す。

第8節 防災意識の高揚及び自主防災会活動の推進

大地震による災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

特に町職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

また、自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市町村等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市町村は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災会の育成強化に努める。

第1 町職員に対する町の役割

町は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。

なお、県は必要に応じて研修会等への支援を行うものとしていることから、必要に応じて、町は県へ協力を要請する。

- 1 地震に対する基礎知識
- 2 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格とこれに基づく措置及び情報伝達体制
- 3 町が実施している地震対策と課題
- 4 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識（職員の初動体制と任務分担等）
- 5 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- 6 先進自治体の取組み
- 7 その他

※ 年度当初に各所属等において実施する職場研修等で、上記4又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

第2 住民等に対する町の役割

町は防災対策の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、町をはじめとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減するかぎとなる。

したがって、町は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資機材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災会との研修会を設け、防災対策に関する啓発と、発災

時に速やかな応急対策の実施が図れるよう計画を作成するものとする。

1 住民に対する防災知識の普及・教育

町は、住民が地震発生時及び警戒宣言発令時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚をもつよう、防災週間に実施する防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発に努める。

(1) 教育・啓発の方法

- ア 広報紙の活用、ハザードマップの活用など、防災関係資料の作成・配布
- イ ハローページに記載された「レッド・ページ」の活用
- ウ FM告知端末放送及びラジオ等の報道媒体の活用
- エ 県立防災安全センターによる防災資機材の使用方法的講習・防災映画等の貸出し
- オ 講演会等の開催、自主防災会に対する指導
- カ SNSを利用した防災・気象情報の配信

(2) 啓発の内容

- ア 東海地震及び地震に対する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持ち出し品の準備等平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 国や県等の関係機関による防災の取組み
- ケ 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効率的、効果的な活用に関する知識
- コ 過去の災害にかかる教訓

2 児童・生徒等に対する教育

町は、児童・生徒等に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

3 防災関係機関による防災知識の普及

東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東海旅客鉄道(株)等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

4 企業防災の促進

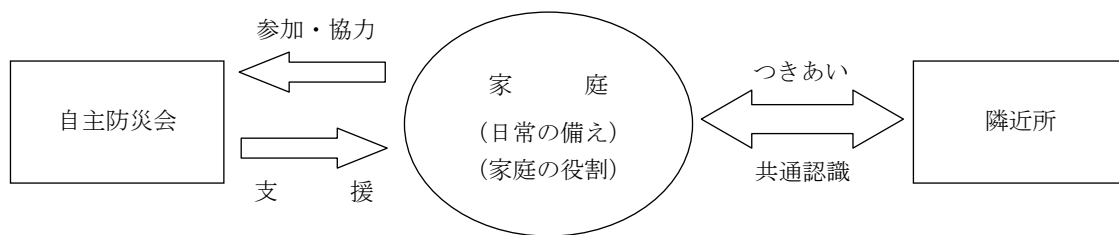
企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識し

て、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため町は、企業の防災意識の高揚を図るため、様々な機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

第3 家庭の役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上に立った安全対策の実施
- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 町等が実施する防災訓練、講演会等への参加
- 4 自主防災会への参加・協力
- 5 非常食、非常持ち出し品の備蓄



第4 自主防災会の役割

大規模地震の際には、(1)電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる、(2)道路が遮断され、消防活動等が困難になる、(3)各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される、(4)水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる、等の事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

このため、町及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

なお、町は、自主防災会が円滑に運営できるよう、「自主防災会運営補助金」を世帯数に応じて交付している。また、充実した防災資機材の確保や防災訓練等ができるよう、「地域の防災力を高める支援事業」として各自主防災会に10万円を限度に補助金を交付している。

1 町の指導等

- (1) 町は、県と連携し、自主防災会の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- (2) 町は、衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育

成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。

(3) 町は、自主防災会の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災会の育成強化に努める。

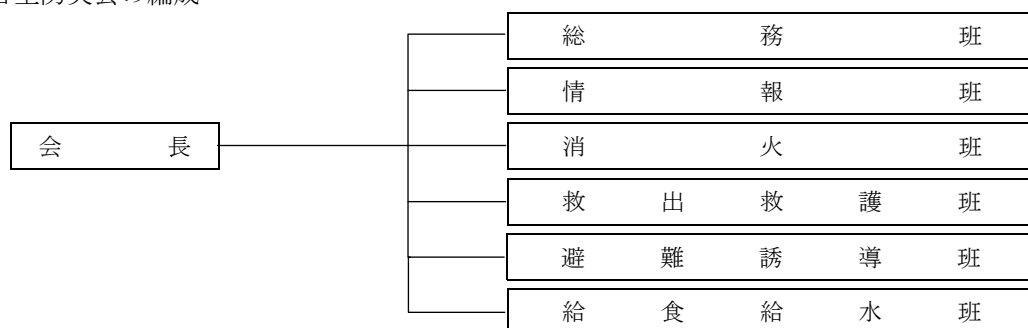
(4) 町は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

2 自主防災会の活動

自主防災会は、防災訓練を通じて防災資機材の使用方法や応急手当の習得に努めるとともに、町等が開催する講演会や研修会に積極的に参加し、組織の充実強化を推進する。

また、組織の充実強化を図るため、次のような班を編成し、必要な活動を行うものとする。

(1) 自主防災会の編成



(2) 平常時の役割

対 策	内 容	担 当
全 体 統 括	1 全体調整 2 他機関との連絡調整	総 務 班 〃
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班 〃
救 出 対 策	1 救出用資機材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請	救 出 救 護 班 〃
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救 出 救 護 班 〃 〃
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 町防災関係機関や隣接自主防災会との連絡方法の確立	情 報 班 〃
避 難 対 策	1 避難対策地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な者のリストアップ	避 難 誘 導 班 〃 〃
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊き出し、配分計画の立案	給 食 給 水 班 〃 〃
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 町が行う防災訓練への参加	各 班 〃

備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄	各班
	2 備蓄資機材、物資の管理、点検	〃

(3) 非常時の役割

対策	内 容	担 当
全 体 統 括	1 全体調整	総 務 班
	2 他機関との連絡調整	〃
	3 被害・避難状況の全体把握	〃
消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末	全 員
	2 初期消火の実施	〃
	3 延焼の場合は消火班出動	消 火 班
救 出 対 策	1 初期救出の実施	救 出 救 護 班
	2 建設業者への応援要請	〃
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置	各 世 帯
	2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置	救 出 救 護 班
	3 重傷者などの医療機関への搬送	〃
情 報 対 策	1 各世帯による情報班への被害状況報告	各 世 帯
	2 情報の集約と町等への報告	情 報 班
	3 隣接自主防災会との情報交換	〃
	4 重要情報の各世帯への広報	〃
	5 町への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供	〃
	6 ボランティア要請のための被災者ニーズの把握	〃
避 難 対 策	1 避難路の安全確認	避 難 誘 導 班
	2 避難者の誘導（組織的避難の実施）	〃
	3 自力での避難困難な者の担架搬送、介添え	〃
給食給水対策	1 飲料水の確保	給 食 給 水 班
	2 炊き出しの実施	〃
	3 飲料水、食料などの公平配分	〃

第5 事業所の役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく地震防災応急計画の作成等、各事業所の防災体制と危機管理体制の確立を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊き出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と協力した訓練の実施

事業所の行う訓練又は警戒宣言発令時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

4 町の指導・助言

町は、上記事業所の計画作成又は活動に当たっての指導・助言を行う。

第 6 相談窓口の設置

町は、住民及び事業所等が上記の役割を円滑に行えるよう、交通防災課交通防災係に住民等の地震に関する相談を受けるための必要な窓口を設置する。

第9節 災害ボランティアの育成強化

災害ボランティアは、自主防災会など既存の防災体制を補完し、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待されている。

町は、県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、ボランティアグループ等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努める。

第1 災害ボランティアの登録

町は、平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時のボランティアの登録制度の検討を行う。

震災時には、通信の途絶による混乱も予想されるため、町内のアマチュア無線組織の協力を依頼し、防災訓練への参加の検討を行う。

第2 災害ボランティアの種類と対応

	災害ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日常より町内で福祉等のボランティアとして従事している人々	→ 希望者は震災時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
2	(1) 特殊技能者（医師、保健師、土木・建築技術者等） (2) 応急危険度判定士	→ 国、県などの動向も踏まえながら、今後災害ボランティアの登録制度を整備していく。 → 震災時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
3	町内外から震災後かけつけるボランティア希望者	→ (1) 町は、災害ボランティアセンターを設置し、町社会福祉協議会に受付窓口を定め、運営を依頼する。 (2) 町社会福祉協議会は各ボランティア団体等の中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。

第3 災害ボランティアリーダーの養成

町は、中核となる災害ボランティアリーダーを養成し、活動を支援する。

第4 ボランティアの活動分野

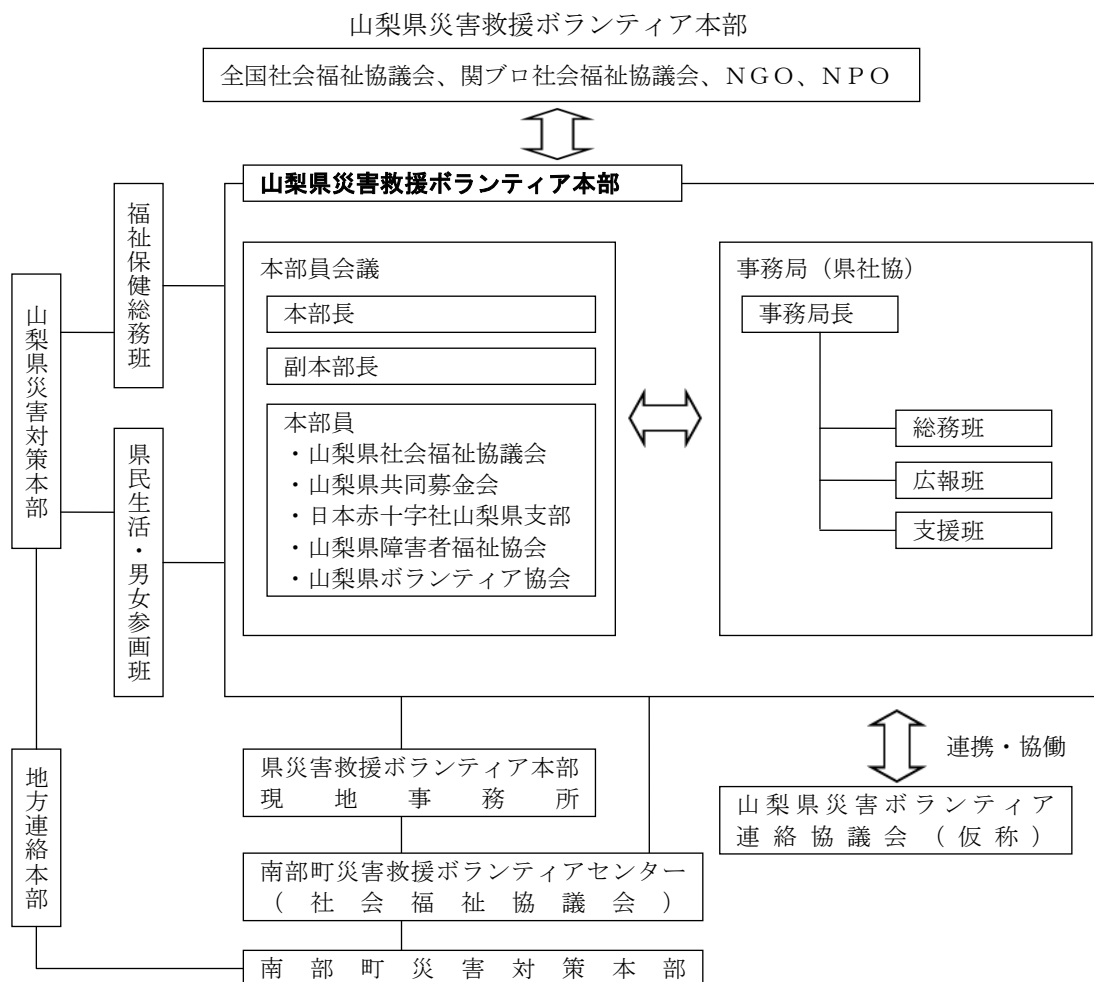
ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- 2 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の介助及び看護補助
- 3 清掃
- 4 炊き出し
- 5 救援物資の仕分け及び配布
- 6 消火・救助・救護活動
- 7 保健医療活動
- 8 通訳等の外国人支援活動

第5 山梨県災害救援ボランティア本部

現在、山梨県社会福祉協議会や日本赤十字山梨県支部において災害ボランティアの育成が行われており、また、県は、平常時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部が設置される。

町においても、平常時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努めるものとする。



第10節 防災訓練の実施

一般災害編第2章第2節「防災知識の普及・教育、防災訓練」を準用する。

なお、町は、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画に基づく訓練を年1回以上実施するものとする。

第11節 要配慮者対策の推進

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

第1 社会福祉施設対策の推進

町は、社会福祉施設の利用者が寝たきりの高齢者や心身障害者等いわゆる要配慮者であることから、峡南広域行政組合中部消防署と相互連携し、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

1 防災施設等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

施設管理者は、震災時等における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

電気、水道等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を3日分程度行う。

2 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

町との連携のもと、近隣住民や自主防災会、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心が得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域の協力が得られるよう、地域の自主防災会と協力した訓練を実施する。

第2 高齢者、障害者等の要配慮者対策

災害対策基本法の改正に伴い、平成25年8月に国（内閣府等）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び、山梨県の「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、町は「避難行動要支援者支援マニュアル」（行動計画）を改正し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援等を行う人材の育成

- (1) 小地域単位での住民参加型・防災学習会を開催するものとする。
- (2) 自主防災活動や災害時に障害者等の救援を担う人材の育成と、自主防災会等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。
- (3) 地域ぐるみの要配慮者支援体制「地域ふれあいシステム会議」を開催するものとする。
- (4) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

- (1) 自主防災会や関係委員、団体等を通じて避難行動要支援者を把握するものとする。なお、町は、町地域防災計画に基づき、平常時より要配慮者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由が適切に反映されるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

- 在宅者で、次の要件に該当し、避難支援等関係者への情報提供に本人等の同意を得られた者
 - ア 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者
 - イ 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級の認定を受けている者
 - ウ 「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者で、程度区分がAの判定を受けている者
 - エ 精神保健福祉法の規定により精神障害者保健福祉手帳1級の判定を受けている者
 - オ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
 - カ 満75歳以上のひとり暮らしの者又は満75歳以上のみで構成する世帯の者

キ その他上記に該当しないが準ずる状態にあり、避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

(3) 避難行動要支援者名簿情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居住地
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他町長が必要と認める事項

(4) 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に係わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

- ア 峡南広域行政事務組合消防本部（中部消防署南分署）
- イ 山梨県警察本部（南部警察署）
- ウ 南部町民生児童委員
- エ 南部町社会福祉協議会
- オ 各自主防災会
- カ 南部町消防団
- キ その他避難支援等の実施に携わる関係者

(5) 名簿に掲載する個人情報の入手

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係各課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約し、入手する。

また、必要に応じて、県等に情報の提供を求めることとする。

(6) 名簿の更新

町は、避難行動要支援者名簿について、原則として年2回以上更新することとする。

更新は、新たに町に転入した避難行動要支援者に該当する者や新たに要介護認定などで該当となった者を追加するとともに、転居や死亡等により避難行動要支援者の異動が住民登録で変更された者及び社会福祉施設への長期間の入所等が確認された者を削除し、掲載情報の修正の有無を再度確認するものとする。

(7) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

- ア 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- イ 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援

等関係者に対し、情報セキュリティーに関する指導を十分に行う。

ウ 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。

- (8) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のとおり配慮する。

ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。

イ 高齢者や障害者等に合った、必要な情報を選択して伝達する。

ウ エリアメール等の日常的に使用している通信機器等への災害情報伝達手段を活用するなど、要配慮者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

- (9) 避難支援等関係者の安全確保

各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保にも理解を得られるよう、平常時により説明を行う。

- (10) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し個別の「避難支援プラン」を作成するものとする。

- (11) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。

- (12) 健常者に先がけて、東海地震「注意情報」や「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時及び、町長の判断で出す「避難準備・高齢者等避難開始情報」発令時に、避難行動要支援者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図るものとする。

3 介護が必要な要配慮者に対する避難所における対応

- (1) 避難所において要配慮者専用スペースの確保に努める。確保に当たっては、①静かでケアのしやすい場所、②トイレ、出口等に近い場所、③1階等階段を使用する必要のない場所等の点に留意する。

- (2) 町では次のとおり福祉避難所の開設予定施設を指定しているが、引き続き、地区ごと、障害種別ごとの福祉避難所の指定に努めるものとする。

福祉避難所開設予定施設

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
アルファセンター	南部町内船8812	(0556) 64—2075
活性化センター	南部町富士28505—2	(0556) 66—2608
万沢ふれあいセンター	南部町万沢3471	(0556) 67—3755
南部町ふれあいサロン	南部町南部8050—1	(0556) 64—3121
旧睦合保育所	南部町南部4890—1	(0556) 64—2204

- (3) 災害時に福祉避難所ごとの相談員として保健師を配置するものとする。

- (4) 福祉避難所の同一敷地内に設置されている駐車場は、避難者の利用のために優先的に確保するものとする。

(5) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

(6) 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平時より連携に努めるものとする。

4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

町は、65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者夫婦世帯でいずれかが虚弱な者に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、災害時に自主防災会等の協力を得られるよう、平時より協議しておくものとする。

5 防災知識の普及啓発

在宅高齢者、障害者等については、自主防災会等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等を活用し地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

6 被災者への情報伝達活動

町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

7 応急仮設住宅

町は、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者や身体障害者等の要配慮者の優先的入居を行う等、十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第3 外国人及び観光客対策

地理に不案内な観光客や、震災に対して知識が乏しく、かつ日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及に努め、災害時でも適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図るとともに、対応マニュアル等の整備を図る。

また、町内各所に指定緊急避難場所、指定避難所、危険箇所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。

通訳ボランティアの主な活動

- ① 負傷者の応急手当等の際の通訳
- ② 町が実施する各種応急対策の内容の説明
- ③ その他被災外国人の意思の伝達

第4 乳幼児・児童・生徒保護対策

学校等（保育所を含む。）の管理者は地震の発生に備え平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、幼児・児童・生徒等に対して実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童・生徒等のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び児童・生徒等の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

また、電話回線の輻輳等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との連絡方法として、緊急連絡先、メールアドレス等の把握に努める。

(3) 児童・生徒等の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、児童・生徒等及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応のあり方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、運営についても協力する必要があることから、町の防災関係機関等と連携して、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

2 地震に関する防災教育

児童・生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

(1) 児童・生徒等に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の養成及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 災害ボランティア活動の進め方

- ウ 応急救護、看護の実践的学習
- エ 防災訓練のあり方
- オ 地域への理解、家庭や地域との連携

第12節 孤立地区対策

一般災害編第2章第12節「孤立地区対策」を準用する。

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 応急活動体制

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第 4 章第 1 節「応急活動体制」の定めるところによる。

第 1 南部町災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町長は災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、南部町災害対策本部を設置する。

1 設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なお防災の推進を図る必要があると認めるとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 町内で震度が 6 弱以上を記録したとき。
- (4) その他町長が必要と認めた場合

2 廃止の時期

災害対策本部は、町内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を町役場に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	連 絡 方 法
町 職 員	庁内放送、町防災行政無線、電話、口頭、衛星携帯電話、Ｌアラート
県 知 事	県防災行政無線（ＦＡＸ）、電話、衛星携帯電話、Ｌアラート
峡南地域県民センター	県防災行政無線（ＦＡＸ）、電話、衛星携帯電話、Ｌアラート
峡南広域行政組合消防本部	県防災行政無線、電話、Ｌアラート
南 部 警 察 署	電話、連絡員、Ｌアラート
近 隣 市 町	県防災行政無線、電話、Ｌアラート
町 内 関 係 機 関	電話、町防災行政無線、連絡員、Ｌアラート
一 般 住 民	ＦＭ告知端末放送、広報車、町防災行政無線（区長を通じて）、Ｌアラート
報 道 機 関	電話、口頭、文書、Ｌアラート

4 災害対策本部の設置場所

南部町役場に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次に掲げる施設又は被災状況に応じ、町長が指定する施設に設置するものとする。

南部町役場

（被災等した場合）

南部町農村環境改善センター

5 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

第 1 順 位	教育長
第 2 順 位	総務課長
第 3 順 位	企画課長
第 4 順 位	財政課長

資料編。南部町災害対策本部条例

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

南部町災害対策本部の組織及び所掌事務は、一般災害編第4章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第3 地震発生時の応急活動体制

町は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施し、総合的調整を行う。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

	震度4の地震発生時	震度5弱又は5強の地震発生時	震度6弱以上の地震発生時
勤務時間内の体制	1 FM告知端末放送により町内一斉放送を行う。 (1) 地震情報 (2) 地震防災対策 ア 火の始末 イ パニック防止 ウ テレビ等による情報収集 2 町内の被害状況等の情報収集	1 左欄の1～2を実施する。 2 必要な場合は、遅滞なく本部を設置する。	1 左欄の1を実施する。 2 可及的速やかに南部町役場に本部を設置する。ただし、役場が地震災害により使用不能の場合は、「南部町農村環境改善センター」に設置する。
勤務時間外の体制	第1配備体制により配備につく。	第2配備体制により配備につく。	第3配備体制により配備につく。

第2節 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第4章第2節「職員配備計画」の定めるところによる。

第1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

職 員 の 配 備 基 準

種別	配置時期	配備内容	配備人員	配備の要領
第1 配 備	1 震度4の地震が発生したとき。 2 その他必要により町長が配備を指令したとき。	災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手するもので、状況により第2配備に移行できる態勢とする。	次の所属は、2名以上の配備とする。 交通防災課、総務課、企画課、産業振興課、建設課 ※上記以外の所属においても、被害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。	交通防災課は、気象情報を関係機関及び住民に連絡するとともに、情報の収集に当たる。
第2 配 備	1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 その他必要により町長が配備を指令したとき。	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる態勢とする。	町長・教育長 次の所属は、全課員の配備とする。 交通防災課、総務課、企画課、産業振興課、建設課 上記以外の所属は、所属長を含め、2名以上とする。	1 各部長は、情報の収集を強化するとともに状況に応じて逐次町長に報告すること。 2 交通防災課長は、消防団との連絡を密にして状況に応じ、出動態勢を整える。
第3 配 備	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 地震災害対策本部を設置したとき、又は本部長（町長）が指示したとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。	全所属全職員の配備とする。	1 災害活動に全力を集中する。 2 各部長は、状況に応じて逐次本部長に報告する。

（注） 災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変の配備態勢を整えるものとする。

第2 配備及び動員体制

1 動員計画の策定

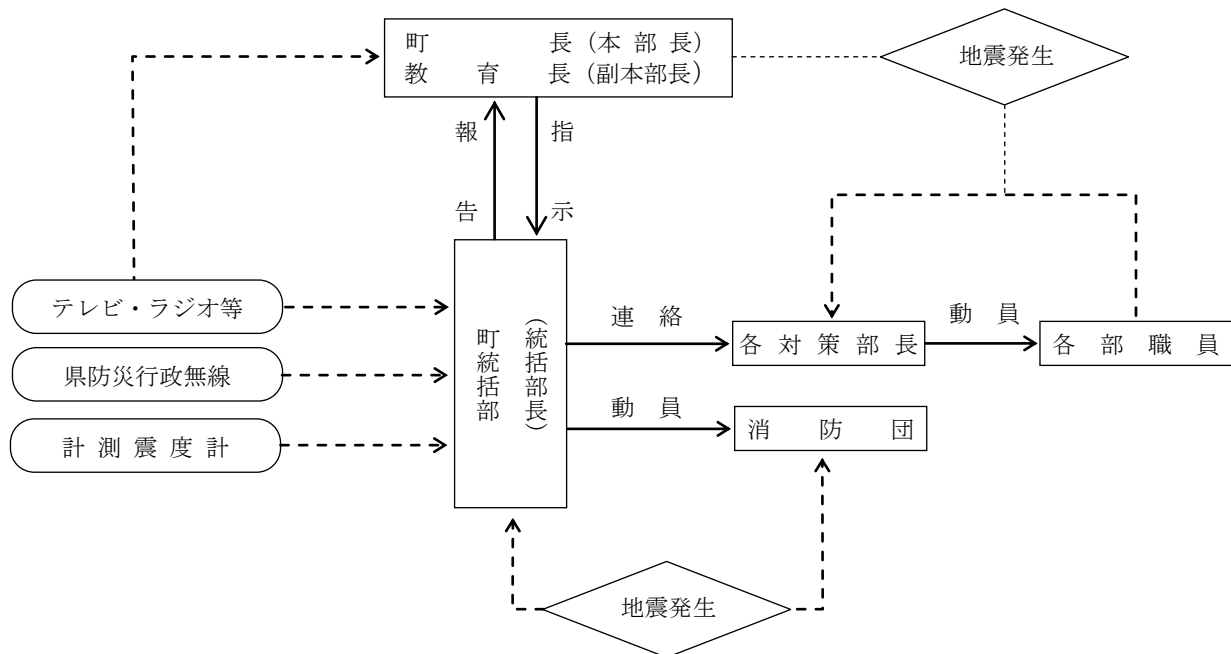
- (1) 町長は、南部町災害対策本部組織図及び分掌事務に基づく各部の災害応急活動を実施するのに必要な職員の動員計画を策定し、発震時には、職員を自動的に所定の勤務場所に参集させるものとする。
- (2) 各課長等は、所属職員の動員名簿（様式第1号）を作成し、町長に提出しなければならない。
- (3) 各課長等は、動員時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、前記動員名簿に基づき動員個人表（様式第2号）を作成し、あらかじめ職員に通知する。
- (4) 各課長等は、人事異動等により動員名簿の内容に変更を要する場合は、速やかに変更した動員名簿を町長に提出するとともに、該当職員に対し、変更した動員個人表を送付する。
- (5) 地震が発生したときは、職員は動員計画に基づき災害応急対策を実施するが、初動に必要な人員が確保されず、緊急対策班を編成し業務を行う場合は、動員名簿によらず、必要な初動業務を行うものとする。

2 勤務時間内における配備

(1) 動員伝達

ア 大規模な地震が発生した場合、統括部長は、本部長（町長）の指示により非常配備を決定し、各対策部長等にこれを伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。また、消防団長にも非常配備を伝達する。

イ 各対策部長等は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。



(2) 初動期における緊急措置

各対策部長等は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措

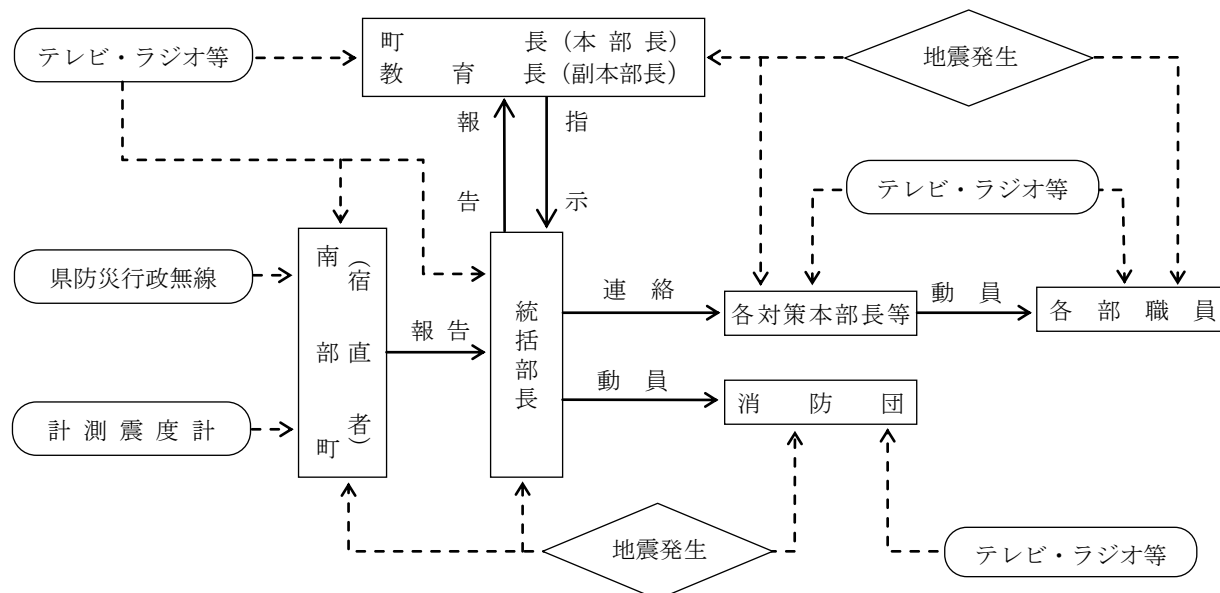
置を行う。

(3) 配備体制

各対策部長等は地震が発生した際は、配備基準に基づき、直ちに職員をあらかじめ定められた応急対策業務につかせるものとする。

3 勤務時間外における配備

(1) 勤務時間外における職員の配備は、「4 参集」の項に定めるところによる。



(2) 本部長は、職員の参集状況と災害の推移経過を勘案し、本編成による配備体制ができる間、緊急対策班を編成し、応急措置を行う。

(3) 配備状況の報告

各対策部長は、所属職員の参集状況を記録し、本部長（又は代理者）に適宜報告する。

(4) 配備体制の移行

各対策部長は、(2)に定める緊急対策班による配備体制をもって活動中であっても、職員の参集が大半終了したときは、順次本編成による配備体制に移行する。

(5) 災害活動の相互援助

各対策部長は、本部長（又は代理者）の指示があったときは、自らの部以外の災害活動についても協力する。

(6) 災害活動の報告

各班長は班員の災害活動状況につき把握し、適宜各自の対策部長に報告する。

4 参集

(1) 町職員の対応

勤務時間外に震度3の地震が発生した場合には、各職員はテレビ、ラジオ等で地震情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるよう自宅待機するものとする。震度4の地震が発生した場合は、交通防災課、総務課及び建設課、企画課、産業振興課職員は速やかに登庁し、地震情報の収集及び被害状況等の把握に努める。震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた動員配備基準に基づき、配備該当職員は町役場等に参集する。

(2) 宿直者の対応

宿直者は、防災担当職員や配備該当職員が参集するまで、地震災害の情報収集及び連絡等を行う。

(3) 自主参集

震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されるため、全職員は速やかに町役場等に参集するものとする。

なお、震度5弱又は5強の地震が発生した場合は、配備該当職員以外の職員についても、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは夜間等の場合は被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、必要により自主的に参集するものとする。

(4) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、職員初動マニュアルに基づき、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

(5) 参集時の留意事項

ア 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

イ 参集途上の措置

(ア) 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、各対策本部に報告する。

(イ) 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

(6) 参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急対策班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

ア 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）

イ 災害対策本部員会議準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）

ウ 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）

エ 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）

オ 避難所の開設（住民の避難状況、避難場所及び避難所の被災状況の把握）

カ ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

1	参集準備	全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備にとりかかるものとする。
2	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部等へ参集する。
3	参 集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって災害対策本部に参集する。 (2) 各施設等外部の職場の職員は、各自の施設へ直行する。 (3) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの本町出先機関等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各対策部長（又は次席者）に報告する。 (2) 各対策部長（又は次席者）は被害状況を本部長（又は代理者）に集約する。
6	緊急対策班の編成	先着した職員により、緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務に当たる。
7	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

様式第1号

動 員 名 簿					課長名
所属長	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務	
\\\\\\\\\\					
\\\\\\\\\\					
合 計 (人)					

様式第2号

動 員 個 人 表					課長名
所属課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務	
動員時の心得					
1 参集時の携行品 手拭、手袋、水筒、食糧、懐中電灯、その他必要な用具					
2 動員途上の緊急措置 職員は、動員途上において火災、人身事故等に遭遇した時は、付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属係長に報告するものとする。					

第3節 消防防災ヘリコプターの出動要請計画

一般災害編第4章第3節「消防防災ヘリコプターの出動要請計画」を準用する。

第4節 地震災害情報等の収集伝達計画

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施するうえで地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、町は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握に努めるものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた町長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実情把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、町長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

(1) 地震情報について

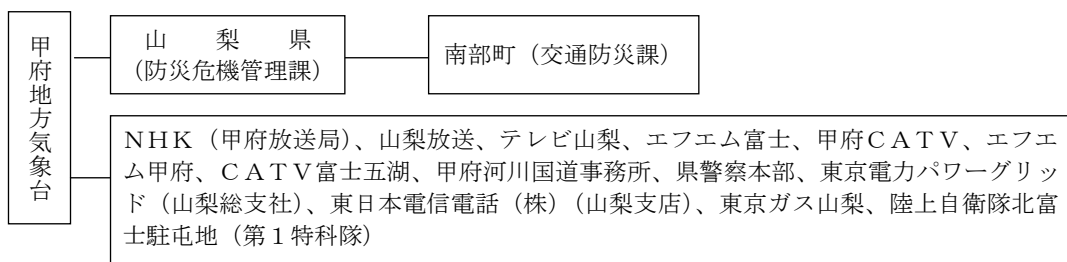
情報等の種類	内 容	
ア 震度速報	発表基準	震度3以上
	内 容	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
イ 震源に関する情報	発表基準	震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）
	内 容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
ウ 震源・震度に関する情報	発表基準	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合
	内 容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
エ 各地の震度に関する情報	発表基準	震度1以上
	内 容	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表

オ 推計震度分布図	発表基準	震度5弱以上
	内 容	観測した各地の震度データをもとに、1 km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
カ 遠地震に関する情報	発表基準	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき
	内 容	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表
キ その他の情報	発表基準	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など
	内 容	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(2) 甲府地方気象台が発表する地震情報の発表基準について

種 類	内 容	
ア 震度速報	発表基準	全国のいずれかで震度3以上を観測し、山梨県内で震度1以上を観測した場合
	情報の内容	震度3以上を観測した地域名と観測された震度
イ 震源に関する情報	発表基準	本州中部付近で震度3以上を観測した地震で、津波警報・注意報を発表しないとき。 ※本州中部付近（関東・甲信・北陸・東海地方及びその沿岸）
	情報の内容	震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））津波のない旨の付加文
ウ 震源・震度に関する情報	発表基準	県内の最大震度3以上、隣接県で震度4以上、その他の地域で震度5弱以上を観測したとき。
	情報の内容	震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名
エ 各地の震度に関する情報	発表基準	県内で最大震度1以上を観測したとき。
	情報の内容	山梨県と隣接県の震度 ※隣接県（神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く。）） ※震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））震央地名、観測点ごとの震度
オ 地震回数に関する情報	発表基準	県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき。 ※県内と隣接地域（「山梨県東部・富士五湖」「山梨県中・西部」「神奈川県西部」「静岡県中部」「長野県南部」「長野県中部」「群馬県南部」「埼玉県秩父地方」「東京都多摩西部」「駿河湾」「駿河湾南方沖」「遠州灘」）
	情報の内容	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど
カ 地震の活動状況等に関する情報	発表基準	南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合、伊豆東部で群発的な地震活動が発生した場合等に配信

(3) 伝達先



2 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに、防災等に係る活動

の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を発表する。

3 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

4 地震情報の収集

町は、本町庁舎内に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等により一刻も早く入手し、FM告知端末放送等により職員等に伝達し、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

5 地域住民への地震情報の伝達

町は、地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、FM告知端末放送を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車その他の手段を複合的に活用し、迅速かつ的確に伝達する。

伝達内容は次のとおりとする。

- （1）震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報
- （2）地震防災応急対策の指示

【指示内容の例示】

- ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
- イ 電話使用を自粛すること。
- ウ テレビ、ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること。
- エ 被害が発生した場合は、区長を通じて町役場に報告すること。
- オ 被害状況に応じて自主防災会の活動を開始すること。

第5節 被害状況等報告計画

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、町は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

第1 災害情報の収集・伝達

地震発生直後の初動期の災害情報は、町の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集・把握、伝達するものとする。

なお、収集・伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

1 地震情報の収集

町は、地震が発生した際には、速やかに本町庁舎内に設置されている計測震度計により町域の震度を把握するとともに、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町の震度を把握するものとする。

2 被害状況の把握

町の情報収集手段を活用して、早期に町内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。

ア 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情 報 の 種 類	災 害 情 報 収 集 先
① 地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
② 火災の発生状況	峡南広域行政組合中部消防署、消防団、自主防災会
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	峡南広域行政組合中部消防署、南部警察署、町内医療機関（南巨摩郡医師会）、県（県内市町村等の被災状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東日本電信電話(株)山梨支店、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、(一社)山梨県エルピーガス協会、町水道環境課
⑤ 道路等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	甲府河川国道事務所、峡南建設事務所、JR身延線内船駅
⑥ 堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、峡南建設事務所、消防団
⑦ 住民の避難状況	施設管理者、自主防災会、南部警察署
⑧ 学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	町教育委員会、施設管理者、南巨摩郡医師会

イ 災害時優先電話による収集

町役場、小、中学校等に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員、児童・生徒等、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

ウ 自主防災会からの情報収集

各地域の自主防災会は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により町本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

エ 郵便局からの情報収集

町は、町内郵便局とあらかじめ締結している「災害発生時における南部町と南部町内郵便局の協力に関する協定書」に基づき、被災町民の避難先及び被災状況等の情報を相互に交換し、町内及び町周辺の被災状況等を把握する。

オ 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに対策部長に報告する。

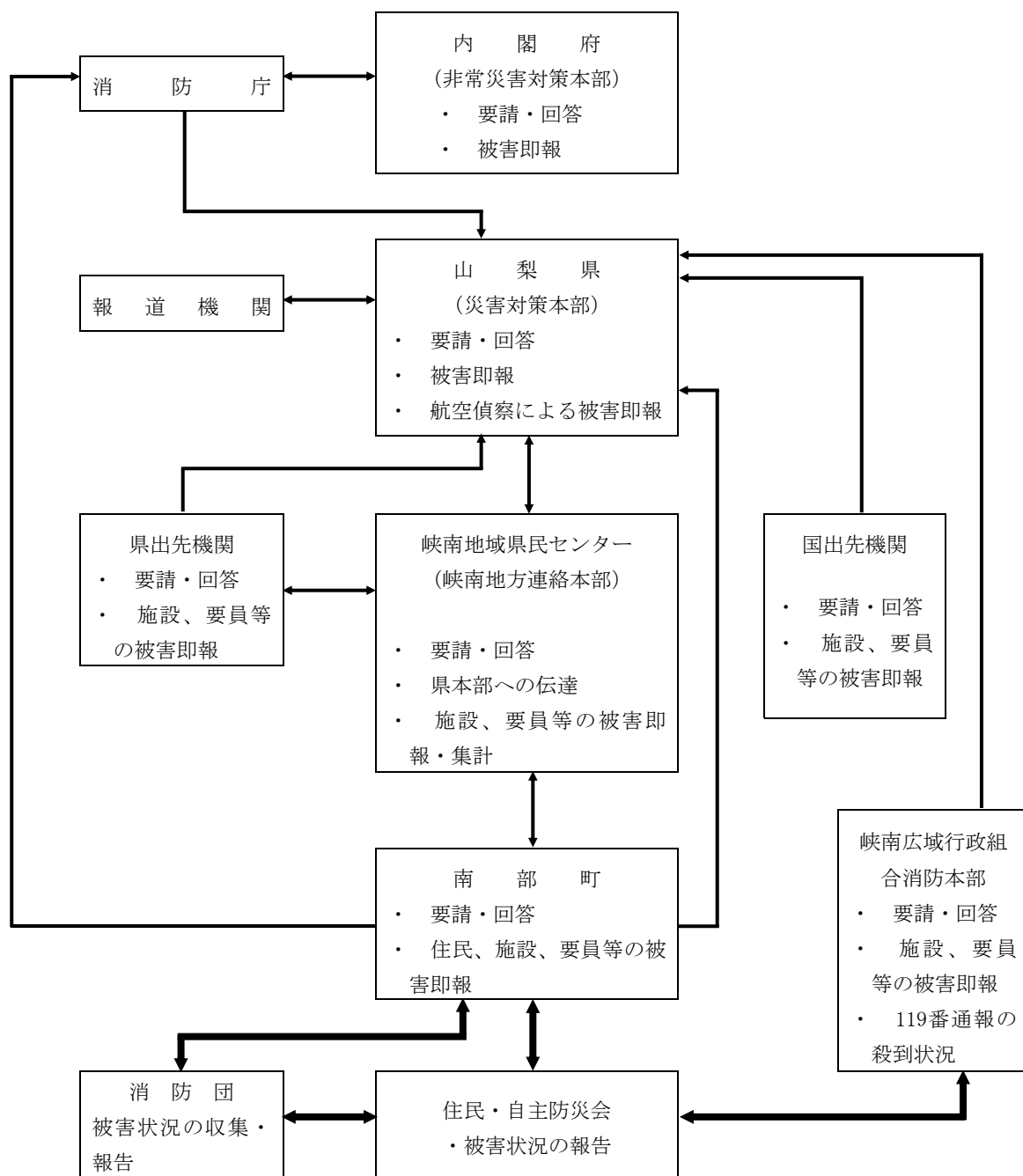
カ アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により町内のアマチュア無線局設置者の協力を求めて各地域の災害情報を収集する。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について、検討に努めるものとする。

キ 役場職員の現地派遣による情報収集

地震時の被害状況を正確に把握するため、必要により地区別に職員を割り当て、各地区の被害状況を収集する。

発災直後の情報の収集・伝達フローシート



資料編 ○災害発生時における南部町と南部町内郵便局の協力に関する協定書

(2) 第2段階に収集する情報

ア 各部における調査

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行ううえでの重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握

する。

担 当		協 力 団 体 名	調 査 事 項
部	調査責任者		
統 括 部	交通防災課長		一般被害及び応急対策状況の総括
総 務 対 策 部	総 務 課 長	区長会	各区の被害
管 財 部	財 政 課 長		町有財産の被害
福 祉 保 健 部	子育て支援課長		保育所、児童館の被害
	福 祉 保 健 課 長	民生委員、社会福祉施設の管理者	住民、社会福祉施設の被害
建 設 産 業 部	産 業 振 興 課 長	農業委員、農協、森林組合、観光協会	農林商工関係被害、観光施設の被害
	建 設 課 長	南部町建設業協会	公共土木施設の被害
水 道 環 境 部	水 道 環 境 課 長	給水装置工事事業者	上水道施設被害
文 教 対 策 部	学校教育課長	学校長、公民館長	教育施設、社会教育施設の被害、文化財の被害

イ 各地区の被害調査

（ア）担当課による調査

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集する。また、状況によってはあらかじめ定めた区分に従い、担当の課が担当地区を調査する。

（イ）調査班による情報収集

大規模な地震が発生した場合には、各課の調査要員の確保が難しいため、必要により調査班を編成して、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

なお、出動に当たっては、応急対策活動に支障等が生じるおそれがあるため、車両を使用せず、オートバイ、自転車等を利用する。

（ウ）県土地家屋調査士会への協力依頼

町は、建物の被害状況を把握する場合、必要に応じて、県土地家屋調査士会に対し、「災害時における被害家屋状況調査に関する協定書」に基づき、被害調査の協力を求めるものとする。

資料編。災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

第2 情報の取りまとめ

各対策部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、統括部長が取りまとめ、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

各種災害情報の報告先、種類、様式等については、一般災害編第4章第7節「被害状況等報告計画」に定めるところによる。

第6節 広域応援体制

一般災害編第4章第4節「広域応援体制」を準用する。

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害編第4章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第8節 広報計画

一般災害編第4章第8節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切な、かつ正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。

第1 実施機関

地震発生時の広報活動は統括部、総務対策部が行うものとするが、災害の状況によっては各対策部及び消防団等が関係対策部と連携して積極的に広報を行うものとする。

第2 広報の手段

町は、次により地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

このうち、Lアラートについては、県内の関係機関とともに、効果的な情報伝達が可能となる等、運用のルールの見直しに協力する。

- 1 FM告知端末放送
- 2 Lアラートを利用した周知
- 3 町インターネットホームページ・SNSによる広報
- 4 広報車による巡回広報
- 5 広報紙・チラシの配布、掲示板への掲示
- 6 自主防災会を通じた広報

第3 広報内容

町は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 町の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み

- 9 家庭において実施すべき応急対策
- 10 指定緊急避難場所、指定避難所の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 その他必要と認められる情報

第4 広報時の留意事項

1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、一般災害編第4章第9節「災害通信計画」に定める別記様式により県を通じて放送局に要請を行うが、県を通じるいとまがない場合には、町長が直接放送の要請を行うものとする。

2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、できる限り車ではなくオートバイを用いて広報を行う。

広報に当たっては、電気、水道等の復旧状況など各地区被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

3 要配慮者への広報

聴覚障害者に対しては、南部町ホームページへの掲載、チラシの配布等、視覚障害者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

4 広報手段の特色

住民への広報に当たって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

震災時に有効な広報手段及びその特色

伝達手段	種別	特色
広報車	㊦ ㊤	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
FM告知端末放送	㊦ ㊤	〃
掲示板	㊤ ㊧	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	㊤ ㊧	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
町ホームページ	㊦ ㊤	町の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人からも町の情報が入手可能
インターネット	㊦ ㊤ ㊧	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能

㊦ 被害状況 ㊤ 生活情報 ㊧ 安否情報

第5 災害用伝言ダイヤルの周知

災害発生時には、東日本電信電話(株)が電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否

等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、町役場・避難場所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

また、大規模災害時の専用サービスとして、携帯電話各社が「災害用伝言板サービス」を設置することについても、同様に周知を図る。

第9節 災害通信計画

一般災害編第4章第9節「災害通信計画」を準用する。

第10節 消防対策

大地震発生時には、火災の多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第4章第11節「消防対策」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災による次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 初期活動

1 初期体制の確立

大地震が発生し、被害が予想される場合は、消防団は直ちに次の措置をとり活動体制を整える。

- (1) 高所監視
- (2) 消防資機材の安全確認
- (3) 被害状況の把握及び報告
- (4) 消防車の出動準備

2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動に当たるものとする。

- (1) 各部消防詰所等に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに消防詰所等に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。
- (2) 高所見張り、巡回及び広報
直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

第3 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

1 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、消防本部、消防署等との連絡に努めるものとする。

2 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

3 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難場所である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難救護のための防御活動に全力を傾注するものとする。

4 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊のほかには障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配意するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

第4 消防活動

1 火災発生状況等の早期把握

町は、電話通報、かけこみ通報、登庁職員、消防団員、自主防災会等、また消防、警察等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して初動体制を整えるとともに、町で把握した災害情報については消防署等防災関係機関に速やかに報告する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況

(3) 道路の通行状況

(4) 地域住民等の活動状況

2 非常招集

消防団員の非常招集は、一般災害編第4章第11節「消防対策」に定めるとおりであるが、地震により火災の発生を覚知した場合は、消防団員は自主的に消防詰所に参集し、指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防副団長は町役場に登庁し、災害情報を共有するなど町本部と協働して災害対策に当たるものとする。

3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

(1) 情報収集活動

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、携帯電話、自動車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、町本部、消防署、警察署等に正確に伝達する。

(2) 出火防止措置

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

(3) 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

(4) 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

(5) 避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、町本部と連絡をとりながら避難場所及び避難所まで安全に住民を避難誘導する。

4 自主防災会等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼びかけ、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときはその長の指揮に従って活動する。

5 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

(2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

- (3) 電気器具は電源コードをコンセントから外す。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- (5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- (6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

第5 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、町の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

資料編	○ 静岡県富士宮市・芝川町・富士宮市芝川町消防組合と山梨県富沢町・南部町・下部町・峡南広域行政組合消防本部との消防相互応援協定 ○ 静岡県静岡市、山梨県富沢町、同南部町、同身延町、同早川町、同峡南広域行政組合消防相互応援協定書 ○ 峡南広域消防相互応援協定書 ○ 南部町、身延町消防相互応援協定 ○ 静岡県清水市・山梨県富沢町消防相互応援協定書

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

なお、消防防災ヘリコプターの出動要請方法については一般災害編第4章第3節「消防防災ヘリコプターの出動要請計画」に定めるところによる。

第11節 緊急輸送対策

一般災害編第4章第12節「緊急輸送対策」を準用する。

第12節 交通対策

一般災害編第4章第13節「交通対策」を準用する。

第13節 災害救助法による救助

一般災害編第4章第14節「災害救助法による救助」を準用する。

第14節 避難対策

一般災害編第4章第15節「避難対策」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方式と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方式等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、町の避難勧告・指示を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 町の役割

平素から避難方法等を検証し、住民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災会等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。

3 指定緊急避難場所への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた指定避難所に避難する。

第2 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を町本部に報告する。

(2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町又は県に応援を要請する。

資料編。指定避難所一覧

3 学校施設における避難所運営

学校施設を避難所として使用する場合は、学校ごとに整備されている「避難所運営マニュアル」を基本に、災害の規模や避難者の状況に応じた避難所運営に努める。

4 職員の派遣

町は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、避難担当職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務に当たるものとする。なお、避難者の健康面、精神面の管理に配慮し、健康相談や感染症予防、栄養指導等のため、必要な職員の配置に努める。

5 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒等との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

6 避難行動要支援者の保護

地震災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、「アルファセンター」、「活性化センター」、「万沢ふれあいセンター」、「南部町ふれあいサロン」及び「旧睦合保育所」に福祉避難所を開設するものとする。

福祉避難所の開設、運営は、福祉保健部が町社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

7 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を図るものとする。

8 避難者のプライバシー確保の保護等

避難生活が長期化する可能性があることから、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

9 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合には、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

10 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

町は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、町営住宅等を活用し、避難者の受け入れに努める。

第 1 5 節 孤立地区に対する支援活動

一般災害編第 4 章第 16 節「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

第 1 6 節 医療・助産対策

一般災害編第 4 章第 17 節「医療助産対策」を準用する。

第 1 7 節 防 疫 対 策

一般災害編第 4 章第 18 節「防疫対策」を準用する。

第18節 食料及び生活必需物資供給計画

一般災害編第4章第19節「食料供給対策」及び第20節「生活必需物資等救援対策」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

第1 必要物資の把握

町は、避難所運営責任者（福祉保健部福祉保健班職員）、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

第2 食料、生活必需品等の供給

一般災害編第4章第19節「食料供給対策」及び第20節「生活必需物資等救援対策」で定める供給計画に基づき、備蓄食料・備蓄品の放出、協定締結市町村や町内業者等から調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、町内で必要物資が確保できない場合は、県に供給等を要請する。

なお、調達の際には、高齢者など要配慮者の避難状況等を把握して、要配慮者に配慮した調達に心掛けることとする。

資 料 編 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定 ○災害時における相互応援に関する協定書 ○災害時における物資供給に関する協定書 ○災害時における物資の保管等に関する協定書

第3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

1 救援物資の集積所

他市町村等から搬送される救援物資、また調達した物資は、次の施設に集積する。

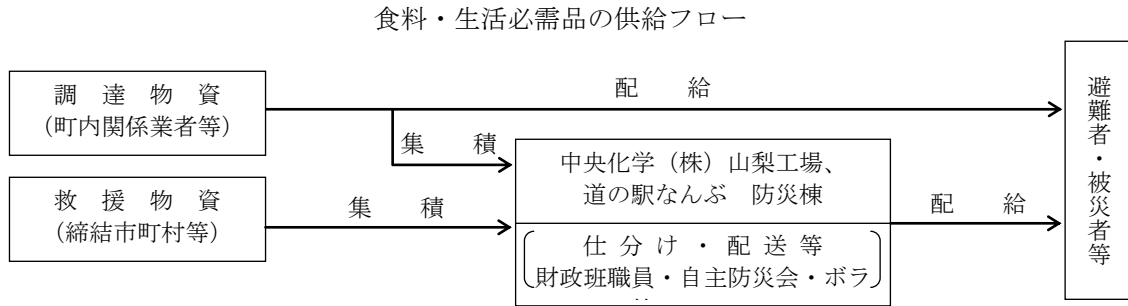
施設名	所在地	電話番号	FAX番号
中央化学（株）山梨工場	南部町福士28505—4	(0556) 66—3211	(0556) 66—3224
道の駅なんぶ 防災棟	南部町中野3043—1	(0556) 64—8552	(0556) 64—8553

2 救援物資の調達及び供給

(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

調達等の内容	担当部
食料、生活必需品の調達	管財部財政班
救援物資の受け入れ、仕分け、配分、輸送用車両の確保	管財部財政班
給食施設の提供、炊き出しの協力	文教対策部学校教育班

(2) 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、各地区の自主防災会及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行うものとする。



資料編。災害時における物資の保管等に関する協定書

(3) 避難所における供給計画

甚大な震災により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心掛けるものとする。

区 分	食 料	生 活 必 需 品 等
第 一 段 階 (生 命 の 維 持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品 テレビ、ラジオ等の設置
第 三 段 階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類、洗濯機等の設置

第 19 節 飲料水確保対策

一般災害編第4章第21節「飲料水確保対策」を準用する。

第20節 応急教育対策

一般災害編第4章第22節「応急教育対策」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

第1 応急措置

1 教育委員会

(1) 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画をたてるものとする。

(2) 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

2 学校

(1) 地震発生後の措置

児童・生徒等 在 校 中	1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒等の安全避難を最重点とし、児童・生徒等を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持ち出しを行うものとする。
	2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。
	3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。
	4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒等を指定緊急避難場所又は指定避難所へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ずつけて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。
	5 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食室の稼働の可否については必ず報告するものとする。
	6 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」、「防災手びき」及び「避難所運営マニュアル」に基づき、必要な措置をとるものとする。
児童・生徒等 不在中	1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」、「防災手びき」及び「避難所運営マニュアル」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。 2 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。 3 情報収集 児童・生徒等の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。

(2) その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- ア 避難所の運営における教職員の役割及び町本部との連携
- イ 児童・生徒等の安否確認の方法
- ウ 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒等とで共用する部分と児童・生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
- エ 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒等の帰宅及び保護者との連絡方法

3 社会教育施設

(1) 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

(2) 被災状況の報告

各社会教育施設管理者は、建物又は利用者等の被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第2 応急復旧対策

1 教育委員会

(1) 施設確保と復旧

施設確保計画に基づき本部と密接な連絡をとり、学校、社会教育施設の確保及び復旧に努めるものとする。

施 設 確 保 計 画	
1	学校の一部が被災した場合
(1)	特別教室、空き教室、体育館等を使用する。
(2)	二部授業を行う。
2	学校の全部が被災した場合
(1)	公民館その他公共施設を使用する。
(2)	近隣学校の校舎を使用する。
3	特定の地区全体が被災した場合
(1)	災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校を使用する。
(2)	応急仮校舎を建設する。
4	町内全域に大被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設、民間施設等を使用する。
5	指導者の確保
(1)	欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
(2)	隣接校との操作を考える。
(3)	臨時的なPTAの協力を求める。(退職教員等)
(4)	欠員が多数のため、前項の方法が講じられない場合は、県教委に要請し教員配置を行う。

(2) 学用品等の確保

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な事業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに必要に応じて学校等に配付するものとする。

また、被災児童・生徒等に対する教科書及び学用品の給与は、災害救助法に基づいて行うものとする。

(3) 応急の教育計画

応急の教育計画については、学校長と十分連絡をとり、万全を期するよう配慮するものとする。

(4) 応急措置

その他応急措置については、速やかにかつ弾力的に行うものとし、復旧工事等の早急な実施を図るものとする。

2 学校

(1) 応急の学校運営

各校の管理運営については、施設の被害状況や児童・生徒等の被災状況等を考慮して適宜実施するものとする。

応急の教育計画作成上の留意事項
1 各学校長は、被害の程度と教育の場所、教員の状況等に応じて臨時の学級編制、日課時間の編制、指導計画、教職員の担任計画等を作成する。 2 臨時休業の実施及び授業の不可能な事態に対する児童・生徒等の学習方法についての指導を行う。 3 授業の不可能な事態が長期にわたるときは、連絡方法、組織（子供クラブ、登校班、その他）の整備等に工夫を行う。 4 一時的に疎開等を余儀なくされた児童・生徒等との連絡を確保し、再度登校する際に支障が生じないように配慮する。

(2) 学用品等の配付

教育委員会の指示に基づき、学用品の配付や施設の状況に応じて授業再開に努めるものとする。

(3) 給食施設の復旧

給食施設の復旧に基づき、施設を整備し、給食用施設・備品の清掃及び消毒を行い、学校給食の再開に努めるものとする。

なお、被災時における施設の状況により、学校給食施設を一時的に町民への炊き出し施設として活用することが考えられるので、施設、備品等は被災後直ちに利用できるよう最善の措置をとるものとする。

3 社会教育施設

復旧計画措置に基づき、施設を整備し、利用の再開に努めるものとする。

第21節 廃棄物処理対策

一般災害編第4章第23節「廃棄物処理対策」を準用する。

第22節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

一般災害編第4章第24節「応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定めるものとする。

第1 応急危険度判定

1 建築物対策

(1) 応急危険度判定体制の整備

町は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ町職員による被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。

(2) 公共建築物の確認

町は、公共建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震災後対策での使用の可能性について判断を行う。

応急危険度判定は、町役場、避難所など防災上重要な施設から行う。

(3) 一般住宅の応急危険度判定の実施

ア 町は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。

イ 判定を必要とする建築物数をもとに必要な判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。

ウ 建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」・「要注意」・「危険」のステッカーを見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

(4) 応援要請

なお、県への派遣要請に基づく被災建築物応急危険度判定フローは、別表のとおりである。

県災害対策本部への応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士派遣要請の流れは、別表の応急危険度判定フローのとおりとする。

(5) 広報及び指導・相談の実施

町は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対してFM告知端末放送、広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

2 宅地対策

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、地震又は降雨等の災害後に迅速に被災宅地危険度判定を行うため、あらかじめ町職員による被災宅地危険度判定士の資格取得など、危険度判定体制の整備を推進する。

(2) 被災宅地の確認

町は、被災宅地について危険性を確認し、二次災害の防止と宅地の使用の可能性について判断を行う。

(3) 応急措置の実施

町は、被災宅地危険度判定の結果に基づき、被災宅地に対して立入禁止等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

(4) 応援要請

町内で必要人員の応急危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を要請する。

(5) 広報及び指導・相談の実施

町は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住宅に対してFM告知端末放送、広報車等による被災宅地に対する危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災宅地の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

第2 応急仮設住宅

大規模な地震が発生したとき、町は建設業者等の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

1 応急仮設住宅建設用地の確保

県が行った「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、本町では、東海地震の発生により揺れ及び液状化で約2,661棟（町全体の64%）の建物が全壊若しくは半壊等の被害にあい、約992棟の応急仮設住宅の需要が発生すると想定されている。

町は、この想定結果等を踏まえて、災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設できるようあらかじめ次の場所を建設予定地として指定している。

また、当該用地に建設できない場合、あるいは当該用地だけでは不足する場合には、次の事項等に留意して他の建設用地を選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

建設用地の選定条件

- ①飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- ②相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- ③被災者の生業の見通しがたつ場所
- ④崖崩れ等の二次災害のおそれがない場所

応急仮設住宅建設用地

名 称	所 在 地	土 地 所有者	敷地面積	建設戸数	特 記 事 項
南部町富沢野球場	南部町富士28505—7	町	12,182㎡	134戸	南部町役場本庁舎隣、 国道52号横
旧富河中学校グラウンド	南部町富士2700—18	町	10,543㎡	87戸	南部町役場本庁舎から 徒歩2分、国道52号横
アルカディア南部総合公園運動場	南部町大和360	国	12,650㎡	78戸	内船駅より車で4分
島尻スポーツ広場	南部町内船片瀬地先	国	9,209㎡	80戸	内船駅より車で3分

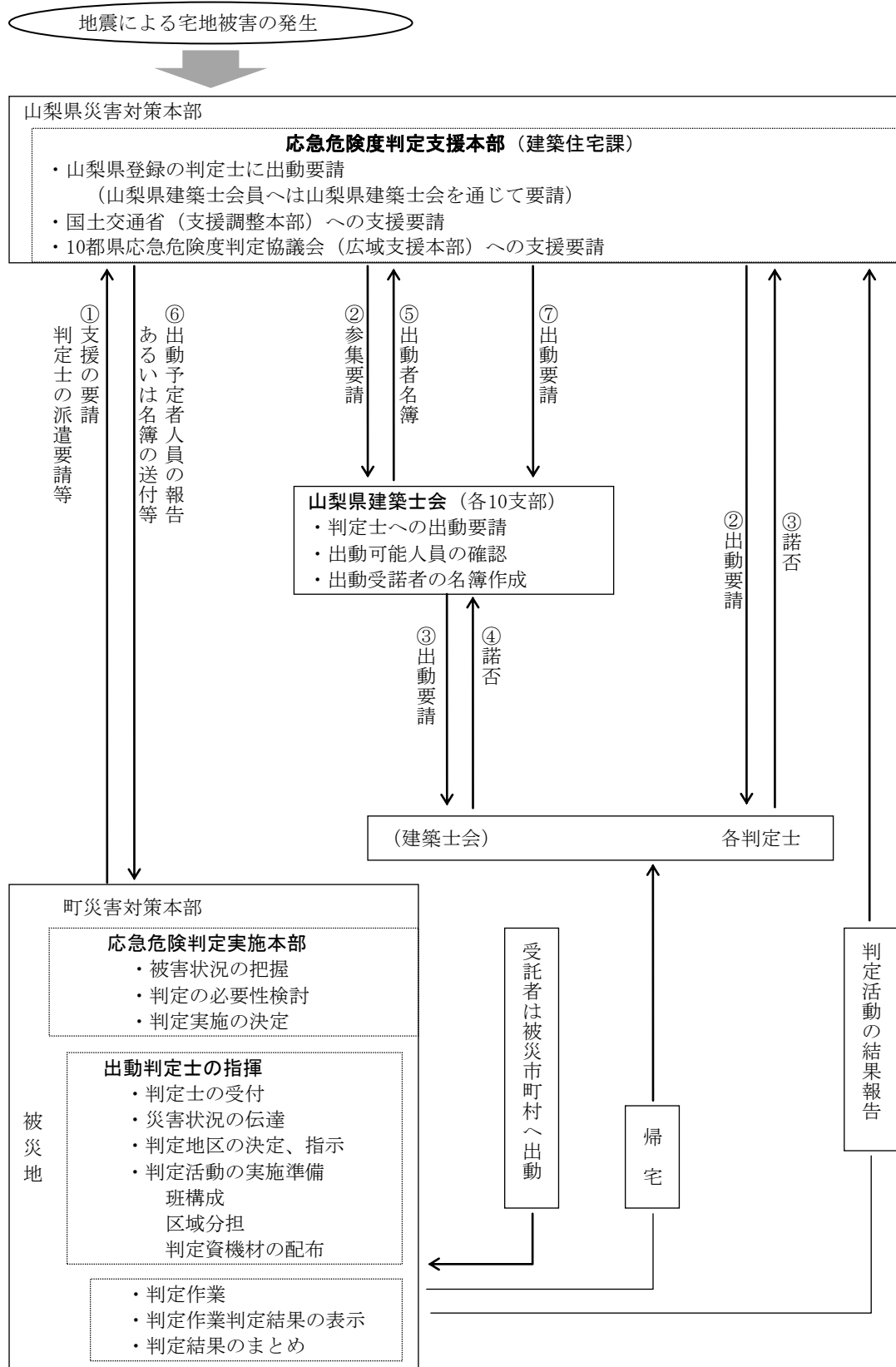
2 応急仮設住宅の建設

- (1) 町災害対策本部は、応急仮設住宅の建設用地を選定して、必要とする戸数の建設を県災害対策本部へ要請する。
- (2) 県及び町の災害対策本部は、建設用地の状況調査を実施する。（二次災害への安全性、資材搬入ルート、ライフラインの状況・復旧時期の確認など）
- (3) 県災害対策本部は、建設戸数を決定し、建設業者への工事を発注する。
- (4) 完成後、町災害対策本部が入居者を選定
- (5) 入居開始

別表

被災建築物応急危険度判定実施体制

〈被災建築物応急危険度判定フロー〉



第23節 救出計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、町は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第4章第25節「救出計画」の定めるところによる。

第1 住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動に当たるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線通信が途絶した場合には、町防災行政無線の活用若しくは急使を派遣する等町災害対策本部又は消防署への連絡に努めるものとする。

第3 町の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、町内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出资機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、あるいは町内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出

活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

資料編 ◦大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定
 ◦災害時における相互応援に関する協定書

2 救急活動

- (1) 迅速な医療救護活動を行うため、南巨摩郡医師会と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- (2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して消防防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うに当たって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を福祉保健部福祉保健班に設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第24節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

一般災害編第4章第26節「死体の搜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。

第25節 障害物除去計画

一般災害編第4章第27節「障害物除去計画」を準用する。

第26節 生活関係施設の応急対策

第1 上水道施設応急対策

水道事業者（水道環境課）は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

水道環境課が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

5 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

第2 電気施設応急対策

1 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。

2 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。

3 避難所等に必要な電力を供給する。

第3 コミュニティガス施設応急対策

1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。

2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。

4 避難所等に必要な燃料を供給する。

資 料 編 ○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等

第4 液化石油ガス施設応急対策

- 1 製造者は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を実施する。
- 2 販売事業者は、（一社）山梨県エルピーガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。
消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。
また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する。

資料編 ○町内プロパンガス取扱店一覧

第5 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

- 1 復旧体制の確立
東日本電信電話(株)山梨支店長が定める東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規程及び(株)NTTドコモ山梨支店長が定める(株)NTTドコモ災害等対策規程に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。
- 2 応急復旧措置
東日本電信電話(株)山梨支店長及び(株)NTTドコモ山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。
 - (1) 通話規制措置
安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが見込まれるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて町内発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。
 - (2) 応急復旧
 - ア 可搬型移動無線機による途絶の解消（災害時用公衆電話等、臨時回線の作成）
 - イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧
 - ウ 可搬型移動無線車、可搬型衛星通信地球局による中継伝送路の応急復旧
 - エ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧
 - オ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置
 - (3) 広報
災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第6 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と復旧手配、二次災害のおそれのあるものの早期復旧措置をとる。

1 要員の確保

J R東海が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

2 広報

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者に要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

第27節 民生安定事業計画

一般災害編第4章第29節「民生安定事業計画」を準用する。

第28節 災害ボランティア支援対策計画

一般災害編第4章第30節「災害ボランティア支援対策計画」を準用する。

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震予知に関する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

東海地震については、よりの確な対策を講じるため、大震法制定後20数年間の観測データや科学的知見の蓄積を踏まえ、中央防災会議において東海地震の地震像を再検討し、新たな想定地震域による震度分布等の検討が行われた。その結果を踏まえ、平成14年4月に強化地域の見直しが行われ、従来の6県167市町村から8都道263市町村へ大幅に拡大された。（平成24年4月1日現在で157市町村）本県では、新たに5町村が追加指定され、これにより県内における強化地域指定市町村は、丹波山村、小菅村を除く全市町村となった。

このため、町は、東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合又は東海地震注意情報が発表された場合に、本計画に定める地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施し、地震災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止するものとする。

第1 東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。

1 東海地震に関連する調査情報（カラーレベル：青）

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

(1) 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表

(2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表

2 東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される情報

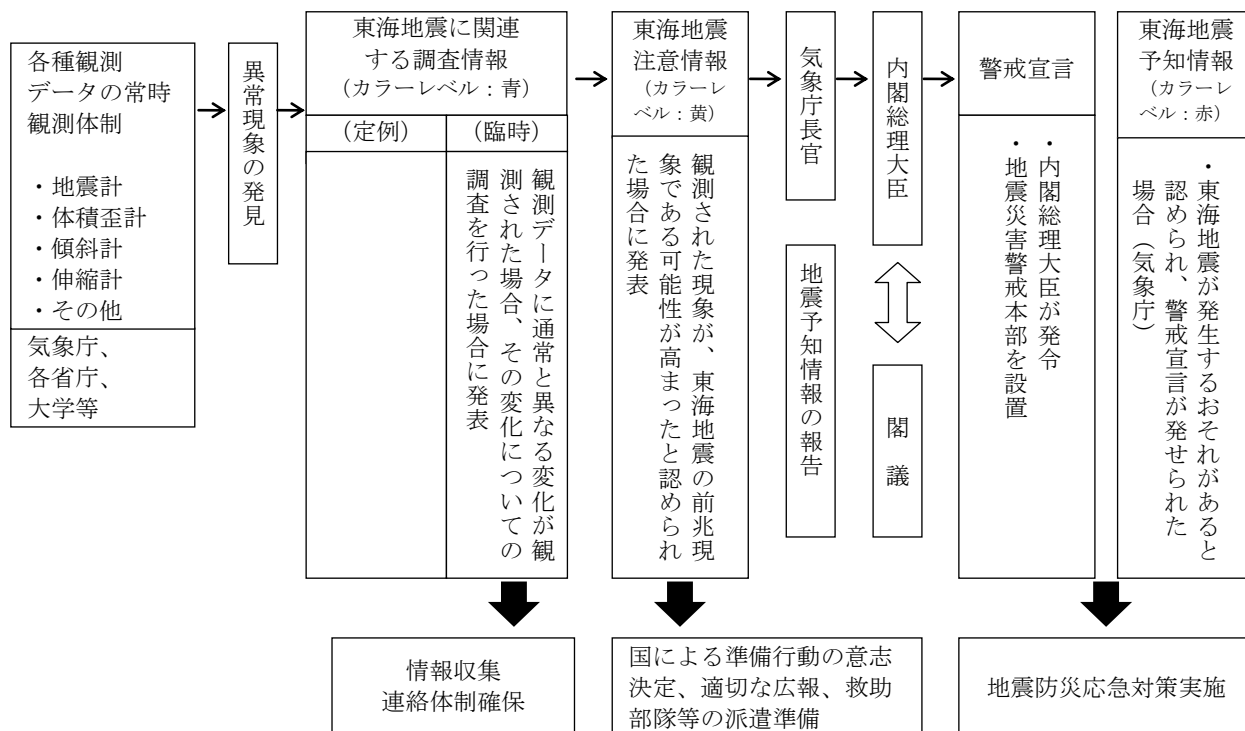
3 東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた

場合に発表される情報

各情報発表後、東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

東海地震に関する情報発表の流れ



第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地

震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地

震予知情報）の対策体制及び活動

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）報発表時の体制

1 町職員の配備体制及び活動

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、配備該当職員（別表第1「東海地震に関連する調査情報（臨時）配備体制」に指定する職員）は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備えるものとする。

2 県、防災関係機関等との連絡体制の確保

町は、職員の中から連絡担当職員（交通防災課交通防災係等）を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

3 情報の周知

(1) 職員への周知

庁内放送等により、東海地震に関連する調査情報（臨時）の周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。

(2) 住民への広報

F M告知端末放送、広報車、町ホームページ等を活用し、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかける。

第2 東海地震注意情報発表時の体制

1 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思表示を行った場合、町長は物資の点検、調達、また児童・生徒等の安全確保対策等の措置を講じるものとする。

2 町職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表された場合、直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につき、次の事務を行う。

(1) 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達

(2) 地震災害警戒本部設置の準備

(3) 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整

(4) 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難所の開設準備

- (5) 県への参集状況及び避難状況報告体制準備
- (6) 物資・資機材の点検・確認
- (7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

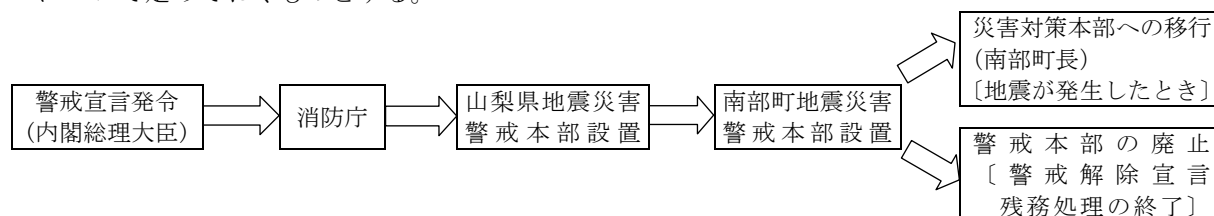
3 住民への広報

F M告知端末放送、広報車、町ホームページ等を活用し、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、町の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

第3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の体制

町は、警戒宣言が発せられたとき、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関及び住民等の協力を得て、地震防災応急対策の実施に努めるものとする。

地震防災応急対策を遂行するため、地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。



1 南部町地震災害警戒本部の設置

町長は、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられたときは、南部町地震災害警戒本部条例に基づき南部町役場内に南部町地震災害警戒本部を設置し、大規模な地震災害の発生に備え、地震防災応急対策を実施する。

資料編 。南部町地震災害警戒本部条例

2 警戒本部の廃止

警戒解除宣言が発せられ、かつ警戒本部で行う残務処理が終了したときは、警戒本部を廃止する。

3 災害対策本部への移行

町長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、町災害対策本部を設置する。なお、警戒本部から災害対策本部に移行する場合の災害対策本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

4 警戒本部の業務

町警戒本部は、地震発生に備え、次の事務を実施する。

- (1) 地震予知情報等の収集と住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災会や、防災関係機関等からの地震防災応急対策実施状況の収集及び県への報告
- (3) 避難の勧告又は指示
- (4) 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設
- (5) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- (6) 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導

- (7) 救急救助のための体制確保
- (8) その他町内での地震防災対策の実施

5 組織及び分掌事務

町警戒本部の組織及び分掌事務は、別表2のとおりである。

第4 地震発生時の体制

1 町本部（南部町災害対策本部）

- (1) 町長は、地震が発生したときには、災害応急対策を実施するため町本部を設置する。
- (2) 町警戒本部から町本部に移行するときの町本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に努める。

2 組織及び分掌事務

町本部の組織及び分掌事務は、一般災害編第4章1節「応急活動体制」に定めるところによる。

3 町本部の事務

地震が発生し、災害対策本部が設置された場合の業務は、本編第3章「災害応急対策計画」及び第6章「災害復旧・復興対策計画」に定めるところとするが、主に次のとおりである。

- (1) 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- (3) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
- (4) 国、県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請
- (5) 避難路の確保、避難誘導、避難所の設置運営
- (6) 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- (7) ボランティアの受け入れ
- (8) 自主防災会との連携及び指導
- (9) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- (10) 防疫、その他の保健衛生
- (11) 緊急輸送道路の確保及び調整
- (12) 施設及び設備の応急復旧
- (13) その他災害発生への防御、拡大防止のための措置

第5 職員の動員計画

職員は勤務時間外又は休日においても警戒宣言の発令等地震情報を常に知り得るように努めるものとし、配備基準により、直ちに参集場所に集合するものとする。

- 1 町長は、別表の南部町地震災害警戒本部の組織及び分掌事務に基づく各対策部の災害応急活動を実施するのに必要な職員の動員計画を策定するものとする。
- 2 東海地震に関する情報の伝達については、本部命令は統括部長から各対策部長に、各対策部長から班長を通じて各部員に伝達されるものとする。したがって、各対策部長は事前に伝達連絡図を作成しておくものとする。
- 3 動員対象から除外する職員は、平常時における病弱者、身体不自由等で災害活動を実施するこ

とが困難である者と、遠隔地よりの通勤者及び公務出張中の者その他町長が認める者とする。

- 4 各対策部長は動員時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、個人動員表を作成し、あらかじめ職員に通知する。

第6 動員時の心得

1 参集時の携帯品

タオル、手袋、水筒、食料、懐中電灯、その他必要な用具

2 動員途上の緊急措置

職員は、動員途上において火災、心身事故等に遭遇したときは付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属部長に報告するものとする。

別表 1

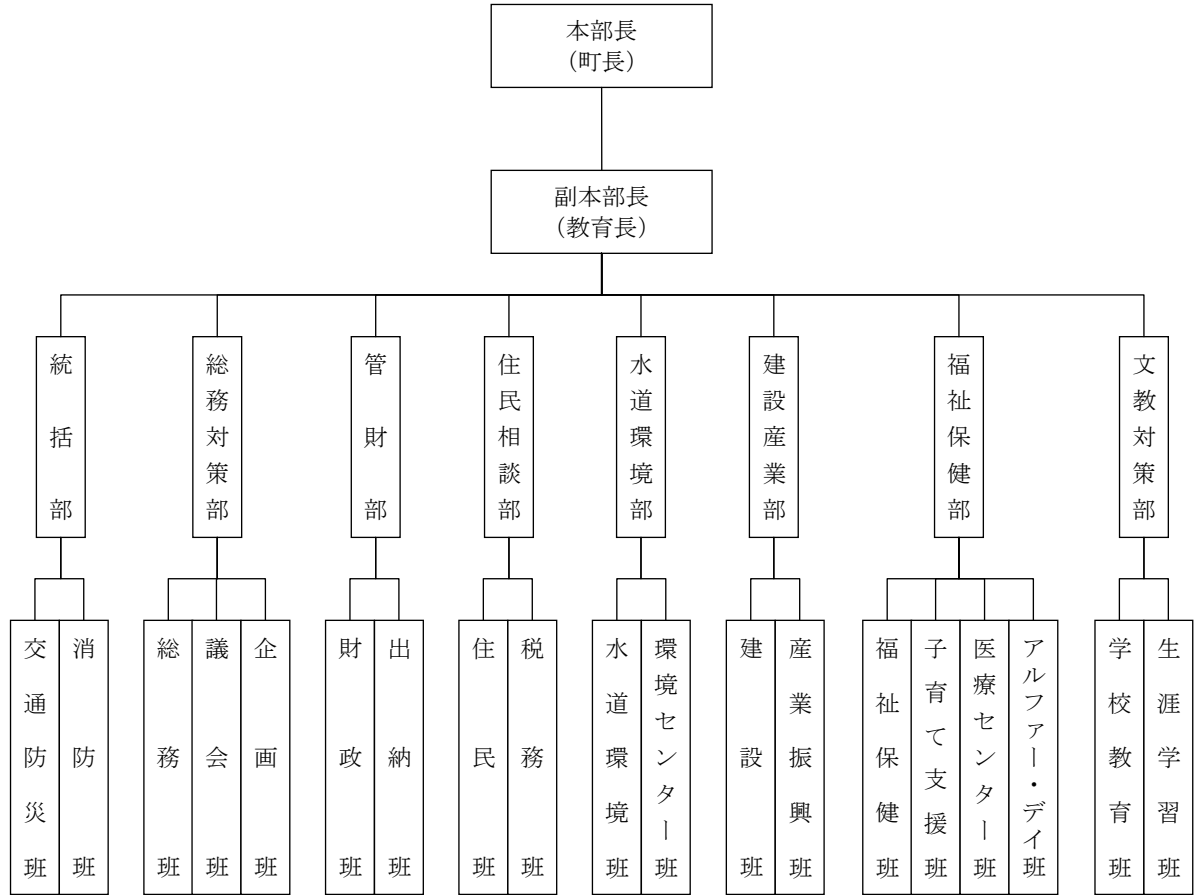
予知情報発表時の配備体制

配備体制 の 名 称	配備の基準	配 備 の 内 容	配 備 要 員
東海地震 に関連する調査情報（臨時）配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	地震災害警戒本部員及び交通防災課、総務課、建設課職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。 1 FM告知端末放送等による住民への広報 2 県、防災関係機関との連絡体制の確保	（第2配備体制） 町長 教育長 各課・室長、支所長 交通防災課全員 総務課全員 建設課全員 ※次の部署では、所属長の判断で必要人員が配備につく 住民課 水道環境課 産業振興課
東海地震 注意情報 配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震注意情報が発表されたとき。	全所属全職員が配備につき、次の事務を行うものとする。 また、東海地震予知情報発表に備え、地震災害警戒本部設置の準備を行う。 1 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達 2 町で備蓄する食料、生活必需品、資機材等の点検 3 FM告知端末放送等による住民への広報	（第3配備体制） 全職員
東海地震 予知情報 （警戒宣言）配備体制	東海地震予知情報が発表され、警戒宣言が発令されたとき、又は本部長が指示したとき。	町は、全所属全職員をもって地震災害警戒本部を設置し、各対策部は、地震災害警戒本部の分掌事務に掲げる事務を行うものとする。 主な事務内容は次のとおりである。 1 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達 2 自主防災会や防災関係機関からの応急対策情報の収集及び県への報告 3 避難の勧告又は指示 4 関係業者と連携した滞留旅客の対策 5 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保及び関係機関への指導 6 救急救助のための体制確保 7 その他町内の施設の地震防災対策の実施 8 町災害対策本部設置の準備	（第3配備体制） 全職員

地震が発生したとき。	町は、地震災害警戒本部から速やかに災害対策本部への移行措置をとり、地震災害応急対策を実施する。	（第3 配備体制） 全職員

別表 2

南部町地震災害警戒本部組織図



南部町地震災害警戒本部分掌事務及び編成表

部 名 (所 属)	班 名	分 掌 事 務
統括部 (交通防災課) (消防団)	交通防災班	1 地震災害警戒本部の設置、運営及び庶務に関すること。 2 本部員会議の運営に関すること。 3 本部員への連絡招集に関すること。 4 地震予知情報の収集及び伝達に関すること。 5 県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 6 災害関係文書の収受配分及び発送に関すること。 7 災害時通信の確保・運用に関すること。 8 その他他部の応援に関すること。
	消防班	1 消防及び水防に関すること。 2 消防団との情報伝達に関すること。 3 消防用資機材の点検、整備に関すること。 4 水防施設の巡視、点検及び地震防災応急対策に関すること。 5 火災の防止、初期消火の予防広報に関すること。 6 避難勧告、指示の伝達に関すること。 7 避難広報及び誘導に関すること。
総務対策部 (総務課) (議会事務局) (企画課)	総務班	1 職員の非常招集、解散に関すること。 2 南部分庁舎、万沢支所との連絡に関すること。 3 職員の参集状況及び安否確認（家族を含む。）に関すること。 4 職員の動員調整及び他自治体からの応援職員等の管理に関すること。 5 自主防災会との連絡に関すること。 6 FM告知端末放送に関すること。 7 交通防災班の応援に関すること。
	議会班	1 議会との連絡調整に関すること。 2 交通防災班の応援に関すること。
	企画班	1 災害時広報に関すること。 2 町の地震防災応急対策実施状況等、報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること。 3 災害記録写真等の収集整理に関すること。 4 コンピュータ及びデータの保全に関すること。
管財部 (財政課) (出納室)	財政班 出納班	1 地震防災応急対策の予算措置に関すること。 2 地震防災応急対策に要する費用の経理に関すること。 3 災害応急対策に要する資機材、車両、器具及び燃料等の調達に関すること。 4 応急食糧、生活必需品等の確保に関すること。 5 町備蓄物資の供給準備に関すること。 6 地震防災応急対応資機材等の緊急輸送に関すること。 7 庁用自動車の配車に関すること。
住民相談部 (住民課) (税務課)	住民班	1 住民からの問い合わせに関すること。 2 被災者の債務整理に関すること。 3 峡南衛生組合南部支所（64-8022）（火葬場管理者）との連絡調整に関すること。
	税務班	1 他部の応援に関すること。
水道環境部	環境センター班	1 廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）の処理及び防疫に関すること。

(水道環境課) (環境センター)		2 災害等廃棄物処理事業費補助金に関すること。 3 防疫資機材の確保に関すること。 4 仮設トイレの設置に関すること。 5 災害廃棄物の処理準備に関すること。
	水道環境班	1 飲料水の確保に関すること。 2 給水用資機材の点検、確保に関すること。 3 上水道施設の地震防災応急対策に関すること。 4 給水装置工事事業者との連絡に関すること。 5 アスベスト飛散対策に関すること。
建設産業部 (建設課) (産業振興課)	建設班	1 道路、橋梁、河川、農林・土木施設等公共土木施設の地震防災応急対策に関すること。 2 県、国、関係機関との情報交換に関すること。 3 緊急輸送道路の確保に関すること。 4 農林道の地震防災応急対策及び建設事業者等との連絡・調整に関すること。 5 応急仮設住宅の建設、応急修理等に必要な機械器具、車両及び材料等の調達に関すること。 6 仮設住宅の提供に関すること。 7 町営住宅の地震防災応急対策に関すること。 8 被災宅地、建築物の応急危険度判定士の出動要請準備に関すること。 9 建築確認手数料の減免に関すること。
	産業振興班	1 国道・県道・鉄道利用者の滞留者の把握調査及び避難誘導に関すること。 2 農林産物、果樹及びそさい並びに農地山林の被害調査及び応急対策に関すること。 3 家畜及び畜産施設の地震防災応急対策に関すること。 4 農業災害関係の金融対策等の相談、指導に関すること。 5 農林業団体との連絡調整に関すること。 6 商工業関係への地震防災応急対策の指導に関すること。 7 商工業者の被害に伴う金融対策等の相談、指導に関すること。 8 旅館、民宿及び観光施設への地震防災応急対策の指導に関すること。 9 生活関連物資の価格・需要動向に関すること。 10 生活関連物資に関する買占め、売惜しみ防止等の協力要請に関すること。
福祉保健部 (福祉保健課) (子育て支援課) (医療センター) (アルファセンター) (デイサービスセンター)	福祉保健班	1 避難所、福祉避難所の設置、管理及び運営に関すること。 2 避難者の収容・援護に関すること。 3 病院、その他医療機関の被害調査に関すること。 4 峡南保健福祉事務所その他関係機関との連絡調整に関すること。 5 心身障害者に対する応急対策業務に関すること。 6 社会福祉協議会、日赤との連絡に関すること。 7 感染症等予防対策に関すること。 8 災害弔慰金に関すること。
	子育て支援班	1 保育所、児童館及び放課後児童保育児童の避難、保護者への引渡し等安全確保に関すること。 2 保育所、児童館の地震防災応急対策に関すること。 3 避難所開設に向けた応援体制の確立に関すること。 4 福祉保健班の応援に関すること。
	医療センター班	1 診療所利用者の安全確保に関すること。 2 救護所の設置に関すること。

		3 医療用資機材等の調達・要請に関すること。 4 病院、診療所、その他医療機関との連絡調整に関すること。 5 災害拠点病院との連絡調整に関すること。 6 医師会との連絡に関すること。
	アルファーマーセンター班 デイサービスセンター班	1 利用者の安全確保に関すること。 2 利用者の引渡しに関すること。 3 福祉保健部内の連絡調整に関すること。 4 ボランティア団体等の受付け、連絡体制の整備に関すること。 5 山梨県社会福祉協議会・日赤との連絡調整に関すること。 6 生活福祉資金に関すること。
文教対策部 （学校教育課） （生涯学習課）	学校教育班	1 教職員・児童・生徒等の帰宅、避難及び保護者への引渡し等安全確保に関すること。 2 学校施設の地震防災応急対策に関すること。 3 各学校体育館等の指定避難所の開設準備に関すること。
	生涯学習班	1 社会教育施設利用者の安全確保に関すること。 2 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 文化財の被害状況の調査及び保全措置に関すること。 4 社会体育施設利用者の安全確保に関すること。 5 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。

第3節 情報の内容と伝達

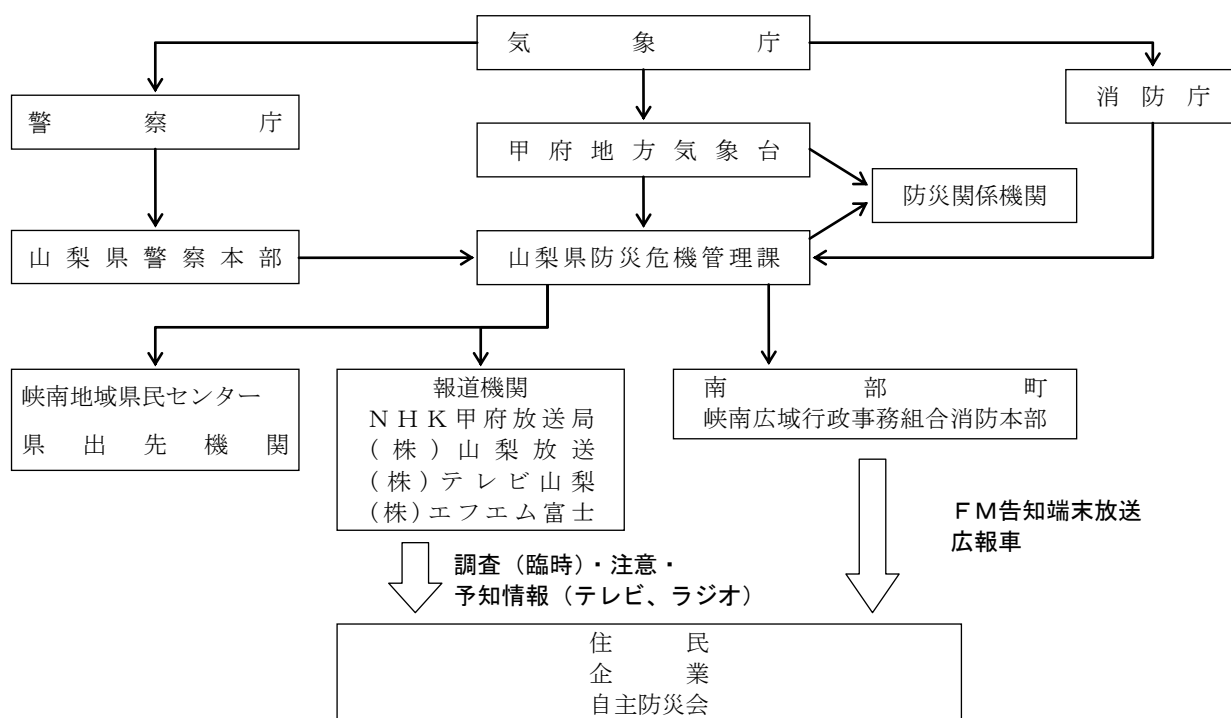
警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容その他これらに関連する情報等の伝達、指示は、防災関係機関並びに住民に対し、使用可能な手段を講じて迅速かつ円滑に行うものとする。なお、警戒宣言発令時には、有線電話の混乱が予想されるのでそれに対応した体制を確立しておくものとする。

第1 地震予知に関連する情報等の伝達

情報の種類及び内容は、次のとおりである。

- 1 東海地震に関する調査情報（定例）
毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表
- 2 東海地震に関する調査情報（臨時）
観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表
- 3 東海地震注意情報
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

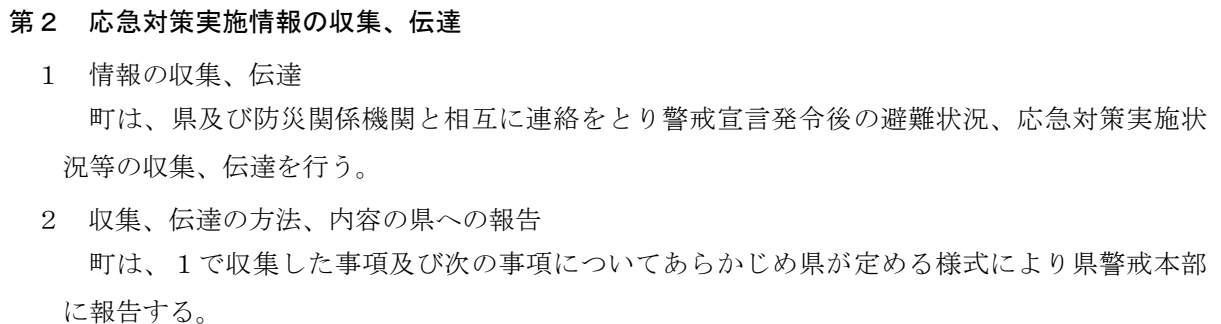
東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報の伝達系統



4 東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。



関係機関名			報告事項
県警戒本部設置状況	設置前	町→峡南地域県民センター→防災危機管理課	避難状況、救護状況、旅行者数（鉄道、定期バス（施設構内の者を除く。）、通行規制等で停滞している車両数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	町→峡南保健福祉事務所→福祉保健部→防災危機管理課	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数 社会福祉施設を利用している高齢者数及び障害者数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	町教育委員会→峡南教育事務所→県教育委員会→防災危機管理課	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している生徒数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	町→峡南地域県民センター→県産業労働部→防災危機管理課	主要スーパーの営業停止店舗数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	

3 「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

(1) 東海地震注意情報発表時

町は、次の様式により各状況を峡南地域県民センターに対して報告する。

ア 市町村職員参集状況（警戒－4）

イ 地震防災応急対策実施等状況票（警戒－8）

(2) 東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時

町は、次の様式により各状況を峡南地方連絡本部に対して報告する。

ア 市町村職員参集状況（警戒－4）

イ 市町村別避難所開設状況一覧表（警戒－9）

ウ 地震防災応急対策実施等状況票（警戒－8）

資 料 編 。県指定に基づく報告様式

第4節 広報活動

地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

第1 警戒宣言時の広報の実施

防災関係機関は、地震防災応急対策が迅速、的確に実施されるよう、各機関の計画に基づき広報を実施するが、各機関の広報の概要は次のとおりである。

1 県

地震予知に関する情報、交通機関の運行状況及び道路交通状況、家庭及び自主防災会等のとるべき措置等について、報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、ヘリコプター、冊子等により実施する。

2 警察

車両運転の自粛と運転者のとるべき措置、交通の状況と交通規制の実施状況、犯罪予防等のために住民のとるべき措置等について、広報車、拡声器等の広報機器の活用、ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板、ホームページ、SNS等の活用等で広報する。また、テレビ、ラジオ、新聞等への積極的な協力を要請するとともに、状況に応じてヘリコプターによる広報を実施する。さらに、駐在所等を利用した住民相談窓口を開設する。

3 防災関係機関

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により、有効適切な放送を行う。

(2) 電力会社

報道機関を通じて、発生時に備えての具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) ガス会社

報道機関及び広報車を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

(4) 東日本電信電話（株）

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

(5) JR東海

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(6) バス会社

報道機関及び施設内の案内板等を通じて、運転状況について広報する。

(7) 道路管理者

報道機関及び標識等を通じて、通行規制等について広報を行う。

(8) その他の防災関係機関

上記以外の防災関係機関についても、状況に応じて適切な広報活動を実施する。

第2 南部町の広報

1 広報の内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言に関する情報の周知及び内容説明
- (2) 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 生活関連情報等
- (5) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (6) 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- (7) 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (8) 家庭において実施すべき行動
- (9) 自主防災会に対する防災活動の要請
- (10) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (11) 町の準備体制の状況
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項

2 住民・滞在者等に対する広報文例

住民、滞在者等に対する広報文例は、別表のとおりとするが、必要に応じ1に掲げる事項を加えるものとする。

3 広報手段

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、FM告知端末放送、防災信号、広報車、冊子、外国語放送等又は自主防災会を通じる伝達ルートを用いて行うものとする。

(1) 町からの伝達

町職員内部等の伝達は主に庁内放送、電話、町防災行政無線、口頭により行い、住民に対しての伝達は、次の方法で行うものとする。

ア FM告知端末放送の利用

町内に設置しているFM告知端末放送施設により行う。

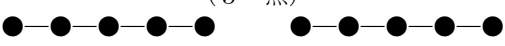
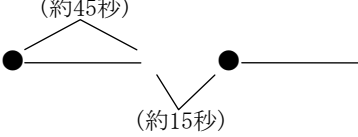
イ 広報車の利用

町が管理所有している広報用自動車を緊急輸送車両として登録し伝達を行う。

(2) 消防団からの伝達

消防団各部は、消防団長、副団長、各分団長等の指示により、各部にてそれぞれの担当区域に分かれ、地域住民に対して消防車、広報車、サイレン及び警報により伝達を行う。

地震防災信号

警 鐘	サ イ レ ン
	
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

(3) 区長からの伝達

区長（自主防災会会長）は、地区内の住民に対して電話等により伝達をするものとする。この場合、地域の組織等を利用して行うなど、その方法をあらかじめ定めておくものとする。

別表

「東海地震に関連する情報」に伴う広報

東海地震に関連する調査情報（臨時）	1 か所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	→	東海地震調査情報（臨時）の発表 （例文 1）	→	東海地震調査情報（臨時）の解除 （例文 3） 東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合
	顕著な地震活動（地震）が発生した場合	→	東海地震調査情報（臨時）の発表 （例文 2）	→	東海地震調査情報（臨時）の解除 （例文 4） 東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合
東海地震注意情報	2 か所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	→	東海地震注意情報の発表 （例文 5） ひずみ計で観測された「有意な変化」が、判定会において東海地震の前兆すべりである可能性が高まったと判定された場合	→	東海地震注意情報の解除 東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合
東海地震予知情報	3 か所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	→	東海地震予知情報発表 （例文 6） ひずみ計で観測された「有意な変化」が、判定会において東海地震の前兆すべりによるものであると判定された場合	→	東海地震予知情報の解除 東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合。又は、東海地震が発生した場合

「東海地震に関連する情報」発表時における広報文

例文 1

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の発表時における広報用の例文
[1 か所以上のひずみ計で「有意な変化」が、観測された場合のもの]
○こちらは、防災なんぶです。
○さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
○既に、町では、情報収集体制をとっております。
○今後の状況により、新たな情報が発表されます。
○ぜひ、町からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
○住民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文 2

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の発表時における広報用の例文
[顕著な地震活動（地震）が発生した場合のもの]
○こちらは、防災なんぶです。
○さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
○既に、町では、情報収集体制をとっております。
○今後の状況により、新たな情報が発表されます。
○ぜひ、町からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
○住民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文 3

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の解除時における広報用の例文
[ひずみ計で観測された「有意な変化」が、東海地震との関連性がないことが分かった場合のもの]
○こちらは、防災なんぶです。
○さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
○東海地震発生のおそれはなくなりました。
○住民の皆様は、御安心ください。

例文 4

「東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時における広報用の例文
〔観測された「地震」が、東海地震のとの関連性がないことが分かった場合のもの〕

- こちらは、防災なんぶです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- 東海地震発生のおそれはなくなりました。
- 住民の皆様は、御安心ください。

例文 5

「東海地震注意情報」発表時における広報用の例文
〔「東海地震 注意情報」が発表された場合のもの〕

- こちらは、防災なんぶです。
- 先ほど、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
- 住民の皆様は、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、政府や町からの呼びかけ、町の防災計画に従って行動してください。
- また、自動車での外出を控え、家族同士の連絡方法の確認、家具の固定、水の汲み置きなど地震への備えを始めてください。
- 今後の観測の結果、地震発生のおそれがあると判断された場合、内閣総理大臣がら、改めて「警戒宣言」が発せられますので、今後の情報に注意し、落ち着いた行動をお願いします。

例文 6

「警戒宣言」発表時における広報用の例文
〔「警戒宣言」が発表された場合のもの〕

- こちらは、防災なんぶです。
- 大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震対策に対する警戒宣言を発表します。
- この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震となることが予想されます。
- 住民の皆様は、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」及び町の広報などに十分注意し、あわてずに落ち着いて行動してください。

第5節 避難活動

警戒宣言が発せられた場合、地震による被害が想定される地域の住民に対して避難の勧告又は指示を行い、住民の生命及び身体の保護に努めるものとする。

第1 避難の実施責任者

避難の勧告又は指示等を行うことができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である町長を中心として相互に連絡をとり、住民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。

- 1 町長（大規模地震対策特別措置法第21条、災害対策基本法第60条）
- 2 知事（災害対策基本法第60条）
- 3 知事又はその命を受けた県職員（大規模地震対策特別措置法第21条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- 4 水防管理者（水防法第29条）
- 5 警察官（大規模地震対策特別措置法第25条、災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

第2 避難勧告又は指示の基準等

警戒宣言発令時における避難勧告又は指示の基準は、次のとおりである。

なお、注意情報の発表時において、避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令時では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の要配慮者の避難を実施することができるものとする。

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地域）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。

第3 町が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる「事前避難対象地域」は、地震が発生した場合に町長が危険と認める地区とする。

町において警戒宣言時に避難勧告又は指示の対象となる地区は、町全域とし、各地区の指定避難所は、資料編に掲げるとおりである。

なお、事前避難対象地区の住民等が指定避難所まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとする。

資料編 ○指定避難所一覧

2 事前避難対象地区住民等への周知

町は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 地区の指定避難所
- ③ 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ④ 避難路
- ⑤ 避難の勧告と伝達方法
- ⑥ その他必要な事項

3 自主防災会への指示

町長は、警戒宣言発令時には自主防災会に対し次の指示を行う。

自主防災会への指示事項

- ① 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- ② 避難路の確認及び避難誘導
- ③ 収容者の安全管理に関する協力
- ④ 負傷者の救護準備
- ⑤ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難支援

4 要配慮者の避難

各地区の自主防災会は、あらかじめ在宅の高齢者、乳児、幼児、障害者、病人、妊産婦等避難に当たり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

- (1) 警戒宣言に基づき、町長より第2に掲げる避難の勧告又は指示が行われたときは、介護を要する者の避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災会が指定する者が担当するものとし、町は自主防災会を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、町は介護を要する者を収容する場合には、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

なお、介護を要する要配慮者を収容するに当たって、必要に応じて「アルファセンター」、「活性化センター」、「万沢ふれあいセンター」、「南部町ふれあいサロン」及び「旧睦合保育所」に福祉避難所を開設し、障害者や寝たきりの高齢者等を収容するものとする。

5 帰宅困難者等対策

町は、帰宅困難者や滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）の発生の抑制及び発生した場合の対策として、次の措置を講じるものとする。

- (1) 帰宅困難者等が発生した場合は、状況によりＪＲ東海(株)と協力して地震予知に関する情報、交通機関の運行状況等に関する情報の提供、また、地図の配布等帰宅支援対策を実施する。
- (2) ＪＲ身延線が内船駅で停車した場合に、ＪＲ東海(株)から次の対策の実施を依頼されたときは、状況に応じ必要な対策を実施する。
 - ア 列車内旅客、駅施設の旅客への食事の斡旋援助
 - イ 待機が長期間となった場合における町指定避難所への避難

ウ 病人発生等の緊急を要する事態が発生した場合は、救急医療機関への収容等応急措置の実施

6 避難所における避難生活の確保

- (1) 町が開設した指定避難所には、指定避難所に必要な設備及び資機材の配備並びに情報連絡のため町職員、消防団員を派遣し、又は消防職員、警察官等の派遣要請を行い、可能な限り救護所、夜間照明等の設置を行う。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、町のみならず住民、自主防災会等においても準備するよう依頼する。
- (3) 食料等の生活必需品は、町でも調達を行うが、住民においても各人が3日分を用意し、さらに保存できるものは1週間分を用意する。
- (4) 町は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、十分検討し、事業者等と協議する。
- (5) 町は、生活必需品の不足している者に対し、斡旋に努める。
- (6) 重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 指定避難所では、自主防災会の単位で行動する。

第4 県が行う避難活動

- 1 市町村の避難活動の全体状況を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。
- 2 要配慮者に対する支援や外国人、出張者等に対する誘導などについて、適切な対応を行う。
- 3 災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行う。
- 4 次の事項について市町村に協力する。
 - (1) 県の管理する施設の避難所としての開放
 - (2) 県の管理する介護を必要とする者を収容する施設への該当者の収容
 - (3) 県が把握している物資等の斡旋及び当該市町村以外の市町村が備蓄している物資の供出
 - (4) 非常電源設備、給水資機材その他防災用資機材の配備
- 5 市町村が車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。
- 6 帰宅困難者、滞留旅客に対して避難誘導、保護及び食料の斡旋を行う。

第6節 住民生活防災応急活動

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品の調達の基本方針は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- ② 町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携をとり緊急の措置を講ずる。
- ③ 町は、備蓄する物資が不足する場合等は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給等を求める。

2 物資等の確認

町は、必要な食料、生活必需品等の品目、数量を把握し、町の備蓄物資の確認を行い、不足する分については、町内の食料販売業者、ふじかわ農業協同組合、南部町商工会等と連絡をとり、調達可能な物資を確認し、必要量を確保する。

3 受入れ体制の整備

搬送される物資の集積所を「中央化学（株）山梨工場」、「道の駅なんぶ 防災棟」に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

なお、当該施設に管財部財政班職員を配置し、また、各施設の管理責任者として財政課長、分庁舎管理者（総務課付け）を配置し、物資の管理体制を整える。

4 配分計画

搬送された物資の各避難所への配分準備を行う。

5 販売業者への指導

生活必需品の売惜しみ、買占め及び物価高騰等の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

資 料 編	○食糧等備蓄状況 ○資機材備蓄状況 ○災害時における物資の保管等に関する協定書

第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発表時における町の対策は、次のとおりである。

1 給水活動の準備

町で保有する応急給水用資機材の確認、整備を行い、不足する場合は、町内関係機関等から調達する。

2 広報の実施

水道環境班は、住民に対して飲料水の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措

置をとるよう、FM告知端末放送、広報車等により広報を行う。

3 応急復旧対策の準備

給水装置工事事業者へ連絡をし、応急復旧作業に必要な人員、資機材等を確保する。

資 料 編	○給水装置工事事業者一覧
	○食糧等備蓄状況
	○耐震性貯水槽設置箇所一覧
	○応急給水用施設・資機材保有状況

第3 医療活動

警戒宣言発令時における町の対策は、次のとおりである。

1 医薬品、医療資機材等の確保

町は、診療所、医療センター、町内医療機関に対し、警戒宣言発表を周知し応急医療体制の準備を促すとともに、受入れ体制について報告を受ける。

診療所、医療センター、町内医療機関は、必要な医薬品、医療資機材を確保し、応急医療体制を整える。

2 救護所の開設準備

町は、指定避難所等に医療救護所の開設準備を行い、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受入れ体制について峡南保健所に通知する。

3 搬送準備

町は、傷病者等を搬送するための車両、要員を確保する。

4 医療体制についての広報

町は、診療所、医療センター及び町内医療機関の受入れ体制について広報する。

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

警戒宣言発令時における町の対策は、次のとおりである。

1 防疫活動の準備

町が保有する消毒用薬剤、資機材の確認を行い、不足する場合は、関係業者から調達する。

2 し尿処理の準備

応急仮設トイレの必要数、設置場所を検討し、調達の準備をする。

また、応急仮設トイレ設置に伴い、し尿処理業者との連絡等、し尿の汲み取り準備を行う。

3 災害廃棄物の処理準備

倒壊家屋等による大量の災害廃棄物の発生を想定し、一時仮置場の選定、回収の準備を行う。

災害廃棄物仮置場

施設名	所在地
アルカディア南部総合公園運動場	南部町大和360
石合町有地	南部町富士19641—1 他

第5 児童・生徒等の保護活動

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時には、学校においては、児童・生徒等の安全を確保するため、各学校が策定する「避難所運営マニュアル」に基づき行動する。行動の内容は、あらかじめ、職員及び保護者に周知しておくものとする。

保育所においては、子育て支援課と連携し、次の措置を講じる。

1 東海地震注意情報が発表されたとき

- (1) 保育又は行事を直ちに中止する。
- (2) 安全な場所に全員を誘導する。
- (3) 原則として、小学生以下は保護者へ引き渡し、中学生以上は集団下校とする。

2 東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられたとき

- (1) 保育又は行事を直ちに中止する。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童等の保護者への引渡し、帰宅方法の対応措置を講じる。
このとき、原則として小学生以下は保護者へ引き渡し、中学生以上は集団下校とする。
- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないとき又は児童等の住居が事前避難対象地域であるときは、保育所において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、町警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。
- (4) 警戒宣言が登下園中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

登下園中発令時の周知事項

- ① ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ② 身の安全が確保できる、最寄りの建物に急いで避難する。

- (5) 保育終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの保育又は行事を中止する。

第6 自主防災活動

町等が実施する東海地震注意情報発表時から地震発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災会は次のような活動を実施する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災会の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災会本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- (5) 東海地震注意情報発表時に、事前避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施に当たっては、町や指定避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

（1）自主防災会の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

（2）情報の収集・伝達

ア 町からの東海地震予知情報（警戒宣言）が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するよう努める。

ウ 実施状況について、必要に応じ町へ報告する。

（3）初期消火の準備

小型ポンプ等消火機材の点検と準備体制をとる。

（4）防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

（5）家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

ア 家具の転倒防止

イ タンス、食器棚等からの落下等防止

ウ 出火防止及び防火対策

エ 備蓄食料・飲料水の確認

オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える。

（6）避難行動

ア 住民等に対して町長の避難勧告又は指示を伝達し、あらかじめ定める指定避難所へ避難させる。避難状況を確認後、町長に報告する。

イ 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、警戒宣言発令時、町保健師等と連携を図り、自主防災会において指定避難所まで搬送する。この場合、必要により車両を活用して速やかに指定避難所まで避難する。

（7）避難生活

ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連絡をとり、その確保に努める。

（8）社会秩序の維持

ア ラジオ、テレビ、FM告知端末放送等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

イ 生活物資の買占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7節 防災関係機関の講ずる措置

第1 電力（東京電力パワーグリッド株式会社）

- 1 東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社は非常災害対策本部を設置する。
- 2 注意情報が発表された場合
 - (1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
 - (2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。
また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
 - (3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保全上の応急措置を実施する。
 - (4) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講じる。
 - (5) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電力の安全措置に関する広報を行う。
- 3 予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合
 - (1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。
 - (2) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講じる。
 - (3) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

第2 通信（東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ）

- 1 注意情報が発表された場合
「情報連絡室」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。
- 2 予知情報が発表（警戒宣言が発令）された場合
 - (1) 「地震災害警戒本部」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。
 - (2) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。
また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。
 - (3) 通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信の疎通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

第3 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所は、金融機関等に対して、警戒宣言発令時及び発災後における

る金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

1 注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。

2 予知情報が発表（警戒宣言が発令）された場合

(1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、すべての業務を停止することができる。

ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。

(2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。

(3) 上記の(1)や(2)の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。

(4) 郵便局については、日本郵便株式会社南関東支社と警戒宣言発令時の郵便貯金自動預払・稼働措置について協議を行い、県内郵便局に対して同措置を講じるよう要請を行うものとする。

(5) 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。

(6) 手形交換又は不渡処分 of 取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置がとられることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

(7) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

※注 (1)は、「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの。

3 発災後

(1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとる。

(2) 預貯金の払戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により払戻しの利便を図る。

(3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸出しに応ずる措置をとる。

(4) 手形交換又は不渡処分 of 取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置がとられることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

(5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また保険料の払込みについて適宜猶予期間の延長措置を講じる。

(6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

第4 鉄道（JR東海）

1 東海地震注意情報が発表されたとき

(1) JR東海は、平常通り運行を継続するが、旅客に対して東海地震注意情報の周知を行い、滞留旅客発生の防止に努める。

ア 不要不急の旅行や出張等の自粛

イ 警戒宣言発令後は運転規制が行われるので、早期帰宅の呼びかけ

- (2) 内船駅が、警戒宣言発令後の運転規制時における停車駅の一つであるため、多くの滞留旅客の発生が予想されるので、警戒宣言発令時に滞留旅客の状況を的確に把握できるよう、情報連絡体制を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたとき

- (1) 内船駅で発生した滞留旅客については、人数及び状況等の把握に努め、町による支援が必要と判断した場合は、食料、物資、指定避難所等の提供要請を行う。
- (2) 町は、町の施設、指定避難所及び協力機関において可能な範囲で徒歩による帰宅支援を実施する。帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の提供等とする。

第5 バス

1 東海地震注意情報が発表されたとき

町は、FM告知端末放送、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施し、滞留旅客発生の防止に努める。

- (1) 不要不急の旅行や出張等の自粛
- (2) 警戒宣言発令後は運転が中止となるので、早期帰宅の呼びかけ
- (3) 臨時のバスの増発等、バスの運行状況

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたとき

- (1) 本町で発生した滞留旅客については、人数及び状況等の把握に努め、町による支援が必要と判断した場合は、食料、物資、指定避難所等の提供を行う。
- (2) 町は、町の施設、指定避難所及び協力機関において可能な範囲で徒歩による帰宅支援を実施する。帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の提供等とする。

第6 病院、診療所

病院、診療所は、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合には、耐震性を有するなど安全性が確保されている医療機関以外は原則として外来診療を制限する。また、必要な医薬品、医療資機材を確保し、応急医療体制を整える。

第7 スーパー等

スーパー・小売店舗は、耐震性が確保されたスーパー・小売店舗についてはできうる限り営業の継続を、また住民に対しては買占めの自粛など冷静な行動を求めるものとする。

第8 町社会福祉協議会

- 1 速やかに地震災害援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- 3 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第8節 交通対策

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、町は交通情報の収集に努め、交通規制の実施状況、運転者のとるべき措置等についてFM告知端末放送、広報車、町ホームページにより広報を実施するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に把握するため、関係機関、報道機関等との十分な連携を図る。

第1 交通規制等

1 基本方針

(1) 東海地震注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

ア 町内での一般車両の走行は、極力抑制する。

イ 町内への一般車両の流入は、極力制限する。ただし、静岡方面からの流入車両については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

ウ 町外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。ただし、静岡方面へ流出する車両は極力制限する。

エ 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

2 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

- (1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- (2) 緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路
- (3) 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）
- (4) 広域的な指定避難所等防災上重要な施設の周辺道路
- (5) 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- (6) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- (7) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

- (1) 交通規制の実施に当たっては、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。
- (2) 交通規制の実施に当たっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

第2 運転者のとるべき措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第3 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施することから、町及び道路管理者は警察の協力に努める。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

交通検問場所及び配置人員等については、別に定める。

第5 交通情報及び広報活動

警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 東海地震注意情報が発表されたときは、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知

するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、東海地震注意情報発表時、東海地震予知情報発表（警戒宣言発令）時の対応措置をあらかじめ定めるものとし、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

なお、町はこれらの情報が発表された場合、各事業所に対し、従業員及び顧客安全確保、事業所施設の地震防災応急対策の実施等について呼びかけを行うとともに、各事業所の営業状況の把握に努める。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
 - (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - (3) 施設内の整備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認
- 2 顧客、従業員等への対応
 - (1) 東海地震注意情報の発表の周知、内容の説明
 - (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 原則、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
 - (2) 東海地震予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
 - (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保全措置等を実施する。
 - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施
- 2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

なお、以下の各節に記載されていない事項については、本編第4章「東海地震に関する事前対策計画」を準用するものとする。

第1節 南海トラフ地震に関する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。

発表条件は以下の表のとおり

情報名	情報発表の条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	①南海トラフ地震想定震源域内でM8以上の地震が発生した場合 ②南海トラフ地震想定震源域内でM6以上の（あるいは震度5弱以上を観測した）地震が発生した場合で、ひずみ計で当該地震に対応するステップ状の変化以外の特異な変化を観測した場合 ③1か所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合など、ひずみ計で大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合 ④その他、想定震源域内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測された場合等、大規模地震との関連性の検討が必要と認められる場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

第2節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の

対策体制及び活動

南海トラフ地震に関連する情報は、南海トラフ地震に対する国及び県としての新たな防災対応が定められるまでの当面の間の措置である。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。

第1 町の体制

町は、気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発表し、県防災危機管理課から同内容に対し連絡があった場合には、庁内の関

係部局で情報を共有し、必要に応じて、庁内各部担当課による連絡会議を開催し、情報収集や関係機関との情報共有を実施する。

予知情報発表時の配備体制

配備体制の名称	配備の基準	配備の内容	配備要員
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき	地震災害警戒本部員及び交通防災課、総務課、建設課職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。 1 FM告知端末放送等による住民への広報 2 県、防災関係機関との連絡体制の確保	（第2配備体制） 町長 教育長 各課・室長、支所長 交通防災課全員 総務課全員 建設課全員 ※次の部署では、所属長の判断で必要人員が配備につく 住民課 水道環境課 産業振興課

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の発表基準

配備の基準（情報）	配備の内容	配備体制
①南海トラフ地震想定震源域内でM8以上の地震が発生した場合		
南海トラフの東側だけで大規模地震（M8クラス以上 ※東海地震）が発生した場合（西側が未破壊） ※西側の領域でも大規模地震が発生する可能性 ①地震に関する評価検討会実施の情報 ②地震の発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まった情報 西側の領域でも大規模地震が発生する可能性	直ちに地震災害対策本部を設置し、地震災害応急対策を実施する。 1 災害活動に全力集中する。 2 情報の収集を強化するとともに、逐次本部長に報告する。	（第3配備体制） 全所属全職員の配備する。
南海トラフ沿いで大規模地震と比べて一回り小さい規模（M7クラス）の地震が発生した場合 ※大規模地震の前震の可能性 ①地震に関する評価検討会実施の情報 ②地震の発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まった情報 7日以内にさらに規模の大きな地震が同じ領域で発生する可能性	地震の規模及び被害状況等により、地震災害警戒本部又は地震災害対策本部を設置する。 1 各部長は、情報の収集を強化するとともに、逐次町長に報告する。 2 交通防災課長は、消防団と連絡を密にして状況に応じ、出動態勢を整える。	本編第3章第2節「職員配備計画」の職員の配備基準による第2配備又は、第3配備体制 （第2配備体制） 町長・教育長 次の所属は、全課員の配備とする。 交通防災課、総務課、企画課、産業振興課、建設課 上記以外の所属は、所属長を含め、2名以上とする。 （第3配備体制） 全所属全職員の配備とする。
②南海トラフ地震想定震源域内でM6以上の（あるいは震度5弱以上を観測した）地震が発生した場合で、ひずみ計で当該地震に対応するステップ状の変化以外の特異な変化を観測した場合		
南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	地震の規模及び被害状況等により、地震災害警戒本部又は地震災害対策本部を設置する。 1 各部長は、情報の収集を強化するとともに、逐次町長に報告する。 2 交通防災課長は、消防団と連絡を密にして状況に応じ、出動態勢を整える。	本編第3章第2節「職員配備計画」の職員の配備基準による第2配備又は、第3配備体制 （第2配備体制） 町長・教育長 次の所属は、全課員の配備とする。 交通防災課、総務課、

		企画課、産業振興課、建設課 上記以外の所属は、所属長を含め、2 名以上とする。 （第 3 配備体制） 全所属全職員の配備とする。
観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	全職員を持って地震災害警戒本部を設置し、各対策部は、地震災害警戒本部の事務分掌に掲げる事務を行うものとする。 （被害状況によっては、災害対策本部を設置） 警戒本部の主な業務 1 情報の収集と、住民・防災関係機関等への伝達 2 自主防災会や防災関係機関からの応急対策情報の収集及び県への報告 3 避難の勧告又は指示、並びに避難所の開設 4 関係業者と連携した滞留旅客の対策 5 食料、生活必需品、医薬品、救助資材等の確保及び関係機関への指導 6 救急救助のための体制確保 7 その他町内での地震防災対策の実施 8 災害対策本部設置の準備	（第 3 配備体制） 全所属全職員の配備とする。
③ 1 か所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合など、ひずみ計で大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合 ④ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測された場合等、大規模地震との関連性の検討が必要と認められる場合		
南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合または調査を継続している場合	地震災害警戒本部員及び交通防災課、総務課、建設課職員等が配備につき、必要な情報を収集し、関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。 1 情報の収集、連絡体制の確認等 2 FM告知放送等による住民への広報 3 県、防災関係機関との連絡体制の確保	（第 2 配備体制） 町長・教育長 次の所属は、全課員の配備とする。 交通防災課、総務課、企画課、産業振興課、建設課 上記以外の所属は、所属長を含め、2 名以上とする。 （第 3 配備体制） 全所属全職員の配備とする。

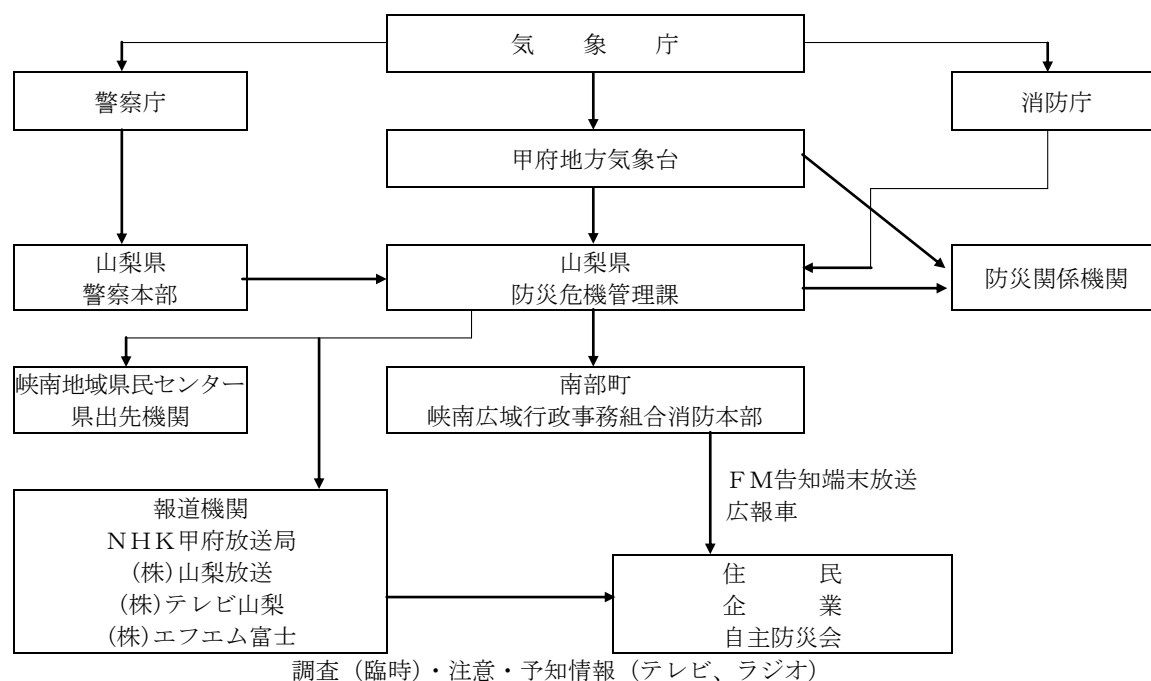
	観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	全職員を持って地震災害警戒本部を設置し、各対策部は、地震災害警戒本部の事務分掌に掲げる事務を行うものとする。 警戒本部の主な業務 1 情報の収集と、住民・防災関係機関等への伝達 2 自主防災会や防災関係機関からの応急対策情報の収集及び県への報告 3 避難の勧告又は指示、並びに避難所の開設 4 関係業者と連携した滞留旅客の対策 5 食料、生活必需品、医薬品、救助資材等の確保及び関係機関への指導 6 救急救助のための体制確保 7 その他町内での地震防災対策の実施 8 災害対策本部設置の準備	（第 3 配備体制） 全所属全職員の配備とする。

第 2 住民への広報

町は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表されたときは、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけ等を行う。

呼びかける今後の備えの例

- ・家具の固定
- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の取決め
- ・家庭における備蓄の確認



第 6 章 災害復旧・復興対策計画

第 1 節 計画の方針

一般災害編第 7 章第 1 節「計画の方針」を準用する。

第 2 節 激甚災害の指定に関する計画

一般災害編第 7 章第 2 節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

資 料 編

〔防災関係機関〕

○防災関係機関一覧

第 1 町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
南部町役場	南部町富士28505－2	0556－66－2111
〃 南部分庁舎	南部町内船4473－1	0556－64－3111
〃 万沢支所	南部町万沢3398－1	0556－67－3002

第 2 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県 防 災 行 政 無 線※	
			衛 星 系	地 上 系
県総務部防災危機管理課	甲府市丸の内一丁目 6－1	055－223－1432	200－2515	* 9－200－2515 または*－2515
峡南地域県民センター	富士川町鰍沢771－2 南巨摩合同庁舎 1 階	0556－22－8165	360－2021	* 9－360－2021 または*－2021
峡南保健福祉事務所 (峡南保健所)	富士川町鰍沢771－2 南巨摩合同庁舎 1、2 階	0556－22－8145	360－3011	* 9－360－3011 または*－3011
峡南林務環境事務所	市川三郷町高田111－1 西八代合同庁舎 2 階	055－240－4140	340－6007	* 9－340－6007 または*－6007
峡南農務事務所	市川三郷町高田111－1 西八代合同庁舎 1 階	055－240－4135	340－5011	* 9－340－5011 または*－5011
峡南建設事務所	市川三郷町高田111－1 西八代合同庁舎 3 階	055－240－4123	340－7011	* 9－340－7011 または*－7011

※ 本庁舎、分庁舎からかける場合は、「専用無線機」を使用する。

第 3 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
総務省消防庁	東京都千代田区霞が関 2－1－2	03－5253－5111
関東財務局甲府財務事務所	甲府市丸の内一丁目 1－18	055－253－2261
関東農政局甲府地域センター	甲府市丸の内一丁目 1－18	055－254－6055
南部森林事務所	南部町内船8106	0556－64－2134
関東運輸局山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏1000－9	055－261－0880
甲府地方気象台	甲府市飯田四丁目 7－29	055－222－9101
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1－2－1	03－6238－1600
山梨労働局鰍沢労働基準監督署	富士川町鰍沢655－50	0556－22－3181
ハローワーク鰍沢	富士川町鰍沢1215	0556－22－8689
甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘一丁目10－1	055－252－5491
〃 峡南国道出張所	身延町梅平2483－185	0556－62－0621
〃 富士川中流出張所	南部町内船4544－2	0556－64－2310

第 4 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政無線 (衛星系)
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市朝気 3－21－15	055－237－0554	
南部郵便局	南部町南部8323	0556－64－2001	

内船郵便局 万沢郵便局 富河郵便局 十島簡易郵便局 成島簡易郵便局 日本赤十字社山梨県支部 日本通運(株)山梨支店 東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社	南部町内船7380－3 南部町万沢3477－1 南部町富士2737－2 南部町十島83 南部町成島3221 甲府市池田一丁目6－1 甲府市丸の内2－26－1 甲府市丸の内1－10－7 (時間外)	0556－64－2050 0556－67－3001 0556－66－2001 0556－67－3344 0556－64－3246 055－251－6711 055－224－4102 055－215－5110 0120－995－007 上記不通の場合 055－207－2401	057 061 062(山梨総支社)

第5 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
山梨交通(株) (社)山梨県トラック協会 (社)山梨県医師会 南巨摩郡医師会 (一社)山梨県エルピーガス協会	甲府市飯田三丁目2－34 笛吹市石和町唐柏1000－7 甲府市丸の内二丁目－32－11 富士川町最勝寺1276－4 (小野皮膚科医院内) 甲府市宝一丁目21－20	055－223－0811 055－262－5561 055－226－1611 0556－22－6251 055－228－4171

第6 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
南部警察署 〃 富河駐在所 〃 万沢駐在所 〃 内船駅前連絡所	南部町南部9335－1 南部町富士28515－3 南部町万沢5204－1 南部町内船7769－3	0556－64－0110 0556－66－2730 0556－67－3144 0556－64－0110

第7 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
峡南広域行政組合消防本部 〃 中部消防署 〃 南分署	市川三郷町下大鳥居27 身延町下山端淵231－52 南部町楮根2890－1	055－272－1919 0556－62－5119 0556－66－2119

第8 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政無線 (衛星系)
陸上自衛隊第1特科隊	忍野村忍草3093	0555－84－3135	051

第9 緊急消防援助隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
緊急消防援助隊	甲府市丸の内一丁目6－1 県防災局消防保安課	055－223－1430

第10 医療救護班(DMAT等)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
医療救護班(DMAT等)	富士川町鯉沢771－2 峡南保健福祉事務所地域保健課	0556－22－8158

第11 公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
南部町社会福祉協議会	南部町内船8812	0556-64-2075
万沢ふれあいセンター	南部町万沢3471	0556-67-3755
ふじかわ農業協同組合栄支店	南部町内船4812	0556-64-3161
〃 南部支店	南部町本郷4361	0556-64-3100
〃 富沢支店	南部町富士2705-3	0556-66-2211
南部町森林組合	南部町内船7754-1	0556-64-2064
南部町商工会	南部町南部8427-3	0556-64-2357
峡南衛生組合	身延町下田原2548	0556-42-2207
南部町環境センター	南部町万沢5979-3	0556-67-3619
峡南衛生組合南部支所	南部町万沢5979-3	0556-64-8022
南部アルカディア聖苑	南部町大和1633-1	0556-64-1033
なんぶ光ネットふるさと情報センター	南部町富士28505-2	0556-66-3600

○災害拠点病院・町内診療所等

第 1 基幹災害拠点病院

施 設 名	電話番号	F A X 番号	住 所
県立中央病院	055-253-7111	055-253-8011	甲府市富士見 1-1-1

第 2 基幹災害支援病院（災害拠点病院の補完）

施 設 名	電話番号	F A X 番号	住 所
山梨大学医学部附属病院	055-273-1111	055-273-7108	中央市下河東1110
山梨赤十字病院	0555-72-2222	0555-73-1385	富士河口湖町6663-1

第 3 地域災害拠点病院（峡南）

施 設 名	電話番号	F A X 番号	住 所
社会保険鰍沢病院	0556-22-3135	0556-22-3884	富士川町鰍沢340-1

第 4 地域災害支援病院（峡南）

施 設 名	電話番号	F A X 番号	住 所
市川三郷町立病院	055-272-3000	055-272-0937	市川三郷町市川大門428-1
組合立飯富病院	0556-42-2322	0556-42-3481	身延町飯富1628
身延山病院	0556-62-1061	0556-62-1306	身延町梅平2483-167
峡南病院	0556-22-4411	0556-22-6553	富士川町鰍沢1806
しもべ病院	0556-36-1111	0556-36-1556	身延町下部1063

第5 診療所（一般）

施 設 名	電話番号	診 療 科 目
南部町医療センター	0556-64-3117	内科、小児科、外科、整形外科、精神科
万沢診療所	0556-67-1030	内科、小児科、外科
佐野医院	0556-64-2037	内科、外科、消化器科
富河医院	0556-66-2009	内科、外科
望月医院	0556-66-2102	内科、外科

第6 診療所（歯科）

施 設 名	電話番号
南部歯科医院	0556-64-4771
桐戸歯科医院	0556-64-4182
ゆう歯科クリニック	0556-67-1182

○給水装置工事事業者一覧

平成30年4月1日現在

指定店 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号 (FAX 番号)	指定年月日
1	(株) イナバ	南部町福士 2700-14	0556-66-2311 (0556-66-2313)	平成10年6月30日
4	市瀬設備	南部町内船 4790-8	0556-64-3703 (0556-64-3703)	平成10年6月30日
5	若林水道設備	南部町福士 14384	0556-66-2853 (0556-66-3320)	平成10年6月30日
6	身延総合設備 (株)	身延町小田船原 1157	0556-62-0710 (0556-62-0938)	平成10年6月30日
7	(有) フジモリ設備	南部町本郷 10752	0556-64-3133 (0556-64-3133)	平成10年6月30日
8	(株) 装商	静岡県静岡市駿河区中島 1160-1	054-281-1601 (054-281-2314)	平成10年8月3日
9-2	宮城設備 (株)	静岡県静岡市清水区押切 1644	054-346-1041 (0543-46-1058)	平成10年8月5日
10	(有) 山桂設備工業	静岡県富士宮市富士見ヶ丘 677	0544-27-0155 (0544-27-0220)	平成10年9月1日
11	(株) 米山実業	甲府市堀之内町 861	055-243-7711	平成10年10月1日
12	高橋商事 (有)	富士川町鯉沢 1792	0556-22-0135 (0556-22-0360)	平成10年11月1日
13	甲府住宅設備 (株)	甲府市徳行 2-10-40	055-228-8821 (0552-28-8819)	平成10年11月10日
14	富沢設備工業	南部町万沢 12143-65	0556-67-3674 (0556-67-3883)	平成11年4月15日
15	五味設備	甲府市湯田 1-12-3	055-237-5342 (0552-37-5342)	平成11年7月1日
16	柴工業 (株)	静岡県静岡市清水区北脇 399	054-346-0001 (054-346-0323)	平成11年8月5日
17	市川設備	静岡県富士市松岡 118-10	0545-64-8246	平成11年9月20日
18	(有) アート住設	甲府市富竹 4-3-38	055-228-9341 (055-233-2055)	平成12年2月1日
19	日本パイピング工業 (株)	甲府市住吉 3-26-16	055-235-8818	平成12年2月25日
20	(株) 山梨管工業	甲府市中小河原 1-9-17	055-241-6011 (055-241-8451)	平成12年9月1日
21	イギ設備	静岡県静岡市清水区鶴舞町 3-39	054-366-2903 (0543-66-3004)	平成12年11月6日
23	菊屋商店	南部町福士 4492	0556-66-2032	平成13年5月15日
24	日昇総合設備 (株)	甲府市徳行 3-6-23	055-237-8891 (055-235-0140)	平成13年6月5日
25	辻設備	笛吹市成田 2040	055-263-9762 (055-263-9762)	平成13年10月1日
26-1	(株) 清水商事	南アルプス市六科 1565	055-285-0649	平成14年2月8日
27	末高設備	南部町楮根 118-4	0556-66-2954	平成10年6月4日
28	(有) 塩川設備	静岡県富士宮市沼久保 588	0544-23-0706	平成13年10月22日
29	(株) 大南設備	身延町丸滝 158-1	0556-62-3255 (0556-62-2899)	平成15年4月17日

31	佐野工建（株）	中央市西花輪 4027－ 8	055－273－1230 (055－273－3254)	平成18年1月11日
32	晴明興業	身延町常葉 1007	0556－36－0277	平成16年4月26日
33	（株）一商会	静岡県富士市今泉 2568－ 1	0545－21－1319 (0545－21－6965)	平成17年1月24日
34	（有）竹美屋工務店	身延町梅平 3986－ 2	0556－62－0234	平成17年6月1日
35	（株）浅間設備	静岡県富士宮市阿幸地 1052－ 5	0544－27－4266	平成17年6月6日
36	武藤設備	甲府市国母 4－ 2－11	055－226－3797	平成17年6月7日
37	一木設備	中央市下條 504－ 7	055－274－6035	平成17年6月21日
38	中嶋設備	南アルプス市桃園 496－ 1	055－283－3460	平成18年9月25日
39	（有）芦沢設備工業	市川三郷町葛籠沢 195	0556－32－3723	平成19年1月18日
40-1	（有）隼設備	静岡県富士市厚原 1763－ 1	0545－37－1155	平成19年6月11日
41	戸栗設備	南部町南部 9588	0556－64－3076	平成19年10月2日
42	長田設備工業	甲斐市牛匂 2263－ 8	055－277－3553	平成20年5月2日
43	（有）東設備	南アルプス市上今諏訪 1759	055－282－4809	平成21年4月14日
44	中央水道	中央市東花輪 380－ 4	055－274－3654	平成21年6月22日
45	（株）前島工業	静岡県富士宮市阿幸地町 123	0544－26－1406	平成21年7月21日
46	保坂設備	中央市浅利 2921	055－269－2471	平成22年5月19日
47-2	（有）井出工務店	静岡県富士宮市村山 280－26	0544－24－5838	平成23年6月16日
48	甲府管工業（有）	甲府市国母 7－ 5－36	055－226－1223	平成24年6月19日
49	（有）双葉設備	甲斐市岩森 1401－16	0551－28－4775	平成25年5月8日
50	（株）杉本ハウス設備	静岡県静岡市清水区八坂東 2－ 5－31	054－366－4411	平成27年3月30日
51	（有）鈴木設備	静岡県富士宮市下條 73	0544－58－0641	平成27年7月6日
52	ウォーターサポート小林	静岡県富士宮市北山 7429	0544－29－1970	平成27年7月16日
53	（有）丸松	中央市関原 394	055－269－2010	平成28年7月14日
54	（株）アクアプラス	静岡県静岡市駿河区宮竹 1－10－ 1 大石ギルビビル 3 F 東号室	054－236－5333 (054－236－5334)	平成28年9月29日
55	山本管設	静岡県富士宮市中島町 529－24	080－6944－6932 (0554－55－1137)	平成29年5月18日

〔防災施設・設備等〕

○指定避難所一覧

1 避難所 一覧 ※（避難者1人当たりの使用面積は、山梨県地域防災計画は2㎡以上。ゴシック+網掛けは指定避難所）

平成31年3月31日現在

番号	避難施設名	住所	校舎・公民館等				電話番号 市外局番 (0556)	FAX 番号 市外局番 (0556)	トイレ 設置 A:水洗 B:汲取	AED 設置 施設	災害 時 用 公 衆 電 話 の 台 数	土砂災害警戒区域				浸水想定区域				
			施設 面積 (㎡)	1人 ／ 4㎡	建築年月日	耐震化 対 策						急 傾 斜 特 別	急 傾 斜 警 戒	土 石 流 警 戒	地 滑 り 警 戒	0.0 ～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 2.0	2.0 ～ 5.0	5.0 ～
1	南部町公民館中野分館	中野 2510	382.6	63	平成8年11月	耐震	64-3843		A		1台									
2	中野1組集会所	中野 1378	49.5	8	昭和55年				B											
3	中野6組つどいの家	中野 2355-2	101	16	平成5年	耐震			A											
4	中野7組8組集会所	中野 4817-1	68	11	昭和52年				B											
5	南部町公民館本郷分館	本郷 4361-1	509.9	84	昭和56年12月	耐震	64-2965		A	AED	1台									
6	東つどいの家	本郷 570	80	13	平成17年	耐震	64-2304		A											
7	原間つどいの家	本郷 1374	88.5	14	昭和63年	耐震	64-2698		A											
8	若宮集会所	本郷 1029	98.8	16	昭和55年				B											
9	馬場つどいの家	本郷 1229-2	68	11	平成元年	耐震			B					○						
10	西川つどいの家	本郷 5033	59.4	9	昭和59年	耐震			B					○						
11	峰沢つどいの家	本郷 5626-1	95.2	15	平成5年	耐震	64-4104		A						○					
12	杉尾集会所	本郷 7912	49.5	8	昭和48年				B											
13	谷津つどいの家	本郷 8936	52.8	8	昭和48年				B			○								
14	新地横沢集会所	本郷 9568	71.1	11	昭和54年		64-4109		B											
15	南部町公民館成島分館	成島 1386-3	322.9	53	昭和56年1月		64-2962		A	AED	1台									
16	成島ふるさと会館	成島 3090-1							B											

17	小路組集会所	成島 3286	46.2	7	昭和 45 年				B										
18	竹の花つどいの家	成島 541	100	16	昭和 60 年	耐震			B										
19	宮の入集会所	成島 3261	78	13	昭和 54 年				B				○						
20	森屋組集会所	成島 3202	85	14	昭和 54 年				B					○					
21	中村組つどいの家	成島 2965－8	67.6	11	昭和 56 年				B					○					
22	島組集会所	成島 1985－2	82	13	昭和 56 年				B				○						
23	釜の口集会所	成島 3687	53.6	8	昭和 40 年				B			○							
24	南部町公民館柳島分館	南部 3021	165.3	27	昭和 53 年 4 月		64－2957		A	A E D	1 台								
25	双葉会館	南部 173	116.7	19	昭和 56 年				B										
26	片葉集会所	南部 5125－6	62	10	平成 11 年	耐震			A										
27	南部町公民館南部分館	南部 8245－2	465.9	77	昭和 53 年 12 月		64－2997		A		1 台						○		
28	岬原つどいの家	南部 7573	115.5	19	平成 4 年	耐震			A										
29	みどり幼稚園	南部 7576	600	100	昭和 52 年 6 月		64－3673		A										
30	城町集会所	南部 8234－1	64	10	昭和 62 年	耐震			A						○				
31	城山町集会所	南部 8667－2	64.3	8	昭和 40 年				B										
32	仲町集会所	南部 8545	73.3	12	昭和 58 年	耐震			B								○		
33	諏訪町集会所	南部 8451－1	62	10	平成 11 年	耐震			A									○	
34	明和会館	南部 9101－16	72	12	昭和 36 年				なし				○			○			
35	南明会館	南部 9101－3	67.9	11	昭和 53 年				B				○			○			
36	緑ヶ丘集会所	南部 9030	29.8	4	昭和 27 年				B										
37	昭和町上組集会所	南部 9172－35	105.5	17	昭和 48 年		64－2987		B								○		
38	昭和町下組集会所	南部 9521	94.4	15	昭和 46 年				B								○		
39	南部町公民館大塩分館	大和 1803－1	189.8	31	平成 6 年 3 月	耐震			A	A E D	1 台			○					
40	塩沢集会所	塩沢 2724	370	61	昭和 54 年 9 月				A		1 台	○							
41	3 組集会所	塩沢 260	66	11	昭和 60 年	耐震			B										
42	南部町公民館内船上組分館	内船 7378－3	346.8	57	昭和 61 年 11 月	耐震	64－2959		A		1 台			○					
43	富岡会館	内船 3037－1	66	11	昭和 57 年	耐震			B										
44	三谷会館	内船 5369	92.4	15	平成 15 年	耐震	64－3814		A			○							
45	中田会館	内船 4910	92.42	15	平成 14 年	耐震			A					○				○	
46	富士川会館	内船 3838	78.4	13	昭和 45 年				A							○			
47	南部町公民館内船中組分館	内船 9418	115.9	19	昭和 50 年 12 月		64－2918		A		1 台			○					

48	居里集会所	内船 6820－3	58	9	昭和 59 年	耐震			A			○							
49	学校通ふれあい会館	内船 8766	100	16	平成 14 年	耐震			A								○		
50	南部町公民館内船下組分館	内船 10854－1	99.5	16	平成 10 年 11 月	耐震	64－3826		A	A E D	1 台	○							
51	寄畑集会所	内船 12082－1	89	14	平成 8 年	耐震	64－3704		A										
52	南部町公民館井出分館	井出 1385	147.1	24	昭和 53 年 3 月				A		1 台								
53	下井出集会所	井出 1087－9	93.4	15	平成 15 年	耐震			A										○
54	南部町公民館十島分館	十島 146－4	150.7	24	昭和 51 年 12 月				A		1 台					○			
55	南部町公民館佐野分館	上佐野 199	149.8	25	昭和 53 年 4 月		64－4207		A		1 台								
56	南部町楮根区公民館	楮根 2938	189	31	昭和 50 年		66－2827		A		1 台								
57	馬込多目的センター	楮根 885－1	74.4	12	平成 24 年	耐震	66－2476		A										
58	楮根峰地域集会施設	楮根 2438－5	60	10	平成 5 年	耐震			B										
59	楮根町屋地域集会施設	楮根 1650－1	121.7	20	平成 8 年 11 月	耐震	66－3464		A										
60	真篠多目的集会センター	富士 1297	85	14	昭和 57 年	耐震			A										
61	坂下多目的集会センター	富士 28517	134	22	昭和 59 年	耐震			A		1 台							○	
62	平多目的集会センター	富士 3180	110	18	昭和 58 年	耐震			A				○				○		
63	中島地域集会施設	富士 2700	166	27	平成 7 年	耐震	66－2341		A										○
64	峰多目的集会センター	富士 4145－1	68	11	昭和 56 年				A										
65	中央区地域集会施設	富士 4348	181	30	平成 3 年	耐震			A		1 台		○						○
66	切久保地域集会施設	富士 24545	84.2	14	平成 15 年	耐震			A				○					○	
67	矢島多目的集会センター	富士 24147－1	127	21	昭和 56 年				B				○						
68	矢島（上）地域集会施設	富士 4911－2	88	14	平成 6 年	耐震	66－2828		B		1 台								
69	東市多目的集会センター	富士 23509	82	13	昭和 60 年	耐震			B			○							
70	向田多目的集会センター	富士 13886－2	131	21	昭和 56 年				B	A E D	1 台			○					
71	御堂公民館	富士 9049	127	21	平成 4 年	耐震	66－2820		A	A E D	1 台			○					
72	西市地域集会施設	富士 15509－3	116	19	平成 8 年	耐震	66－2821		A										
73	竹の沢多目的集会センター	富士 22471	99	16	昭和 59 年	耐震	66－3118		A		1 台								
74	東根熊多目的集会セン	富士 21160－	132	22	昭和 56 年				A					○					

	ター	1																	
75	西根熊多目的集会センター	富士 15770－1	114	19	昭和 57 年	耐震			A										
76	徳間多目的研修センター	富士 16832	248	41	昭和 53 年		66－2781		A	A E D	1 台			○					
77	西行地域集会施設	万沢 1266	132.5	22	平成 13 年	耐震	67－3372		A	A E D								○	
78	越渡公民館	万沢 1370	70	11	昭和 58 年	耐震	67－3417		A		1 台								
79	横沢地域集会施設	万沢 3756－3	137.5	22	平成 11 年	耐震	67－3074		A	A E D									
80	上代地域集会施設	万沢 4124－2	132.2	22	平成 14 年	耐震	67－3093		A										
81	御屋敷地域集会施設	万沢 4255－1	196.7	32	平成 12 年	耐震	67－3539		A		1 台								
82	上宿地域集会施設	万沢 3484	125.9	20	平成 15 年	耐震	67－3850		A										
83	下宿地域集会施設	万沢 3475－3	149.9	24	平成 16 年	耐震			A		1 台								
84	平山公民館	万沢 5641	132	22	平成 2 年	耐震	67－3077		A	A E D									
85	松山地域集会施設	万沢 3358－3	113.3	18	平成 10 年	耐震	67－3303		A										
86	沢上地域集会施設	万沢 3272－1	138.3	23	平成 9 年	耐震			A	A E D			○						
87	大城多目的集会センター	万沢 9890	67	11	昭和 59 年	耐震	67－3715		B					○					
88	杉山集会所	万沢 11791－1	36	6	昭和 49 年				B										
89	ふるさと陵草館	万沢 11786－65	104.1	17	平成 2 年	耐震	67－3098		A		1 台	○							
90	梅島多目的集会センター	万沢 13847	92	15	昭和 56 年		67－3821		A					○					
91	中沢公民館	万沢 15157	83	13	昭和 52 年				A										
92	日向多目的集会センター	万沢 12784－1	65	10	昭和 61 年	耐震			B										
93	屋敷平公民館	万沢 12143－145	57	9	昭和 62 年	耐震			B										
※94	ふれあいサロン	南部 8050－1	182	30	平成 13 年 12 月	耐震			A										○
95	アルカディア南部スポーツセンター	大和 360	4,363	727	平成 6 年 5 月	耐震	64－3113		A	A E D	3 台								○
96	南部町総合会館	内船 4473－1	2,285	380	昭和 54 年 3 月		64－3115	64－3199	A		3 台			○				○	
※97	南部町アルファースンター	内船 8812	1,144	190	平成 3 年 6 月	耐震	64－2075		A	A E D	2 台							○	
98	佐野清涼荘	上佐野 199	225	37	平成 5 年 3 月	耐震	64－2874		A		1 台								
99	旧睦合保育所	南部 4890－1	431.7	71	昭和 60 年 2 月	耐震	64－2204		A	A E D									

100	睦合小学校校舎	南部 4376	2, 859	476	平成 15 年 12 月	耐震	64－2043	64－4534	A	A E D										
101	睦合小学校体育館	南部 4376	867	144	平成 18 年 12 月	耐震			A		2 台									
102	栄保育所	内船 8784	452. 5	75	昭和 59 年 2 月	耐震	64－2149		A	A E D								○		
103	栄小学校校舎	内船 8766	2, 687	447	昭和 55 年 8 月	耐震	64－2052	64－4538	A	A E D								○		
104	栄小学校体育館	内船 8766	797	132	平成 4 年 2 月	耐震			A		2 台									
105	南部中学校校舎	南部 8746	4, 595	765	平成 13 年 12 月	耐震	64－2119	64－4531	A	A E D				○						
106	南部中学校体育館	南部 8746	994	165	平成 13 年 12 月	耐震			A		2 台									
107	広域柔剣道場	南部 8779－ 1	539. 6	89	昭和 62 年 2 月	耐震	64－2971		A											
108	デイサービスセンター	富士 14123	397. 8	66	平成 9 年 2 月	耐震	66－3161		A											
109	富河保育所	富士 2705－ 5	495. 9	82	平成 12 年 7 月	耐震	66－2649		A	A E D									○	
110	富河小学校校舎	富士 2700－19	2, 450	408	昭和 59 年 3 月	耐震	66－2008	66－3230	A	A E D										
111	富河小学校体育館	富士 2700－19	781	130	昭和 51 年 3 月 平成 17 年大規模改修	耐震			A		2 台								○	
112	旧富河中学校校舎	富士 2700－18	2, 433	405	昭和 57 年 3 月	耐震			A										○	
113	旧富河中学校体育館	富士 2700－18	1, 307	217	平成 10 年 8 月	耐震			A	A E D	2 台									
114	南部町農村環境改善センター	富士 28505－ 2	996. 5	166	平成 5 年 8 月	耐震	66－2612	64－3199	A										○	
※ 115	南部町活性化センター	富士 28505－ 2	1, 552	258	平成 13 年 8 月	耐震			A		3 台								○	
※ 116	万沢ふれあいセンター	万沢 3471	394. 3	65	平成 12 年 7 月	耐震	67－3755		A	A E D	1 台									
117	万沢小学校校舎	万沢 4119	1, 751	291	平成 6 年 8 月	耐震	67－3110	67－3824	A	A E D										
118	万沢小学校体育館	万沢 4119	716	119	昭和 47 年 3 月 平成 14 年地震補強改造実施済	耐震			A		2 台									
119	旧万沢中学校体育館	万沢 4230	667	111	昭和 52 年 3 月 平成 16 年 11 月大規模改修	耐震			A	A E D	2 台									
120	万沢公民館	万沢 3398－ 1	510	85	昭和 51 年 7 月		67－3002		A		2 台									
	120 箇所			8, 075								8	7	16	3	4	3	5	8	10
												34				30				

※ 94ふれあいサロン、※97南部町アルファセンター、※99旧睦合保育所、※115活性化センター、※116万沢ふれあいセンターは、福祉避難所開設予定施設

※ ゴシック+網掛けの避難所を自主防災会の代表避難所、町有施設とともに指定避難所とし、その他の避難所は一次避難所とする。

- ※ 土砂災害発生（有事）の危険性がある場合、避難所として使用できない場合がある。
- ※ 浸水想定区域の危険性がある場合、避難所として使用できない場合がある。
- ※ 指定避難所のうち、災害規模により地区外の避難所、又は、近隣の住宅等に避難する場合もある。

2 指定避難所一覧 ※（避難者1人当たりの使用面積は、山梨県地域防災計画は2㎡以上）

平成31年3月31日現在

番号	避難施設名	住所	校舎・公民館等				電話番号 市外局番 (0556)	FAX 番号 市外局番 (0556)	トイレ 設置 A:水洗 B:汲取	AED 設置 施設	災害時 用公衆 電話の 台数	避難地区(地域)名
			施設 面積 (㎡)	1人 ／ 4㎡	建築年月日	耐震化 対 策						
1	南部町公民館中野分館	中野 2510	382.6	63	平成8年11月	耐震	64-3843		A		1台	中野区
2	南部町公民館本郷分館	本郷 4361-1	509.9	84	昭和56年12月	耐震	64-2965		A	AED	1台	本郷区
3	南部町公民館成島分館	成島 1386-3	322.9	53	昭和56年1月		64-2962		A	AED	1台	成島区
4	南部町公民館柳島分館	南部 3021	165.3	27	昭和53年4月		64-2957		A	AED	1台	柳島区
5	南部町公民館南部分館	南部 8245-2	465.9	77	昭和53年12月		64-2997		A		1台	南部区
6	南部町公民館大塩分館	大和 1803-1	189.8	31	平成6年3月	耐震			A	AED	1台	大塩区
7	南部町公民館内船上組分館	内船 7378-3	346.8	57	昭和61年11月	耐震	64-2959		A		1台	内船上区
8	南部町公民館内船中組分館	内船 9418	115.9	19	昭和50年12月		64-2918		A		1台	内船中区
9	南部町公民館内船下組分館	内船 10854-1	99.5	16	平成10年11月	耐震	64-3826		A	AED	1台	内船下区
10	南部町公民館井出分館	井出 1385	147.1	24	昭和53年3月				A		1台	井出区
11	南部町公民館十島分館	十島 146-4	150.7	24	昭和51年12月				A		1台	十島区
12	南部町公民館佐野分館	上佐野 199	149.8	25	昭和53年4月		64-4207		A		1台	佐野区
13	南部町楮根区公民館	楮根 2938	189	31	昭和50年		66-2827		A		1台	楮根区
14	坂下多目的集会センター	富士 28517	134	22	昭和59年	耐震			A		1台	文京区
15	中央区地域集会施設	富士 4348	181	30	平成3年	耐震			A		1台	中央区
16	矢島（上）地域集会施設	富士 4911-2	88	14	平成6年	耐震	66-2828		B		1台	天王区
17	向田多目的集会センター	富士 13886-2	131	21	昭和56年				B	AED	1台	向田区
18	御堂公民館	富士 9049	127	21	平成4年	耐震	66-2820		A	AED	1台	御堂区

19	竹の沢多目的集会センター	富士 22471	99	16	昭和 59 年	耐震	66－3118		A		1 台	皐月区
20	徳間多目的研修センター	富士 16832	248	41	昭和 53 年		66－2781		A	A E D	1 台	徳間区
21	越渡公民館	万沢 1370	70	11	昭和 58 年	耐震	67－3417		A		1 台	朝日区
22	御屋敷地域集会施設	万沢 4255－1	196.7	32	平成 12 年	耐震	67－3539		A		1 台	富士見区
23	下宿地域集会施設	万沢 3475－3	149.9	24	平成 16 年	耐震			A		1 台	元宿区
24	万沢公民館	万沢 3398－1	510	85	昭和 51 年 7 月		67－3002		A		2 台	新宿区
25	ふるさと陵草館	万沢 11786－65	104.1	17	平成 2 年	耐震	67－3098		A		1 台	陵草区
26	ふれあいサロン	南部 8050－1	182	30	平成 13 年 12 月	耐震			A			福祉避難所
27	アルカディア 南部スポーツセンター	大和 360	4,363	727	平成 6 年 5 月	耐震	64－3113		A	A E D	3 台	南部区、大塩区
28	南部町総合会館	内船 4473－1	2,285	380	昭和 54 年 3 月		64－3115	64－3199	A		3 台	内船上区
29	南部町アルファールセンター	内船 8812	1,144	190	平成 3 年 6 月	耐震	64－2075		A	A E D	2 台	内船中区、内船下区（福祉避難所）
30	佐野清涼荘	上佐野 199	225	37	平成 5 年 3 月	耐震	64－2874		A		1 台	佐野区
31	睦合小学校体育館	南部 4376	867	144	平成 18 年 12 月	耐震			A		2 台	成島区、柳島区、本郷区
32	栄小学校体育館	内船 8766	797	132	平成 4 年 2 月	耐震			A		2 台	内船中区、内船下区、井出区、十島区
33	南部中学校体育館	南部 8746	994	165	平成 13 年 12 月	耐震			A		2 台	南部区、中野区
34	広域柔剣道場	南部 8755	539.6	89	昭和 62 年 2 月	耐震			A			南部区、中野区
35	デイサービスセンター	富士 14123	397.8	66	平成 9 年 2 月	耐震	66－3161		A			向田区
36	富河小学校体育館	富士 2700－19	781	130	平成 17 年大規模改修	耐震			A		2 台	天王区、向田区、御堂区、皐月区、徳間区
37	旧富河中学校体育館	富士 2700－18	1,307	217	平成 10 年 8 月	耐震			A	A E D	2 台	楮根区、文京区、中央区
38	南部町農村環境改善センター	富士 28505－2	996.5	166	平成 5 年 8 月	耐震	66－3340	66－3340	A			楮根区、文京区、中央区
39	南部町活性化センター	富士 28505－2	1,552	258	平成 13 年 8 月	耐震	66－2608	66－2608	A		3 台	福祉避難所
40	万沢小学校体育館	万沢 4119	716	119	平成 14 年地震補強改造実施済	耐震			A		2 台	元宿区、新宿区、陵草区
41	万沢ふれあいセンター	万沢 3471	394.3	65	平成 12 年 7 月	耐震	67－3755		A	A E D	1 台	福祉避難所
42	旧万沢中学校体育館	万沢 4230	667	111	平成 16 年 11 月大規模改修	耐震			A	A E D	2 台	朝日区、富士見区、元宿区
43	旧睦合保育所	南部 4890－1	431.7	71	昭和 60 年 2 月	耐震	64－2204		A	A E D		福祉避難所

3 指定緊急避難場所一覧

平成30年6月1日現在

番号	避難地区（地域）名	避難地	世帯数	避難者数	備考
1	中野1組～6組	ちびっこ広場	101	258	
2		中野グラウンド			
3	中野7組・8組	清水原集会所前	52	126	
4	東・原間・若宮・馬場	原間集会所前	122	347	
5	峯・杉尾	峯集会所前	34	80	
6	西川・谷津・新地横沢	本郷グラウンド	76	187	
7	小路・宮の入・森屋・竹の花	成島スポーツ広場	88	231	
8	中村・釜の口・島	成島ちびっこ広場	58	160	
9	温井・日影島	双葉会館前	25	59	
10	矢崎・片葉・根方・笠島・坂本・下島	睦合小学校校庭	89	274	指定避難所
11	岬原	みどり幼稚園	63	179	民間施設
12	北坂団地・新道・城町・横町	南部中学校校庭	52	99	指定避難所
13	河原町・上本町・天神町	旧睦合農協跡地	38	68	民間施設
14	城山町・仲町・下本町	南部中学校校庭	45	116	指定避難所
15	緑が丘・諏訪町	睦合第一保育所跡地	42	109	
16	明治町上・明治町下	南部自動車工業（株）庭	34	77	民間施設
17	昭和町上	中央運輸（株）庭	51	153	民間施設
18	昭和町下	南部警察署庭	70	168	
19	塩沢1組・塩沢2組	塩沢集会所庭	24	77	
20	塩沢2組・塩沢3組	（株）稲葉自動車工業前	34	98	民間施設
21	日向・原戸	大塩分館前	29	94	指定避難所
22	笠向	J Aふじかわ直売所前	11	28	民間施設
23	県営南部団地	アルカディア文化館横駐車場	40	122	
24	富岡	富岡会館前	23	63	
25	小内船	久保田板金前	5	8	民間施設
26	東谷津・中谷津・西谷津	谷津広場	66	175	
27	中田上・中田下	中田会館前	59	149	
28	一の出上	内船八幡神社庭	29	72	民間施設
29	一の出下	南部町役場南部分庁舎前	13	37	
30	宇上全域	内船駅前	99	250	
31	倉ヶ平	旧四條文子宅前	3	4	民間施設
32	居里・中村団地	中村団地前	25	56	
33	中村上・中村西・中村東	中組分館前	66	162	
34	学校通・内船団地	栄小学校校庭	50	130	指定避難所
35	島尻上・島尻下・サンテラス内船	南部自動車教習所広場	80	165	民間施設

番号	避難地区（地域）名	避難地	世帯数	避難者数	備考
36	寄畑	寄畑八幡神社庭	10	25	民間施設
37	徳間	徳間バス停留所前	5	10	
38	八木沢・井出八木沢	八木沢バス停留所前	9	19	
39	井出上・井出東・井出岡田	井出分館前	31	97	
40	下井出	下井出集会所前	15	45	
41	上・中・下・中島	ちびっこ広場	95	227	
42	沖・前・北・南	佐野清涼荘前	12	17	
43	下野	下野バス停留所前	2	2	
44	馬込	正行寺	12	21	民間施設
45	町屋	町屋地域集会施設前	28	74	
46	峰	峰地域集会施設前	14	45	
47	宮原	若林安彦宅前	17	30	民間施設
48	竹の花・原戸	楮根公民館前	46	125	指定避難所
49	真篠	小池博宅前	19	55	民間施設
50	坂下	坂下多目的集会センター前	60	145	指定避難所
51	平	平多目的集会センター前	63	191	
52	中島	中島地域集会施設前	67	168	指定避難所
53		旧富河中学校校庭			
54	県営富沢団地	旧富河中学校校庭	22	73	指定避難所
55	峰	峰多目的集会センター前	29	74	
56	町屋	中央区公民館前	45	140	指定避難所
57	切久保	切久保公民館前	22	41	
58	矢島下	魚辰駐車場	32	86	民間施設
59	向島	矢島多目的集会センター前			
60	矢島上	久保川幸雄宅前	32	79	民間施設
61	大尻	仲亀正人宅前広場			
62	東市	旧福土保育所跡地	43	99	民間施設
63		向井清宅前			
64	御堂	旧御堂スポーツ広場	50	105	
65	向田・鯨野	旧老人福祉センター広場	34	86	
66	坂本	平田屋前広場	16	43	
67	市小路	浅間神社庭	9	20	民間施設
68	西市森	西市多目的集会センター前	24	54	民間施設
69	西市上・下	佐野建材駐車場			
70	竹の沢	竹の沢多目的集会センター前	26	72	指定避難所
71		消防ポンプ室前			
72	東根熊	東根熊多目的集会センター前	20	55	
73	池之山	道祖神前	0	0	

番号	避難地区（地域）名	避難地	世帯数	避難者数	備考
74	西根熊	西根熊多目的集会センター前	21	53	
75	西根熊 2 組・3 組	仲亀秀樹宅前			民間施設
76	下村	(株) 大望前	14	33	民間施設
77		望月直巳宅前			民間施設
78		消防ポンプ室前			
79	上村	徳間多目的研修センター前	13	28	指定避難所
80	南又	徳間バス停留所前	21	55	
81	上徳間	望月文由宅前	5	6	民間施設
82	増野	遠藤勝也宅前	2	5	民間施設
83	西行	西行地域集会施設前	27	63	
84	越渡	越渡公民館前	21	48	指定避難所
85	新越渡	越渡公民館前	7	17	指定避難所
86	御屋敷・グリーンハイツ富士見	グリーンハイツ富士見前	61	174	
87	上代	グリーンハイツ富士見前	29	63	
88		七面堂前			
89	横沢	横沢地域集会施設前	19	46	
90	上宿	万沢小学校校庭	22	57	指定避難所
91	下宿	ふれあいセンター前	38	96	
92	平山・小葉山	平山公民館横	56	139	
93		富士 R C C ハウス庭			民間施設
94	松山	万沢支所前	20	44	指定避難所
95	沢上・登尾	沢上地域集会施設前	33	88	
96		望月武宅前			民間施設
97	大城	大城多目的集会センター前	7	12	
98	屋敷平	屋敷平公民館前	10	22	
99	杉山	ふるさと陵草館前	7	20	指定避難所
100	梅島	梅島多目的集会センター前	12	31	
101	中沢（中沢）	中沢公民館前	19	38	
102	中沢（矢口）	佐野修宅前			民間施設
103	日向	日向多目的集会センター前	3	5	

合計 3,072世帯 7,847人（慈生園、ネオライフとみざわを除く）

○食糧等備蓄状況

平成31年3月31日現在

防災倉庫 設置場所	備蓄食糧					
	アルファーマ (食)	カンパン等 (食)	缶詰パン (食)	汁物 (食)	各倉庫合計 (食)	保存水 (リットル)
睦合地区 南部町医療センター	3,000	336	648	480	4,464	1,800
睦合地区 アルカディア体育館裏	1,500	168	288	240	2,196	3,000
睦合地区 道の駅なんぶ	0	1,008	0	0	1,008	480
栄地区 なんぶの湯裏	2,700	0	936	540	4,176	3,600
富河地区 旧富中横防災倉庫	3,500	504	936	1,380	6,320	4,092
万沢地区 グリーンハイツ富士見横	3,500	504	936	800	5,740	3,600
小 計	14,200	2,520	3,744	3,440	23,904	16,572
睦合小学校	1,100	280	192	0	1,572	1,932
栄小学校	800	112	96	0	1,008	972
富河小学校	1,100	240	0	0	1,340	1,512
万沢小学校	400	72	48	0	520	516
南部中学校	1,800	312	216	0	2,328	2,448
小計	5,200	1,016	552	0	6,768	7,380
合計	19,400	3,536	4,296	3,440	30,672	23,952

○資機材備蓄状況

平成31年 3月31日現在

防災倉庫 設置場所	備蓄資機材					
	発電機 (基)	投光器 (基)	リヤカー (台)	毛布 (枚)	トイレ (基)	間仕切り (基)
本庁舎	8	8	0	141	0	6 (活性化センター6)
分庁舎	3	3	0	0	0	0
睦合地区 南部町医療センター	1	2	1	160	13	0
睦合地区 アルカディア体育館裏	2	2 (ハールン1)	0	100	10	0
睦合地区 道の駅なんぶ	0	0	0	0	0	0
栄地区 なんぶの湯裏	1	2	1	200	11	8
富河地区 旧富中横防災倉庫	2	7 (ハールン1)	1	498	13	10
万沢地区 グリーンハイツ富士見裏	1	2	1	100	10	0
睦合小学校	2	1 (ハールン型)	0	200	15	0
栄小学校	2	1 (ハールン型)	0	100	15	0
富河小学校	1	1 (ハールン型)	0	100	15	0
万沢小学校	1	1 (ハールン型)	0	50	10	0
南部中学校	3	1 (ハールン型)	0	100	20	0
合計	27	31	4	1,749	132	24

○自主防災倉庫一覧

平成30年9月1日現在

自主防災組織名	倉庫設置場所	備 蓄 資 機 材								
		非常発 電機	救急箱 又は セット	土のう 袋	投光器	ヘル メット	テント	鍋・釜 かまど	油圧 ジャッ キ	簡易 トイレ
中野区自主防災会	各地区組ごと	4	2	250	5	24	4	6	1	1
本郷区自主防災会	〃	1	1	100	4	50	3	7	5	1
成島区自主防災会	〃	10	2	200	9	13	3	4	1	0
柳島区自主防災会	〃	3	2	100	3	7	2	6	1	1
南部区自主防災会	〃	18	3	150	26	32	22	45	0	3
大塩区自主防災会	〃	3	1	190	3	0	2	0	1	3
県営南光平自主防 災会	県営南光平敷 地内	2	2		4		2			
内船上区自主防災 会	〃	8	6	0	6	(全戸)	6	22	0	2
内船中区自主防災 会	〃	3	2	200	4	40	1	6	1	1
内船下区自主防災 会	〃	1	1	0	2	100	3	4	1	1
井出区自主防災会	〃	6	1	20	3	17	3	0	0	5
十島区自主防災会	〃	2	1	10	0	20	3	3	0	1
佐野区自主防災会	〃	4	1	0	1	24	0	5	0	1
サンテラス内船区 自主防災会	サンテラス内 船敷地内	2	2	0	5	0	4	4		0
楮根区自主防災会	楮根区公民館 敷地内	2	2	100	3	12	2	7	0	2
文京区自主防災会	各地区公民館 敷地内	1	1	100	1	0	1	6	1	6
県営富沢自主防災 会	県営富沢団地 敷地内	0	2	0	0	0	2			0
中央区自主防災会	中央公民館敷 地内	3	2	100	1	12	3	7	1	110
天王区自主防災会	矢島多目的セ ンター敷地内	2	4	350	2	14	2	9		4
向田区自主防災会	向田多目的セ ンター前	2	3	100	3	4	6	7	1	3
御堂区自主防災会	御堂公民館敷 地内	1	0	0	0	5	1	0	1	0
皐月区自主防災会	各地区公民館 敷地内	2	0	50	5	35	1	6	0	100
徳間区自主防災会	徳間多目的集 会センター敷 地内	3	4	0	2	5	2	6	0	1
朝日区自主防災会	各地区公民館 敷地内	3	1	60	3	40	3	4	0	0
富士見区自主防災 会	各地区公民館 敷地内	5	1	200	5	18	3	18	0	4
元宿区自主防災会	元万沢支所跡 地敷地内	0	0	50	0	100	0	3	0	5
新宿区自主防災会	新宿区公民館 敷地内	2	0	150	4	5	2	0	1	2
陵草区自主防災会	各地区公民館 敷地内	7	1	0	10	48	5	18	0	0

○ A E D 設置場所一覧

平成30年4月1日現在
(リース分)

番号	設 置 場 所	住 所
1	中野区 南部分団第1部ポンプ室	南部町中野 2323－5
2	本郷区 本郷分館	南部町本郷 4361
3	成島区 尾山商店	南部町成島 3221－1
4	柳島区 柳島分館	南部町南部 3021－5
5	南部区 南部分団第5部ポンプ室	南部町南部 8254
6	大塩区 大塩分館	南部町大和 1803
7	内船上区 南部分団第7部ポンプ室	南部町内船 7646－1
8	内船中区 南部分団第8部ポンプ室	南部町内船 9472－2
9	内船下区 下組分館	南部町内船 10878－1
10	井出区 南部分団第9部ポンプ室	南部町井出 1387－1
11	十島区 南部分団第10部ポンプ室	南部町十島 195
12	佐野区 区長（久高正一宅）	南部町上佐野 286
13	楮根区 富沢分団第1部ポンプ室	南部町楮根 2938
14	文京区 富沢分団第2部ポンプ室	南部町福士 1876－3
15	中央区 富沢分団第7部ポンプ室	南部町福士 4348－40
16	天王区 富沢分団第4部ポンプ室	南部町福士 24042－50
17	向田区 向田多目的集会センター	南部町福士 13886－2
18	御堂区 御堂地域集会施設	南部町福士 9049
19	皐月区 富沢分団第5部ポンプ室	南部町福士 22019
20	徳間区 徳間多目的研修センター	南部町福士 16832
21	朝日区 西行地域集会施設	南部町万沢 1266
22	富士見区 横沢地域集会施設	南部町万沢 3756－3
23	元宿区 平山公民館	南部町万沢 5644
24	新宿区 沢上地域集会施設	南部町万沢 3272－1
25	陵草区 富沢分団第10部ポンプ室	南部町万沢 11807
26	旧睦合保育所	南部町南部 4890－1
27	栄保育所	南部町内船 8784
28	富河保育所	南部町福士 2705－5
29	アルカディア野球場	南部町大和 360
30	富沢野球場	南部町福士 28505－3
31	アルカディアスポーツセンター	南部町大和 360
32	旧富河中学校（体育館）	南部町福士 2700－18
33	旧万沢中学校（体育館）	南部町万沢 4230
34	アルカディア文化館	南部町大和 360
35	富沢図書館	南部町福士 4348－1
36	アルカディア聖苑	南部町大和 1633－1
37	睦合小学校	南部町南部 4376
38	栄小学校	南部町内船 8766

39	富河小学校	南部町福士 2700－19
40	万沢小学校	南部町万沢 4119
41	南部中学校	南部町南部 8746
42	なんぶの湯	南部町内船 8106－ 1
43	奥山温泉	南部町福士 26842
44	万沢ふれあいセンター	南部町万沢 3471－ 1
45	アルファセンター	南部町内船 8812
46	デイサービスセンター	南部町福士 14123
47	道の駅なんぶ（産業振興課管理）	南部町中野 3034－ 1
48	役場本庁舎	南部町福士 28505－ 2
49	役場分庁舎	南部町内船 4473－ 1

○耐震性貯水槽設置箇所一覧

平成30年 4 月 1 日現在

規格	設置箇所
耐震性100m ³ 貯水槽	中野2510（中野分館）
〃	中野1873－ 1（佐野公明宅上）
〃	中野4793（清水原信号機横）
〃	中野2870－ 1（慈生園駐車場前）
〃	中野4877－ 2（望月昭秋宅北側）
耐震性60m ³ 貯水槽	中野1259－ 1（道路敷 市川虎雄所有）
耐震性100m ³ 貯水槽	本郷9601－54（旧睦合第2保育所跡）
〃	本郷1547（原間集会場）
〃	本郷5626－ 1（峰沢集いの家）
〃	本郷9568－ 3（本郷グラウンド）
〃	本郷872－ 2（小川商店横）
〃	本郷637－ 1（本郷地内 東 原間義彦宅前）
〃	本郷2542（原間 長坂公臣宅北側）
〃	本郷149－ 1（望月哲郎氏宅前）
〃	本郷504－ 4（若林宗雄氏宅前）
耐震性60m ³ 貯水槽	本郷8935－ 3（谷津集会場横）
〃	本郷10728（南部第2部ポンプ室）
〃	本郷6580－ 1（本郷地内 峰）
〃	本郷4768（本郷西川上橋西側）
〃	本郷9407－ 1（本郷地内 新地）
耐震性100m ³ 貯水槽	成島1770－95（成島スポーツ広場）
〃	成島3095－ 2（南部第3部ポンプ室）
耐震性60m ³ 貯水槽	成島3264（宮ノ入集会所下）
耐震性100m ³ 貯水槽	南部171（山一建設前）
〃	南部3021（柳島分館）
〃	南部8364（南部公会堂跡）
〃	南部7576－ 2（南部みどり幼稚園）
〃	南部8761（妙常寺）
〃	南部9030－ 1（あじさい工房）
〃	南部8442－ 2（市川肉屋裏駐車場）
〃	南部9124－ 3（白山神社）
〃	南部8813（南部中学校校庭）
〃	南部2470－ 1（柳島地内 公衆用道路内）

〃	南部8058－1（南部地内 南部の郷駐車場内）
〃	南部8659（南部中学校 駐車場内）
〃	南部8275－2（南部地内 元法務局裏）
耐震性60m³貯水槽	南部8050－1（医療センター）
〃	南部6589－2（望月輝元宅前）
〃	南部8585（南部地内 煙草屋商店隣）
〃	南部9523－1（大和ゴム前）
耐震性100m³貯水槽	塩沢2724－1（塩沢集会所）
耐震性60m³貯水槽	塩沢2514－1（深田菊男所有倉庫北側）
耐震性100m³貯水槽	大和537－5（県営住宅横駐車場）
耐震性60m³貯水槽	大和2008（木内峯夫宅入口）
耐震性100m³貯水槽	内船4473－1（南部町役場南部分庁舎）
〃	内船5480－1（常安寺）
〃	内船5321－1（谷津御嶽神社駐車場）
〃	内船7188（旧栄保育所跡）
〃	内船7620－24（内船駅横駐車場）
〃	内船8106－1（なんぶの湯駐車場）
〃	内船3935（内船八幡神社）
〃	内船244－1（久保田板金南）
〃	内船7867－2（近藤六雄宅前）
〃	内船9463－2（南部第8部ポンプ室）
〃	内船8538（茶業センター）
〃	内船9418（内船中組分館）
〃	内船8939－1（サンテラス内船）
〃	内船12077（寄畑八幡神社）
耐震性60m³貯水槽	内船7571（千頭和製材前）
〃	内船8777（栄小学校校庭）
〃	内船9547－1（中組 近藤欣治宅前）
〃	内船4608（遠藤昇宅前道路敷内）
〃	内船12976－1（八木沢水道施設西側）
耐震性40m³貯水槽	内船寄畑地内（朝比奈公夫宅前）
耐震性100m³貯水槽	井出559－2（井出八幡神社上）
〃	井出1386－1（井出分館）
〃	井出1124－1（下井出集会場横）
耐震性60m³貯水槽	井出2288（井出八木沢）
〃	十島148－5（十島分館）
〃	十島320（田中一義宅庭）
〃	十島514－1（佐野啓祐宅前）
耐震性100m³貯水槽	上佐野297－1（本村バス停横）
耐震性60m³貯水槽	上佐野924－1（宮ノ下バス停前）
耐震性100m³貯水槽	楮根371（正行寺駐車場）
〃	楮根2936－1（楮根公民館庭）
耐震性60m³貯水槽	楮根981－1（山口一臣宅奥）
〃	楮根1499（畔高要二宅前）
耐震性100m³貯水槽	富士4348－11（中央区公民館庭）
〃	富士28515（坂下公民館前）
〃	富士14039（老人福祉センター入口）
〃	富士22020－1（富沢5部ポンプ室前）
〃	富士2846－1（平分譲地）
〃	富士11731（民宿天伯園前）
〃	富士4035－1（弘圓寺所有地）
〃	富士12223（市小路 若林孝雄 畑）
〃	富士2041－1（八幡一宮諏訪神社前）

耐震性80m ³ 貯水槽	富士4348（富沢図書館前駐車場）
耐震性60m ³ 貯水槽	富士624－1（真篠・青木訓男宅下）
〃	富士1171－1、富士1171－3（小池 博氏宅付近）
〃	富士24042－19（富沢4部ポンプ室横）
〃	富士21191－1（皐月街角公園）
〃	富士3180－2（平多目的集会センター横）
〃	富士9072－2（龍徳寺入口）
〃	富士10486－1（御堂 望月政文 田）
〃	富士9804－1（御堂 望月栄 田）
〃	富士4194－1（富士峰 内田大明 畑）
〃	富士2700－13（中島 教員住宅）
耐震性100m ³ 貯水槽	万沢11786－1（富沢10部ポンプ室前）
〃	万沢3473（万沢保育所前）
〃	万沢3756－1（横沢公民館庭）
〃	万沢1266－4（西行公民館前）
〃	万沢15296－1（中沢スポーツ広場）
耐震性60m ³ 貯水槽	万沢1420－5（町営住宅越渡団地内）
〃	万沢4226－1（御屋敷・望月光彦宅前）
〃	万沢3926－1（顕本寺墓前駐車場）
〃	万沢4119（万沢小学校校庭横）
〃	万沢3737－1（富沢9部ポンプ室前）
〃	万沢3386－1（沢上・佐野至宅横）
〃	万沢12143－37（屋敷平・安藤拓哉宅の道向かい）
〃	万沢13847－1（梅島公民館前）
〃	万沢16300－1（中沢・佐野修宅進入路）

○応急給水用施設・資機材保有状況

平成31年 3 月31日現在

種別	能力	保有数	所管	備考
緊急遮断弁付配水池	400.0m ³	1 基	南部町水道環境課	東部簡水内船配水池
	70.0m ³	1 基		東部簡水居里配水池
	630.0m ³	1 基		西部簡水南部配水池
	210.0m ³	1 基		西部簡水塩沢配水池
	360.0m ³	1 基		西部簡水峰の窪第 2 配水池
	184.1m ³	1 基		中央簡水第 1 配水池
	236.0m ³	1 基		中央簡水第 2 配水池
	93.7m ³	1 基		中央簡水第 3 配水池
	216.0m ³	1 基		中央簡水第 5 配水池
	630.0m ³	1 基		中央簡水第 6 配水池
	97.0m ³	1 基		徳間簡水第 3 配水池
	380.0m ³	2 基		万沢簡水第 1 配水池
	100.0m ³	1 基		万沢簡水第 2 配水池
ろ水機	2.0m ³ ／h	11台	南部町交通防災課	昭和57年購入
給水タンク	1.5m ³	1 台	南部町水道環境課	昭和60年購入
	2.0m ³	1 台		平成 6 年購入
	0.5m ³	1 台		平成16年購入
	0.3m ³	1 台		購入年月日不明
	1.2m ³	1 台		購入年月日不明
給湯車	3.0m ³	1 台	南部町社会福祉協議会	平成 9 年購入

○自衛隊宿泊予定施設一覧

名 称	所 在 地	面 積	宿泊可能人員
旧富河中学校グラウンド	南部町福士2700－18	10,543m ²	1 個中隊180名程度
旧富河中学校校舎	南部町福士2700－18	2,433m ²	

〔通 信 関 係〕

○他機関の有する町内無線施設一覧

1 警察無線局（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	備考
南部	有	常時	南部町南部9335－1	南部警察署	(0556) 64－0110	県内	V H F 系

2 国土交通省無線局（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数
建設南部	有	8：30 ～ 17：15	南部町内船4544－2	富士川中流出張所	(0556) 64－2310	関東地方 一円	6

3 消防本部無線局（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数
峡南消防南	有	常時	南部町楮根2890－1	中部消防署南分署	(0556) 66－2119	峡南管内	21 (役場配置の移動局含む。)

4 東日本電信電話株式会社無線局（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数
電電南部	有	常時	南部町南部宇老瀬8284－1	東日本電信電話(株)山梨支店	(055) 254－9967	全国	93

5 東京電力パワーグリッド無線局（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数
東電万沢	有	常時	南部町万沢字曲尾7410	東京電力パワーグリッド(株)山梨通信ネットワークセンター	(055) 215－5480	県内	20

○町有通信施設一覧

1 デジタル防災無線（ぼうさいなんぶ） 配備一覧 平成30年4月1日現在

種別	呼出名称	製造番号	設置場所	管理者名	備 考
陸上移動局	ほんちょうしゃ	PD7E 160151	役場本庁舎	交通防災課長	本庁舎 2 階設置
陸上移動局	ぶんちょうしゃ	PD7E 160152	役場分庁舎	分庁管理者	分庁舎 1 階設置
陸上移動局	なんぶ 1	PD7E 160153	役場本庁舎	総務課	情報収集用
陸上移動局	なんぶ2	PD7E 160154	役場本庁舎	総務課	情報収集用
陸上移動局	なんぶ3	PD7E 160155	役場分庁舎	教育委員会	情報収集用
陸上移動局	なんぶ4	PD7E 160156	役場分庁舎	教育委員会	情報収集用
陸上移動局	なんぶ5	PD7E 160157	役場本庁舎	交通防災課長	災害対策車用
陸上移動局	なんぶ6	PD7E 160158	役場本庁舎	建設課	エキスパート用
陸上移動局	なんぶ7	PD7E 160159	役場分庁舎	産業振興課	エクストレイル用
陸上移動局	なんぶ8	PD7E 160160	役場本庁舎	水道環境課	サクシード用
陸上移動局	なんぶ9	PD7E 160161	役場分庁舎	福祉保健課	セレナ用
陸上移動局	なんぶ10	PD7E 160162	アルカディア体育館	アルカディア体育館	
陸上移動局	なんぶ11	PD7E 160163	南部警察署	南部警察署長	情報共有用
陸上移動局	なんぶ12	PD7E 160164	睦合小学校	睦合小学校長	
陸上移動局	なんぶ13	PD7E 160165	栄小学校	栄小学校長	
陸上移動局	なんぶ14	PD7E 160166	富河小学校	富河小学校長	
陸上移動局	なんぶ15	PD7E 160167	万沢小学校	万沢小学校長	
陸上移動局	なんぶ16	PD7E 160168	南部中学校	南部中学校長	
陸上移動局	なんぶ17	PD7E 160169	南部診療所	健康管理センター所長	
陸上移動局	なんぶ18	PD7E 160170	万沢診療所	万沢診療所管理者	
陸上移動局	なんぶ19	PD7E 160171	中野区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ20	PD7E 160172	本郷区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ21	PD7E 160173	成島区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ22	PD7E 160174	柳島区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ23	PD7E 160175	南部区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ24	PD7E 160176	大塩区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ25	PD7E 160177	内船上区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ26	PD7E 160178	内船中区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ27	PD7E 160179	内船下区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ28	PD7E 160180	井出区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ29	PD7E 160841	十島区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ30	PD7E 160842	佐野区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ31	PD7E 160843	楮根区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ32	PD7E 160844	文京区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ33	PD7E 160845	中央区	区長（区長）	

陸上移動局	なんぶ34	PD7E 160846	天王区	区長（管理者）	
陸上移動局	なんぶ35	PD7E 160847	向田区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ36	PD7E 160848	御堂区	区長（管理者）	
陸上移動局	なんぶ37	PD7E 160849	臯月区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ38	PD7E 160850	徳間区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ39	PD7E 160851	朝日区	区長（管理者）	
陸上移動局	なんぶ40	PD7E 160852	富士見区	区長（管理者）	
陸上移動局	なんぶ41	PD7E 160853	元宿区	区長（管理者）	
陸上移動局	なんぶ42	PD7E 160854	新宿区	区長（管理者）	
陸上移動局	なんぶ43	PD7E 160855	陵草区	区長（区長）	
陸上移動局	なんぶ44	PD7E 160856	県営南光平	自治会長	
陸上移動局	なんぶ45	PD7E 160857	サンテラス内船	自治会長	
陸上移動局	なんぶ46	PD7E 160858	県営富河団地	自治会長	
陸上移動局	なんぶ47	PD7E 160859	消防団	団長 佐野哲也	
陸上移動局	なんぶ48	PD7E 160860	消防団	副団長 鍋田徳男	
陸上移動局	なんぶ49	PD7E 160861	消防団	副団長 杉山光彦	
陸上移動局	なんぶ50	PD7E 160862	消防団	分団長 森田忠	
陸上移動局	なんぶ51	PD7E 160863	消防団	分団長 遠藤博	
陸上移動局	なんぶ52	PD7E 160864	消防団	副分団長 望月研	
陸上移動局	なんぶ53	PD7E 160865	消防団	副分団長 市川一仁	
陸上移動局	なんぶ54	PD7E 160866	消防団	副分団長 山口和臣	
陸上移動局	なんぶ55	PD7E 160867	消防団	副分団長 青木正博	
陸上移動局	なんぶ56	PD7E 160868	消防団	喇叭隊長 四條敦裕	
陸上移動局	なんぶ57	PD7E 160869	消防団 南部分団	第1部長	
陸上移動局	なんぶ58	PD7E 160870	消防団 南部分団	第2部長	
陸上移動局	なんぶ59	PD7E 160871	消防団 南部分団	第3部長	
陸上移動局	なんぶ60	PD7E 160872	消防団 南部分団	第4部長	
陸上移動局	なんぶ61	PD7E 160873	消防団 南部分団	第5部長	
陸上移動局	なんぶ62	PD7E 160874	消防団 南部分団	第6部長	
陸上移動局	なんぶ63	PD7E 160875	消防団 南部分団	第7部長	
陸上移動局	なんぶ64	PD7E 160876	消防団 南部分団	第8部長	
陸上移動局	なんぶ65	PD7E 160877	消防団 南部分団	第9部長	
陸上移動局	なんぶ66	PD7E 160878	消防団 南部分団	第10部長	
陸上移動局	なんぶ67	PD7E 160879	消防団 南部分団	第11部長	
陸上移動局	なんぶ68	PD7E 160880	消防団 富沢分団	第1部長	
陸上移動局	なんぶ69	PD7E 160881	消防団 富沢分団	第2部長	
陸上移動局	なんぶ70	PD7E 160882	消防団 富沢分団	第3部長	
陸上移動局	なんぶ71	PD7E 160883	消防団 富沢分団	第4部長	
陸上移動局	なんぶ72	PD7E 160884	消防団 富沢分団	第5部長	

陸上移動局	なんぶ73	PD7E 160885	消防団 富沢分団	第6部長	
陸上移動局	なんぶ74	PD7E 160886	消防団 富沢分団	第7部長	
陸上移動局	なんぶ75	PD7E 160887	消防団 富沢分団	第8部長	
陸上移動局	なんぶ76	PD7E 160888	消防団 富沢分団	第9部長	
陸上移動局	なんぶ77	PD7E 160889	消防団 富沢分団	第10部長	
陸上移動局	なんぶ78	PD7E 160890	消防団本部	本部長	

2 アナログ防災行政無線（ぼうさいなんぶ） 配備一覧 平成30年4月1日現在

種別	呼出名称	設置場所	管理者名	ケース	充電器	備 考
基地局	ほんちょうしゃ	役場本庁舎	交通防災課長	×	×	本庁舎2階設置
基地局	ぶんちょうしゃ	役場南部分庁舎	分庁管理者	×	×	分庁舎1階設置
陸上移動局	なんぶ1	交通防災課	交通防災課	×	×	災害対策車
陸上移動局	なんぶ2	建設課	建設課	×	×	エキスパート
陸上移動局	なんぶ3	産業振興課	産業振興課	×	×	エクストレイル
陸上移動局	なんぶ4	総務課	総務課長	○	○	A9500017
陸上移動局	なんぶ5	〃	総務係	○	○	A9500018
陸上移動局	なんぶ6	〃	総務係	○	○	A9500019
陸上移動局	なんぶ7	〃	万沢支所	○	○	A9500020
陸上移動局	なんぶ8	企画課	企画課長	○	○	A9500021
陸上移動局	なんぶ9	〃	企画調整係	○	○	A9500022
陸上移動局	なんぶ10	〃	情報政策係	○	○	A9500023
陸上移動局	なんぶ11	議会事務局	議会事務局長	○	○	A9500024
陸上移動局	なんぶ12	出納室	会計管理者	○	○	A9500025
陸上移動局	なんぶ13	財政課	財政課長	○	○	A9500026
陸上移動局	なんぶ14	〃	財政係	○	○	A9500027
陸上移動局	なんぶ15	税務課	税務課長	○	○	A9500028
陸上移動局	なんぶ16	〃	住民税係	○	○	A9500029
陸上移動局	なんぶ17	〃	資産税係	○	○	A9500030
陸上移動局	なんぶ18	住民課	住民課長	○	○	A9500031
陸上移動局	なんぶ19	〃	本庁住民課	○	○	A9500032
陸上移動局	なんぶ20	〃	分庁住民課	○	○	A9500033
陸上移動局	なんぶ21	福祉保健課	福祉保健課長	○	○	A9500034
陸上移動局	なんぶ22	〃	福祉係	○	○	A9500035
陸上移動局	なんぶ23	〃	介護保険係	○	○	A9500036
陸上移動局	なんぶ24	〃	健康増進係	○	×	A9500037
陸上移動局	なんぶ25	〃	健康増進保健師	○	×	A9500038
陸上移動局	なんぶ26	〃	包括支援センター 保健師	○	×	A9500039
陸上移動局	なんぶ27	アルファールセン ター	アルファールセン ター所長	○	○	A9500040

陸上移動局	なんぶ28	デイサービスセンター	デイサービスセンター所長	○	○	A9600001
陸上移動局	なんぶ29	医療センター	医療センター長	×	○	A9600002
陸上移動局	なんぶ30	〃	事務長	×	○	A9600003
陸上移動局	なんぶ31	〃	万沢診療所	×	○	A9600004
陸上移動局	なんぶ32	子育て支援課	子育て支援課長	○	○	A9600005
陸上移動局	なんぶ33	〃	保育所長	○	○	A9600006
陸上移動局	なんぶ34	〃	旧睦合保育所	×	○	A9600007
陸上移動局	なんぶ35	〃	栄保育所	×	○	A9600008
陸上移動局	なんぶ36	〃	富河保育所	×	○	A9600009
陸上移動局	なんぶ37	水道環境課	水道環境課長	○	○	A9600010
陸上移動局	なんぶ38	〃	水道環境係	○	○	A9600011
陸上移動局	なんぶ39	〃	水道環境係	○	○	A9600012
陸上移動局	なんぶ40	環境センター	環境センター所長	○	○	A9600013
陸上移動局	なんぶ41	〃	総務係	○	×	A9600014
陸上移動局	なんぶ42	〃	アルカディア聖苑	×	○	A9600015
陸上移動局	なんぶ43	産業振興課	産業振興課長	○	○	A9600016
陸上移動局	なんぶ44	〃	農政係	○	○	A9600017
陸上移動局	なんぶ45	〃	農政係	○	○	A9600018
陸上移動局	なんぶ46	〃	林政係	○	○	A9600019
陸上移動局	なんぶ47	〃	商工観光係	○	○	A9600020
陸上移動局	なんぶ48	〃	なんぶの湯	×	○	A9600021
陸上移動局	なんぶ49	〃	奥山温泉	×	○	A9600022
陸上移動局	なんぶ50	建設課	建設課長	○	○	A9600023
陸上移動局	なんぶ51	〃	公共土木係	○	○	A9600024
陸上移動局	なんぶ52	〃	公共土木係	○	○	A9600025
陸上移動局	なんぶ53	〃	農林土木係	○	○	A9600026
陸上移動局	なんぶ54	〃	農林土木係	○	○	A9600027
陸上移動局	なんぶ55	〃	管理係	○	○	A9600028
陸上移動局	なんぶ56	〃	登記係	○	×	A9600029
陸上移動局	なんぶ57	〃	地籍調査係	○	×	A9600030
陸上移動局	なんぶ58	学校教育課	学校教育課長	○	○	A9600031
陸上移動局	なんぶ59	〃	総務係	○	○	A9600032
陸上移動局	なんぶ60	〃	学校教育係	○	×	A9400001
陸上移動局	なんぶ61	〃	給食センター	×	○	A9400002
陸上移動局	なんぶ62	〃	南部中学校	×	○	A9400003
陸上移動局	なんぶ63	〃	睦合小学校	×	○	A9400004
陸上移動局	なんぶ64	〃	栄小学校	×	○	A9500041
陸上移動局	なんぶ65	〃	富河小学校	×	○	A9500042

陸上移動局	なんぶ66	〃	万沢小学校	×	○	A9500043
陸上移動局	なんぶ67	生涯学習課	生涯学習課長	○	○	A9500044
陸上移動局	なんぶ68	〃	生涯学習係	○	○	新 B5600011
陸上移動局	なんぶ69	〃	生涯スポーツ係	○	○	新 B5600012
陸上移動局	なんぶ70	〃	文化館係	×	○	新 B5700001
陸上移動局	なんぶ71	〃	富沢図書館	×	○	新 B5700002
陸上移動局	なんぶ72	〃	スポーツセンター	×	○	新 B5700003
陸上移動局	なんぶ73	交通防災課	交通防災課長	○	○	新 B5700004
陸上移動局	なんぶ74	〃	交通防災係	○	○	新 B5700005
陸上移動局	なんぶ75	佐野区	区長 久高正一	○	○	A9300036

※ 無線免許状保有台数77台（基地局2台、移動局75台）

※ 購入7台分なんぶ68～74（免許有効期限H32.5.31）

※ 基地局2台、移動局なんぶ1～67・75（免許有効期限H33.5.31）

3 衛星携帯電話配備一覧

平成30年4月1日現在

（1）町・町関係機関

番号	配備箇所	電話番号	管理責任者	設置日	開設日
1	役場本庁舎	080-1379-8623	南部町	平成26年度	2014.6
2	役場分庁舎	080-1379-8624	南部町	平成26年度	2014.6
3	役場万沢支所	080-1379-8625	南部町	平成26年度	2014.2
4	本郷区（峰沢つどいの家）	080-7784-0896	峰組長	平成27年度	2015.7
5	成島区 成島分館	080-8763-8354	成島区長	平成25年度	2014.4
6	成島区（権現島 渡辺雄治宅）	080-7784-0897	渡辺雄治	平成27年度	2015.7
7	内船上区（富岡会館）	080-7784-0898	富岡組長	平成27年度	2015.7
8	内船中区 倉ヶ平 四條明人宅	080-8763-8350	四條明人	平成25年度	2014.4
9	内船下区 徳間 芦澤等宅	080-8763-8351	芦澤 等	平成25年度	2014.4
10	井出区 井出分館	080-8763-8352	井出区長	平成25年度	2014.4
11	井出区 八木沢 源立寺	090-4072-5652	塚本珠光	平成25年度	2013.12
12	十島区 十島分館	080-8763-8353	十島区長	平成25年度	2014.4
13	佐野区 佐野分館	080-8705-6932	佐野区長	平成23年度	2013.12
14	佐野区長 久高 正一宅	080-1379-8011	佐野区長	平成26年度	2014.6
15	文京区 真篠多目的集会センター	080-8763-8355	文京区長	平成25年度	2014.4
16	向田区 向田多目的集会センター	080-8763-8356	向田区長	平成25年度	2014.4
17	向田区（市小路）	080-7784-0899	向田区長	平成27年度	2015.7
18	御堂区 御堂公民館	080-9550-1139	御堂区長	平成25年度	2013.12
19	徳間区 徳間多目的研修センター	080-8763-8357	徳間区長	平成25年度	2014.4
20	徳間区 上徳間 宮川洋輔宅	080-8815-1938	宮川洋輔宅	平成24年度	2013.12
21	朝日区（増野）	080-7784-0901	増野組長	平成27年度	2015.7
22	新宿区（沢上地域集会施設）	080-7784-0902	沢上組長	平成27年度	2015.7

23	陵草区 屋敷平公民館	080-1178-7755	屋敷平組長	平成 25 年度	2013. 12
24	陵草区 杉山 富沢分団第 10 部部室	080-1379-8012	富沢第 10 部部長	平成 26 年度	2014. 6
25	陵草区 大城多目的集会センター	080-8708-0720	大城組長	平成 25 年度	2013. 12
26	陵草区 梅島公民館	080-2394-6378	梅島組長	平成 24 年度	2013. 12
27	陵草区 中沢公民館	080-2394-7684	日向・中沢組長	平成 24 年度	2013. 12
28	陵草区 日向多目的集会センター	080-2380-4303	日向・中沢組長	平成 23 年度	2013. 12
29	医療センター	080-7784-0900	医療センター長	平成 28 年度	2016. 7

(2) 近隣市町村

番号	配備箇所	電話番号	常設・予備の別
1	市川三郷町役場	080-9559-8093	常設
2	富士川町役場	080-1282-6803	常設
3	身延町役場	080-1378-6327	常設
4	早川町役場	080-9571-7408	常設

(3) 消防機関

番号	配備箇所	電話番号	常設・予備の別
1	峡南消防本部警防課	080-2238-6861	常設

〔消防・水防関係〕

○消防力の現況

平成30年4月1日現在

消 防 団				消防ポンプ自動車等現有台所				消 防 水 利			
消 防 団 数	分 団 数	団 員 数	水 防 団 員 兼 務 者	普 通 消 防 車	小型動力ポンプ			消 火 栓 （公 設 ）	防火水槽		
					ポ ン プ 積 載 付 車	車 両 に 積 載 し の	手 引 動 力 プ		100 m ³ 以上	40 〜 100 m ³ 未満	20 〜 40 m ³ 未満
				B－1 級以上							
1	2	406	406	17	18	2	0	0	67	256	47

○消防団の組織及び所管区域

団 名	団員人数	所管区域
南部町消防団 幹部	10	南部町全域
南部町消防団 本部	22	南部町全域
〃 南部分団 第1部	16	中野
〃 第2部	23	本郷
〃 第3部	21	成島
〃 第4部	19	柳島
〃 第5部	23	南部
〃 第6部	14	大塩
〃 第7部	23	内船上
〃 第8部	24	内船中、内船下
〃 第9部	11	井出
〃 第10部	12	十島
〃 第11部	6	上佐野、下佐野
〃 富沢分団 第1部	17	楮根
〃 第2部	25	文京
〃 第3部	17	向田、御堂
〃 第4部	17	天王
〃 第5部	18	皐月

〃	第6部	15	徳間
〃	第7部	18	中央
〃	第8部	19	朝日、富士見
〃	第9部	18	元宿、新宿
〃	第10部	18	陵草

○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等

平成30年4月1日現在

事 業 者 名	供給地点群名	地点数	所 在 地
エネオスグローブエナジー(株)	サンテラス内船	80	南巨摩郡南部町内船8950-1

○町内プロパンガス取扱店一覧

名 称	所 在 地	電話番号
(有)丸勝商会	南部町内船8133-1	0556-64-2578
伊藤商店	南部町南部8169-6	0556-64-3178
菊屋商店	南部町富士4492	0556-66-2032
ガステックサービス山梨南部営業所	南部町塩沢2759-1	0556-64-3816
J Aふじかわ栄支店	南部町内船4812	0556-64-3161

○雨量観測所一覧

1 県所管

平成30年4月1日現在

建設部名	観測場所	観測所名
峡南建設事務所	南部町万沢5979-10	万 沢
〃	南部町福士24148-1地先	上 福 士 川 橋
〃	南部町内船6046	倉 ケ 平
〃	南部町成島951	成 島

2 県管理以外

平成30年4月1日現在

河川名	観測所名	所管官庁名	位 置	自 記 普通別		備考（問い合わせ先）
				自	普	
富士川	睦合雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	南部町内船		○	甲府河川国道事務所 富士川中流出張所
〃	十島観測所	日本軽金属(株)	南部町井出字城山	○		富士川第一発電所 (塩之沢取水口)
佐野川	柿元ダム観測所	〃	南部町下佐野字 柿元		○	柿元ダム監視所
富士川	十島雨量観測所	身延工務区	南部町十島	○		身延工務区
〃	内船雨量観測所	〃	南部町内船	○		〃

○甲府地方気象台気象観測施設一覧

平成30年4月1日現在

観測所名	観 測 種 目						所在地	緯 度	経 度	観 測 所 の高さ	風 向 風速計 地上の 高さ
	降 水 量	気 温	風	日 照 時 間	積 雪	そ の 他					
南 部	○	○	○	○			南部町南部4376	35° 17' 3"	138° 26' 7"	141m	9.3m

○水位観測所一覧

河川名	水位観測所名	水位観測所位置	管理者	はん濫注意水位	関係管理団体	摘要
富士川 早川	南部	南部町内船	甲府河川国道事務所 富士川中流出張所	3.80	南部町、 身延町	
富士川	上富士川橋	南部町富士24148－1 地先	峡南建設事務所	3.20	南部町	
戸栗川	戸栗川橋	南部町南部9103－3	峡南建設事務所	2.70	南部町	

○簡易水位計

河川名	水位観測所名	水位観測所位置	管理者	所有者	摘要
船山川	本郷向田橋左岸付近	南部町本郷827－2先	南部町	国土交通省	
万沢川	万沢中部セグメント（株） 所有地	南部町万沢8200－1先	南部町	国土交通省	
梅ノ木川	南部町分譲地	南部町内船7538－11先	南部町	国土交通省	

○重要水防区域一覧

1 国

河川名	重 要 度		左右岸別	重 要 水 防 箇 所		延長 (m)	重 要 と な る 理 由	国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種 別	階級		地先名	杭位置				
富士川	堤防断面 堤防高	重点A B	左	南部町内船	H174 上 65 ～H176 上 110	499	堤防断面不足(1/2 以下) 余裕高不足	富士川中流	築き廻し 積み土のう
〃	堤防断面 漏水 法崩れ・ すべり	重点B B B	左	南部町内船	H170 下 25 ～H171 上 155	385	堤防断面不足 堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	築き廻し 月の輪 土のう羽口
〃	堤防断面	B	左	南部町内船	H169 ～H169 上 70	70	堤防断面不足	〃	築き廻し
〃	漏水 法崩れ・ すべり	B	左	南部町内船	H169 下 27 ～H169	45	堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	月の輪 土のう羽口
〃	法崩れ・ すべり	B	左	南部町内船	H167 上 89 ～H168 上 100	232	堤防法面が崩れる恐れあり	〃	土のう羽口
〃	堤防断面 法崩れ・ すべり	重点B	左	南部町内船	H165 上 98 ～H167 上 53	354	堤防断面不足 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	築き廻し 土のう羽口
〃	堤防断面 法崩れ・ すべり	B	左	南部町内船	H163 上 143 ～H165 上 98	356	堤防断面不足 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	築き廻し 土のう羽口
〃	堤防断面	B	左	南部町内船	H163 上 1 ～H163 上 143	142	堤防断面不足	〃	築き廻し
〃	堤防断面 堤防高	A B	左	南部町内船	H156 上 83 ～H157 上 90	183	堤防断面不足(1/2 以下) 余裕高不足	〃	築き廻し 積み土のう
〃	工作物	B	左	南部町井出	H150 上 181	1 箇所	余裕高不足（富栄橋）	〃	（幅 12.2m）
〃	堤防高 堤防断面 法崩れ・ すべり	重点B	左	南部町井出	H139 上 93 ～H140 上 30	122	河道堆積 堤防断面不足 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	積み土のう 築き廻し 土のう羽口
〃	堤防断面 法崩れ・ すべり	B	左	南部町井出	H137 上 103 ～H139 上 93	441	堤防断面不足 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	積み土のう 土のう羽口
〃	堤防断面 法崩れ・ すべり	B	左	南部町井出	H137 下 100 ～H137 上 103	203	堤防断面不足 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	築き廻し 土のう羽口
〃	法崩れ・ すべり	B	左	南部町十島	H130 上 140 ～H131 上 50	132	堤防法面が崩れる恐れあり	〃	積み土のう 土のう羽口
〃	水衝洗掘 法崩れ・ すべり	B	左	南部町十島	H130 上 120 ～H130 上 140	20	護岸根固部洗掘されている 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	積み土のう 土のう羽口
〃	堤防断面 法崩れ・ すべり	重点B	左	南部町十島	H129 下 10 ～H130 上 120	166	堤防断面不足 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	築き廻し 土のう羽口
〃	法崩れ・ すべり	重点B	左	南部町十島	H127 下 166 ～H129 下 10	372	堤防法面が崩れる恐れあり	〃	土のう羽口
〃	工作物	B	左	南部町十島	H126 上 43	1 箇所	余裕高不足、護岸不足（万栄橋）	〃	（幅 11.2m）
〃	堤防断面	B 重点	右	南部町南部	H172 上 97 ～H174 上 50	343	堤防断面不足(1/2 以上)	〃	築き廻し
〃	堤防断面	A	右	南部町南部	H171 下 40 ～H172 上 97	337	堤防断面不足(1/2 以下)	〃	築き廻し
〃	堤防高 堤防断面	重点A	右	南部町南部	H168 上 60 ～H169 上 101	363	堤防高不足 堤防断面不足(1/2 以下)	〃	積み土のう 築き廻し

〃	堤防断面	A	右	南部町楮根	H159 上 50 ～H160 下 154	110	堤防断面不足 (1/2 以下)	〃	築き廻し
〃	工作物	B	右	南部町福士	H150 上 145	1 箇所	余裕高不足 (富栄橋)	〃	(幅 12.2m)
〃	堤防断面 堤防高 漏水 法崩れ・ すべり	A B B B	右	南部町福士	H150 下 50 ～H151 上 130	400	堤防断面 1/2 以下・天端幅 1/2 以下 (2m) 余裕高不足 堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	築き廻し 積み土のう 月の輪 土のう羽口
〃	堤防断面 堤防高 漏水 法崩れ・ すべり	重点A 重点B B B	右	南部町福士	H149 上 195～ H150 下 50	50	堤防高不足、断面 1/2 以下 天端幅 1/2 以上 (4m) 堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	積み土のう 築き廻し 月の輪 土のう羽口
〃	堤防断面 漏水 法崩れ・ すべり	A B B	右	南部町福士	H149 下 19 ～H149 上 270	214	断面 1/2 以下、天端幅 1/2 以上 (4m) 堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	築き廻し 月の輪 土のう羽口
〃	堤防断面 堤防高 漏水 法崩れ・ すべり	重点A 重点B B B	右	南部町福士	H144 下 40 ～H145 下 140	365	堤防断面不足 (1/2 以下、天 端幅 1/2 以下) 余裕高さ不足 堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり	〃	築き廻し 積み土のう 月の輪 土のう羽口
〃	堤防高 堤防断面	B	右	南部町福士	H143 上 59 ～H144 下 100	80	余裕高不足 (無堤部分) 河床掘削が未施工	〃	積み土のう
〃	堤防高 堤防断面	重点A	右	南部町福士	H140 上 40 ～H143 上 59	822	堤防高不足 (無堤部分) 堤防断面不足	〃	積み土のう
〃	工作物	B	右	南部町万沢	H135 上 100	1 箇所	余裕高不足 (十島取水堰)	〃	(幅 23.0m)
〃	堤防断面	重点A	右	南部町万沢	H134 上 43 ～H135 上 100	241	堤防断面不足	〃	築き廻し
〃	堤防断面	A	右	南部町万沢	H133 上 60 ～H134 上 43	140	堤防断面不足 余裕高不足	〃	築き廻し
〃	堤防断面	B 重点	右	南部町万沢	H129 下 70 ～H132 上 122	828	堤防断面不足	〃	築き廻し
〃	堤防高 堤防断面	重点A	右	南部町万沢	H129 下 150 ～H129 下 70	80	堤防高不足 (無堤部分) 堤防断面不足	〃	積み土のう 築き廻し
〃	水衝洗掘	重点A	右	南部町万沢	H127 下 58 ～H127 下 8	50	根固め一部破損	〃	木流し シート張り
〃	工作物	B	右	南部町万沢	H126 上 77	1 箇所	余裕高不足、護岸不足 (万 栄橋)	〃	(幅 11.2m)
〃	水衝洗掘	B	右	南部町万沢	H124 上 122 ～H125 上 38	105	河岸洗掘	〃	木流し シート張り

(注) Aは「水防上最も重要な区間」、Bは「水防上重要な区間」をあらわす。

2 県

河 川 名	位 置			左右 岸別	延 長 (m)	重 要 度		注意を要する 理由
	市 町 村	大 字	字			階級	種 別	
船 山 川	南 部 町	本 郷	御 崎 原	右	156	b	堤 防 高	護岸なし
木 戸 川	〃	〃	神 社 下	左 右	30 30	b b	〃	堤防高不足
根岸沢川	〃	中 野	下 蟹 矢 沢	左 右	289 289	b b	堤 防 強 度	堤防幅不足
北の沢川	〃	中 野	清 水 原	左 右	110 110	a a	堤 防 高	護岸老朽
小 川	〃	本 郷	小 川 ・ 栗 尾	右	495	b	堤 防 強 度	堤防幅不足

新 地 川	〃	〃	新 地 ・ 横 沢	左 右	400 400	b b	堤 防 高	堤防高不足
西 川	〃	〃	西 川	左 右	570 570	b b	水衝箇所	堤防高不足
戸 栗 川	〃	成 島	釜の口・権現島	左 右	200 200	a a	堤防強度	堤防幅不足
〃	〃	南 部	日 影 島	左 右	82 85	a a	堤 防 高	護岸老朽
日影島川	〃	〃	〃	左 右	106 106	b b	〃	堤防高不足
塩 沢 川	〃	塩 沢	竹の久保・嶋	左 右	20 36	b b	水衝箇所	護岸老朽
梅の木川	〃	内 船	谷 津 ・ 字 上	左 右	160 160	a a	堤体強度	堤防高不足
中 村 川	〃	〃	居 里	右	20	a	洗掘箇所	護岸洗掘
阿 曾 川	〃	〃	阿 曾	左 右	207 120	a a	堤 防 高	護岸なし
佐 野 川	〃	上佐野	小 草 里	左 右	45 51	b b	〃	〃
権 現 川	〃	〃	白 山 島	右	538	b	〃	〃
温 井 川	〃	南 部	御 所 村	左	51	b	〃	〃
楮 根 川	〃	楮 根	谷津沢橋上下	左 右	104 64	a a	〃	護岸老朽
有 東 川	〃	〃	御 堂	左 右	44 149	b b	〃	〃
向 田 川	〃	〃	向 田	左 右	206 23	b b	〃	〃
切久保川	〃	〃	切 久 保 橋 上	左	130	b	〃	〃
西 行 川	〃	万 沢	西 行	左 右	43 37	a a	堤 防 高	護岸なし
内房境川	〃	〃	中 沢	左	82	b	〃	護岸なし
横 沢 川	〃	〃	横 沢	左 右	113 80	a a	〃	堤防高不足
寺 沢 川	〃	福 士	上村徳間寺前	左 右	84 22	b b	〃	護岸老朽
田 中 川	〃	楮 根	竹 の 花	左 右	109 113	b b	〃	〃
沖 村 川	〃	〃	町屋沖村橋上	左	13	b	〃	〃
井戸沢川	〃	福 士	上村森下橋下	左 右	127 196	b b	水衝箇所 堤 防 高	護岸なし、護岸 老朽
福 士 川	〃	〃	西 根 熊	左	315	a	〃	護岸なし・堤防 断面不足
舟 沢 川	〃	〃	坂 下	左 右	45 50	b b	水衝箇所	護岸老朽
釜の奥川	〃	〃	鯨 野	左	74	b	〃	〃
神 田 川	〃	〃	向 田	左 右	727 297	b b	〃	護岸なし
根 熊 川	〃	〃	東 根 熊	左 右	30 30	b b	〃	護岸なし、堤防 高不足

(注) aは「最も重要な区間」、bは「次に重要な区間」をあらわす。

○土石流危険溪流一覧

平成30年4月1日現在

幹川名	溪流名	位 置	保全対象区域の現状		
			人家 戸数	公 共 施設数	公共施設名称
塩沢川	原戸川	南部町 大和	10	0	
〃	大和川	〃 大和	15	1	
〃	日向川	〃 〃	11	1	
〃	南の入川	〃 塩沢	5	2	
〃	西の入沢	〃 〃	5	0	
戸栗川	日影沢川	〃 日影島	5	0	
〃	権現川	〃 権現島	5	1	集会所
〃	南俣川	〃 成島	14	1	
〃	西俣川	〃 〃	13	1	
〃	瀬戸川	〃 釜の口	12	1	集会所
〃	西の入川	〃 中村	16	1	
〃	西沢川	〃 成島	9	2	集会所
〃	矢崎川	〃 矢崎	6	1	児童福祉施設
富士川	木戸川	〃 南部	0	1	中学校
船山川	船山川	〃 本郷	16	4	集会所
富士川	西川	〃 本郷西川	15	2	公民館
〃	小川	〃 本郷小川	12	0	
〃	小内船川	〃 小内船	7	0	
〃	戸樋の沢川	〃 内船	1	1	
〃	樋之沢川	〃 富岡	2	1	旅館
〃	谷津川	〃 内船谷津	29	1	
〃	梅の木川	〃 内船	81	6	駅舎
〃	勝負川	〃 〃	26	4	医院
〃	北居里沢川	〃 〃	6	0	
〃	長田川	〃 中村	22	0	
〃	島尻川	〃 長田	78	0	
〃	四万沢川の1	〃 島尻	8	2	
〃	寄畑川	〃 寄畑	17	4	駅舎
〃	井出八木沢川	〃 八木沢	6	0	
佐野川	上佐野沢川	〃 上佐野	8	2	
〃	ゆずの木沢川	〃 〃	11	1	
富士川	三堂沢川の1	〃 十島	13	1	
〃	三堂沢川	〃 〃	8	1	駅舎
境川	内房境川	〃 中沢	5	0	

〃	梅島川	〃 梅島	14	1	集会所
富士川	山口沢川	〃 平山	17	0	
〃	横沢川	〃 横沢	19	3	公民館
〃	西行川	〃 増野	10	1	
富士川	長瀬川	〃 竹沢	5	0	
〃	竹の沢川	〃 竹の沢	9	1	
〃	池の山沢川	〃 東根熊	9	1	集会所
〃	根熊川	〃 〃	11	1	集会所
〃	陰沢川	〃 〃	7	0	
〃	東沢川	〃 石合	5	0	
〃	石合川	〃 〃	5	0	
〃	長瀬川	〃 〃	6	1	
〃	南又川	〃 南又	13	1	
〃	天神沢川	〃 〃	10	2	
〃	井戸沢川	〃 上村	8	1	公民館
〃	寺沢川	〃 〃	10	2	公民館
〃	北沢川	〃 下村	3	1	
〃	神田川	〃 向田	4	0	
〃	釜の奥川	〃 〃	10	1	集会所
〃	鯨野川	〃 鯨野	2	2	
〃	向田川	〃 〃	6	0	
〃	有東川	〃 御堂	2	1	神社
富士川	聖沢川	〃 平	7	0	
〃	根岸沢川	〃 〃	8	1	集会所
〃	舟沢川	〃 〃	4	1	医院
〃	大掘川	〃 〃	9	0	
〃	大掘川	〃 坂下	10	0	
〃	修善寺川	〃 〃	0	1	寺院
〃	舟沢川	〃 〃	18	1	医院
〃	向の沢川	〃 原戸	2	1	
〃	原戸川	〃 竹之花	8	2	
〃	田中川	〃 〃	11	2	消防署
〃	楮根川	〃 馬込	6	0	
計	67		765	72	

○水防倉庫一覧

平成30年4月1日現在

河川名	倉庫名	管理責任者 (倉庫鍵保管者)	所 在 地		資 材				器 具			
			大 字	字	丸 太	土 の う 袋	蛇 籠	鉄 線	ジスツ ヨコル ウレハ シ	鎌・鉋・ 鋸	ペカ ンタ ー	照 明 具
富士川・戸栗 川・船山川	南部水防倉庫	南部町長 (建設課長)	南 部	南 田	150	3,000	8	50	96	—	4	16
富士川・中村 川・梅の木川	内船水防倉庫	〃	内 船	外古御所	—	1,950	—	2	43	17	46	2
富 士 川 佐 野 川	十島水防倉庫	〃	十 島	下 谷 戸	30	600	13	12	26	—	—	—
福 士 川	福士水防倉庫	〃	福 士	平	—	600	—	—	11	5	4	10
万 沢 川	万沢水防倉庫	〃	万 沢	棚久保	—	—	3	4	3	—	—	—

○水防のための避難立退区域一覧

河 川 名	避難立退区域	避難人員 (人)	避難立退予定地	避難立退経路
富 士 川 船 山 川	南部町御崎原	125	円蔵院	町道利用
船 山 川	〃 本郷	250	本郷寺	〃
富 士 川	〃 南部	500	南部中学校	〃
戸 栗 川	〃 柳島	180	睦合小学校	〃
富 士 川 谷 津 川	〃 内船	450	南部分庁舎	〃
大 和 川	〃 大和	120	大塩公民館	〃
塩 沢 川	〃 塩沢	200	蓮性寺	〃
富 士 川	〃 福士	200	弘円寺	〃
富 士 川 福 士 川	〃 町屋	300	峯学校跡	〃
富 士 川	〃 西行	50	万沢増野	〃
〃	〃 越渡	70	万沢中学校	国道利用
福 士 川	〃 矢島天王	50	観智院	町道利用
〃	〃 西市組	50	森地内	〃
有 東 川	〃 御堂	100	竜徳寺	〃
福 士 川	〃 徳間	50	徳間公民館	〃

〃	〃 根熊	50	池の山地内	〃

○農業用取水堰及び水門等一覧

河川名	名 称	位 置	管 理 者	通信方法	構 造	備 考
富 士 川	富士川第2発電所 取水口	南部町井出字城山	日本軽金属(株)	0556-67-3413	電動巻上式	かんがい用 発電用
佐 野 川	佐野川発電所 取水口	〃 下佐野字柿元	〃	0556-64-4018	〃	〃
富 士 川	水田取水口	〃 楮根地区	平前開田水利組合長	0556-66-2657	〃	かんがい用
大 堀 川	福士排水樋門	〃 福士字平地区	国土交通省富士川 中流出張所長	0556-64-2310	電動式	かんがい用 排水用
富 士 川	内船排水樋管	〃 内船外中田	〃	0556-64-2310	〃	排水用
〃	内船第2排水樋管	〃 内船外古御所	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	内船第3排水樋管	〃 内船下地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	井出排水樋管	〃 下井出地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	井出第2排水樋管	〃 下井出地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	十島排水樋管	〃 十島地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	越渡排水樋管	〃 万沢字越渡	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	南部第2排水樋管	〃 南部地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	南部排水樋管	〃 南部北坂地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	睦合排水樋管	〃 南部下本町地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	睦合第2排水樋管	〃 南部明治町上地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	睦合第3排水樋管	〃 南部明治町下地区	〃	0556-64-2310	〃	〃
〃	一の出排水樋管	〃 内船一の出地区	南部町役場建設課	0556-66-3408	手動巻上式	〃

〔輸 送 関 係〕

○庁用車両一覧

平成30年9月 1 日現在

番号	車 両 名	登録番号	管理者	緊急通行車両 事前登録済
1	プリウス	山梨 300 は 6221	議会事務局	○
2	エスティマハイブリッド	山梨 300 は 3907	総務課	○
3	ヒノ セレガ大型	山梨 200 は 76	総務課	○
4	ヒノ 小型バス（滝バス）	山梨 22 す 4022	総務課	○
5	インサイト	山梨 500 む 9625	総務課	○
6	ホンダ軽トラ	山梨 40 ほ 7660	総務課	○
7	マジェスタ（町長車）	山梨 300 ま 5102	総務課	○
8	トヨタシエンタ	山梨 501 そ 4578	企画課	○
9	エクストレイル	山梨 800 す 1913	交通防災課	○
10	パートナー（青パト）	山梨 44 つ 3335	交通防災課	○
11	インサイト	山梨 500 む 9627	財政課	○
12	ホンダフィット	山梨 501 た 1504	住民課	○
13	ホンダフィット	山梨 500 ね 471	住民課	○
14	サニーAD バン	山梨 400 さ 7433	税務課	○
15	保育所バス	山梨 200 さ 97	子育て支援課	○
16	カラーラワゴン	山梨 500 せ 6390	子育て支援課	○
17	セレナ	山梨 500 ゆ 8120	福祉保健課	○
18	サクシード 2WD	山梨 500 ん 9728	福祉保健課	○
19	エブリィ	山梨 40 め 5738	福祉保健課	○
20	セレナ	山梨 500 ん 5373	福祉保健課	○
21	インサイト	山梨 500 む 9626	福祉保健課	○
22	ダイハツアトレー	山梨 580 ひ 7196	福祉保健課	○
23	エスティマハイブリッド	山梨 300 は 7579	福祉保健課	○
24	ホンダステップワゴン	山梨 501 ち 2974	福祉保健課	○
25	カルディナ	山梨 500 せ 5033	福祉保健課	○
26	ウイングロード	山梨 500 つ 5940	環境センター	○
27	ダンブマツダ	山梨 400 せ 6045	環境センター	○
28	霊柩車	山梨 800 あ 160	環境センター	
29	パッカー車	山梨 800 す 1383	環境センター	
30	パッカー車	山梨 800 さ 5274	環境センター	
31	パッカー車	山梨 800 さ 7522	環境センター	
32	パッカー車	山梨 800 す 661	環境センター	
33	エクストレイル	山梨 300 ま 940	産業振興課	○
34	スズキ軽バン	山梨 480 い 9637	産業振興課	○
35	スズキ軽トラ	山梨 480 え 5316	産業振興課	
36	ダイハツ軽トラ	山梨 480 え 5345	産業振興課	

37	カローラフィルダー	山梨 500 に 8498	建設課	○
38	ダイハツハイジェットカーゴ	山梨 480 さ 365	建設課	○
39	エキスパート	山梨 400 す 6763	建設課	○
40	マツダ 3 トンダンプ	山梨 400 す 2231	建設課	○
41	エクストレイル	山梨 300 は 4777	建設課	○
42	ダイハツ軽トラダンプ	山梨 480 い 9760	建設課	○
43	ホイルローダー	山梨 000 る 351	建設課	
44	ミニショベル	RC30R	建設課	
45	ミニショベル	RC20R-8-11056	建設課	
46	ワゴンアール	山梨 50 そ 527	給食調理場	○
47	トヨタ給食車	山梨 100 す 2472	給食調理場	○
48	トヨタ給食車	山梨 100 す 2473	給食調理場	○
49	カローラフィルダー	山梨 500 も 7298	教育委員会	○
50	スクールバス	山梨 200 さ 24	教育委員会	○
51	ハイエース	山梨 300 み 6415	教育委員会	○
52	ダイハツ軽バン	山梨 40 む 682	教育委員会	○
53	インサイト (南部中学校)	山梨 500 め 6630	教育委員会	○
54	スクールバス	山梨 200 は 191	教育委員会	○
55	スクールバス	山梨 200 さ 772	教育委員会	○
56	スクールバス	山梨 200 さ 773	教育委員会	○
57	スクールバス	山梨 200 さ 774	教育委員会	○
58	三菱トラクター	富沢 1MT0001	教育委員会	
59	ハイエーススクールバス	山梨 300 つ 7660	教育委員会	○
60	スズキ軽トラック	山梨 40 む 8095	公民館	○
61	ワゴンアール	山梨 50 す 4593	教育委員会	○
62	マーチ (図書館)	山梨 58 て 3876	アルカディア	○
63	スポーツトラクター	南部町 320	アルカディア	
64	スポーツトラクター	南部町 246	アルカディア	
65	ダイハツミライース	山梨 580 め 3163	診療所	○
66	セレナ	山梨 800 さ 2660	診療所	○
67	セレナ (4WD)	山梨 800 さ 6394	万沢診療所	○
68	マイクロバス	山梨 88 そ 1567	デイサービス	○
69	ホンダ N ボックス	山梨 580 の 8612	デイサービス	○
70	フリード	山梨 500 め 7665	デイサービス	○
71	ラクティス	山梨 501 す 4066	デイサービス	○
72	ハイエース	山梨 800 す 810	デイサービス	○
73	サクシード 4WD	山梨 500 め 9729	水道環境課	○
74	ダイハツ軽トラ	山梨 480 く 6981	水道環境課	○
75	ダイハツ軽バン	山梨 480 く 6994	水道環境課	○
76	スーパーカブ 原付	南部町 た 271	水道環境課	
77	ホンダトゥデイ 原付	南部町 た 248	水道環境課	
78	キャノピー 原付	南部町 た 227	分庁舎	
79	給湯車 (なんぶの湯)	山梨 88 そ 2376	アルファセンター	○
80	エブリイ	山梨 480 え 6226	社会福祉協議会	○

81	車いす移動車	山梨 800 さ 5214	社会福祉協議会	○
82	スズキバン配食車	山梨 480 あ 2700	社会福祉協議会	○
83	アクティバン（配食車）	山梨 480 か 564	社会福祉協議会	○
84	アクティバン（配食車）	山梨 480 か 565	社会福祉協議会	○
85	アルト	山梨 40 ほ 9306	社会福祉協議会	○
86	ローザ バス	山梨 200 さ 156	社会福祉協議会	○
87	エブリィ	山梨 50 と 8647	社会福祉協議会	○
88	ミニカ	山梨 50 め 1594	社会福祉協議会	○
89	エスティマハイブリッド	山梨 300 ち 2732	社会福祉協議会	○
90	ダイハツ日赤バン	山梨 480 い 7444	社会福祉協議会	○
91	日野バス	山梨 200 さ 202	社会福祉協議会	○
92	ハイエース	山梨 300 ひ 9338	社会福祉協議会	○
93	スバルサンバーバン	山梨 480 あ 6072	社会福祉協議会	○
94	ダイハツミラ	山梨 480 か 5439	社会福祉協議会	○
95	サクシード	山梨 400 そ 8644	社会福祉協議会	○
96	トヨタノアXスロープ	山梨 500 ね 1659	ふきのとう	○
97	スズキエブリイ	山梨 480 こ 4340	あじさい工房	
98	リエッセ 徳間十島線	山梨 200 さ 1154	町営バス	○
99	ローザ 南部循環線	山梨 200 さ 467	町営バス	○
100	ハイエース 佐野線	山梨 200 さ 647	町営バス	○
101	ハイエース 陵草線	山梨 200 さ 705	町営バス	○
102	コースター 徳間内船線	山梨 200 す 865	町営バス	○

○飛行場外離着陸場一覧

平成30年4月1日現在

区分	場 所 名	所 在 地
場外離着陸場	佐野場外離着陸場	南部町上佐野407―1
	南部町営富沢野球場	南部町富士28505―3
	富士場外離着陸場	南部町富士（富士川河川敷）
緊急離着陸場	アルカディア南部総合公園運動場	南部町大和360

○ヘリコプター主要発着場一覧

平成30年4月1日現在

名 称	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広 (幅×長さ) さ	消 火 所 防 署 要 (所) の 時 間 (分)
			大 型	中 型	小 型		
南 部 中 学 校 校 庭	南部8746	学 校 長		○		120×92	10
睦 合 小 学 校 校 庭	南部4376	〃		○		80×80	15
栄 小 学 校 校 庭	内船8766	〃		○		94×96	15
南 部 橋 上 流 河 川 敷	富士川河川敷	国土交通省		○		40×80	10
アルカディア 南部総合公園運動場	大和360	町 長	○			130×110	10
島 尻 ス ポ ー ツ 公 園	片瀬地先	〃		○		80×80	15
南 部 町 営 富 沢 野 球 場	富士28505-3	〃	○			100×120	5
旧 富 河 中 学 校 校 庭	富士2700-18	〃		○		100×100	5
万 沢 小 学 校 校 庭	万沢4119	学 校 長			○	70×80	10
徳 間 ス ポ ー ツ 広 場 ドクターヘリポート	富士19021-2	徳 間 区 長			○	50×80	20
陵 草 ス ポ ー ツ 広 場 ドクターヘリポート	万沢15300	陵 草 区 長			○	58×66	25
南部町地域救急搬送拠点 ヘリコプター	南部8168	町 長			○	25×50	10

○異常気象時における道路通行規制区間及び基準

平成30年4月1日現在

路線名	管理事務所 (電話番号)	規 制 区 間		規 制 条 件 (通 行 止)	危 険 内 容	迂回路
		区 間	延長 (km)			
国道52号線	峡南国道出張所 (0556) 62-0621	南部町境川～ 南部町越渡	4.8	連続雨量 200mm	土砂崩落、落石	
国道469号	峡南建設事務所 身延管理課 (0556) 62-9065	南部町十島峠(県境)～ 南部町十島字下谷戸	1.2	連続雨量 120mm以上	〃 〃	
主要地方道 富士川身延線	〃	南部町万沢(県境)～ 南部町万沢字大沢	1.2	〃 100mm以上	落石	一般国道52号
〃	〃	南部町十島字城山～ 南部町井出(富栄橋)	3.3	〃 120mm以上	路肩欠損、土砂崩落	〃
〃	〃	南部町井出(富栄橋)～ 南部町内船字寄畑	1.1	〃 150mm以上	〃	〃
〃	〃	身延町馬込～ 南部町小内船	2.2	〃 150mm以上	〃	

〔 条 例 等 〕

○南部町防災会議条例

〔 平成15年 3 月 1 日
条 例 第 1 5 号 〕

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、南部町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 南部町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3） 前各号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- （4） 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- （5） 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - （1） 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
 - （2） 山梨県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者
 - （3） 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
 - （4） 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （5） 町教育委員会の教育長
 - （6） 町の消防団長
 - （7） 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - （8） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成15年3月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

○南部町防災会議委員一覧

番号	区分	機関名	職名	所在地	連絡先
1	会長	南部町	町長	南部町富士28505－2	0556－66－2111
2	1号委員	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	所長	甲府市緑が丘1－10－1	055－252－5491
3	2号委員	峡南地域県民センター	所長	富士川町鯉沢771－2	0556－22－8130
4		峡南保健福祉事務所	所長	富士川町鯉沢771－2	0556－22－8145
5		峡南建設事務所	所長	市川三郷町高田111－1	055－240－4123
6	3号委員	南部警察署	署長	南部町南部9335－1	0556－64－0110
7	4号委員	南部町総務課	課長	南部町富士28505－2	0556－66－2111
8		南部町企画課	課長	南部町富士28505－2	0556－66－2111
9		南部町財政課	課長	南部町富士28505－2	0556－66－2111
10		南部町住民課	課長	南部町富士28505－2	0556－66－2111
11		南部町福祉保健課	課長	南部町富士28505－2	0556－64－3111
12		南部町建設課	課長	南部町富士28505－2	0556－66－2111
13		南部町産業振興課	課長	南部町富士28505－2	0556－64－3111
14		南部町水道環境課	課長	南部町富士28505－2	0556－66－2111
15	5号委員	南部町教育委員会	教育長	南部町内船4473－1	0556－64－3111
16	6号委員	南部町消防団	団長	南部町富士28505－2	0556－66－2111
17	7号委員	峡南消防本部 中部消防署南分署	署長	南部町楮根2890－1	0556－66－2119
18		東京電力パワーグリッド (株)山梨総支社	櫛形事務所長	南アルプス市小笠原 429－1	055－215－5140
19		東日本電信電話株式会社 山梨支店	支店長	甲府市朝気3－21－15	055－237－0554
20		日本赤十字社山梨県支部	事務局長	甲府市池田1－6－1	055－251－6711
21	8号委員	南部町自主防災会	会 長		
22		南部町赤十字奉仕団	委員長		
23		南部町女性団体連絡協議会	会 長		
24		南部町愛育会	会 長		
25		南部町老人クラブ連合会	会 長		
26		南部町建設安全協議会	会 長		

○南部町災害対策本部条例

〔平成15年3月1日
条例第16号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、南部町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成15年3月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

○南部町地震災害警戒本部条例

〔平成15年 3 月 1 日
条 例 第 1 7 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、南部町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 山梨県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 町教育委員会の教育長
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (5) 峡南広域行政組合消防本部の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員及び町消防団のうちから町長が委嘱する者
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから、町長が指名する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成15年 3 月 1 日から施行する。

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 平成26年4月1日規則第30号

第1 救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所を供与することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設することができる。

ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり310円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等（(2)のエにおいて「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 避難所の設置が冬季（10月から3月まで）の場合は、別に定める額を（ウ）の額に加算する。

オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅を供与することができる者は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものとする。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,530,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イにかかわらず知事が別に定める。

エ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常生活上特別な配慮を要する数人以上のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。

オ 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成しなければならない。

カ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、建築工事が完了した日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

キ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することができる。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行なう。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,040円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行なう。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。（3）のイ及び8の（1）において同じ。）船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なう。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
季別							
夏季	4月から9月まで	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	7,500円
冬季	10月から3月まで	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに加 算する額
夏季	4月から 9月まで	5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円	2,500円
冬季	10月から 3月まで	9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療の途失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下このア及びウにおいて「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行なうことのできる範囲の施術を含む。）を行なうことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行なう。

（ア）診療

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置、手術その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行なう。

イ 助産は、次の範囲内において行なう。

（ア）分べんの介助

（イ）分べん前及び分べん後の処置

（ウ）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
- (2) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり547,000円以内とする。
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行なう。
- (2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行なう。
- (3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。

ア 生 業 費	1 件当たり	30,000円
イ 就職支度金	1 件当たり	15,000円
- (4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

ア 貸与期間	2 年以内
イ 利 子	無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。(3)において同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(3)において同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(3)において同じ。）に対して行なう。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内
その他の学用品については、15日以内とする。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行なう。

(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材等の現物をもって、次の範囲内において行う。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり206,000円以内（死亡時において12歳未満であった者にあつては、164,800円以内）とする。

(4) 埋葬は災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行なう。

(2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行なう。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行なう。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行なう。

- (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。
- イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,200円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
- ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下この12において「障害物」という。）の除去
- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行なう。
- (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費とし、1世帯当たり133,900円以内とする。
- (3) 障害物の除去のできる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- (1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。
- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の搜索
- カ 死体の処理
- キ 救済用物資の整理配分
- (2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

令第5条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師	1人1日当たり	22,800円
イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	1人1日当たり	14,900円

ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士	1 人 1 日 当 たり	16,300円
エ 救急救命士	1 人 1 日 当 たり	15,000円
オ 土木技術者及び建築技術者	1 人 1 日 当 たり	17,000円
カ 大工	1 人 1 日 当 たり	23,500円
キ 左官	1 人 1 日 当 たり	23,000円
ク とび職	1 人 1 日 当 たり	21,200円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その100分の3の額を加算した額

第1号様式 削除

(平12規則71)

第2号様式の1(第6条関係)

(昭36規則8・全改、平25規則39・一部改正)

〔協 定 等〕

○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫活動並びに施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の派遣
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(連絡担当部課等)

第2条 前条に掲げる応援に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、市町の災害応急措置の応援事務を担当する部課等（以下「連絡担当課」という。）を別表のとおり定める。

(応援の手続)

第3条 大規模災害が発生し、他の市町に応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により前条に規定する連絡担当課を通じ要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、その後に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第1条第1号及び第2号に掲げる物資等の品名及び数量等
- (3) 第1条第3号に掲げる車両の種類及び台数
- (4) 第1条第4号に掲げるものの職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援職員の標識等)

第4条 応援の要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）の首長が応援のための職員を派遣するときは、当該職員に当該市町名を表示した腕章等の標識をつけさせるものとする。

(応援職員の携行品)

第5条 応援のために派遣される職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第6条 応援を受けた市町（以下「被災市町」という。）は、応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）に対し、宿舍のあっせん等の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費の負担)

第7条 応援職員の派遣に要した経費の負担については、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第127号）の規定に基づき応援市町が必要な補償を行う。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町が賠償し、被災市町への往復の途中において生じたものについては、応援市町が賠償するものとする。

(応援に要する費用の負担)

第8条 応援を受けた場合の応援措置に要する費用は、応援市町が一時繰替支弁をするものとし、次に定めるところにより算出した額を応援市町の請求に基づき、被災市町が負担するものとする。

- (1) 応援職員の派遣については、前条に規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費又は故障が生じた場合の修理費
- 2 前項の請求は、応援市町の首長名による請求書に關係書類を添付の上、被災市町の首長にそれぞれの連絡担当課を経由して行うものとする。

(応援に要する費用負担の特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、被災市町の被災状況等を勘案し特段の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町と応援市町の間で協議することができる。

(災害対策の資料の交換)

第10条 各市町は、相互の災害対策の調査資料に資するため、地域防災計画等の当該市町の地域に係る災害対策の資料を作成したときは、他の市町に送付するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、連絡担当課が協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成8年10月21日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、当事者署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成8年10月21日

山梨県南部町	南部町長	小 沢 介 三
山梨県身延町	身延町長	千須和武一
青森県八戸市	八戸市長	中 里 信 男
青森県七戸町	七戸町長	福 士 孝 衛
青森県三戸町	三戸町長	杉 澤 四 郎
青森県南部町	南部町長	谷 内 政 美

岩手県盛岡市	盛岡市長	桑 島 博
岩手県遠野市	遠野市長	兼 池 正
岩手県二戸市	二戸市長	小 原 豊 明

別表 略

○災害時における相互応援に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 中部西関東市町村地域連携軸協議会（以下「協議会」という。）は、協議会構成会員市町村（以下「協定市町村」という。）において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供
- (5) 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供
- (6) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援体制の確保)

第3条 協定市町村は、迅速な応援体制を確保するため、当該地域を3つのブロックに分け、それぞれのブロックにブロック長及び副ブロック長を置くものとする。

(情報の共有)

第4条 協定市町村は、災害時の相互応援に備えるため、防災に関する情報について相互に交換し、共有するものとする。

(応援要請)

第5条 災害を受けた協定市町村が応援の要請をしようとするときは、電話、ファックス等により要請するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 報道機関等の情報により、協定市町村に災害が発生したことを知った他の協定市町村は、前条の規定による要請がない場合でも、必要な応援を行うことができるものとする。

(派遣職員の指揮)

第7条 応援のために派遣された職員は、災害を受けた協定市町村の災害対策本部の指揮下に入るものとする。

(経費の負担)

第8条 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援のため又は情報収集のために職員等を派遣することに要した経費は、派遣側の協定市町村が負担する。
- (2) 救援物資の調達、その他要請による援助に要した経費は、援助を受けた協定市町村が負担する。

(細目協定)

第9条 この協定の実施に関する細目については、別に定める。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年8月6日から施行する。

佐 久 市 長	昭 和 町 長
臼 田 町 長	田 富 町 長
佐 久 町 長	八 田 村 長
小 海 町 長	白 根 町 長
川 上 村 長	芦 安 村 長
南 牧 村 長	若 草 町 長
南 相 木 村 長	櫛 形 町 長
北 相 木 村 長	甲 西 町 長
八 千 穂 村 長	上 九 一 色 村 長
甲 府 市 長	三 珠 町 長
韭 崎 市 長	市 川 大 門 町 長
双 葉 町 長	六 郷 町 長
明 野 村 長	下 部 町 長
須 玉 町 長	増 穂 町 長
高 根 町 長	鰯 沢 町 長
長 坂 町 長	中 富 町 長
大 泉 村 長	早 川 町 長
小 淵 沢 町 長	身 延 町 長
白 州 町 長	南 部 町 長
武 川 村 長	富 沢 町 長
竜 王 町 長	静 岡 市 長
敷 島 町 長	清 水 市 長
	玉 穂 町 長

○災害発生時における南部町と南部町内郵便局の 協力に関する協定書

南部町（以下「甲」という）及び南部町内郵便局（以下「乙」という）は、南部町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、南部町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請をした者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

る。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 南部町交通防災課(課長)

乙 峡南郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成29年10月12日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

(その他)

第10条 平成15年10月10日に締結した「災害発生時における南部町及び南部町内郵便局間の協力に関する協定書」は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年10月12日

甲 住所 山梨県南巨摩郡南部町富士28505-2
南部町長 佐野和広 印

乙 住所 山梨県西八代郡市川三郷町岩間928
日本郵便株式会社
南部町内郵便局 代表 峡南郵便局長 鈴木清徳 印

住所 山梨県南巨摩郡南部町富士2737-2
日本郵便株式会社
南部町内郵便局 富河郵便局長 望月小五郎 印

○静岡県富士宮市・芝川町・富士宮市芝川町消防組 合と山梨県富沢町・南部町・下部町・峡南広域行政 組合消防本部との消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、合わせて民心の安定を図るため、静岡県富士宮市、静岡県芝川町、富士宮市芝川町消防組合及び山梨県富沢町、山梨県南部町、山梨県下部町、峡南広域行政組合消防本部（以下「協定市町」という。）との相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において、災害とは、大規模又は特殊火災及び突発的災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第3条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援

協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地市町長の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

協定市町の区域内に災害が発生した場合に発生地市町長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第4条 応援要請は、災害発生地市町長から電話、その他の方法により次の事項を明確にして応援市町長に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別、数量

(4) 応援隊到着（誘導員配置）場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に、連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、当該市町区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町長は、応援隊を派遣したときは出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤の員数、到着予定時刻を受援側市町長に通報し、派遣しがたいときはその旨を遅滞なく受援側市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第6条 受援側市町長は、応援隊の到着場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援側市町長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に行うことができる。

(通信連絡)

第8条 応援隊の指揮者は、災害活動に当たって受援側市町の消防本部基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとし、その連絡方法は原則として全国共通波とするが、無線運用については、受援側消防本部の統制に従うものとする。

(報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚及び災害活動の状況を受援側の現場最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費については次の区分により負担する。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側市町の負担とする。
- (2) 前号以外の経費については、原則として受援側市町の負担とする。

2 前各号に定めるもののほか、重要事項は当事者間において協議のうえ決定する。

(情報の交換)

第11条 協定市町は、この協定の円滑な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めていない事項、または疑義を生じたときは、その都度、協定市町において協議のうえ定めるものとする。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、協定市町長が協議のうえ行うものとする。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な細則は、協定市町の消防長が協議のうえ別に覚書を定めるものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、協定市町長が記名、押印のうえ、各1通を保管する。

附 則

この協定は平成2年1月1日から施行する。

平成元年11月21日

静岡県富士宮市
市長 吉田 廉
静岡県芝川町
町長 鈴木 邦雄
静岡県富士宮市芝川町消防組合

管 理 者 吉 田 廉
山 梨 県 富 沢 町
町 長 旗 持 保 太 郎
山 梨 県 南 部 町
町 長 小 沢 介 三
山 梨 県 下 部 町
町 長 土 橋 精 一
山梨県峡南広域行政組合消防本部
業務担当理事 青 沼 隆 三

○静岡県静岡市、山梨県富沢町、同南部町、同身延町、同早川町、同峡南広域行政組合消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、静岡県静岡市と山梨県富沢町、同南部町、同身延町、同早川町及び同峡南広域行政組合（以下「行政組合」という。）との相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、静岡県静岡市、山梨県富沢町、同南部町、同身延町及び同早川町（以下「協定市町」という。）の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害」とは、大規模又は特異な火災及び突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援

県境に接する地域で災害が発生した場合に、発生地の市町の長の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援

協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町の長の要請に基づいて出動する応援

(特別応援の要請方法)

第5条 特別応援の要請は、災害発生地の市町の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側市町の長に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別、数量

(4) 応援隊到着（誘導員配置）場所

(5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町の長は、当該市町の区域内に警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の派遣の通報等)

第7条 応援側市町の長は、前条の規定により特別応援に係る応援隊を派遣したときは、その出発時刻、出動人員、機械器具、資機材の数量、到着予定時刻等を受援側市町の長に通報するものとし、受援側市町の長は、応援隊の到着場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

2 応援側市町の長は、普通応援に係る応援隊を派遣したときは、受援側市町の長にその旨を通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援側市町の長が行うものとする。

(資機材の使用)

第9条 応援隊は、応援活動の実施に当たり、受援側市町の消防資機材を使用する必要があるときは、受援側市町の了解を得たうえで、これを使用することができる。

(報告)

第10条 応援隊の長は、速やかに活動概要等を受援側市町の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第11条 受援側市町の長は、速やかに災害の概要を応援側市町の長に通報するものとする。

(経費の負担)

第12条 この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側市町の負担とし、これ以外の経費は、原則として受援側市町の負担とする。

(情報の交換)

第13条 協定市町は、この協定の円滑な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第14条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度協定市町及び行政組合において協議のうえ定めるものとする。

(改廃)

第15条 この協定の改廃は、協定市町及び行政組合が協議のうえ行うものとする。

(実施細目)

第16条 この協定の実施に関し必要な細目は、静岡市及び行政組合消防本部の消防長が協議のうえ別に定める覚書を交換するものとする。

(施行期日)

第17条 この協定は、平成3年1月1日から施行する。

この協定の締結を証するために本書6通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成2年12月19日

静岡県静岡市長 天 野 進 吾
 山梨県富沢町長 旗 持 保 太 郎
 山梨県南部町長 小 沢 介 三
 山梨県身延町長 千 須 和 武 一
 山梨県早川町長 辻 一 幸
 山梨県峡南広域行政組合
 消防本部業務担当理事 青 沼 隆 三

○峡南広域消防相互応援協定書

この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町（以下「協定市町村」という。）は消防相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害および産業災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安全を図るため、市町村相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（区域および対象）

第2条 この協定の実施区域は、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町（以下「関係市町村」という。）とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、大規模または特殊火災および突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

（応援の種別）

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 普通応援 協定市町村に接する地域および当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援
- （2） 特別応援 協定市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町村長の要請に基づいて出動する応援

（応援要請の方法）

第5条 応援の要請は、災害発生地市町村長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町村長に対して行うものとする。

- （1） 災害の種類
- （2） 災害発生の場所
- （3） 所要人員および機械器具、消火薬剤等の種別員数
- （4） 応援隊受領（誘導員配置）場所
- （5） その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村長は、当該市町村区域の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町村長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町村長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町村長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第7条 受援市町村の消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援市町村長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第9条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理および応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町村の負担とする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な実施細目等は、消防長および関係市町村の消防団長が協議のうえ定める。

付 則

- 1 この協定は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 本協定の施行日をもって、昭和48年3月30日協定調印した「火災出動細目協定」は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、協定市町村長が押印のうえ各1通を保管する。

平成元年3月24日

三 珠 町 長	諏 訪 一 藏
市川大門町長	青 沼 隆 三
六 郷 町 長	河 西 利 治
下 部 町 長	土 橋 精 一
増 穂 町 長	田 中 隼 人
鰍 沢 町 長	深 沢 昭 典
中 富 町 長	望 月 満 治
早 川 町 長	辻 一 幸
身 延 町 長	千 須 和 武 一
南 部 町 長	小 沢 介 三
富 沢 町 長	旗 持 保 太 郎

○南部町、身延町消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は南部町と身延町との消防相互応援態勢を確立して、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域)

第2条 南部町は身延町内の、身延町は南部町内の災害に対して応援隊を派遣する。

(応援の種類)

第3条 相互に応援すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための応援隊の派遣
- (2) その他の災害防除のための応援隊の派遣

(応援の要請)

第4条 前条の災害が発生した場合、応援を必要と認めるときは、当該町長は、関係町長に対して応援を求めるものとする。

(応援の方法)

第5条 第3条に規定する応援の方法は、次の各号により行なうものとする。

- (1) 第3条第1号による応援の要請があったときは、当該町の区域内の警備に支障のない範囲において応援を行なう。
- (2) 町の境界に近接する地域（後記）の火災を認知したときは、前号の規定にかかわらず、原則として一台（隊）を派遣するものとし、火災の規模が大であると認めるときは、適宜応援隊を増強するものとする。
- (3) 第3条第2号による応援の要請があったときは、当事者の協議により必要隊員を派遣する。

(応援要請の手続)

第6条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を可能な方法により、応援を求める町に通報し、事後すみやかに文書で提出しなければならない。

- (1) 応援を要する種別
- (2) 応援を要する場所
- (3) 応援を要する人員、機械または資機材等
- (4) その他必要事項

(応援出動の通報)

第7条 第5条の応援出動をする場合は、次の事項を要請者に通報するものとする。

- (1) 出動車両及び出動人員
- (2) 出動隊責任者の職氏名
- (3) その他必要事項

(現場到着の報告)

第8条 応援隊の長は、現場到着後直ちに現場最高責任者に対し必要事項を報告し、その指示を受けるものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、応援を受けた町消防団長又は現場最高責任者が応援隊長に対して行なう。
但し緊急やむを得ない場合は直接隊員に対して行なうことができる。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援出動に要した機械器具の小破損の修理費、燃料費、出動隊員の手当及び被服の補修費等は応援者側の負担とする。
- (2) 応援したことにより生じた機械器具の大破損の修理費及び応援地における応援隊員の死傷による災害補償の負担については、当事者間の協議により決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援者側の負担とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は昭和42年4月1日から昭和52年3月31日までとする。

(改定)

第12条 関係町は、この協定の有効期間内であっても関係者協議の上この協定を改定することができる。

附 則

この協定は、昭和42年4月1日から施行する。

協定者	南部町長	四 条 長 義 印
協定者	身延町長	佐 野 為 雄 印
協定者	富沢町長	佐 野 一 男 印

町の境界に近接する地域

身延町横根	南部町中野
南部町緒根	南部町大和、寄畑
南部町福士	南部町井出
南部町万沢	南部町十島

○静岡県清水市・山梨県富沢町消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、清水市（以下「甲」という。）と富沢町（以下「乙」という。）との間において、消防活動、救急活動及び救助活動業務（以下「消防業務」という。）の相互の応援について次のとおり協定する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、消防業務の円滑を図るため、甲、乙相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（応援の種別）

第2条 この協定による応援は、次によるものとする。

- (1) 甲、乙いずれかの区域内に大規模又は特異な火災、救急事故その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、発生地の市長・町長から要請を受けた場合
- (2) 甲、乙の接する地域及びその周辺部で災害が発生し、応援の必要があると応援側が判断した場合
- (3) 甲、乙相互間の幹線道路に通行不能箇所が生じ、災害発生箇所に管轄の消防隊の到着が著しく遅れる場合で、発生地の市長・町長から要請を受けた場合

（応援隊の派遣）

第3条 前条第1号、第3号の規定により、応援要請を受けた市長・町長は、当該市又は町区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

（応援隊の誘導）

第4条 要請側市長・町長は、応援隊の到着所に誘導員を待機させ、誘導を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の4の規定に基づき、要請側の消防長の指揮下で行動するものとする。

（報告）

第6条 応援隊の長は、現場到着、消防業務の状況及び現場引揚げを要請側現場最高指揮者に報告するものとする。

（消防業務の責任）

第7条 災害の現場における消防業務の責任は、発生地の市又は町が負うものとする。

（応援経費の負担）

第8条 応援に要する通常の経費は応援側市又は町が負担し、これ以外の経費については要請側市又は町が負担する。但し、多額の負担を必要とするなどこれによりがたい場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

（情報の交換）

第9条 甲、乙は、この協定の円滑な運用を期するため、必要な情報を交換するものとする。

（疑義等の決定）

第10条 この協定で定めた事項について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項で、必要があるときは甲、乙協議で決定する。

(覚書の交換)

第11条 この協定の実施に必要な事項については、甲、乙の消防長との間において、別に定める覚書を交換するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙の長は記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は平成2年7月1日から施行する。

平成2年6月11日

甲

清水市旭町6番8号

清水市長 宮城島弘正

乙

山梨県富沢町福士4348番地

富沢町長 旗持保太郎

○大規模災害受援計画に基づく補給物資等調達に関する協定書

この協定は、大規模災害消防応援実施計画（以下「実施計画」という。）第22条に基づき、峡南広域行政組合消防本部（以下「甲」という。）と三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町（以下「乙」という。）との間に、大規模災害時の食糧及び資機材等の必要な補給物資の調達に関する必要な事項を定めるものとする。

（協定の目的）

- 1 この協定は、大規模災害時において消防本部職員及び応援部隊の隊員の食糧を確保するとともに、道路等の寸断により救急、救助に必要な重機等を民間より借り上げる場合の調達方法を明確にし、迅速な災害活動と救命活動に対処するものとする。

（食糧の調達）

- 2 甲及び応援部隊は、被災日より少なくとも3日間の非常食は確保するものとするが、災害活動及び救助活動が長期におよぶ場合の食糧の確保については、乙の地域防災計画に基づく食糧調達の一部を、甲の要請により配布するものとする。

（受渡し）

- 3 受領に際しては、甲職員が乙へ出向き受領するものとし、相互の氏名、階級及び受領個数を明確にしておくものとする。

（資機材の調達）

- 4 必要資機材の調達は、甲より乙へ依頼し、乙より地域防災計画に基づく提携業者へ出動依頼をするものとする。

（経費負担）

- 5 この協定に基づく経費の負担は、下記のとおりとする。

- (1) 食糧については、甲の負担とする。
- (2) 資機材等の経費は、乙の負担とする。

（その他）

- 6 前各項に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書12通を作成し、協定市町村長と峡南広域行政組合消防本部消防長が押印のうえ各1通を保管する。

平成9年9月1日

三 珠 町 長	水 上 末 雄
市 川 大 門 町 長	有 泉 仁
六 郷 町 長	遠 藤 幸 利
下 部 町 長	土 橋 金 六
増 穂 町 長	田 中 隼 人

鰍 沢 町 長	石 川 洋 司
中 富 町 長	望 月 教 三
早 川 町 長	辻 一 幸
身 延 町 長	依 田 光 弥
南 部 町 長	小 沢 介 三
富 沢 町 長	望 月 秀次郎
峡南広域行政組合 消防本部消防長	青 木 寛

○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、南部町長望月秀次郎（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、南部町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 南部町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 南部町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所持する。

平成23年4月14日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省
関東地方整備局長

下 保 修

乙 山梨県南巨摩郡南部町福士28505－2

南部町長 望月 秀次郎

○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

南部町（以下「甲」という。）と山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における被害家屋状況調査（以下「状況調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（状況調査への協力）

第1条 甲は、南部町内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、状況調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して状況調査を実施する。

（状況調査の内容）

第2条 状況調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、南部町内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行する「り災証明」について、町民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

（研修会の実施）

第4条 乙は、状況調査に必要な知識を修得する為に研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲または第三者の情報を第三者に漏らしてはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙が別途に加入する災害補償保険により対応する。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成24年12月6日

甲 南巨摩郡南部町福士28505－2

南部町長 佐野 和広

乙 山梨県甲府市国母八丁目13番30号

山梨県土地家屋調査士会

会 長 市川 哲郎

公益社団法人

山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理 事 長 大村 義之

○災害時の施設と敷地の利用に関する協定書

南部町（以下「甲」という。）と南部警察署（以下「乙」という。）は、災害時における南部警察署代替施設（以下「代替施設」という。）の設置、使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大震災等大規模災害発生時における警察署の代替施設として、乙が甲の施設を使用することにより、災害警備業務の万全を期すことを目的とする。

（代替要請施設）

第2条 乙が甲に借り上げ要請する施設は、次に掲げるものとする。

（1） 南巨摩郡南部町大和360番地アルカディア南部総合公園文化館（以下「施設」という。）

※ 警察署代替施設として使用する。

（2） 施設駐車場敷地（以下「敷地」といい、「施設」と「敷地」をあわせて「敷地等」という。）

※ 警察車両駐車場として使用する。

（要請）

第3条 乙は、その管内に災害が発生し、警察署庁舎が被災し使用不能になった場合又は使用不能になるおそれのある場合に、甲に対して敷地等の借上げを要請することとする。

2 甲は、乙から敷地等の借上げの要請を受けた時は、敷地等の使用が可能であれば、乙に対し優先的に貸出しをすることとする。

（町災害対策本部への署員派遣）

第4条 乙は、その管内に災害が発生し、甲から敷地等の借上げを行い甲が町災害対策本部を設置した際には、署員を連絡員として町災害対策本部に派遣することにより、相互の連携を密にするものとする。

（借り上げ期間）

第5条 乙が甲の敷地等を借上げる期間（以下「借上げ期間」という。）は、借上げ要請を行った日から次に掲げるいずれかに該当するまでの間とする。

（1） 南部警察署庁舎が使用可能になるまで。

（2） 災害警備が終了するまで。

（3） その他、甲と乙が協議して定める期間まで。

（要請の方法）

第6条 乙は、甲に対し、別添、様式第2号（第10条関係）行政財産使用許可申請書（以下「申請書」という。）をもって要請することとする。但し、申請書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、後日当該申請書を送付することとする。

（経費の負担）

第7条 敷地等の利用料等については、施設を利用開始した日から警察施設が復旧するまでの間は無償とする。

（目的外使用の禁止）

第8条 乙は、甲の敷地等を借上げる場合、施設を災害警備本部の代替施設及び警察署代替施設としてのみ使用し、また、敷地を警察車両駐車場及び警察署来庁者車両駐車場としてのみ使用し、その

他の目的に使用しない。

(原状回復義務)

第9条 乙は、借上げ期間が終了後、施設等を原状に回復し、甲に返却しなければならない。但し、災害により損傷したと甲が認めた損傷部分はこの限りではない。

(利用者責任)

第10条 乙は、敷地等を使用する場合には、敷地等以外には立ち入らず、また、敷地等を損傷しないよう細心の注意を払うものとする。

2 甲は、敷地等が災害に耐えうる性能を有していることについて、何らかの保証をするものではない。

(損害補償の義務等)

第11条 乙は、施設及び設備等を損傷し又は滅失した場合には、その損害に対して適正な保証をすることとする。

2 前項に規定するもののほか、乙による施設の使用に起因して発生した事故については、乙の責任により解決し、その費用（損害額）を負担することとする。

(定めのない事項の処理)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議をして決定することとする。

(有効期限)

第13条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有し、甲又は乙が相手方に対してこの協定の終了を文書で通知するまで継続することとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月27日

甲 南巨摩郡南部町福士28505－2
南部町長 佐野 和広

乙 南巨摩郡南部町南部9335－1
南部警察署長 楠 宏一

○災害時における応急活動の協力に関する協定書

一般社団法人山梨県トラック協会（以下「甲」という。）と南部町（以下「乙」という。）と設置事業所（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が乙の行う災害時応急活動に対し、協力する必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において甲は丙に備蓄する食料・飲料水等（以下「備蓄品」という。）の提供を行うものとする。また、丙は、乙の指示で倉庫設置場所近隣の住民に提供するものとする。

（要請）

第3条 乙は、災害時において備蓄品を使用するときは、甲に対して必ず口頭で要請するものとする。ただし、要請する時間的余裕がない場合は、後日、甲に対して使用内容に関する報告を行うものとする。

（管理）

第4条 甲及び丙は倉庫内の備蓄品の保守管理を行う。倉庫の鍵については、甲、乙、丙で保管し、前条に基づき使用できるものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲からの備蓄品の提供を受けるときは、甲との間で使用許可及び、使用範囲等について確認するものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条に基づく内容に関する費用は、無償とする。

（免責）

第7条 甲は乙に対して提供した備蓄品に関して、何らかの事故が起きた場合については、一切の責任を負わないものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成29年3月31日までとする。期間満了の日の3か月前に甲、乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長されたものとし、以後はこの例による。甲、乙はこの協定の有効期間中であっても、協議しこの協定を改定することができる。

（協定の解除）

第9条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第10条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第11条 設置場所は、山梨県南巨摩郡南部町南部9470番地中央運輸有限会社 本社営業所とする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年2月2日

甲 一般社団法人 山梨県トラック協会
会長 坂本 政彦

乙 南部町
南部町長 佐野 和広

丙 設置事業所代表
中央運輸有限会社
代表取締役 塩津 和久

○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と南部町（以下「乙」という。）は、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲及び乙は、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱に基づき、共同して、山梨県・市町村被災者生活再建支援金を支給するものとする。

第2条 この協定は、平成28年1月1日から適用する。

第3条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年11月26日

甲 山梨県知事 後藤 斎

乙 南部町長 佐野 和広

○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 山梨県（以下「甲」という。）及び山梨県との間で「山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定」を締結した南部町（以下「乙」という。）は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した県内世帯の生活の早期再建を支援するため、これらの世帯に対し山梨県・市町村被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に定める自然災害をいう。
- (2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
 - ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。第4条において「大規模半壊世帯」という。）

(対象自然災害)

第3条 この要綱の対象とする自然災害は、県内において住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害とする。

(住宅の被害認定)

第4条 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）その他の関係通知等に基づき乙が行う。

(支援金の支給)

第5条 甲は県内で被災世帯となった世帯の世帯主（以下「被災世帯主」という。）に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。以下第4項までにおいて同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円とする。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額（以下「加算支援金」という。）を加えた額とする。

- (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
 - (2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円
 - (3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円
 - 3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
 - 4 前2項の規定にかかわらず、第2条第2号ウに該当する被災世帯については、法第3条第4項の規定の例による。
 - 5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前3項の規定を準用する。この場合において、第2項及び第3項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と読み替えるものとする。
 - 6 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯主に対しては支援金を支給しない。
 - 7 第1項の規定にかかわらず、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては支援金を支給しない。
- （支給の申請）

第6条 支援金の支給を申請するときは、被災世帯主が乙を経由して甲に、支援金支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
- (2) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、支援金を振り込む口座を確認できる部分の写し
- (3) 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類
- (4) 加算支援金の支給を申請するときは、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃貸したこと、又はしようとする事が確認できる契約書等の写し
- (5) その他、甲が指示する書面等
- 2 前項の規定による支援金の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までに、乙に提出して行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯主が前項に規定する期間内に支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。
- 4 被災世帯主から申請を受理した乙は、申請内容について支援金支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び支援金申請者一覧表（様式第3号）を添えて、被災世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

（支給の決定）

第7条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、支援金の支給についてその可否を決定する。

2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した乙等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

(決定の通知)

第8条 甲は、前条第1項の規定による決定の内容を支援金の決定通知書(様式第4号)により被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

(支給決定の取消)

第9条 甲は、被災世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき。
- (2) その他、支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、支援金支給決定取消通知書(様式第5号)により当該被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

(支援金の返還)

第10条 支援金の返還の命令をする場合は、甲は、支援金返還請求書(様式第6号)により当該被災世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

2 前項の支援金返還請求書の写しを受理した乙は、支援金の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該被災世帯主と連絡調整を行うものとする。

(支援金の財源)

第11条 支援金は、甲の予算から支出するものとする。

2 支援金支給にかかる乙の負担額は、 $1/2$ とする。ただし、同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される場合で、法適用とならない市町村の被災世帯主に対して甲が支援金を支給する場合の乙の負担額は、 $1/3$ とする。

3 甲は、当年1月から12月までに支給した支援金の総額を集計し、乙の負担額を明示し、乙に負担金を請求するものとする。

4 乙は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

(証拠書類の保存)

第12条 甲及び乙は、この支援金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに關する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

第13条 この支援金の支給に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この支援金に関しては法に基づく被災者生活再建支援金の例によるものとし、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

様式 略

○大規模災害時における避難所のトイレのし尿等の 収集運搬に関する協定書

南部町(以下「甲」という。)と株式会社東海環境衛生社(以下「乙」という。)は、地震、風水害、雪害その他の災害が発生し、避難所への避難が行われる規模のもの(以下「大規模災害時」という。)が発生した場合に、避難所及び避難所に設置する仮設トイレから発生するし尿等の収集運搬業務(以下「協定業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における仮設トイレ等のし尿の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、町内において大規模災害が発生した場合は、乙に対し、南部町地域防災計画の廃棄物処理対策に基づき協定業務の実施について協力を要請するものとする。

(協力要請の手続)

第3条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面(第1号様式)により乙に通知するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) し尿等の収集・運搬の場所
- (3) し尿等の搬入先
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(協定業務の実施)

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告(第2号様式)するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を順守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) し尿等以外の異物の混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(体制の整備)

第5条 乙は、協定業務の円滑な実施のため、日頃から組織内の情報の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

(他の地方公共団体に対する協力)

第6条 他の地方公共団体で大規模災害が生じた場合において、甲が支援を実施するときは、乙は、

この協定に準じて可能な限り協力するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲の要請により乙が、協定業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払い方法については、速やかに甲、乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第9条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保管する。

平成28年3月16日

甲 山梨県南巨摩郡南部町福士28505-1

南部町長

乙 株式会社 東海環境衛生社

代表取締役

○富士山火山噴火時における鳴沢村の広域避難に関する覚書

富士山の噴火及び噴火のおそれ(以下「噴火時」という。)があり、広域避難を要する場合における、鳴沢村から南部町への広域避難に関する事項を次のとおり定め、本覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、噴火時に富士山麓地域の広域にわたって火山被害が見込まれる場合に、災害対策基本法第86条の8及び第86条の10、「富士山火山広域避難計画」(平成27年3月;富士山火山防災対策協議会)及び「大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書」(平成19年1月;山梨県市長会)に基づき、広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(避難の調整等)

第2条 山梨県は、鳴沢村が噴火時に広域避難の必要がある場合、予め広域避難対象者を把握した上で、南部町における一時集結地、受入避難所(以下「避難所」という。)及び収容可能数の状況を把握し調整を行い、決定事項を鳴沢村、南部町の相互に伝達する。

2 鳴沢村は、第1項の伝達を受け、南部町(災害対策本部等)に職員を派遣する。

3 南部町は、第1項の伝達を受け、一時集結地、避難所の開設準備を行う。また、鳴沢村から派遣された職員は避難所開設、避難所運営準備等の業務を行う。

(避難の実施)

第3条 鳴沢村は、前条第3項の開設準備が整い次第、避難対象者に対する避難勧告、避難指示等を発令時に、南部町の一時集結地・避難所を示し、避難対象者は示された施設に避難を開始する。

(避難所の運営主体)

第4条 避難所の運営は、原則として鳴沢村及びその自主防災会、自治会等で行う。なお避難初期において運営体制が整わない場合、南部町が円滑な運営ができるように支援する。

(避難所の開設期間)

第5条 避難所の開設期間は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」で定める日数(7日間)を基本とする。ただし災害の状況により開設期間の延長にも対応する必要がある場合、鳴沢村は山梨県及び南部町と協議を行うものとする。

(駐車場の確保)

第6条 避難車両の超過により避難所の駐車区域が不足する場合、山梨県、鳴沢村は、南部町の協力を得て、学校施設のグラウンド、その他の公共施設や民間施設の活用を検討するなど、駐車場の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 避難に要した経費及び避難所の運営経費は、鳴沢村が負担する。

2 鳴沢村が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、南部町は一時繰替支弁するものとする。

(平常時の連携)

第8条 鳴沢村及び南部町は、この覚書に基づいて広域避難が円滑に行われるよう、平素から火山防災に関する情報交換、協働による防災訓練等の相互の連携を平常時より行うように努める。

(その他)

第9条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、鳴沢村及び南部町が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この覚書は、締結して日から効力を発生するものとする。

この覚書を証するため、鳴沢村及び南部町が記名・押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成28年3月30日

(受入自治体)

山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2

南部町長

山梨県南都留郡鳴沢村1575番地

鳴沢村長

○災害時におけるＬＰガスの供給等に関する協定書

南部町(以下「甲」という。)と山梨県エルピーガス協会ＬＰガス峡南地区会(以下「乙」という。)は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における、ＬＰガスの供給等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条 この協定は、災害時における避難所や救護所、防災拠点施設等(以下「避難所等」という。)への緊急用燃料とする液化石油ガス(燃焼機器など必要な設備を含む。 以下「ＬＰガス等」という。)の供給に関し、必要な事項を定める。

(要請)

第２条 甲は、災害時に避難所等からＬＰガス等の供給を求められたとき、又は甲自らが調達の必要を認めたときは、乙にＬＰガス等の供給を要請できるものとする。

２ 甲は、前項の要請にあたり、乙に対して口頭で行うものとし、事後に、別紙１を提出するものとする。

(実施)

第３条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限りこれを受諾し、速やかに供給を行うものとする。

２ 前項の規定により供給されたＬＰガス等の使用を終了したときは、乙は、甲の指示に基づき、これを撤去するものとする。

３ 乙は、本条に基づき供給を開始したときは、甲に口頭で報告し、供給を終了したときは、別紙２を提出するものとする。

(費用の負担)

第４条 前条の協力に要する費用(人件費を除く。)は、甲が負担する。

２ 前項に規定する費用については、災害時前における適正価格を基準として、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

３ 甲は、前項の規定により定められた費用を請求された場合は、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換等)

第５条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びＬＰガスの供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第６条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第７条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名の上、各自１通を保有する。

平成28年11月24日

(甲) 南部町

南部町長

(乙) 山梨県エルピーガス協会 L P ガス峡南地区会

地区長

○災害時における遺体安置等の協力に関する協定書

南部町(以下「甲」という。)とふじかわ農業協同組合(以下「乙」という。)とは、南部町内に地震、風水害、雪害その他の大規模災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、乙が所有する施設を遺体安置所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において遺体の収容、安置及び搬送に必要な資機材、消耗品、施設、設備及び役務の提供について、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 甲が遺体安置所として使用できる施設は、次のとおりとする。

施設名称 J Aふじかわセレモニーホールあじさい南部

所在地 南部町南部9442番地

(業務の種類)

第3条 甲は、次に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材、消耗品等の可能な範囲での提供
- (2) 遺体の安置に必要な施設及び役務の提供
- (3) 遺体の搬送に関する手配
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要がある事項

(協力要請)

第4条 甲は、協力を要請するに当たっては、協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

(要請業務の実施)

第5条 乙は、甲の指示に従い、第3条の業務に従事するものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条の規定に基づき第3条の業務に従事したときは、災害時における要請業務実施報告書(第2号様式)を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日当該報告書を提出するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条の業務に使用した遺体安置所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとし、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。ただし、災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された場合については、その定めに従うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は遺体安置所に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先を別途定めるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から平成29年11月25日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙双方に異議の申し出のない場合、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年11月25日

甲 山梨県南巨摩郡南部町富士28505－2
南部町長 印

乙 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町910番地
ふじかわ農業協同組合
代表理事組合長 印

○災害時における物資供給に関する協定書

南部町(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、原則として調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年10月10日

甲 山梨県南巨摩郡南部町富士28505番地 1
南部町長 佐野 和広

新潟県新潟市南区清水4501番地 1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

○災害時における物資の保管等に関する協定書

南部町(以下「甲」という。)と中央化学株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急・救援輸送に係る物資(以下「物資」という。)の保管等に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害、雪害、その他の大規模災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関する必要事項を定める。

(協力の要請及び要請方法)

第2条 甲は、物資を保管する上で、乙の応援を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項について明らかにした上で、乙に対して可能な範囲での協力を要請することができる。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 必要とする保管倉庫のスペースの確保
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 主な保管品目及び数量
- (5) その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 甲は、協力を要請するに当たっては、乙に対し文書をもって要請するものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

3 乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、業務に支障を及ぼさない範囲で承諾するものとする。

(保管倉庫の運営)

第3条 甲は、保管倉庫において災害救助用物資等の受入れ、仕分け、在庫管理、仕出しを行うものとする。

2 甲は、保管倉庫の運営に当たり、管理責任者となる職員を定めセキュリティ対策を含め適切な運営を行うものとする。

3 甲は、施設管理その他保管倉庫の運営に必要な事項について、乙に協力を要請することができるものとする。

(閉鎖)

第4条 甲は、保管倉庫を閉鎖するときは、施設を原状回復させた上で乙に引き渡すものとする。

(経費の負担)

第5条 乙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用(保管料、荷役料及び実費負担額(パレット使用料等の費用をいう。))は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用のうち倉庫に係る保管料及び荷役料は、災害発生時の山梨県の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(保管料等の支払い)

第6条 乙は、前条の規定により甲が負担することとなる費用(以下「保管料等」という。)を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に、保管料等を支払う。但し、予算措置を必要とする場合は、予算措置後30日以内に支払う。

(担当部署及び連絡責任者)

第7条 甲、乙は、本協定に基づく物資の保管等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。

2 甲、乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知する。
(情報提供)

第8条 甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報をお互いに提供するよう努める。
(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た相手方の個人情報等の非公開情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙双方に異議の申し出のない場合、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年10月1日

甲 山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2

南部町長 佐 野 和 広 印

乙 埼玉県鴻巣市宮地3丁目5番1号

中央化学株式会社

代表取締役社長 水 野 和 也 印

○大規模災害時における被災者支援に関する協定書

南部町(以下「甲」という。)と山梨県行政書士会(以下「乙」という。)は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「大規模災害時」という。)において、被災者支援のため必要な行政書士業務(以下「行政書士業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、大規模災害時に被災者の支援を効率的に行う為に、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、大規模災害時に災害対策本部を設置し、かつ、南部町内に災害救助法が適用された場合において、行政書士の協力が必要と判断したときは、乙に対して協力を要請することができる。

(行政書士業務の範囲)

第3条 前条の規定により、甲が乙に要請する行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

(1) 乙による被災者支援相談窓口の設置

(2) 罹災証明書の発行等、甲が災害対策として実施する業務につき乙に協力を要請し、乙が要請に応じて行う甲への会員の派遣。

(3) その他甲が必要と認める業務

(協力要請)

第4条 甲は、第2条による協力要請を行うときは、業務の内容、業務を実施する場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書(別紙様式)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要望書を提出するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、その要請を実施するための体制を速やかに確立し、その状況を甲に通知するものとする。

(災害時の体制整備等)

第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確立できるよう努めるものとする。

2 乙は、第4条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確立するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 第3条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第7条 前条の規定に基づき、乙の会員が行う行政書士業務に関わり、行政書士業務の経費以外に実費が必要となる場合については、その実費は相談者が負担する。

(業務中の災害補償)

第8条 第3条の規定により、甲の要請により乙の会員が業務中に受けた負傷及び死亡した場合の災

害補償は、乙の負担とする。

(情報交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進できるよう平時から情報交換を行うとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書を持って協定の解除を通知しない限りその効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月13日

甲 山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2

南部町長 佐野 和広

乙 山梨県甲府市丸の内3丁目27番地5号
山梨県行政書士会

会長 岡 伸

〔災害危険箇所〕

○地すべり防止区域一覧

1 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

平成30年4月1日現在

農 務 関 係 (農村振興局所管)			林 務 関 係 (林 野 庁 所 管)			土 木 関 係 (国 土 交 通 省 所 管)		
箇所	面積	区域名	箇所	面積	区 域 名	箇所	面積	区 域 名
1	13.32	馬込	1	27.86	西川	2 (3)	109.02	中野、塩沢、大和

() は1つの区域を市町村にカウントした場合

2 地すべり等崩壊危険地（農村振興局所管）

平成30年4月1日現在

地 区 数	面 積 (ha)	農 地 面 積	備 考
5	97.8	34.2	成島、井出、福土、万沢、屋敷平

3 地すべり危険箇所（国土交通省所管）

平成30年4月1日現在

箇 所 数	箇 所 名
5	本郷A、本郷B、大和、森屋、塩沢

○急傾斜地危険区域一覽

1 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

平成30年4月1日現在

No	指定区域名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	保全戸数 (戸)
1	追平	南部	追平	S 45. 6. 25	262	1. 93	65
2	追平	南部	追平	H 4. 4. 23	140	0. 33	2
3	釜の口	成島	釜の口	S 61. 7. 24	363	0. 39	11
4	森屋一	成島	西峯、他	H 2. 4. 9	234	0. 70	10
5	塩沢	塩沢	入口	H 2. 11. 15	556	0. 31	6
6	塩沢	塩沢	入口、他	H11. 3. 25	133	0. 88	7
7	居里	内船	北居里、他	H 4. 3. 2	74	1. 95	16
8	居里	内船	南居里	H12. 3. 30	173	0. 05	2
9	森屋-2	成島	森屋、他	H 7. 3. 13	92	2. 76	21
10	谷津	内船	谷津、他	H 7. 3. 13	93	0. 74	10
11	越渡	万沢	越渡、他	H 8. 2. 29	113	1. 77	11
12	越渡	万沢	越渡、他	H13. 3. 22	129	0. 36	2
13	中尾	内船	中尾	H15. 2. 17	84	0. 33	7
14	松山	万沢	下横沢山、松山、日陰島、向神田	H16. 3. 15	122	0. 73	17
15	上櫓田	内船	上櫓田	H16. 3. 15	123	0. 45	18
16	東市組-1	福士	田嶋	H17. 10. 13	533	0. 60	10
17	竹の沢	福士	竹之沢、火打石	H17. 10. 13	534	0. 74	10
18	平見	十島	平見、西ノ久保	H19. 5. 17	191	2. 37	12
19	宮ノ入	成島	富ヶ谷、他	H19. 12. 3	423	0. 76	8
20	矢島	福士	矢島	H21. 3. 12	84	2. 77	15
21	東市組-2	福士	田嶋	H21. 12. 21	394	1. 53	12
22	南又	福士	南又	H23. 9. 1	373	1. 93	27
23	南又	福士	南又	H23. 9. 1	373	0. 00	—
24	船久保	内船	船久保、船戸、馬場道上	H25. 2. 28	59	1. 25	14
25	火打石	福士	火打石、宮部	H25. 3. 4	64	1. 32	10
26	西根熊	福士	西根熊	H27. 12. 7	411	0. 68	10
	計					27. 63	333

2 急傾斜地崩壊危険箇所

平成30年4月1日現在

No	箇所番号	箇所名	大字	字
1	531001	釜の口	成島	釜の口
2	531002	釜の口の2	成島	釜の口
3	531003	中村	成島	中村
4	531004	森屋	成島	森屋
5	531005	森屋の2	成島	森屋
6	531006	宮の入	成島	宮の入
7	531007	本郷谷津	本郷	谷津
8	531008	船山温泉	本郷	船山
9	531009	西川	本郷	西川
10	531010	峰	本郷	峰
11	531011	大蔵	塩沢	大蔵
12	531012	大蔵の2	塩沢	大蔵
13	531013	長松	南部	長松
14	531014	緑ヶ丘団地	塩沢	追平
15	531015	追平	南部	追平
16	531016	塩沢の2	塩沢	竹之花
17	531017	東山	大和	東山
18	531018	塩沢	塩沢	塩沢
19	531019	日向	大和	日向
20	531020	谷津	内船	宇状山
21	531021	船久保	内船	船久保
22	531022	倉ヶ平	内船	倉ヶ平
23	531023	居里	内船	居里
24	531024	上樋田	内船	上樋田
25	531025	中尾	内船	中尾
26	531026	中尾の2	内船	中尾
27	531027	寄畑	内船	寄畑
28	531028	井出	井出	井出
29	531029	井出の2	井出	井出
30	531030	平見	十島	平見
31	531031	小草里	上佐野	小草里
32	531032	小草里の2	上佐野	小草里
33	531033	下野	下佐野	下野
34	531034	姥懐	井出	姥懐
35	532001	下杉尾Ⅱ	本郷	下杉尾
36	532002	飯米場Ⅱ	本郷	飯米場
37	532003	澤Ⅱ	本郷	澤
38	532004	北原Ⅱ	中野	北原
39	532005	矢崎Ⅱ	南部	矢崎
40	532006	竹の久保Ⅱ	塩沢	竹の久保
41	532007	関宿Ⅱ	大和	関宿
42	532008	関宿Ⅱの2	大和	関宿
43	532009	小内船Ⅱ	内船	小内船
44	532010	阿曾Ⅱ	内船	阿曾
45	532011	宝生Ⅱ	内船	宝生
46	532012	船久保Ⅱ	内船	船久保
47	532013	北居里Ⅱ	内船	北居里
48	532014	南沢Ⅱ	内船	南沢
49	532015	中尾Ⅱ	内船	中尾
50	532016	嶋尻Ⅱ	内船	嶋尻

51	532017	嶋尻Ⅱの2	内船	嶋尻
52	532018	徳間Ⅱ	内船	徳間
53	532019	八木沢Ⅱの2	内船	八木沢
54	532020	八木沢Ⅱ	内船	八木沢
55	532021	東八木沢Ⅱ	内船	東八木沢
56	532022	寺の前Ⅱ	井出	寺の前
57	532023	日軽金住宅Ⅱ	十島	日軽金住宅
58	532024	十島Ⅱ	十島	十島
59	532025	本谷Ⅱ	上佐野	本谷
60	532026	小草里Ⅱ	上佐野	小草里
61	532027	本村Ⅱ	上佐野	本村
62	532028	本村Ⅱの2	上佐野	本村
63	532029	柿元Ⅱ	下佐野	柿元
64	533001	小草里Ⅲ	上佐野	小草里
65	533002	竹ノ花Ⅲ	成島	竹ノ花
66	533003	塩沢Ⅲ	塩沢	塩沢
67	5041001	楮根町屋	楮根	町屋
68	5041002	宮原の1	楮根	宮原
69	5041003	馬込	楮根	馬込
70	5041004	真篠	富士	真篠
71	5041005	切久保の1	富士	切久保
72	5041006	切久保の2	富士	切久保
73	5041007	向島	富士	向島
74	5041008	町屋の1	富士	町屋
75	5041009	町屋の2	富士	町屋
76	5041010	町屋の3	富士	町屋、矢島
77	5041011	矢島	富士	矢島
78	5041012	東市組	富士	東市組
79	5041013	西市組の1	富士	西市組
80	5041014	火打石	富士	火打石
81	5041015	竹の沢	富士	竹の沢
82	5041016	東根熊の1	富士	東根熊
83	5041017	東根熊の2	富士	東根熊
84	5041018	西根熊	富士	西根熊
85	5041019	上徳間の1	富士	上徳間
86	5041020	徳間根熊	富士	上村
87	5041021	徳間南又	富士	南又
88	5041022	西行の1	万沢	西行
89	5041023	越渡	万沢	越渡
90	5041024	松山の1	万沢	松山
91	5041025	松山の2	万沢	松山
92	5041026	松山の3	万沢	松山
93	5041027	沢上の1	万沢	沢上
94	5041028	日向	万沢	日向
95	5042001	宮原の2	楮根	宮原
96	5042002	竹の花	楮根	竹の花
97	5042003	御堂の1	富士	御堂
98	5042004	御堂の2	富士	御堂
99	5042005	御堂の3	富士	御堂
100	5042006	御堂の4	富士	御堂
101	5042007	坂本	富士	坂本
102	5042008	西市組の2	富士	西市組
103	5042009	西市組の3	富士	西市組

104	5042010	西市組の 4	富士	西市組
105	5042011	東根熊の 3	富士	東根熊
106	5042012	東根熊の 4	富士	東根熊
107	5042013	上徳間の 2	富士	上徳間
108	5042014	南又	富士	南又
109	5042015	徳間下村の 1	富士	徳間下村
110	5042016	徳間下村の 2	富士	徳間下村
111	5042017	増野	万沢	増野
112	5042018	西行の 2	万沢	西行
113	5042019	西行の 3	万沢	西行
114	5042020	沢上の 2	万沢	沢上
115	5042021	沢上の 3	万沢	沢上
116	5042022	杉山	万沢	杉山
117	5042023	梅島	万沢	梅島
118	5042024	中沢の 1	万沢	中沢
119	5042025	中沢の 2	万沢	中沢

○土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所一覧

平成30年4月1日現在

番号	自然現象の種類	区 域 名	特別警戒区域 を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
1	急傾斜地の崩壊	西行の1-1	○	万沢	H18. 10. 5	518
2	急傾斜地の崩壊	西行の1-2	○	万沢	H18. 10. 5	518
3	急傾斜地の崩壊	松山の1	○	万沢	H18. 10. 5	518
4	急傾斜地の崩壊	松山の2	○	万沢	H18. 10. 5	518
5	急傾斜地の崩壊	松山の3	○	万沢	H18. 10. 5	518
6	急傾斜地の崩壊	沢上の1	○	万沢	H18. 10. 5	518
7	急傾斜地の崩壊	日向	○	万沢	H18. 10. 5	518
8	急傾斜地の崩壊	増野	○	万沢	H18. 10. 5	518
9	急傾斜地の崩壊	西行の2	○	万沢	H18. 10. 5	518
10	急傾斜地の崩壊	西行の3	○	万沢	H18. 10. 5	518
11	急傾斜地の崩壊	沢上の2-1	○	万沢	H18. 10. 5	518
12	急傾斜地の崩壊	沢上の2-2	○	万沢	H18. 10. 5	518
13	急傾斜地の崩壊	沢上の3	○	万沢	H18. 10. 5	518
14	急傾斜地の崩壊	杉山	○	万沢	H18. 10. 5	518
15	急傾斜地の崩壊	梅島	○	万沢	H18. 10. 5	518
16	急傾斜地の崩壊	中沢の1	○	万沢	H18. 10. 5	518
17	急傾斜地の崩壊	中沢の2	○	万沢	H18. 10. 5	518
18	急傾斜地の崩壊	真篠-1	○	富士	H18. 11. 20	580
19	急傾斜地の崩壊	真篠-2	○	富士	H18. 11. 20	580
20	急傾斜地の崩壊	切久保の1	○	富士	H18. 11. 20	580
21	急傾斜地の崩壊	切久保の2	○	富士	H18. 11. 20	580
22	急傾斜地の崩壊	向島	○	富士	H18. 11. 20	580
23	急傾斜地の崩壊	町屋の1	○	富士	H18. 11. 20	580
24	急傾斜地の崩壊	町屋の2	○	富士	H18. 11. 20	580
25	急傾斜地の崩壊	町屋の3-1	○	富士	H18. 11. 20	580
26	急傾斜地の崩壊	町屋の3-2	○	富士	H18. 11. 20	580
27	急傾斜地の崩壊	町屋の3-3	○	富士	H18. 11. 20	580
28	急傾斜地の崩壊	矢島-1	○	富士	H18. 11. 20	580
29	急傾斜地の崩壊	矢島-2	○	富士	H18. 11. 20	580
30	急傾斜地の崩壊	東市組-1	○	富士	H18. 11. 20	580
31	急傾斜地の崩壊	東市組-2	○	富士	H18. 11. 20	580
32	急傾斜地の崩壊	西市組の1	○	富士	H18. 11. 20	580
33	急傾斜地の崩壊	火打石	○	富士	H18. 11. 20	580
34	急傾斜地の崩壊	竹の沢-1	○	富士	H18. 11. 20	580
35	急傾斜地の崩壊	竹の沢-2	○	富士	H18. 11. 20	580
36	急傾斜地の崩壊	東根熊の1	○	富士	H18. 11. 20	580
37	急傾斜地の崩壊	東根熊の2	○	富士	H18. 11. 20	580
38	急傾斜地の崩壊	西根熊	○	富士	H18. 11. 20	580
39	急傾斜地の崩壊	上徳間の1	○	富士	H18. 11. 20	580
40	急傾斜地の崩壊	徳間根熊	○	富士	H18. 11. 20	580
41	急傾斜地の崩壊	徳間南又-1	○	富士	H18. 11. 20	580
42	急傾斜地の崩壊	徳間南又-2	○	富士	H18. 11. 20	580
43	急傾斜地の崩壊	御堂の1	○	富士	H18. 11. 20	580

44	急傾斜地の崩壊	御堂の 2	○	富士	H18. 11. 20	580
45	急傾斜地の崩壊	御堂の 3	○	富士	H18. 11. 20	580
46	急傾斜地の崩壊	御堂の 4	○	富士	H18. 11. 20	580
47	急傾斜地の崩壊	坂本	○	富士	H18. 11. 20	580
48	急傾斜地の崩壊	西市組の 2	○	富士	H18. 11. 20	580
49	急傾斜地の崩壊	西市組の 3	○	富士	H18. 11. 20	580
50	急傾斜地の崩壊	西市組の 3	○	富士	H18. 11. 20	580
51	急傾斜地の崩壊	西市組の 4	○	富士	H18. 11. 20	580
52	急傾斜地の崩壊	東根熊の 3	○	富士	H18. 11. 20	580
53	急傾斜地の崩壊	東根熊の 4	○	富士	H18. 11. 20	580
54	急傾斜地の崩壊	上徳間の 2	○	富士	H18. 11. 20	580
55	急傾斜地の崩壊	南又－ 1	○	富士	H18. 11. 20	580
56	急傾斜地の崩壊	南又－ 2	○	富士	H18. 11. 20	580
57	急傾斜地の崩壊	徳間下村の 1	○	富士	H18. 11. 20	580
58	急傾斜地の崩壊	徳間下村の 2－ 1	○	富士	H18. 11. 20	580
59	急傾斜地の崩壊	徳間下村の 2－ 2	○	富士	H18. 11. 20	580
60	急傾斜地の崩壊	釜の口	○	成島	H19. 3. 29	133
61	急傾斜地の崩壊	釜の口の 2	○	成島	H19. 3. 29	133
62	急傾斜地の崩壊	森屋の 1	○	成島	H19. 3. 29	133
63	急傾斜地の崩壊	森屋の 2	○	成島	H19. 3. 29	133
64	急傾斜地の崩壊	宮ノ入	○	成島	H19. 3. 29	133
65	急傾斜地の崩壊	本郷谷津	○	本郷	H19. 3. 29	133
66	急傾斜地の崩壊	船山温泉	○	本郷	H19. 3. 29	133
67	急傾斜地の崩壊	西川	○	本郷	H19. 3. 29	133
68	急傾斜地の崩壊	峰	○	本郷	H19. 3. 29	133
69	急傾斜地の崩壊	大蔵・矢崎Ⅱ	○	塩沢	H19. 3. 29	133
70	急傾斜地の崩壊	大蔵の 2	○	塩沢	H19. 3. 29	133
71	急傾斜地の崩壊	長松	○	南部	H19. 3. 29	133
72	急傾斜地の崩壊	緑ヶ丘団地	○	塩沢	H19. 3. 29	133
73	急傾斜地の崩壊	東山	○	大和	H19. 3. 29	133
74	急傾斜地の崩壊	井出の 1	○	井出	H19. 3. 29	133
75	急傾斜地の崩壊	船久保	○	内船	H19. 3. 29	133
76	急傾斜地の崩壊	倉ヶ平	○	内船	H19. 3. 29	133
77	急傾斜地の崩壊	上櫓田－ 1	○	内船	H19. 3. 29	133
78	急傾斜地の崩壊	上櫓田－ 2	○	内船	H19. 3. 29	133
79	急傾斜地の崩壊	中尾の 2－ 1	○	内船	H19. 3. 29	133
80	急傾斜地の崩壊	中尾の 2－ 2	○	内船	H19. 3. 29	133
81	急傾斜地の崩壊	中尾の 2－ 3	○	内船	H19. 3. 29	133
82	急傾斜地の崩壊	寄畑	○	内船	H19. 3. 29	133
83	急傾斜地の崩壊	中村－ 1	○	成島	H20. 7. 10	308
84	急傾斜地の崩壊	中村－ 2	○	成島	H20. 7. 10	308
85	急傾斜地の崩壊	中村－ 3	○	成島	H20. 7. 10	308
86	急傾斜地の崩壊	追平		南部	H20. 7. 10	308
87	急傾斜地の崩壊	塩沢の 2	○	塩沢	H20. 7. 10	308
88	急傾斜地の崩壊	塩沢－ 1	○	塩沢	H20. 7. 10	308
89	急傾斜地の崩壊	塩沢－ 2	○	塩沢	H20. 7. 10	308
90	急傾斜地の崩壊	日向－ 1	○	大和	H20. 7. 10	308
91	急傾斜地の崩壊	日向－ 2	○	大和	H20. 7. 10	308

92	急傾斜地の崩壊	楮根町屋・宮原の2	○	楮根	H20. 7. 10	308
93	急傾斜地の崩壊	宮原の1－1	○	楮根	H20. 7. 10	308
94	急傾斜地の崩壊	宮原の1－2	○	楮根	H20. 7. 10	308
95	急傾斜地の崩壊	馬込	○	楮根	H20. 7. 10	308
96	急傾斜地の崩壊	下杉尾Ⅱ	○	本郷	H20. 7. 10	308
97	急傾斜地の崩壊	飯米場Ⅱ	○	本郷	H20. 7. 10	308
98	急傾斜地の崩壊	澤Ⅱ	○	本郷	H20. 7. 10	308
99	急傾斜地の崩壊	矢崎Ⅱ	○	南部	H20. 7. 10	308
100	急傾斜地の崩壊	竹の久保Ⅱ	○	塩沢	H20. 7. 10	308
101	急傾斜地の崩壊	関宿Ⅱ	○	大和	H20. 7. 10	308
102	急傾斜地の崩壊	関宿Ⅱの2	○	大和	H20. 7. 10	308
103	急傾斜地の崩壊	竹の花	○	楮根	H20. 7. 10	308
104	急傾斜地の崩壊	竹の花Ⅲ	○	成島	H20. 7. 10	308
105	急傾斜地の崩壊	塩沢Ⅲ	○	塩沢	H20. 7. 10	308
106	急傾斜地の崩壊	御所村Ⅱ	○	南部	H20. 7. 10	308
107	急傾斜地の崩壊	谷津	○	内船	H21. 11. 9	335
108	急傾斜地の崩壊	居里	○	内船	H21. 11. 9	335
109	急傾斜地の崩壊	中尾	○	内船	H21. 11. 9	335
110	急傾斜地の崩壊	平見・十島Ⅱ	○	十島	H21. 11. 9	335
111	急傾斜地の崩壊	小草里・小草里の2	○	上佐野	H21. 11. 9	335
112	急傾斜地の崩壊	下野	○	下佐野	H21. 11. 9	335
113	急傾斜地の崩壊	姥懐		井出	H21. 11. 9	335
114	急傾斜地の崩壊	越渡	○	万沢	H21. 11. 9	335
115	急傾斜地の崩壊	井出の2	○	井出	H21. 11. 9	335
116	急傾斜地の崩壊	北原Ⅱ	○	中野	H21. 11. 9	335
117	急傾斜地の崩壊	小内船Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
118	急傾斜地の崩壊	阿曾Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
119	急傾斜地の崩壊	宝生Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
120	急傾斜地の崩壊	北居里Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
121	急傾斜地の崩壊	南沢Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
122	急傾斜地の崩壊	中尾Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
123	急傾斜地の崩壊	嶋尻Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
124	急傾斜地の崩壊	嶋尻Ⅱの2	○	内船	H21. 11. 9	335
125	急傾斜地の崩壊	八木沢Ⅱの2	○	内船	H21. 11. 9	335
126	急傾斜地の崩壊	八木沢Ⅱ	○	内船	H21. 11. 9	335
127	急傾斜地の崩壊	東八木沢	○	内船	H21. 11. 9	335
128	急傾斜地の崩壊	日軽金住宅Ⅱ	○	十島	H21. 11. 9	335
129	急傾斜地の崩壊	小草里Ⅱ	○	上佐野	H21. 11. 9	335
130	急傾斜地の崩壊	本村Ⅱ	○	上佐野	H21. 11. 9	335
131	急傾斜地の崩壊	本村Ⅱの2	○	上佐野	H21. 11. 9	335
132	急傾斜地の崩壊	柿元Ⅱ	○	下佐野	H21. 11. 9	335
133	急傾斜地の崩壊	日向Ⅲ	○	大和	H21. 11. 9	335
134	急傾斜地の崩壊	楮根Ⅲ	○	楮根	H21. 11. 9	335
135	急傾斜地の崩壊	楮根の2	○	楮根	H21. 11. 9	335
136	急傾斜地の崩壊	本谷Ⅱ	○	上佐野	H23. 7. 25	292
137	急傾斜地の崩壊	小草里Ⅲ	○	上佐野	H23. 7. 25	292
138	急傾斜地の崩壊	徳間南又の1	○	福士	H23. 7. 25	292

1	土石流	内房境川－1		万沢	H18. 10. 5	518
2	土石流	梅島川		万沢	H29. 3. 23	74
3	土石流	山口沢川－1	○	万沢	H18. 10. 5	518
4	土石流	山口沢川－2	○	万沢	H18. 10. 5	518
5	土石流	山口沢川－3	○	万沢	H18. 10. 5	518
6	土石流	横沢川－1	○	万沢	H18. 10. 5	518
7	土石流	横沢川－2	○	万沢	H18. 10. 5	518
8	土石流	横沢川－3	○	万沢	H18. 10. 5	518
9	土石流	横沢川－4	○	万沢	H18. 10. 5	518
10	土石流	西行川		万沢	H18. 10. 5	518
11	土石流	内房境川－2	○	万沢	H18. 10. 5	518
12	土石流	上矢沢－1	○	万沢	H18. 10. 5	518
13	土石流	上矢沢－2	○	万沢	H18. 10. 5	518
14	土石流	上矢沢－3	○	万沢	H18. 10. 5	518
15	土石流	大城川－1	○	万沢	H18. 10. 5	518
16	土石流	大城川－2	○	万沢	H18. 10. 5	518
17	土石流	大城川－3	○	万沢	H18. 10. 5	518
18	土石流	尾戸栗沢川	○	万沢	H18. 10. 5	518
19	土石流	湯沢	○	万沢	H18. 10. 5	518
20	土石流	竹ノ沢長瀬川	○	富士	H18. 11. 20	580
21	土石流	竹の沢川－1		富士	H18. 11. 20	580
22	土石流	竹の沢川－2	○	富士	H18. 11. 20	580
23	土石流	根熊川－1		富士	H29. 3. 23	74
24	土石流	根熊川－2	○	富士	H18. 11. 20	580
25	土石流	陰沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
26	土石流	東沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
27	土石流	長瀬川	○	富士	H18. 11. 20	580
28	土石流	南又川－1	○	富士	H18. 11. 20	580
29	土石流	南又川－2	○	富士	H18. 11. 20	580
30	土石流	南又川－3	○	富士	H18. 11. 20	580
31	土石流	南又川－4	○	富士	H18. 11. 20	580
32	土石流	天神沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
33	土石流	井戸沢川		富士	H18. 11. 20	580
34	土石流	寺沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
35	土石流	北沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
36	土石流	釜の奥川	○	富士	H18. 11. 20	580
37	土石流	鯨野川	○	富士	H18. 11. 20	580
38	土石流	向田川－1	○	富士	H18. 11. 20	580
39	土石流	向田川－2	○	富士	H18. 11. 20	580
40	土石流	根岸沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
41	土石流	舟沢川	○	富士	H18. 11. 20	580
42	土石流	大掘川	○	富士	H18. 11. 20	580
43	土石流	修善寺川	○	富士	H18. 11. 20	580
44	土石流	舟沢川－1	○	富士	H18. 11. 20	580
45	土石流	舟沢川－2	○	富士	H18. 11. 20	580
46	土石流	舟沢川－3	○	富士	H18. 11. 20	580
47	土石流	舟沢川－4	○	富士	H18. 11. 20	580

48	土石流	舟沢川－5		富士	H18. 11. 20	580
49	土石流	上矢沢	○	富士	H18. 11. 20	580
50	土石流	坂本有東川	○	富士	H18. 11. 20	580
51	土石流	有東川		富士	H18. 11. 20	580
52	土石流	日向川	○	富士	H18. 11. 20	580
53	土石流	大平川	○	富士	H18. 11. 20	580
54	土石流	原戸川	○	大和	H19. 3. 29	133
55	土石流	大和川		大和	H19. 3. 29	133
56	土石流	日向川	○	大和	H19. 3. 29	133
57	土石流	南の入川	○	塩沢	H19. 3. 29	133
58	土石流	西の入沢	○	塩沢	H19. 3. 29	133
59	土石流	日影沢川		塩沢	H19. 3. 29	133
60	土石流	権現川	○	成島	H19. 3. 29	133
61	土石流	瀬戸川	○	成島	H19. 3. 29	133
62	土石流	西の入川	○	成島	H19. 3. 29	133
63	土石流	西沢川		成島	H19. 3. 29	133
64	土石流	矢崎川	○	塩沢	H19. 3. 29	133
65	土石流	木戸川	○	南部	H19. 3. 29	133
66	土石流	西川	○	本郷	H19. 3. 29	133
67	土石流	小川	○	本郷	H19. 3. 29	133
68	土石流	島尻川		島尻	H19. 3. 29	133
69	土石流	四万沢川の1	○	島尻	H19. 3. 29	133
70	土石流	寄畑川	○	寄畑	H19. 3. 29	133
71	土石流	井出八木沢川	○	八木沢	H19. 3. 29	133
72	土石流	上佐野沢川－1	○	上佐野	H19. 3. 29	133
73	土石流	上佐野沢川－2	○	上佐野	H19. 3. 29	133
74	土石流	ゆずの木沢川	○	上佐野	H19. 3. 29	133
75	土石流	小内船川	○	内船	H19. 3. 29	133
76	土石流	戸樋の沢川	○	内船	H19. 3. 29	133
77	土石流	樋之沢川	○	内船	H19. 3. 29	133
78	土石流	梅の木川	○	内船	H19. 3. 29	133
79	土石流	長田川	○	内船	H19. 3. 29	133
80	土石流	池の山沢川－1	○	富士	H20. 7. 10	308
81	土石流	池の山沢川－2		富士	H20. 7. 10	308
82	土石流	神田川		富士	H20. 7. 10	308
83	土石流	有東川	○	富士	H20. 7. 10	308
84	土石流	聖沢川	○	富士	H20. 7. 10	308
85	土石流	大堀川		富士	H20. 7. 10	308
86	土石流	向の沢川		楮根	H20. 7. 10	308
87	土石流	原戸川	○	楮根	H20. 7. 10	308
88	土石流	田中川		楮根	H20. 7. 10	308
89	土石流	楮根川		楮根	H20. 7. 10	308
90	土石流	塩沢川		塩沢	H20. 7. 10	308
91	土石流	西の入沢の1		塩沢	H20. 7. 10	308
92	土石流	西の入沢の2	○	塩沢	H20. 7. 10	308
93	土石流	餅切沢川	○	成島	H20. 7. 10	308
94	土石流	船山川		本郷	H21. 11. 9	335
95	土石流	谷津川		内船	H21. 11. 9	335

96	土石流	勝負川	○	内船	H21. 11. 9	335
97	土石流	北居里沢川		内船	H21. 11. 9	335
98	土石流	三堂沢川の 1	○	十島	H21. 11. 9	335
99	土石流	三堂沢川	○	十島	H21. 11. 9	335
100	土石流	新地川		成島	H21. 11. 9	335
101	土石流	根岸沢川	○	中野	H21. 11. 9	335
102	土石流	中村川の 1	○	内船	H21. 11. 9	335
103	土石流	中村川の 2		内船	H21. 11. 9	335
104	土石流	四万沢川の 2	○	内船	H21. 11. 9	335
105	土石流	八木沢川の 1	○	内船	H21. 11. 9	335
106	土石流	八木沢川の 2	○	内船	H21. 11. 9	335
107	土石流	東八木沢川	○	内船	H21. 11. 9	335
108	土石流	竹の沢川	○	井出	H21. 11. 9	335
109	土石流	南沢川	○	上佐野	H21. 11. 9	335
110	土石流	細木保川	○	十島	H21. 11. 9	335
111	土石流	赤子沢川	○	万沢	H21. 11. 9	335
1	地滑り	南沢－ 2		横根中	H22. 3. 8	72
2	地滑り	本郷 A－ 1		本郷	H23. 3. 10	90
3	地滑り	本郷 A－ 2		本郷	H23. 3. 10	90
4	地滑り	本郷 B－ 1		本郷	H23. 3. 10	90
5	地滑り	本郷 B－ 2		本郷	H23. 3. 10	90
6	地滑り	本郷 B－ 3		本郷	H23. 3. 10	90
7	地滑り	本郷 B－ 4		本郷	H23. 3. 10	90
8	地滑り	本郷 B－ 5		本郷	H23. 3. 10	90
9	地滑り	森屋－ 1		成島	H23. 3. 10	90
10	地滑り	森屋－ 2		成島	H23. 3. 10	90
11	地滑り	森屋－ 3		成島	H23. 3. 10	90
12	地滑り	大和－ 1		大和	H23. 3. 10	90
13	地滑り	大和－ 2		大和	H23. 3. 10	90
14	地滑り	大和－ 3		大和	H23. 3. 10	90
15	地滑り	大和－ 4		大和	H23. 3. 10	90
16	地滑り	大和－ 5		大和	H23. 3. 10	90
17	地滑り	大和－ 6		大和	H23. 3. 10	90
18	地滑り	大和－ 7		大和	H23. 3. 10	90
19	地滑り	大和－ 8		大和	H23. 3. 10	90
20	地滑り	大和－ 9		大和	H23. 3. 10	90
21	地滑り	大和－ 10		大和	H23. 3. 10	90
22	地滑り	大和－ 11		大和	H23. 3. 10	90
23	地滑り	大和－ 12		大和	H23. 3. 10	90
24	地滑り	大和－ 13		大和	H23. 3. 10	90
25	地滑り	大和－ 14		大和	H23. 3. 10	90
26	地滑り	大和－ 15		大和	H23. 3. 10	90
27	地滑り	大和－ 16		大和	H23. 3. 10	90
28	地滑り	大和－ 17		大和	H23. 3. 10	90

○山地災害危険地一覧

1 崩壊土砂流出危険地区

平成30年4月1日現在

番号	位 置 (大字、字)	保 安 林 等	地 す べ り 防 止 区 域 指 定	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	面 積 (ha)	治 山 事 業 進 捗 状 況	公 共 施 設 等					道 路
								人 家 50 戸 以 上	人 家 49 戸 以 下	人 家 9 戸 以 下	人 家 4 戸 以 下	(道路を除く) 公共施設	
1	南部、城山	有	無	無	有	0	未成		25			1	国道
2	根岸	有	無	無	有	0	一部概成		15				国道
3	成島、東沢	有	無	無	有	0	未成		12				市町村
4	成島、東沢	有	無	無	無	0	一部概成		24				市町村
5	成島、東沢	有	無	無	有	0	未成		12				市町村
6	本郷、沢奥	有	無	無	有	1	一部概成		11				市町村
7	中野、北原	無	無	有	無	1	無						国道
8	本郷、峯	有	無	有	無	1	一部概成		21				市町村
9	本郷、峯	有	無	無	無	0	未成		21				市町村
10	本郷、峯	有	無	無	無	0	一部概成		12				市町村
11	本郷、西川	有	無	無	無	0	未成		15				市町村
12	本郷、西窪	有	無	無	無	0	一部概成				1		その他
13	本郷、水呑	有	無	有	有	2	一部概成				1		市町村
14	本郷、府ノ内	有	無	有	有	1	一部概成				1		市町村
15	本郷、船山	有	無	無	有	0	未成						市町村
16	本郷、船山	有	無	無	有	0	未成						市町村
17	本郷、船山	有	無	無	無	0	未成						市町村
18	本郷、谷津	有	無	無	無	0	一部概成			5			市町村
19	本郷、大森	有	無	無	無	0	未成		15				市町村
20	本郷、大森	有	無	無	有	0	未成		15				市町村
21	本郷、新地	有	無	無	有	0	一部概成				3		市町村
22	本郷、新地	有	無	無	無	0	未成			5			市町村
23	本郷、新地	有	無	無	無	0	未成			7			市町村
24	本郷、新地	有	無	無	無	0	未成			5			市町村
25	本郷、新地	有	無	無	無	0	未成			5			市町村
26	成島、横沢	有	無	無	無	0	一部概成				1		市町村
27	成島、矢崎	有	無	無	有	0	未成			6			県道
28	成島、矢崎	有	無	無	無	0	未成				2		県道
29	成島、竹ノ花	有	無	無	無	0	一部概成			6			市町村
30	成島、竹ノ花	有	無	無	有	0	未成			5			県道
31	成島、竹ノ花	有	無	無	無	0	一部概成				4		その他
32	成島、小路	有	無	無	無	0	未成		10				県道
33	成島、西沢	有	無	有	無	1	未成		10				県道
34	成島、西の入	有	無	無	有	0	未成				3		県道
35	成島、後山	有	無	有	無	0	一部概成				3		県道
36	大和、笠間	有	無	無	無	0	未成						国道

37	大和、笠間	有	無	無	無	0	未成		15				国道
38	大和、大和	有	無	無	無	0	未成				4		国道
39	大和、塩沢	有	無	有	無	2	未成		17				国道
40	大和、塩沢	有	無	有	無	2	一部概成		17				国道
41	成島、日影山	有	無	無	有	0	未成				2		市町村
42	成島、日影山	有	無	無	有	1	未成				1		その他
43	成島、日影山	有	無	無	有	1	未成				1		その他
44	成島、権現島	有	無	無	有	0	未成				1		無
45	成島、権現島	有	無	無	有	1	未成				1		その他
46	成島、権現島	有	無	無	無	0	未成			5			市町村
47	大和、西回土	有	無	無	無	0	一部概成		18				国道
48	大和、西回土	有	無	無	無	0	一部概成		18				国道
49	内船、天狗山	有	無	無	無	1	未成					1	無
50	内船、天狗山	有	無	無	無	1	未成					1	無
51	内船、小内船	有	無	無	無	2	一部概成				1		県道
52	真條	有	無	無	無	0	未成				1		県道
53	富岡	有	無	無	無	1	未成				1		市町村
54	富岡	有	無	無	有	3	未成				1		市町村
55	富岡	有	無	無	無	1	未成				1		県道
56	居里	有	無	無	無	0	未成		20				市町村
57	中村	有	無	有	有	1	未成		12			1	市町村
58	中村	有	無	無	有	0	未成		10			1	市町村
59	中村	有	無	無	有	0	未成		10			1	市町村
60	中村	有	無	無	無	0	未成	65				1	県道
61	鳥尻	有	無	有	無	1	未成			6			県道
62	佐野、相の山	有	無	無	無	2	未成						市町村
63	内船、鳥尻	有	無	有	無	1	未成				4	1	県道
64	内船、寄畑	有	無	有	無	0	未成					1	県道
65	内船、徳間	有	無	無	無	0	未成		10				市町村
66	内船、徳間	有	無	無	有	1	未成			5			市町村
67	内船、寄畑	有	無	無	無	0	一部概成		10				市町村
68	内船、八木沢	有	無	無	有	0	未成		10				市町村
69	内船、八木沢	有	無	無	無	0	一部概成				4	1	県道
70	内船、八木沢	有	無	無	無	0	未成			7		1	県道
71	内船、八木沢	有	無	無	無	0	未成		10			1	県道
72	内船、八木沢	有	無	無	無	0	一部概成		13			1	県道
73	内船、寄畑	有	無	無	無	0	未成					1	市町村
74	井出	有	無	無	無	0	未成					1	市町村
75	井出	有	無	無	無	1	未成			6		1	市町村
76	佐野、相の山	有	無	無	無	1	未成						市町村
77	佐野、松山	有	無	無	無	2	一部概成						市町村
78	佐野、松山	有	無	無	無	1	一部概成						市町村
79	内船、八木沢	有	無	無	無	1	未成						市町村
80	十島、白水	有	無	無	無	1	一部概成						市町村
81	十島、白水	有	無	無	無	2	一部概成						市町村
82	十島、白水	有	無	無	無	2	未成				2		市町村
83	十島、城山	有	無	無	無	1	未成						県道
84	十島、十島	有	無	無	無	0	未成		15				県道

85	十島、十島	有	無	無	無	0	未成		12				県道
86	十島、十島	有	無	無	無	5	未成					1	県道
87	佐野、柿元	有	無	無	無	0	未成						市町村
88	佐野、柿元	有	無	無	無	0	未成						市町村
89	佐野、柿元	有	無	無	有	0	未成						市町村
90	佐野、下野	有	無	無	無	0	未成				2		市町村
91	佐野、下野	有	無	無	無	0	未成						市町村
92	佐野、本村	有	無	無	無	4	一部概成						市町村
93	佐野、本村	有	無	無	無	0	未成				1		市町村
94	佐野、本村	有	無	無	有	0	一部概成				3		市町村
95	佐野、本村	有	無	無	有	0	未成			8			市町村
96	内船、富岡	有	無	無	無	1	未成		10				市町村
97	横道	無	無	無	無	1	未成		16				県道
98	権現島 2	無	無	無	有	13	未成		26				県道
99	権現島 3	無	無	無	有	8	未成				3		林道
100	南俣川	有	無	無	有	19	未成						林道
101	大岱	有	無	無	無	4	無						林道
102		有	無	有	有	24	無						林道
103	西又川砂岸	無	無	有	無	2	未成						林道
104	大和	無	無	無	無	0	無						市町村
105	西川 2	無	無	無	無	2	無				2		市町村
106	寄畑	有	無	無	無	1	未成			5			県道、町道
107	中野	有	無	無	有	0	未成			7			国道、町道、農道
108	上佐野(国有林内)	有	無	無	無	1	未成		15				町道、林道
109	内船中山	有	無	無	有	55	一部概成		40				町道、林道
110	上佐野、西乗	有	無	無	無	6	一部概成			6			無
111	上佐野、栃広	有	無	無	無	6	未成		10				その他
112	不動沢	有	無	無	無	2	一部概成						林道
113	富士、峰	有	無	無	無	0	未成		13				市町村
114	富士、平	有	無	無	無	0	未成		17			1	市町村
115	富士、平	有	無	無	有	0	未成			8		1	市町村
116	富士、平	有	無	無	有	0	未成			7		1	市町村
117	富士、平	有	無	無	有	0	未成		12				市町村
118	富士、平	有	無	無	無	0	未成		12				その他
119	富士、平	有	無	無	有	1	未成		11				市町村
120	富士、坂下	有	無	無	有	0	未成		10				その他
121	椿根、真條	有	無	無	有	1	未成		10				国道
122	椿根、真條	有	無	無	有	0	未成		15				国道
123	椿根、原戸	無	無	無	有	2	無						市町村
124	椿根、原戸	無	無	無	有	0	無						市町村
125	椿根、原戸	無	無	無	有	0	無				1		市町村
126	椿根、原戸	無	無	無	有	0	無				1		市町村
127	椿根、原戸	無	無	無	有	0	無				1		市町村
128	椿根、原戸	有	無	無	無	1	概成		10				国道
129	椿根、竹ノ花	有	無	無	有	0	未成				4		国道
130	椿根、竹ノ花	有	無	無	有	0	未成				4		国道

131	楮根、釜ウト	有	無	無	有	1	未成				2		市町村
132	楮根、釜ウト	有	無	無	有	5	未成				2		市町村
133	楮根、内田	有	無	無	有	0	未成				2		国道
134	楮根、七通	無	無	無	無	0	未成			5			その他
135	楮根、七通	有	無	無	無	0	未成				3		国道
136	楮根、七通	有	無	無	有	0	未成						市町村
137	楮根、広見	有	無	無	有	0	未成						国道
138	楮根、小麦沢	有	無	無	有	1	未成						国道
139	楮根、北峯	有	無	無	無	0	未成			5			国道
140	楮根、峯坂	有	無	無	有	0	未成				3		国道
141	徳間	有	無	無	有	1	未成						市町村
142	徳間、上村	有	無	無	有	0	未成						市町村
143	徳間、上村	有	無	無	有	1	未成			6			市町村
144	徳間、下村	有	無	無	有	1	未成			5			市町村
145	徳間、下村	有	無	無	有	0	一部概成				1		県道
146	徳間、下村	有	無	無	有	0	未成				3		県道
147	徳間、下村	有	無	無	有	0	未成				3		県道
148	徳間、下村	有	無	無	無	0	未成						県道
149	徳間、西根能	有	無	無	無	1	未成						県道
150	徳間、西根能	有	無	無	無	0	未成						県道
151	富士、西市組	有	無	無	無	1	未成				3		県道
152	富士、西市組	有	無	無	無	0	未成				1		市町村
153	富士、西市組	有	無	無	無	0	未成				1		市町村
154	富士、向田	有	無	無	無	0	未成			8			市町村
155	富士、向田	有	無	無	無	0	未成			6			市町村
156	富士、向田	有	無	無	無	1	未成				3		市町村
157	富士、鯨野	無	無	無	無	2	未成						市町村
158	富士、鯨野	無	無	無	無	1	未成				1		市町村
159	富士、鯨野	有	無	無	無	3	未成				1		市町村
160	富士、鯨野	無	無	無	無	0	未成						市町村
161	富士、鯨野	無	無	無	無	0	未成						市町村
162	富士、鯨野	無	無	無	有	0	未成				1		その他
163	富士、向田	有	無	無	無	0	一部概成						市町村
164	富士、御堂入	有	無	無	無	0	未成			5			市町村
165	富士、御堂日向	有	無	無	無	0	未成				4		市町村
166	富士、御堂	有	無	無	有	0	未成				1		市町村
167	富士、御堂	有	無	無	無	0	未成				1		市町村
168	富士、切久保	有	無	無	無	1	未成			6			国道
169	富士、竹の沢	有	無	無	有	0	未成			5			県道
170	富士、竹の沢	無	無	無	無	0	未成		15				県道
171	富士、東根能	有	無	無	無	1	一部概成			8			県道
172	富士、東根能	無	無	無	有	0	未成			8			県道
173	富士、東根能	無	無	無	無	0	未成			8			県道
174	富士、東根能	無	無	無	無	0	未成			8			県道
175	富士、東根能	無	無	無	有	0	未成						市町村
176	徳間、西根能	無	無	無	無	0	未成				4		市町村
177	徳間、西根能	無	無	無	無	0	未成				1		市町村
178	徳間、西谷	無	無	無	無	0	未成				2		市町村

179	徳間、西谷	無	無	無	無	0	未成				2		市町村
180	徳間、西谷	無	無	無	無	0	未成			5			市町村
181	徳間、西谷	無	無	無	無	0	未成				1		市町村
182	徳間、南又	無	無	無	無	0	未成				1		市町村
183	徳間、南又	無	無	無	無	5	未成			5			市町村
184	徳間、南又	無	無	無	無	0	未成				1		県道
185	万沢、西行	有	無	無	有	3	一部概成		20				国道
186	万沢、西行	有	無	無	無	0	未成				2		国道
187	万沢、横沢	無	無	無	無	0	一部概成				3		市町村
188	万沢、横沢	無	無	無	有	0	未成				2		市町村
189	万沢、外出	無	無	無	無	1	未成			8			市町村
190	万沢、外出	無	有	無	有	1	未成			6			市町村
191	万沢、大城	有	無	無	無	0	未成				4		市町村
192	万沢、横峯	無	無	無	有	0	無						市町村
193	万沢、横峯	無	無	無	無	0	未成						国道
194	万沢、境川	無	無	無	無	0	未成						国道
195	万沢、境川	無	無	無	無	0	未成						国道
196	万沢、境川	無	無	無	有	0	未成						国道
197	万沢、境川	無	無	無	無	1	無						国道
198	万沢、境川	無	無	無	無	2	無		10				国道
199	万沢、屋敷平	無	無	無	有	0	未成				3		国道
200	万沢、屋敷平	無	無	無	無	0	未成						市町村
201	万沢、屋敷平	無	無	無	無	0	未成		13				市町村
202	万沢、杉山	有	無	無	無	0	未成		10				市町村
203	万沢、杉山	有	無	無	無	0	一部概成						市町村
204	万沢、杉山	無	無	無	無	3	無						市町村
205	万沢、杉山	無	無	無	有	1	無						市町村
206	万沢、細田	無	無	無	有	0	無						市町村
207	万沢、細田	無	無	無	有	1	無						市町村
208	万沢、細田	有	無	無	無	0	未成				2		市町村
209	万沢、唐沢	有	無	無	無	0	未成				2		市町村
210	万沢、唐沢	有	無	無	無	0	未成			5			市町村
211	万沢、唐沢	有	無	無	無	0	未成			5			市町村
212	万沢、井戸入	有	無	無	無	3	未成		14				市町村
213	万沢、井戸入	有	無	無	無	5	未成				2		市町村
214	桑原沢	無	無	無	無	17	未成		10				国道
215	徳間	無	無	無	無	1	無		10				県道
216	大洞沢	有	無	無	有	33	未成						林道
217	南又	無	無	無	無	0	未成		15				県道、農道
218	万沢	無	無	無	無	0	未成				2		県道、町道
219	福士、ござぎ	有	無	無	有	4	未成						林道

2 山腹崩壊危険地区

平成30年4月1日現在

番号	位置 (大字、字)	保安 林等	他の 法令等 の指定	荒 廃 状 況	面積 (ha)		治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
					調 査 地 区	85 点 以 上 の メ ッ シ ュ 危 険 地 区		人 家 50 戸 以 上	人 家 49 戸 以 下	人 家 9 戸 以 下	人 家 4 戸 以 下	(道路を除く) 公共施設	道路
1	南部	有	無	有	10	10	一部概成	125				1	国道
2	成島	有	無	無	3	3	一部概成		11				市町村
3	成島	有	無	無	2	2	一部概成		18				県道
4	成島	有	無	無	4	4	一部概成		25				林道
5	塩沢	有	無	無	2	2	一部概成			8			国道
6	塩沢	無	無	無	1	1	無			5			国道
7	内船	無	無	無	1	1	無			5			市町村
8	内船	無	無	無	3	3	無		36			1	市町村
9	内船	無	無	無	2	2	無	80				3	その他
10	内船	有	無	無	3	3	一部概成		15				県道
11	内船	無	無	無	9	9	無					1	市町村
12	下佐野	有	無	有	4	4	無						市町村
13	佐野	有	無	無	14	13	一部概成						市町村
14	上佐野、小草里	無	無	無	22	22	無		30				林道
15	佐野、上佐野	有	無	無	4	4	無			7			林道
16	内船、島尻	無	無	無	8	8	無			8			国道
17	西川、敬神	無	無	無	2	1	未成		22				市町村
18	柳島、柳島	無	無	無	5	5	無		28			1	市町村
19	内船、小木沢	無	無	無	8	8	無		38				市町村
20	井出、下井出	無	無	無	19	19	未成		19				県道
21	小川上	無	無	無	9	9	無			6			市町村
22	塩沢2	無	無	無	12	12	一部概成			6			県道
23	塩沢1	無	無	無	12	12	無		23				市町村
24	内船、天狗松	無	無	有	7	7	無					1	県道
25	内船、小内船山	無	無	有	19	18	無					1	県道
26	小草里	有	無	有	13	12	未成		15				町道、 林道
27	富士	無	無	有	4	4	無			5			国道
28	富士	無	無	無	4	3	無			9			県道
29		有	無	有	3	3	未成			9			国道
30	富士	有	無	有	3	3	未成		45				県道
31	富士	無	無	有	3	3	無		11				県道
32	富士	無	無	無	6	5	無		23				県道
33	富士	無	無	有	4	4	無			8			市町村
34	富士	無	無	無	3	3	無			6			市町村
35	富士	無	無	無	3	3	無		23				市町村
36	富士	無	無	無	2	1	無			6			市町村
37	富士、西根熊	有	無	無	10	9	未成			9			県道

38	徳間、上村 (A)	無	無	無	1	1	無		11				市町村
39	徳間	有	無	無	1	1	無		10				市町村
40	万沢	有	無	無	5	3	未成		25				国道
41	万沢	有	無	無	2	2	未成		10				国道
42	万沢	無	無	無	5	4	未成		32			1	県道
43	万沢	無	無	無	2	2	無				3		市町村
44	富士	無	無	無	9	9	無		11			2	県道
45	万沢、鳥山	無	無	有	9	9	無						県道
46	万沢、中平山	無	無	有	10	9	無		18				国道

3 地すべり危険地区

平成30年4月1日現在

番号	位 置 (大字、字)	保 安 林 等	地 す べ り 防 止 区 域	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	以 上 危 険 地 区 85 点 メ ッ シ ュ	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
								人 家 50 戸 以 上	人 家 49 〜 10 戸	人 家 9 〜 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道路を除く) 公共施設	道 路
1	本郷、西川	有	有	無	有	30	一部概成	60					国道
2	本郷、杉尾	有	無	無	有	17	未成	75					国道
3	塩沢、塩沢	有	無	無	有	8	未成		24				国道
4	内船、居里	有	無	無	有	18	未成		48			1	国道
5	本郷、大林	有	無	有	有	4	一部概成		25				町道
6	本郷、鍛冶屋林	有	無	有	有	4	一部概成		13				町道

○老朽ため池の所在地及び整備状況

平成30年4月1日現在

池 名	形 式	所 在 地	貯 水 量	整備及び老朽 状 態
中野池	土堰堤	南部町中野5097-2	2000m ³	漏水無

〔様式〕

○自衛隊災害派遣要請依頼書

年 月 日

山梨県知事殿

発 信 者 名
(南部町災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

1 災害の情况及び派遣要請をする事由

- (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

自 年 月 日
至 年 月 日

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

4 要請日時

年 月 日

5 その他参考となるべき事項

- (1) 連絡場所及び連絡責任者
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

○応援等要請のための連絡事項

応援等要請のための連絡事項

第		報		
年	月	日	時	分

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	年	月	日	時	分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県				市区町村
出動を希望する区域・活動内容					
災害の状況					
	原子力施設等	有・無	被 害	有・無・不明	
	石油コンビナート等	有・無	被 害	有・無・不明	

応 援 等 連 絡 日 時	年 月 日 時 分				
必要とする応援隊 〔必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。〕	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊		特殊装備小隊	密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊			遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他（	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

※応援等の要請に対しては、峡南消防本部と密接な調整が必要。

○医療救護班応援要請書

様式 1

医療救護班応援要請書

医療機関	
発信時刻	
発信者氏名	
TEL	
FAX	

保健所	
受信時刻	
受信者氏名	
発信時刻	
発信者氏名	
TEL	
FAX	
対応	済 ・ 未

医務課	
受信時刻	
受信者氏名	
対応済	

市町村（救護所）	
発信時刻	
発信者氏名	
TEL	
FAX	

要請元機関名

【 】救護班 ※【 】内に医療・歯科・精神科等わかるように記載すること

必要人員		派遣場所			
必要チーム数	備考	名称	所在地 (ヘリポート含む)	傷病者数（概数でも可） （救護所のみ記入）	
				重症	人
				中症	人
				軽症	人
				判定未実施	人
				重症	人
				中症	人
				軽症	人
				判定未実施	人
				重症	人
				中症	人
				軽症	人
				判定未実施	人

※医師1名、看護師2名、その他（薬剤師、事務等）1名で1チームが基本。特別の事情から異なる構成のチームが必要な場合、備考欄に記入する。

※電話等による場合は、上記項目を明確に伝え、または聞き取ること。

※医療機関と市町村（救護所）と調整して要請を行う。

○消防防災航空隊出場要請書

直通電話 (0551) 20-3601

F A X (0551) 20-3603

1 要 請 団 体	発信者				
2 災 害 種 別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害	
3 要 請 内 容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送
4 発 生 場 所 目 標	(市・町・村) 目標				
5 発 生 日 時	年	月	日	曜日	時 分頃
6 事 故 概 要 又 は 災 害 概 要					
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (	m / s	気温 ℃ 警報・注意報)
8 必 要 資 機 材					
9 出 場 先 場 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町・村)			番地
	要請側病院名				病院
10 搬 送 先 場 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町・村)			番地
	搬送先病院名				病院
11 傷 病 者 等	住 所				
	氏 名	生年月日	年	月	日 歳
	傷病名	程 度	重・中・軽	男・女	
12 現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名		氏名		
13 地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
14 他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無)	機関名	機数	機	
15 要 請 日 時	年	月	日	曜日	時 分
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1 航 空 隊 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
2 到 着 予 定 時 間	年	月	日	曜日	時 分
3 活 動 予 定 時 間	時間		分		
※ その他の特記事項					
		受 信 者			

○県指定に基づく報告様式

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556-22-8135)
峡南地域県民センター管内PAGE
(様式2-1-1)

市町村被害状況票		市町村名			
集 計 日 時	月 日 時 分 現在	市町村名担当者名			
受信番号 (地域県民 センター)		受信者 (地域県民セ ンター)			
受 信 日 時	月 日 時 分	受信方法		電話 FAX その他	
1 人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明	
2 物的被害 (棟)	全壊	半壊	一部破損		
	床上浸水	床下浸水	非住家床上	非住家床下	
3 火災 (棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数	
4 被害概況					
5 道路					
6 橋梁					
7 河川					
8 崖崩れ					
9 電話					
10 電気					
11 ガス					
12 水道					
13 鉄道					
14 バス					
15 避難所					
16 ヘリ関係					
17 教育					
18 農業					
19 応急対策					
20 その他					
21 応援要請	①消防 (県内・緊消防) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他				
○要請内容 (いつ、どこへ、何を、どの位、手段)					
連絡先 (住所等)		電話	担当者		
22 避難状況	①勧告 ②指示 ③避難準備 ④自主				
月 日 時 分	避難地域 避難先		世帯	人	
月 日 時 分	避難地域 避難先		世帯	人	
受信票送付先	防災危機管理課防災危機管理担当 電 話 055-223-1432 FAX 055-223-1429		受 信 者 日 時	氏名 年 月 日 時 分	

※市町村→地方連絡本部 (地域県民センター) →防災危機管理課

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556-22-8135)

峡南地域県民センター管内

(様式2-1-2)

市町村災害対策本部等設置状況		市町村名		
発信 日時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名		
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)		
受信 日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他	
災害警戒本部等設置		設 置 年 月 日 時 分		
		解 散 年 月 日 時 分		
災害対策本部設置		設 置 年 月 日 時 分		
		解 散 年 月 日 時 分		
受信票送付先	防災危機管理課防災危機管理担当 電 話 055-223-1432 FAX 055-223-1429		受信者 日時	氏名 年 月 日 時 分

※市町村→地域県民センター→防災危機管理課

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556-22-8135)

市町村 → 県民センター

(警戒-4)

市町村職員参集状況

市町村名

担当者名

(年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・ 注意情報 (第1・2・3報) 発表時点
- ・ 注意情報 (第1・2・3報) 発表後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令時点
- ・ 警戒宣言発令後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況 (人)

※地震災害警戒本部 (市町村) → 地方連絡本部 (地域県民センター)

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556-22-8135)

県民センター → 防災危機管理課

(警戒-8)

地震防災応急対策実施等状況票

(第 報)

市町村名 地域県民センター名		報告日時	年 月 日 時 分
実施(集計)時点	注意情報発表 以後	実施 (集計) 日時	年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害	1～20に係るもので、事前対策を行った場合に記載してください。		
2 物的被害(棟)			
3 火災(棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 振興局体制			
21 その他			

※市町村本部→地方連絡本部→県本部

報告者

電話

FAX

市町村別避難所開設状況一覧表

(警戒-9)

年 月 日 : 現在

記入者

市町村名

[illegible]

※避難種別（勧告・指示・自主） ※市町村地震災害警戒本部→地方連絡本部

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX 0556-22-8135)

(様式 地-3)

市町村初動体制確認票

		市町村名			
市町村担当者 職・氏名					
受信日時	月 日 時 分	市町村 集計時刻	月 日 時 分 現在		
受信者名		受信方法	電話	FAX	その他 ()
1 災害対策本部 設置状況		①設置済み ②設置予定 ③設置不可 ④設置不要 ↓			
設置日時		月 日 時 分		電話番号	
設置場所				FAX番号	
2 本部員参集状況		職・氏名		出動状況	
本部長				在 不在	
副本部長				在 不在	
副本部長				在 不在	
3 職員参集状況		本部要員 概ね () 人参集		その他 概ね () 人参集	
4 設備作動状況		作動状況		備考	
防災無線		良 不良			
同報無線		良 不良 無			
消防無線		良 不良 無			
5 周辺被害状況		庁舎周辺の被害概況 (確認できる範囲で)			
人的被害		死 傷 者	①不明 ②なし ③死傷者発生		
建物被害		建物倒壊	①不明 ②なし ③倒壊少数 ④倒壊多数		
火 災		火災発生	①不明 ②なし ③火災発生 ④延焼火災発生 概ね 箇所		
そ の 他		山・崖くずれ	①不明 ②なし ③山・崖くずれ発生		
		液状化	①不明 ②なし ③液状化発生		
		その他			
備 考					

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556-22-8135)

(様式 地-5)

町村被害速報

		町村名						
町村担当者 職・氏名								
受信日時	月 日 時 分	町村 集計時刻	月 日 時 分 現在					
受信者名		受信方法	電話	FAX	その他 ()			
1 人的被害								
死 者	①あり (概ね 人)		②なし		③不明			
負 傷 者	①あり (概ね 人)		②なし		③不明			
行方不明者	①あり (概ね 人)		②なし		③不明			
2 施設被害								
建物倒壊	①全壊あり		②半壊あり		③一部損壊あり		④なし	
火 災	①延焼中(概ね 箇所く)世帯)		②なし					
電 力	①全世帯停電		②一部停電		③正常		④不明	
電 話	①全世帯不通		②一部不通		③正常		④不明	
3 その他被害								
道 路								
橋 梁								
河 川								
崖崩れ								
ガ ス								
水 道								
鉄 道								
バ ス								
避難所								
教 育								
農 業								
応急対策								
その他								
4 避難の状況		種別	避難日時	地区名	世帯数	人数	避難先	避難先等
※「種別」欄には 『勧告』(避難勧告) 『指示』(避難指示) 『自主』(自主避難) のいずれか記入								
備 考								

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556-22-8135)

(様式3-4-2)

市町村被害状況票		市町村名	
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村名担当者名	
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)	
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
1 人的被害	死者 重傷 軽傷 行方不明		
2 物的被害	全壊 棟 人 世帯	半壊 棟 人 世帯	一部破損 棟 人 世帯
	床上浸水 棟 人 世帯	床下浸水 棟 人 世帯	非住家床上 棟 人 世帯
3 火災 (棟)	全焼	半焼	部分焼 火災発生件数
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 応急対策			
20 その他			
21 応援要請	①消防 (県内・緊消防) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他		
○要請内容 (いつ、どこへ、何を、どの位、手段)			
連絡先 (住所等)		電話	担当者
22 避難状況	①避難準備情報 ②避難勧告 ③避難指示 ④自主		
月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯 人	
月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯 人	
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧避難・輸送対策班 ⑨建築物・廃棄物対策班 ⑩その他 (部 課)	受信者 日 時	氏名 年 月 日 時 分

※市町村→地方連絡本部 (地域県民センター) →災害対策本部情報収集班

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556-22-8135)

(様式3-4-5)

市町村災害対策本部等設置状況・ 職員参集状況票		市町村名	
集 計 時 点	月 日 時 分 現在	~~市町村~~ 担当者名	
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)	
受 信 日 時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
災害対策本部設置	設 置 年 月 日 時 分		
	解 散 年 月 日 時 分		
	設置場所 電話 FAX		
職員参集状況	人		

※市町村→地方連絡本部（集計）→災害対策本部情報収集班

(様式 3-4-6)

年 月 日 : 現在

記入者

[illegible]

※市町村→地方連絡本部（集計）→災害対策本部情報収集班

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第1号様式

災 害 報 告

都道府県		山 梨 県		区 分		番号	被 害			
災 害 者		年 月 日 第 報		田		流出・埋没	ha	22		
年 月 日		確 定		畑		冠 水	ha	23		
報告者名				文 教 施 設		箇所		26		
区		分		番号	被 害	病 院	箇所	27		
人 的 被 害	死 者	人	1		道 路	箇所		28		
	行 方 不 明	人	2		橋 梁	箇所		29		
	負 傷 者	重 傷	人	3		河 川	箇所		30	
		軽 傷	人	4		港 湾	箇所		31	
住 家 被 害	全 壊	棟	5		砂 防	箇所		32		
		世帯	6		清 掃 施 設	箇所		33		
		人	7		崖 崩 れ	箇所		34		
	半 壊	棟	8		鉄 道 不 通	箇所		35		
		世帯	9		被 害 船 舶	隻		36		
		人	10		水 道 戸			37		
	一 部 破 損	棟	11		電 話 回 線			38		
		世帯	12		電 気 戸			39		
		人	13		ガ ス 戸			40		
	床 上 浸 水	棟	14		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		41		
世帯		15		社 会 福 祉 施 設	戸		42			
人		16		ガ ー ド レ ー ル	箇所		43			
床 下 浸 水	棟	17		罹 災 世 帯 数	世帯		44			
	世帯	18		罹 災 者 数	人		45			
	人	19		火 災 発 生	建 物 件		46			
非 住 家	公 共 建 物	棟	20		危 険 物 件		47			
	そ の 他	棟	21		そ の 他 件		48			

区 分		番号	被 害	都 道 府 県 本 部	名 称			
公 共 文 教 施 設		千円	49		設 置	年 月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設		千円	50		解 散	年 月 日 時		
公 共 土 木 施 設		千円	51					
その他の公共施設		千円	52					
小 計		千円	53					
公共施設被害市町村数		団体	54					
そ の 他	農 産 被 害	千円	55			計 団体		
	林 産 被 害	千円	56					
	畜 産 被 害	千円	57					
	水 産 被 害	千円	58					
	商 工 被 害	千円	59					
						計 団体		
そ の 他		千円	60		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
被 害 総 額		千円	61		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
災害発生場所								
災害発生年月日								
災害の概況								
消防機関の活動状況								
その他（避難の勧告・指示の状況）								

〔山梨南部町防災〕

第2号様式

災 害 中 間 年 報

都道府県名

区 分			災 害 名							計
			発 生 年 月 日							
人 的 被 害	死 者		人							
	行 方 不 明 者		人							
	負 傷 者	重 傷	人							
		軽 傷	人							
住 家 被 害	全 壊		棟							
			世帯							
			人							
	半 壊		棟							
			世帯							
			人							
	一 部 破 損		棟							
			世帯							
			人							
	床 上 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
床 下 浸 水		棟								
		世帯								
		人								
非住家	公 共 建 物		棟							
	そ の 他		棟							
り 災 世 帯 数			世帯							
り 災 者 数			人							
被 害 総 額			千円							
公 立 文 教 施 設			千円	()	()	()	()	()	()	
農 林 水 産 業 施 設			千円	()	()	()	()	()	()	
公 共 土 木 施 設			千円	()	()	()	()	()	()	
そ の 他 の 公 共 施 設			千円	()	()	()	()	()	()	
そ の 他 被 害			千円							
消 防 職 員 出 動 延 人 数			人							
消 防 団 員 出 動 延 人 数			人							
都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	

第3号様式

災 害 年 報

都道府県名

災 害 名 発生年月日									計
区 分									
人的被害	死者	不明者	人						
			人						
			人						
死者	負傷者	重傷	人						
			人						
			人						
住家被害	全壊	棟	世帯						
			人						
			棟						
	半壊	棟	世帯						
			人						
			棟						
	一部破損	棟	世帯						
			人						
			棟						
	床上浸水	棟	世帯						
			人						
			棟						
非住家	公共建物	その他	棟						
			ha						
			ha						
その他	田	冠水	ha						
			ha						
			ha						
	畑	冠水	ha						
			ha						
			ha						
	学	校	箇所						
			箇所						
			箇所						
	道	路	箇所						
			箇所						
			箇所						
	橋	り	箇所						
			箇所						
			箇所						
	河	川	箇所						
			箇所						
			箇所						
	港	湾	箇所						
			箇所						
			箇所						
	砂	防	箇所						
			箇所						
			箇所						
	清	掃	箇所						
			箇所						
			箇所						
	鉄	道	箇所						
			箇所						
			箇所						
	被	害	隻						
			戸						
			戸						

災 害 名 発生年月日									計
区 分									
電	話	回線							
電	気	戸							
ガ	ス	戸							
その他	ブロック塀等	箇所							
火災発生	建物	件							
り	災	世帯数	世帯						
			人						
			人						
公	立	文教施設	千円	()	()	()	()	()	()
			千円	()	()	()	()	()	()
			千円	()	()	()	()	()	()
農	林	水産業施設	千円	()	()	()	()	()	()
			千円	()	()	()	()	()	()
			千円	()	()	()	()	()	()
小	計	公共施設被害 市町村数	千円	()	()	()	()	()	()
			団体						
			千円						
そ	の	農産被害	千円						
			千円						
			千円						
他	の	畜産被害	千円						
			千円						
			千円						
被	害	総額	千円						
			千円						
			千円						
都道府県	災害対策本部	設置 解散	月日	月日	月日	月日	月日	月日	
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	
災害対策本部	設置市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員	出動延人数	人数							
消防団員	出動延人数	人数							

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分)	
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 負傷者 重症 中等症 軽 症		人 人 人 人 人 人 人 人 人		死者の生じた 理 由	
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全 焼 半 焼 部分焼 ぼ や	棟 棟 棟 棟	} 計 棟		焼 損 面 積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他		台 人 台 人 人 人			
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設などに係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	(レイアウト第1種、第1種、第2種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物資の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ()			物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)		台 人	
		消 防 団		台 人	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
		そ の 他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 _____

事 故 災 害 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事 故 等 の 概 要				
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）		負傷者等 人（ 人）	
	計 人		{ 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
救 助 活 動 の 要 否				
要 救 護 者 数（見 込）			救 助 人 員	
消 防 ・ 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名	報 告 日 時	年 月 日 時 分
	都 道 府 県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報 告 者 名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)				(市町村)			

（注） 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

〔山梨南部町防災〕

[illegible]

※被害額は省略することができるものとする。

○各種救助に係る様式

様式 1

市町村名		地区別被害状況調査表																				健康福祉事務所名		
																						調査時刻	年 月 日 時 分	
																						報告時刻	年 月 日 時 分	
区分 地区別	人的被害					住家の被害															備考			
	死 亡	行 方 不 明	負傷		計	全壊（焼）			半壊（焼）			床上浸水			一部破損			床下浸水				計		
			棟	世帯		人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯		人員	棟	世帯

資料編

様式 2

世 帯 別 被 害 調 査 表

災 害 名														発信健康福祉事務所名													
市 町 村 名														調 査 時 刻													
														報 告 時 刻													
地 区 名	被 災 世 帯 主 氏 名	世帯主の年齢	世帯主の職業	世帯人員	被 害 状 況								世 帯 区 分						市町村民税課税状況			学 童		備考			
					人的被害				住家の被害				被保護		身体障害者	高齢者	母子	要保護	その他	非課税	均等割	所得割	中学生徒		小学児童		
					死 亡	行方不明	負傷		全壊・焼	半壊・焼	床上浸水	一部破損	床上浸水	生活保護												扶 他 の 助	
							重傷	軽傷																			

様式 3

救助活動の種類別実施状況

市 町 村 名				保健福祉事務所			
				報告年月日・時刻		年 月 日 時 分	
救 助 の 種 類		救 助 の 内 容 等		救 助 の 種 類		救 助 の 内 容 等	
(1) 避難所の設置		①設置箇所数 (箇所)		(5) 家屋の応急修理		①修理月日 月 日 時～ 月 日 時	
		②避難者数 (世帯 人)				②修理家屋 箇所	
		③避難所別の内訳		(6) 学用品支給		③修理方法	
		(/ 世帯 人)				①支給月日 月 日 時～ 月 日 時	
		(/ 世帯 人)				②支給状況 中学生 人	
		(/ 世帯 人)				小学生 人	
		(/ 世帯 人)					
(/ 世帯 人)							
(2) 炊き出しその他食品の給与		① 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		(7) 埋 葬		①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時	
		② 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				②埋葬者数 人	
		③ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		(8) 死体の搜索		①搜索月日 月 日 時～ 月 日 時	
		④ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				②搜索対象	
		⑤ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				③搜索地域	
		⑥ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				④搜索方法 (具体的)	
		⑦ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)					
(3) 飲料水の供給		給水車～ 台 (月 日 ～ 月 日) 延 L		(9) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)		①処理月日 月 日 時～ 月 日 時	
		ペットボトル～ 本 (月 日 ～ 月 日) 延 L				②処理件数 大人 (12歳以上) 体	
		ろ過器～ 器 (月 日 ～ 月 日) 延 L				子供 (12歳未満) 体	
(4) 災害を受けた者の救出		①作業月日 月 日 時～ 月 日 時		(10) 障害物の除去 (居宅内の)		③検案者 () 体	
		②地区名				() 体	
		③救出人員 世帯 名				() 体	
		④救出方法 (具体的)				①作業月日 月 日 時～ 月 日 時	
						②作業箇所 箇所	
						③作業方法	

様式 4

被災世帯調査原票

整理番号N0

市町村名（ ）

世帯主氏名				住 所				調査者氏名				
被害程度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水						状 況				
応急救助を必要とする家族の状況	氏 名	続 柄	性別	年齢	職 業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備 考
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
小 計												
被害にあった住家		棟（自家、借家）				被害にあった非住家		棟（自家、借家）				
避難 先		①縁故先（ ）						②避難した施設（ ）				
食料、家財等の滅失状況		①食料		②炊事用具		③被服類		④寝具類		⑤その他		
生活保護法の適用の有無（有 ・ 無）				調査者の意見								
摘 要												

第14号様式

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ()

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考
避難所用								
炊出しその他 による食品給 与用								
給水用機械器 具燃料浄水用 薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材 料								
被災者救出用 機械器具燃料								
燃料及び消耗 品								
・・・など								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受払先及び払出し先を記入すること。
- 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
- 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
- 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。なお、「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。

第15号様式

避難所設置及び収容状況

市町村名（ ）

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実 人 員	延 人 員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

第16号様式

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

市町村名 ()

応急仮設 住宅番号	世 帯 主 氏 名	家族 数	所 在 地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月 日	竣 工 月 日	入居 月 日	実 支 出 額	備考
		人									
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

第17号様式

炊 き 出 し 給 与 状 況

市町村名 ()

炊出し場の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

(注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

第19号様式

物 資 の 給 与 状 況

市町村名 ()

住家被害 程度区分	世帯主 氏 名	基 礎 と な っ た 世 帯 構 成 人 員	給与月日	物資給与の品名						実支出 額	備考
				布団	毛布	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
	全 壊	世帯									
	半 壊	世帯									

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者 所属職氏名

印

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 給与月日には、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入する。
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

第20号様式

救 護 班 活 動 状 況

〇 〇 救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い 故障、破損 した器具・ 器材の修繕 費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

第21号様式

病院診療所医療実施状況

市町村名（ ）

診 療 機 関 名	患 者 氏 名	診療期間	病 名	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額	備 考
				入 院	通 院	入 院	通 院		
		月 日				点	点	円	
計	機関 人								

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

第22号様式

助産台帳

市町村名（ ）

分娩者 氏名	分娩 日時	助産機関名	分娩 期間	金額	備考
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		

第24号様式

住宅応急修理記録簿

市町村名（ ）

世帯主氏名		修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯				

第26号様式

学用品の給与台帳

市町村名（ ）

学校名	学 年	児 生 氏 名	童 徒 名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給与品の内訳						実支 出額	備 考	
						教科書			教 材		その他学用品			
						国語	算数	〇〇	〇〇	〇〇	ノート			〇〇〇
												円		
									</					

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者(学校長)

氏名

印

(注) 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

市町村名 ()

[illegible]

第29号様式

障 害 物 の 除 去 状 況

市町村名 ()

住家被害程度 区 分	氏 名	除去に要した 期 間	実 支 出 額	除去に要すべき状態の概要	備 考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

第6号様式

賃金職員等雇上台帳

(救助種別)			市町村名 ()										
住 所	氏 名	日 額	月 分						基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額	
計													

○罹災証明願

罹 災 証 明 願

南部町長 様

年 月 日

下記について、罹災したことを証明願います。

申請者 (来庁者)	住所 山梨県南巨摩郡南部町					
	電話 (必ず連絡ができる番号)					
	(現在の連絡先)					
	(住所と同じ場合は記入不要です) 電話					
	(フリガナ)					
罹災者氏名	氏名					
	(フリガナ)					
罹災世帯の 構成員	氏 名	続柄	生年月日	氏 名	続柄	生年月日
罹災住家等	物 件	☐ 住家 (☐ 持家 ☐ 貸家 ☐ 借家 (所有者名)) ☐ 非住家 ()				
	所 在	山梨県南巨摩郡南部町				
請求枚数等	通	必要理由 (理由、提出先等)				

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委 任 状	
南部町長 様	
上記申請者 _____ に、罹災証明書の請求・受領について委任します。	
	年 月 日
委任者	住所
	氏名 ㊞

***** 《ここから下は記入しないでください》 *****

罹 災 証 明 書

被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 一部破損 ☐ 流失 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水
罹災原因	年 月 日の (☐ 地震 ☐ 大雪 ☐ 台風 号 ☐ 風水害) による。
特記事項	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

南税発第 罹災 号

山梨県南巨摩郡 南部町長 ㊞

罹災証明について

- ・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明をするものです。

※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

- ・「罹災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判断します。

※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象とはなりません。

- ・集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。

- ・「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。

※表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁、構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「罹災程度」とことなることもあります。

〔そ の 他〕

○町内指定文化財一覧

1 国指定文化財（重要文化財）

文化財名称	文化財区分	所有者・管理者	指定場所	指定年月日
最恩寺仏殿・附厨子 1 基、棟札 1 枚	建 造 物	最恩寺	富士23502	昭和28年 3 月 31 日

2 県指定文化財

文化財名称	文化財区分	所有者・管理者	指定場所	指定年月日
絹本著色穴山信友画像	絵 画	円蔵院	南部7576	昭和42年 8 月 7 日
穴山勝千代画像（絹本著色）	絵 画	最恩寺	富士23502	昭和43年 2 月 8 日
絹本著色仏涅槃図	絵 画	円蔵院	南部7576	昭和58年 3 月 10 日
旧客殿襖絵 円山応挙筆（八幅）	絵 画	円蔵院	南部7576	平成11年 9 月 9 日
仏成寺鰐口	工 芸 品	仏成寺	成島3065	昭和58年 7 月 21 日
「顕長遠清」銘の短頸壺	工 芸 品	望月直巳	富士16613	平成元年 4 月 19 日
金山神社のイチョウ	天然記念物	西市組	富士14847— 1	昭和33年 6 月 19 日
モリアオガエル及び生息地	天然記念物	佐野 収	井出1398	昭和34年 2 月 9 日
本郷の千年ザクラ	天然記念物	本郷寺	本郷3230	昭和36年12月 7 日
顕本寺のオハツキイチョウ	天然記念物	顕本寺	万沢3926	昭和38年 9 月 9 日
井出八幡神社の社叢	天然記念物	井出八幡神社	井出558	昭和45年10月 26 日
島尻の大カヤ	天然記念物	木内 奨	内船10293	昭和61年 3 月 19 日
真篠城跡	史 跡		富士真篠	平成12年 3 月 2 日
紙本墨書般若心経秘鍵并序	書 跡	諏訪神社	南部8909	平成 5 年 2 月 15 日
木造薬師如来坐像	彫 刻	大塩区	塩沢1482	昭和34年 2 月 9 日
法雲庵の木造聖観世音菩薩坐像	彫 刻	正積山法雲庵 （宇上組）	内船7030	平成 8 年 5 月 2 日
内船歌舞伎	無形民俗文化財	内船歌舞伎保存会	内船地域	平成23年12月 1 日
天神堂遺跡出土品	有形文化財	南部町	南部町	平成16年 5 月 6 日

3 町指定文化財

文化財名称	文化財区分	所有者・管理者	指定場所	指定年月日
十島八幡神社の社殿	建 造 物	十島八幡神社	十島1868	昭和48年 9 月10日
大和駒形神社の社殿	建 造 物	駒形神社	大和141	昭和52年 9 月17日
内船八幡神社の社殿	建 造 物	内船八幡神社	内船3935	昭和52年 9 月17日
紙本墨画達磨像図	絵 画	円蔵院	南部7576	昭和55年12月23日
諏訪神社の騎獅文殊像	彫 刻	諏訪神社	南部8909	昭和48年 9 月10日
諏訪神社の獅子頭面	彫 刻	諏訪神社	南部8909	昭和48年 9 月10日
内船寺の小半鐘	工 芸 品	内船寺	内船3599	平成 8 年12月20日
円蔵院文書17札 (16点及び制札 1 枚)	書 跡	円蔵院	南部7576	平成 8 年12月20日
南部宿文書 8 札	書 跡	朝夷孝一郎家所蔵	南部3338	平成 8 年12月20日
諏訪神社文書 3 札	書 跡	諏訪神社	南部8909－ 1	平成 8 年12月20日
井出村天正検地帳	書 跡	佐野玲子	南部9172－10	平成10年 4 月 1 日
井出村慶長名寄帳	書 跡	佐野玲子	南部9172－10	平成10年 4 月 1 日
内船村慶長水帳	書 跡	新井榮子	万沢3486	平成10年 4 月 1 日
徳間相撲甚句	無形文化財	徳間相撲甚句保存会	福士18331	昭和49年 6 月10日
矢島神楽	無形文化財	矢島青年部	矢島地域	昭和49年 6 月10日
峰神楽	無形文化財	峰神楽保存会	峰地域	昭和49年 6 月10日
西市神楽	無形文化財	西市神楽保存会	西市地域	昭和49年 6 月10日
佐野の獅子舞	無形文化財	佐野獅子舞保存会	佐野地域	昭和51年 3 月 9 日
南部の火祭り (百八たい、投げ松明)	無形文化財	火祭り実行委員会	南部富士川河原	平成 8 年12月20日
天神堂遺跡	史 跡		万沢4119	昭和47年 7 月 6 日
万沢口留番所跡	史 跡		万沢3455	昭和49年 6 月10日
穴山信友の墓	史 跡	円蔵院	南部7576	平成 8 年12月20日
四条金吾夫婦の墓	史 跡	内船寺	内船3599	平成 8 年12月20日
南部氏一族の墓石群	史 跡	浄光寺	南部8843	平成 8 年12月20日

南部氏の館跡	史 跡	南部利文	南部老瀬地内 (南部8229-4)	平成8年12月20日
妙浄寺のイチョウ	天然記念物	妙浄寺	南部8122	昭和46年11月3日
円蔵院のジュンサイ	天然記念物	円蔵院	南部7576	昭和47年5月10日
下野八幡神社社叢	天然記念物	下野八幡神社	下佐野117-1	昭和47年5月10日
睦合小学校のセンダン	天然記念物	南部町	南部4534-1	昭和47年5月10日
内船八幡神社のイチョウとクスノキ	天然記念物	内船八幡神社	内船3935	昭和47年5月10日
顕本寺のヒノキ	天然記念物	顕本寺	万沢3926	昭和47年7月6日
佐野長治郎氏宅のサザンカ	天然記念物	佐野千鶴子	万沢1384	昭和47年7月6日
慈眼寺のタラヨウ	天然記念物	慈眼寺	中野4171	昭和48年11月13日
根熊池大神のイチョウ	天然記念物	池大神社	富士池大神	昭和51年6月10日
望月絢子氏宅のヤマモモ	天然記念物	望月絢子	富士1309	昭和51年6月10日
平八幡神社のシイノキ	天然記念物	平八幡神社	富士2145-1	昭和51年6月10日
佐野信雄氏宅のナンテン	天然記念物	佐野美恵子	富士4239	昭和51年6月10日
小葉山金山神社の社叢	天然記念物	小葉山金山神社	万沢小葉山集落内	昭和51年6月10日
原間のイトザクラ	天然記念物	本郷寺	本郷1547	昭和52年11月26日
根本のカヤ	天然記念物	山本昭和	内船5275	昭和52年11月26日
下田屋のカヤ	天然記念物	渡邊喜代子	南部7	昭和52年9月17日
峰の窪のカキ	天然記念物	高橋栄子	中野1617	昭和57年7月23日
一乗寺のオハツキイチョウ	天然記念物	一乗寺	万沢16538	昭和61年3月5日
万沢小学校のヒイラギモクセイ	天然記念物	南部町	万沢4119	昭和61年3月5日
ギフチョウ	天然記念物	南部町	南部町一円 (旧富沢町一円)	平成6年10月17日
大和万福寺のカヤ	天然記念物	万福寺	大和1564	平成8年10月12日
ギフチョウ	天然記念物	南部町	南部町一円 (旧南部町一円)	平成14年1月10日
万沢小学校所蔵の高札	有形文化財	南部町	万沢4119	平成8年10月17日
観智院の雲版	有形文化財	観智院	富士5524	平成10年8月31日

4 県指定自然記念物

名 称	区 分	所有者・管理者	指定場所	指定年月日
円蔵院のカギガタアオイ及びリンボク	自然記念物	円蔵院	南部7576	昭和52年12月28日
上佐野の透輝石	自然記念物		上佐野地域	昭和52年12月28日
佐野の暖帯林	自然記念物		下佐野	昭和47年10月30日
西市森の暖帯林	自然記念物		富士	昭和51年12月27日
富士川のサツキ及びシラン	自然記念物	国有地	万沢	昭和52年12月28日
石合のカタヒバ	自然記念物		富士	昭和55年 1 月28日
古城山のシイ及びウラジロ	自然記念物	円蔵院	南部	昭和55年 1 月28日

南部町地域防災計画

平成31年 3 月 1 日改訂

編 集 南 部 町 防 災 会 議
(山梨県)